



投資信託説明書(目論見書)
2009.1

Superfund

スーパーファンド・ジャパン



ケイマン籍 オープンエンド契約型 外国投資信託(円建て、米ドル建て)

■管理・運用は
クアドリガ・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド

SUPERFUND
THE FUTURE OF INVESTING

投資信託説明書(交付目論見書)
2009.1

Superfund

スーパーファンド・ジャパン



ケイマン籍 オープンエンド契約型 外国投資信託(円建て、米ドル建て)

■管理・運用は
クアドリガ・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド

SUPERFUND
THE FUTURE OF INVESTING

1. この目論見書により行うスーパーファンド・ジャパン（以下「当ファンド」といいます。）の受益証券の募集については、受託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年1月26日に関東財務局長に提出しており、平成21年1月27日にその届出の効力が生じております。
2. 交付目論見書は、金融商品取引法第15条第2項の規定により、あらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書です。
3. 請求目論見書（記載事項については交付目論見書「第二部 ファンド情報、第4 ファンドの詳細情報の項目」をご参照下さい。）は、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨を記録しておくこととなっておりますが、便宜上、交付目論見書と合わせて掲載しておりますのでご注意ください。
4. 当ファンドは投資信託であり、投資元本が保証されている商品ではありません。当ファンドの受益証券の価格は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

投資家の皆様に予めご確認いただきたい重要な事項

下記の記載事項は、スーパーファンド・ジャパン（以下「当ファンド」といいます。）にお申込みされる投資家の皆様に、あらかじめご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（目論見書）の内容を十分にお読みください。

当ファンドは価格変動性を伴う金融商品です。市況（金利、為替相場、金融商品の相場等の変動）により当ファンドの1口当たりの純資産額が元本を下回り、損失が生ずることとなるおそれがあります。

リスクについて

・金利リスク

金利の上昇はアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが保有する債券等の価値を減少させる可能性があります。一方、金利の下落時には、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが得るべき利息収入が減少する可能性があります。アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが投資する固定利付債券は長期金利と短期金利の差によるリスクに曝されています。またアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは変動利付証券に投資することができます。これらの投資商品の価値はかかる金利の絶対値又はかかる金利の変動に関する市場の予測に密接に関係します。これらにより当ファンドの投資対象であるマスターファンドのシェアの価値が下落し、当ファンドの1口当たりの純資産額が減少し、投資家に損失が生ずる可能性があります。

・為替リスク

当ファンドのサブファンドの円建てクラスの資産は米ドル建てのマスターファンドのサブファンドに投資されることがあり、さらにその資産の一部がアンダーライニング・マスターファンドの米ドル建てシェアに投資されることがあります。マスターファンドは米ドル建てですが、その資産（アンダーライニング・マスターファンドのシェアに投資されていないもの）を、米ドル以外の通貨建ての金融商品若しくは米ドル以外の通貨を参照してその価格が決定することのある金融商品に投資できます。アンダーライニング・マスターファンドの基準通貨は米ドルですが、とりわけ米ドル以外の通貨建ての債券及び株式並びに米ドル以外の通貨を参照してその価格が決定するその他の金融商品に投資できます。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの資産価値は、米ドルの為替レートの変動及び各国の市場及び通貨におけるマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資対象の価格変動に伴い変動します。

マスターファンドに投資する当ファンドも、かかる変動により当ファンドの1口当たりの純資産額が減少し、投資家に損失が生ずる可能性があります。

加えて、米ドル建てクラスの受益証券は、為替相場が変化することにより、為替相場が円高になる過程では当該受益証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では当該受益証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、買戻し時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。

・その他の市場リスク

アンダーライニング・マスターファンドは、取引所に公式に上場された各種金融先物及び商品先物等、又は規制された市場において相対で取引される各種金融先物及び商品先物等に投資します。

これらの各種金融先物及び商品先物等の相場の変動によりマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの資産価値が変動します。

また、アンダーライニング・マスターファンドは空売りを行うことがあります。空売りは、理論上証券の市場価格が無制限に上昇するリスクを伴い。空売りのために借入れた証券は、後に市場での購入により返却する必要があるため、かかる証券の市場価格の上昇はすべて、損失につながることとなります。

マスターファンドに投資する当ファンドも、かかる変動又は損失により1口当たりの純資産額が減少し、投資家に損失が生ずる可能性があります。

・信用リスク

マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドによる取引の相手方の財産の状況の変化によるデフォルト（債務不履行）が生じた場合又はそれが予想される場合には、これらの取引に係るマスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドの資産が変動します。マスターファンドに投資する当ファンドの1口当たりの純資産額も、かかる変動により減少し、投資家に損失が生ずる可能性があります。

手数料等について

申込金額に5.25%（税抜5%）を上限として販売会社が定める申込手数

料率を乗じた手数料がかかります。その他、当ファンドについて代行協会
員報酬、受託会社報酬、管理会社報酬、買戻し手数料、会計・監査費
用等がかかるほか、マスターファンド及びアンダーライニング・マスタ
ーファンドについても、管理報酬、事務管理会社報酬等がかかります。(詳
細は下記参照。)

■当ファンドに係る手数料等について

当ファンドからは、以下の管理報酬、受託会社報酬及び代行協会
員報酬が支払われます。その他、当ファンドに係る手数料等については、投資
信託説明書(交付目論見書)の「4 手数料等及び税金」中の「(1) 申
込手数料」、「(2) 買戻し手数料」、「(3) 管理報酬等」及び「(4) そ
の他の手数料等」をご確認ください。

| | |
|------|--------------------------------|
| 管理報酬 | 各サブファンドの純資産価額の0.1%(年率) 相当額。 |
|------|--------------------------------|

| | |
|--------|--|
| 受託会社報酬 | 純資産総額50百万米ドルまでの部分につ いてはサブファンドごとに純資産価額の年率 8 ベーシスポイント、50 百万米ドルを超 える部分についてはサブファンドごとに純資 産価額の年率6 ベーシスポイント(但し、 最低報酬はサブファンドにつき四半期毎に 8,750 米ドル)。 |
|--------|--|

| | |
|---------|-----------------|
| 代行協会員報酬 | 純資産価額の0.5%(年率)。 |
|---------|-----------------|

なお、上記「(4) その他の手数料等」中(i)に記載した、マスターファ
ンド及びアンダーライニング・マスターファンドが支払うコンサルティング
費、調査費、投資関連旅費、サービスその他の運営費、継続募集関連
費用、保管及び管理事務代行費、印刷費、弁護士費用、会計・監査費用、
支払利息、銀行手数料、仲介手数料、短期配当金、その他同様の費用並
びに臨時費用等、並びに同(ii)に記載した諸費用については、多種多様
なものがあるため、その種類ごとの金額及び上限額並びにこれらの計算
方法を記載することができません。

また、これらの種類ごとの手数料等の合計額及びその上限額並びにこれ
らの計算方法についても、種類ごとの手数料等のうちに当該種類の手数
料等の金額及び上限額並びにこれらの計算方法を記載できないものが
あるほか、多種多様なものがあるため、記載することができません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(い
わゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

イーバンク銀行株式会社（本頁では「当社」と表記）は、ファンドの販売取次会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様に郵送いたします。

当ファンドの販売取次会社の概要

| | |
|---------|-------------------------|
| 商号 | イーバンク銀行株式会社 |
| 登録番号 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第609号 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、金融先物取引業協会 |
| 設立 | 2000年1月14日 |
| 資本金 | 54,997百万円（2009年3月19日現在） |
| 本社所在地 | 東京都千代田区内幸町1-1-7 |
| 代表取締役社長 | 國重 惇史 |
| 事業内容 | 電子メディアによる銀行業、おもに決済業務 |

交付目論見書

スーパーファンド・ジャパン (Superfund Japan)

平成 21 年 1 月 26 日 有価証券届出書提出

| | |
|-------------|--|
| 発行者名 | UBS ファンド・サービスズ (ケイマン) リミテッド ^(注1) (UBS Fund Services (Cayman) Ltd.) |
| 代表者の役職氏名 | エグゼクティブ・ディレクター ブライアン・バークホルダー ディレクター シェルドン・サリバン (Executive Director, Brian Burkholder / Director, Sheldon Sullivan) |
| 本店の所在の場所 | ケイマン諸島、KY1-1103、グランド・ケイマン、私書箱 852、 エルジン・アヴェニュー227、UBS ハウス (UBS House, 227 Elgin Avenue, PO Box 852, Grand Cayman, KY1-1103, Cayman Islands) |
| 代理人の氏名又は名称 | 弁護士 森 下 国 彦 |
| 代理人の住所又は所在地 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 電話番号 03 (6888) 1000 |

届出の対象とした募集

| | |
|----------------------------------|--|
| 募集 (売出) 外国投資信託受益証券に係る ファンドの名称 | スーパーファンド・ジャパン (Superfund Japan) |
| 募集 (売出) 外国投資信託受益証券の金額 | 日本において届出の対象とされる募集受益証券の総額は、各シリーズにつき 500 億円、合計 3,000 億円を限度とする。 |

- (注1) UBS ファンド・サービスズ (ケイマン) リミテッドは、スーパーファンド・ジャパンの受託会社であり、受益証券の発行者として行為する。
- (注2) 本書中における米ドル及びユーロの円貨換算は、平成21年1月5日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行によって公表された東京外国為替相場の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=92.05円、1ユーロ=128.41円) による。
- (注3) 円通貨への換算は、本書において該当する各数値につき、所定の換算率で単純計算の上、必要に応じて四捨五入している。したがって、本書中の同一情報につき異なった数値で円貨表示がなされている場合がある。
- (注4) 第13シリーズから第21シリーズまでは、円建てクラスについては1口100円で、ドル建てクラスについては1口1米ドルで発行される、又はされている。ただし、当初シリーズから第12シリーズまでに関しては、円建てクラスについては1口10,000円で、ドル建てクラスについては1口100米ドルで発行されている。本書におけるこれらのシリーズに係る数値 (1口当たりの純資産価額を含むがこれに限られない。) は、別段の表示のない限り、かかる発行価額を基礎として計算・表示されており、修正・再表示等は行われていない。第2シリーズから第12シリーズまでの各シリーズは、2008年5月1日より当初シリーズに統合された。

有価証券届出書及び有価証券届出書の訂正届出書の写しを閲覧に供する場所

該当事項なし

目 次

| | 頁 |
|-------------------------|----|
| 第一部 証券情報..... | 1 |
| 第二部 ファンド情報..... | 5 |
| 第1 ファンドの状況 | 5 |
| 第2 財務ハイライト情報 | 52 |
| 第3 外国投資信託受益証券事務の概要..... | 77 |
| 第4 ファンドの詳細情報の項目..... | 78 |

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

スーパーファンド・ジャパン（以下「当ファンド」という。）

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券（オープン・エンド型）

当ファンドはケイマン諸島の法律に基づき、クアドリガ・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」という。）及びUBS ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が署名したユニット型投資信託証券（以下「信託証券」という。）によって設立されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。

(注1) 当ファンドは、各資産及び負債のプールに応じた持分を表章する一つ以上のクラス（以下それぞれ「クラス」という。）から成る、それぞれ異なる単一通貨建てのサブファンド（以下それぞれ「サブファンド」又は「フィーダーファンド」という。）に分割されるアンブレラ・ファンドとして構成されている。各サブファンドは他のサブファンドと分別して管理され、当ファンドの投資目的と投資戦略に従って管理会社により投資される。各サブファンドにつき一つ以上のクラスが設定され、各クラスはそれぞれシリーズで発行される（以下それぞれ「シリーズ」という。）。各クラスの新シリーズは、各発行日（以下に定義する。）に発行される。受託会社は、各シリーズの受益証券の純資産価額を他のシリーズの受益証券の純資産価額と別個に計算するために、受益証券の各シリーズについて分別された口座で資産管理を行うものとする。

(注2) 「発行日」とは、当初発行日（2009年4月1日。）から開始される、申込期間終了後の翌月の最初のファンド営業日を意味する。但し、受益証券の発行及び登録は、該当する評価日の2ファンド営業日前の午後3時（東京時間）頃、すなわち受益証券の申込金の全額の支払が確認されたときに法的に有効となる。

(注3) 「評価日」とは、各暦月の最後のマスターファンド営業日をいう。

(注4) 「ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外の東京、ニューヨーク及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいう。

「本邦営業日」とは、土曜日、日曜日以外の東京における通常の銀行営業日をいう。

「マスターファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外のニューヨーク及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいう。

(注5) 本書において、「受益証券」とは、当該クラスの受益証券により表章される、当該サブファンドの一定の持分又はかかる持分の端数部分をいう。

(注6) 当ファンドは当初、サブファンドA、サブファンドB及びサブファンドCの3つのサブファンドから構成され、各サブファンドにつき米ドル建てクラス及び円建てクラスの2つのクラスを有する。

(注7) 受益証券の所持人（以下「受益権者」という。）はそれぞれ、各サブファンドのファンド資産の投資に関して生じた損益を享受する。但し、受益証券に適用される申込手数料及びその他の手数料はサブファンドにより異なる場合がある。

(注8) 当ファンドの受益証券は国内又は海外の格付機関による格付を取得しておらず、今後も格付を取得する予定はない。

(3) 発行（売出）価額の総額

すべてのサブファンド及びクラスについての発行価額の総額（各受益証券の発行価格に発行された受益証券の数を乗じた額の合計）は3,000億円を限度とする（下記の申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれない。下記「(5) 申込手数料」を参照）。

(注1) 当ファンドは、ケイマン諸島の法に基づいて設立されている（「有価証券届出書 第四部 特別情報、第3 投資信託制度の概要」参照）。本書に基づき募集が行われる各サブファンドの基準通貨は、米ドルであるが、当ファンドの円建てクラスについては、円貨での申込みも可能である。円貨での申込金は、基準通貨に転換される。

(注2) 本書の中で金額及び比率を表示する場合には、四捨五入した数値を表示するものとする。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。

(4) 発行（売出）価格

サブファンドA 円建てクラス 1口100円

| | | |
|---------|----------|------------------|
| | 米ドル建てクラス | 1口1米ドル (約92.05円) |
| サブファンドB | 円建てクラス | 1口100円 |
| | 米ドル建てクラス | 1口1米ドル (約92.05円) |
| サブファンドC | 円建てクラス | 1口100円 |
| | 米ドル建てクラス | 1口1米ドル (約92.05円) |

(注) 各シリーズの受益証券の発行価格は、それぞれ上記と同じである。

なお、当初シリーズから第12シリーズまでは、円建てクラスについては1口当たり10,000円で、米ドル建てクラスについては1口当たり100米ドルで発行されている。本書におけるこれらのシリーズに係る数値(1口当たりの純資産価額を含むがこれに限られない。)は、別段の表示のない限り、かかる発行価格を基礎として計算・表示されており、修正・再表示等
は行われていない。

(5) 申込手数料

各申込に適用される申込手数料は当該投資家の各シリーズの購入申込総額(以下「申込金額」という。)に基づき計算される。各申込に適用する申込手数料は当該申込についての申込金額に、上限5.25%(税抜5%)の申込手数料率を乗じた額とする。

(注) 上記には、申込手数料に課される消費税相当額(日本における現在の消費税率である5%での相当額)が含まれている。投資家が受益証券について実際に支払う金額(以下「申込金額」という。)は、(i)申込金額及び(ii)申込手数料(かかる申込手数料に課される消費税相当額等を含む。)の合計額となる。

(6) 申込単位

各シリーズの最小投資額(以下「最小投資額」という。)は以下のとおりである。

| サブファンド | クラス | 申込単位 |
|---------|----------|-----------------------------------|
| サブファンドA | 円建てクラス | 1,000口(100,000円又は1,000米ドル) |
| | 米ドル建てクラス | (約92,050円)相当)以上100口単位 |
| サブファンドB | 円建てクラス | 10,000口(1,000,000円又は10,000米ドル) |
| | 米ドル建てクラス | (約920,500円)相当)以上100口単位 |
| サブファンドC | 円建てクラス | 100,000口(10,000,000円又は100,000米ドル) |
| | 米ドル建てクラス | (約9,205,000円)相当)以上100口単位 |

(注) 販売会社(以下において定義する。)は、管理会社と協議の上、上記の申込単位の一部又は全部を変更することができる。

(7) 申込期間

(i) 第19シリーズ

2009年1月27日から2009年3月25日まで。

(ii) 第20シリーズ

2009年3月26日から2009年5月25日まで。

(iii) 第21シリーズ

2009年5月26日から2009年6月24日まで。

(注1) 本書に従った募集後、さらに有価証券届出書を提出することによって、受益証券の募集を延長させることが現在意図されている。当該有価証券届出書においては、主要な点に関する諸条件が異なることがある。

(注2) 異なるシリーズの受益証券は、当初発行日及びそれぞれのその後の発行日に発行される。

(注3) 管理会社及び販売会社は、募集について3億円の最低申込金(以下「最低申込金」という。)を決定することができ、かかる最低申込金が各シリーズの申込期間中に達成されなかった場合、管理会社及び販売会社は、当該シリーズの受益証券の取得申込をキャンセルする権利を留保し、次シリーズの受益証券の取得申込に充てるために申込金を分別保管口座で管理する(但し、利息は付さないものとする。)

- (注4) 管理会社が、受託会社との相談の上で決定した場合、受託会社は、サブファンドのすべて又は一部のシリーズにおけるすべて又は一部の受益証券を、当該サブファンドの当初シリーズに統合させることができる。このような統合の結果、割り当てられるシリーズの口数の最小単位（1口）に満たない端数の受益証券が生じた場合、具体的な統合方法については管理会社が受託会社及び販売会社と協議の上、決定する。
- (注5) 受益証券の申込希望者（以下「申込者」という。）からの受益証券の購入の申込（以下「申込」という。）は、上記申込期間中の本邦営業日に、下記申込取扱場所にて受け付ける。
- (注6) 販売会社及び販売取次会社は、上記申込期間中になされた申込であっても、関係国の銀行営業日その他の事情により当該申込を行った者に対する該当シリーズの発行日における発行が困難である場合には、当該申込を受け付けないことがある。

(8) 申込取扱場所

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

本店所在地： 東京都中央区日本橋三丁目12番2号

代表電話番号： 03-4543-1000

スーパーファンド証券株式会社

本店所在地： 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテルタワー10階

代表電話番号： 03-3508-6700

(以下個別に、又は総称して「販売会社」という。)

(注1) 申込者からの申込は、上記販売会社及び販売取次会社の本店において受け付ける。

(注2) その他の申込取扱場所に関する情報については販売会社に問い合わせされたい。

(9) 払込期日

申込を行う投資家は、該当する評価日の3ファンド営業日前の日までに申込金額を支払うものとする。払込期日の詳細については、上記販売会社の連絡先に問い合わせされたい。

(10) 払込取扱場所

払込取扱場所については、上記販売会社の連絡先に問い合わせされたい。

(11) 振替機関に関する事項

該当なし

(12) その他

(i) 申込の方法

申込者は、販売会社（販売取次会社を含む。）と「外国証券の取扱いに関する契約」を締結する。販売会社（販売取次会社を含む。）は「外国証券取引口座約款」を申込者それぞれに交付し、申込者は当該約款に基づき取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込は申込用紙の提出と申込金額の支払により行われる。申込を行う投資家は、募集期間中の受益証券の個々のシリーズの購入について、該当する評価日の3ファンド営業日前の日（以下「投資家支払日」という。）までに支払うものとする。但し、受益証券の発行及び登録は、当該評価日の2ファンド営業日前（以下「申込金受取期日」という。）の午後3時（東京時間）頃、すなわちかかる申込金の全額の支払が当ファンドに代わって確認されたときに法的に有効となるものとする。

(注1) 上記手続に従ってなされる申込は、申込金の受領が当ファンドによって確認されたことをもって有効となる。マスターファンド（以下に定義する。）は、申込が当ファンドによって受け付けられた場合でも、その裁量により申込を拒否することができる。したがって、申込がマスターファンドにより受け付けられる保証はない。マスターファンドに受け付けられなかった金額、及びマスターファンド又は当ファンドの持分につき強制買戻

しされた場合の金員は、管理会社の裁量で、現金等価物又はマスターファンドと実質的に類似したトレーディング戦略をもつその他のファンドに投資できる。

(注2) 受益証券はそれぞれの発行日まで発行されないが、支払金は直ちに当ファンドに預託され、利子を付されることなく保管される。

(ii) 本邦以外の地域での発行

本書提出日現在において、本邦以外の地域における受益証券の発行若しくは販売又は日本の非居住者を対象とする発行若しくは販売は予定されていない。また、本書における受益証券の募集又は申込の受付を日本国外で行う予定はなく、また日本の居住者以外に対してかかる募集を行う予定もない。

なお、受益証券はケイマン諸島の居住者に対して売却又は譲渡することはできないが、ケイマン諸島の居住者ではなく、かつケイマン諸島において設立された適用免除会社又は普通非居住会社である場合はこの限りではない。

(iii) 申込金及び買戻金の相殺

(特に信託証書及び本書の記載に従った他の投資がない限り) 当ファンドにより受領された申込金はすべてマスターファンドの株式を購入するために使われ、また受益証券の買戻しのための資金として当ファンドにより必要とされる金員と相殺されないものとする。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドはケイマン諸島の法律に基づき、受託会社及び管理会社により署名された信託証書によって設立されたマルチ・クラスのユニット・トラストである。当ファンドはケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）第4項(1)(b)に従って「ミューチュアル・ファンド」として登録されている。なお、受託会社は当ファンドに関する主たる営業所をケイマン諸島内に有するものである。当ファンドは下記に詳説する投資活動に従事すべく編成されている。

当ファンドはアンブレラ・ファンドであり、1つ以上のサブファンドを設立することができる。各サブファンドは独立した資産及び負債のプールとして、他のサブファンドと分別して管理される。また、各サブファンドにつき1つ以上のクラスが設定され、各クラスについて、各発行日に個別のシリーズが設定される。受託会社は、各シリーズの受益証券の純資産価額を、他のシリーズの受益証券の純資産価額とは別個に計算するために、受益証券の各シリーズについて分別された口座で資産管理を行うものとする。なお、管理会社が、受託会社との相談の上で決定した場合、受託会社は、サブファンドの全部又は一部のシリーズにおける全部又は一部の受益証券を当該サブファンドの当初シリーズに統合させることがある。

各サブファンドの資産は管理会社により運用され、管理会社は各サブファンドの資産のすべてをスーパーファンドSPC（以下「マスターファンド」という。）の株式に投資する。マスターファンドは、ケイマン諸島における分別ポートフォリオを運用する適用免除会社として登録され、投資会社としての活動を行うものであって投資以外の事業は行っていない。さらに、マスターファンドの各サブファンドはその資産の一部をケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・ケイマン・マスター（以下「アンダーライニング・マスターファンド」という。）のクラスBの米ドル建て株式に投資する。アンダーライニング・マスターファンドは、投資会社としての活動を行うものであって投資以外の実質的な事業は行っていない。マスターファンドのサブファンドであるスーパーファンド分別ポートフォリオAは、資産の約50%をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。マスターファンドのサブファンドであるスーパーファンド分別ポートフォリオBは、資産の約75%をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。マスターファンドのサブファンドであるスーパーファンド分別ポートフォリオCは、資産の約100%をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。マスターファンドの各サブファンドに保有される資産のうちアンダーライニング・マスターファンドに投資されていない残額は、現金勘定、定期預金、短期金融資産、米国財務省長期債券、OECD加盟国若しくはその地方自治体又はEUの国際機関（規模が局地的か世界的かを問わない。）が発行した債券、また、証券取引所の公式に上場された債券、又は規制された市場において相対で取引される債券にも投資される。

マスターファンドの各サブファンドの目的及びアンダーライニング・マスターファンドの目的は、証券市場の動静から独立した投資形態をそれぞれの投資家に提供することであり、かかる投資形態により、長期的な資本増価による平均以上の収益の確保も期待されるものである。

アンダーライニング・マスターファンドは、上記の目的を達成するため、アンダーライニング・マスター

ファンドの投資顧問会社であるスーパーファンド・トレーディング・マネジメント・インク（以下「アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社」という。）が随時選定するトレーディング・ソフトウェアを使用したトレーディング・シグナルを導入している。かかるソフトウェアは、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社により管理される。アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、マスターファンドの投資顧問会社でもある。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、投資機会を活かし、最新のトレーディング戦略を利用する予定であるが、将来の運用について、現時点で既定されたものはなく、またいかなる制限を受けるものでもない。

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンドが、上場先物及び店頭デリバティブ（外貨取引を含む。）の取引を使ったレバレッジ効果により高い収益が見込めると判断したときに、レバレッジを利用することがある。アンダーライニング・マスターファンドはかかる借入を行うことができ、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社が適当であるとみなす場合に資金を借り入れる。

当ファンドにおいても借入を行うことができ、為替ヘッジ取引に関連して借入を行うことができる。当ファンドが借入を行った場合、かかる借入金を担保するために当ファンドの資産に担保を設定することができる。各サブファンドは、当該サブファンドの純資産価額の 10%を上限として借入を行うことができる。

(2) ファンドの仕組み

(i) マスターファンド

マスターファンドは投資会社として設立され、投資事業を営むものであり、投資以外の実質的な事業は行っていない。

(ii) アンダーライニング・マスターファンド

アンダーライニング・マスターファンドは投資会社として設立され、投資事業を営むものであり、投資以外の実質的な事業は行っていない。

(iii) ファンドの仕組み

各サブファンドはすべての利用可能な資産を、マスターファンドのそれぞれの分別ポートフォリオ（又は「サブファンド」という。）に対応する株式に投資する。続いて、マスターファンドの各サブファンドはその資産の一部をケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・ケイマン・マスターのクラス B の米ドル建て株式に投資する。マスターファンドの各サブファンドに保有される資産のうちアンダーライニング・マスターファンドに投資されていない残額は、現金勘定、定期預金、短期金融資産、米国財務省長期債券、OECD 加盟国若しくはその地方自治体又は EU の国際機関（規模が局地的か世界的かを問わない。）が発行した債券、また、証券取引所の公式に上場された債券、又は規制された市場において相対で取り引きされる債券にも投資される。

「アンダーライニング・ファンド」に対する投資についての記載は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンド並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが随時投資する集合投資スキームに対する、当ファンドによる直接又は間接の投資を含むものである。各サブファンドは、いかなる点においても、管理会社が運用するその他のサブファンド又はその他のファンドから独立した個別のものとして管理され、本書において明示的に定める場合を除き、いかなる方法でも混合されてはならない。

(iv) 関係法人

(a) 管理会社

クアドリガ・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」という。）は、当ファンドの運用及び投資の指図を行う。

管理会社は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法（改正済）に基づいて設立され、ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、P. O. Box 268、キャンベル・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に登記上の事務所を置く。管理会社の授権資本の総額50,000,000円は、額面価額各1円の償還可能、議決権を有し、参加持分を表章する50,000,000の株式に分割される。

管理会社の株主は以下のとおりである。

| 氏名 | 住所 | 所有株式数 | 発行済株式数に対する所有株式数の比率 |
|-----------|--------------|-------|--------------------|
| クリスチャン・バハ | スイス連邦、チューリッヒ | 1 | 100% |

(b) 受託会社

UBSファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）は、UBS AGの子会社であり、ケイマン諸島の銀行及び信託会社法に基づき適法に設立されかつ存続し、信託業の認可を受けた信託銀行である。また、受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンド事務管理会社としても認可を受けている。受託会社は、当ファンドの受託者、カスタディアン、事務管理人、登録機関及び名義書換代理人を務め、かつマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの事務管理人、登録機関及び名義書換代理人である。本書に記載の通り、受託会社は管理会社及び販売会社に特定の職務を委託する。受託会社（場合によりその代理人）により供給されるサービスには、当ファンドの日常的な管理、サブファンドの各シリーズの純資産価額の算定、受益証券1口当たりの申込価額及び買戻し価額の計算、受益証券の申込請求及び買戻し請求への対応、当ファンドの名簿及び記録の保管、受益証券の譲渡処理、財務書類の作成、販売会社への報告並びに当ファンドに関する一般的な問い合わせへの対応が含まれる。

受託会社は当ファンドの資産の保管を行うが、当該資産についてカスタディアンを選任することができる。受託会社がカスタディアン（受託会社の関連会社ではないものとする。）の選択、選任及び監督において合理的な技能、注意義務又は精励義務を怠った場合を除き、受託会社は、当該カスタディアンの作為又は不作為についての責任を負わない。当該カスタディアンが受託会社の関連会社である場合、受託会社は当該カスタディアンの作為又は不作為について自らが行った作為又は不作為と同程度の責任を負う。

(c) 販売会社

販売会社は、当ファンド及び受益証券の販売業務を行う。販売会社は、受益証券の名義上及び登録簿上の保有者であり、日本の投資家（本書において「受益権者」ともいう。）のために受益証券を保有するものである。販売会社は、マネー・ロンダリングの防止及び販売会社に適用されるマネー・ロンダリングの防止に関する規則の遵守に責任を負い、受託会社はかかる責任を負わない。本書における「受益権者」に関する記載は、実質的受益権者たる各投資家についての記載である。販売会社は、投資家に代わって取得された受益証券についての実質的権利の譲渡の全記録を保管する。

管理会社はキャピタル・パートナーズ証券株式会社を、日本における受益証券の募集に関する代行協会員としても選任している（以下代行協会員としてのキャピタル・パートナーズ証券株式会社を「代行協会員」という。）。

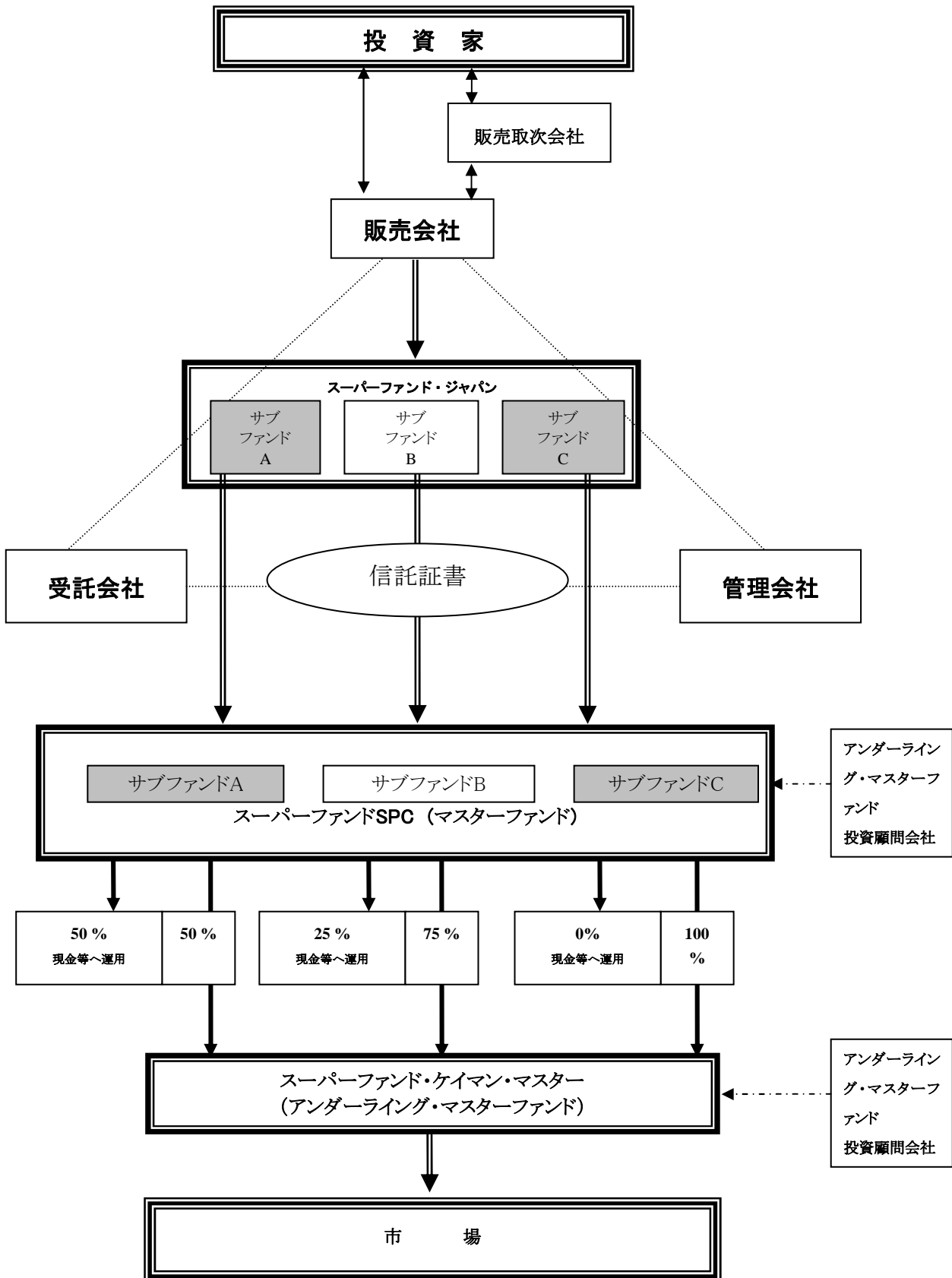
(注) 代行協会員は、代行協会員及び管理会社の間で締結された代行協会員契約に基づき、受益証券 1 口当たりの純資産価額の公表並びに決算報告書の日本証券業協会及び他の販売会社への提出又は送付を行う代理人である。

(d) 監査人

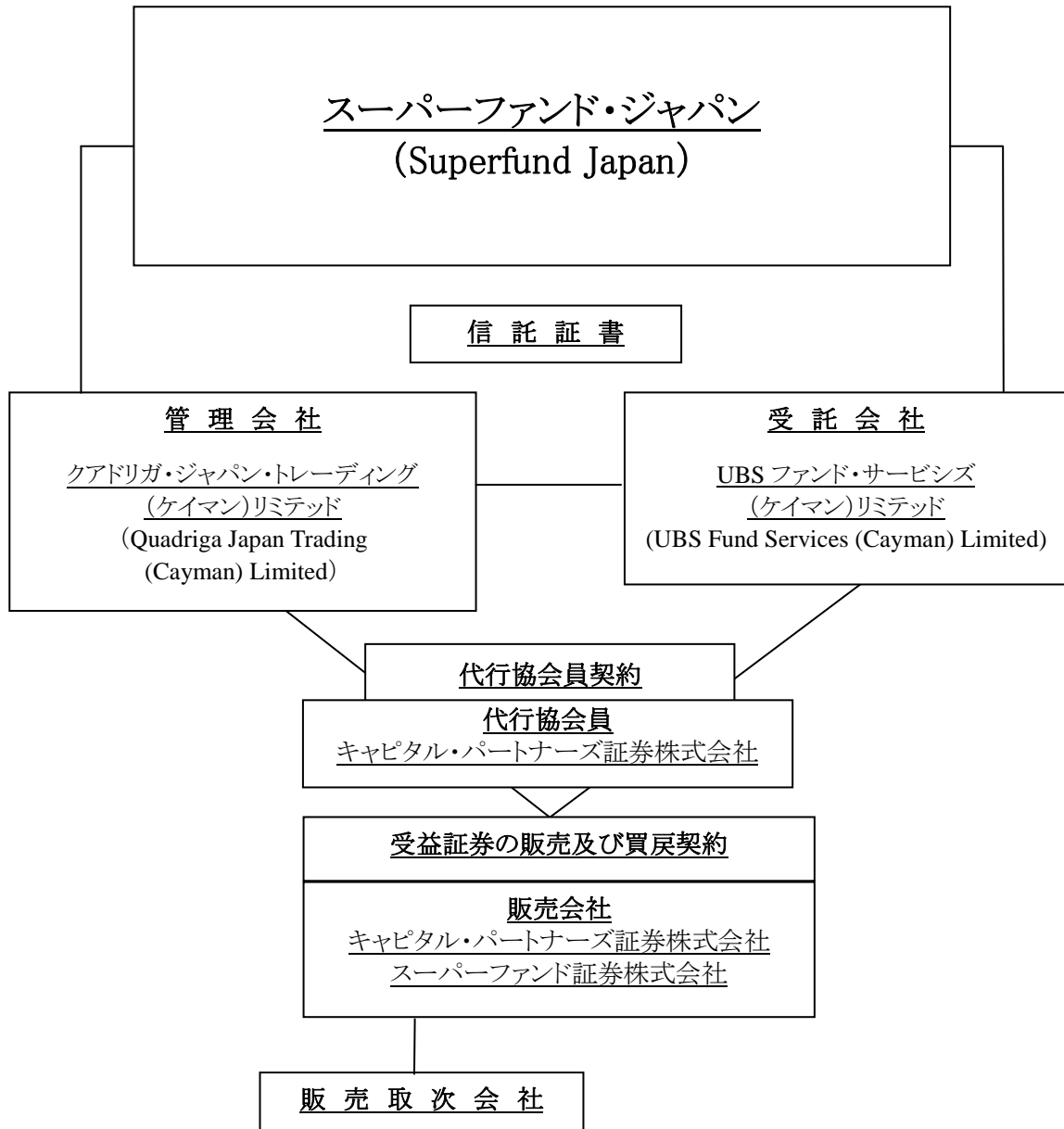
当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、KPMG（ケイマン）を監査人として任命している。

次に記載する図は当ファンドの運用ストラクチャー及び関係法人を図式化したものである。

当ファンドの運用ストラクチャー



当ファンドの関係法人



2 投資方針

(1) 投資方針

各サブファンドはすべての利用可能な資産を、マスターファンドのそれぞれの分別ポートフォリオに対応する株式に投資する。続いて、マスターファンドの各サブファンドはその資産の一部をケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・ケイマン・マスターのクラス B の米ドル建て株式に投資する。マスターファンドの各サブファンドに保有される資産のうちアンダーライニング・マスターファンドに投資されていない残額は、現金勘定、定期預金、短期金融資産、米国財務省長期債券、OECD加盟国若しくはその地方自治体又は EU の国際機関（規模が局地的か世界的かを問わない。）が発行した債券、また、証券取引所に上場された債券、又は規制された市場において相対で取引される債券にも投資される。マスターファンドの各サブファンドの目的及びアンダーライニング・マスターファンドの目的は、通常の株式市場や証券市場の動向から独立した投資形態をそれぞれの投資家に提供するとともに、長期的な投資元本の増価により通常以上の収益の確保を目指すことである。アンダーライニング・マスターファンドは、上記の目的を達成するため、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社が随時選定するトレーディング・ソフトウェアを使用したトレーディング・シグナルを導入している。かかるソフトウェアは、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社により管理される。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、投資機会を活かし、最新のトレーディング戦略を利用する予定であり、将来の運用について、現時点で既定されたものはなく、またいかなる制限を受けるものでもない。アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンドが上場先物及び店頭デリバティブ（外貨予約を含む。）の取引においてレバレッジを用いることにより高い収益が見込めると判断したときに、レバレッジを利用することがある。

別段の記載がある場合を除き、本書において各サブファンドの投資及び投資プログラムに言及した場合、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資及び投資プログラムに対する言及を含む。

(2) 投資対象

各サブファンドはすべての資産を、マスターファンドのそれぞれの分別ポートフォリオに対応する株式に投資する。続いて、マスターファンドの各サブファンドはその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドのクラス B の米ドル建て株式に投資する。

(3) 運用体制

当ファンドは管理会社により運用されている。管理会社は取締役により運営されており、現在、取締役はソフィー・レヴェン氏及びアラン・トゥッカー氏である。ソフィー・レヴェン氏は、投資ファンドの構築とこれに対する法律助言の提供に 10 年以上の経験を持つ。アラン・トゥッカー氏は、ヘッジ・ファンド及びフェューチャーズを含むオルタナティブ投資事業において 20 年以上の経験を有する。取締役は、当ファンドの資産のすべてについてのマスターファンドへの投資を監督する。必要な範囲において、取締役は、当ファンドによるマスターファンドへの投資についてアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社と連絡をとる。取締役はまた当ファンドの運営の全体的な管理を調整する。実際には、管理会社の従業員全員が取締役に報告を行う。

現在、ソフィー・レヴェン氏及びウィリアム・ウォルムスリー氏が務めている、マスターファンドの取締役は、マスターファンドの各サブファンドの資産の一部のアンダーライニング・マスターファンドへの投資を監視する。ウィリアム・ウォルムスリー氏は、キャピタル・マーケット及びファンド運用業務に 10 年以上の経験を持つ。ソフィー・レヴェン氏及びウィリアム・ウォルムスリー氏は、アン

ダーライニング・マスターファンドの取締役でもある。

(4) 分配方針

現段階では分配を行う予定はないが、管理会社はその裁量で分配を行う権利を留保している。

(5) 投資制限

日本証券業協会（以下「JSDA」という。）が制定した日本における外国投資信託受益証券の販売に関する選別基準等を遵守するため、管理会社は信託証書に従って、各サブファンドが常に下記投資制限を遵守することを請け負う。

- (i) 空売りを行った証券の時価総額が、当該サブファンドの直近の純資産価額（空売りを行った証券の総額を含む）を超えるものでないこと。
- (ii) サブファンドにおける借入額並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドにおける借入額のうち当ファンドの持分に相当する借入額の総額は、ファンドの期間中のいかなる時においても当該サブファンドの直近の純資産価額の10%を超えるものでないこと（ここで留意すべきは、借入額を決定するために、当ファンドが負担した当ファンドの投資対象の購入に関連する信用取引に関する借入れが含まれない。）。
- (iii) 受託会社が投資顧問又は管理会社を務める（単独で投資顧問又は管理会社の資格を有する場合に限り、単に受託会社又はカストディアンである場合を含まない。）ファンドの総投資額の全体に通じ、一発行会社の発行済総株数の50%を超えて当該会社の株式に投資するものでないこと（但し、この制限はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドを含む投資会社により発行された株式には適用されない。）。
- (iv) 管理会社が投資顧問又は管理会社を務める（単独で投資顧問又は管理会社の資格を有する場合に限り、単に受託会社又はカストディアンである場合を含まない。）、一発行会社の発行済総株数の50%を超えて当該会社の株式に投資するものでないこと（但し、この制限はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドを含む投資会社により発行された株式には適用されない。）。
- (v) サブファンドに（直接若しくはマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドを通じて）組み入れる証券又は持分の85%以上は、上場されている株式又は純資産価額が最低でも四半期毎に報告されているファンドの持分から構成されること。
- (vi) 管理会社及び受託会社は、自己又は当ファンドの受益権者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行ってはならないこと。
- (vii) サブファンドの資産のうち50%以上が投資信託及び投資法人に関する法律並びにこれに基づく規則に定義される「特定資産」であること。ここでいう特定資産には、(i) 金融商品取引法に定義される「有価証券」（国内外の株式、国債、地方債、社債、投資信託受益証券、ワラント、米国預託証券等を含む。）、(ii) 国内又は海外の、上場又は店頭デリバティブ取引に係る権利、(iii) 金銭債権、(iv) 約束手形及び(v) 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分が含まれるが、これらに限定されない。

管理会社はかかる投資制限について責任を負う（受託会社はこの限りはでない）。

3 投資リスク

(1) リスク要因

当ファンドに対する投資には、他のオルタナティブ投資にはないリスクを伴う場合がある。投資家は以下に説明するリスク要因について、他の要因と併せて注意深く検討すべきである。下記のリスク要因は当ファンドの投資に関連するすべてのリスクを網羅的に列挙することを意図したものではない。下記のリスク要因は、各サブファンドがすべての資産をマスターファンドの各分別ポートフォリオに投資すること及びマスターファンドの各サブファンドがその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの米ドル建て株式であるクラスBに投資することについて記載されている。

投資リスク

当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドがその投資目的を達成するという保証はない。異なる国の企業及び政府により、また異なる通貨で発行された証券は一定のリスクを伴い、それにより受益証券の価値が下落する場合がある。受益証券の価値は、アンダーライニング・マスターファンドが投資する証券の価格変動に連動するマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの株式の価値と連動して増減する場合がある。当ファンド及びアンダーライニング・ファンドの投資収益は、当該ファンドが所有する証券から得た収入から負担した費用を控除した額に基づく。したがって、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資収益はかかる収入又は費用に応じて変動することが予想される。

フィーダーファンドに投資することのリスク

当ファンドの各サブファンドは、マスターファンドの各サブファンドに投資し、マスターファンドの各サブファンドは、その資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの米ドル建て株式のクラスBに投資する。当ファンドの投資家はアンダーライニング・マスターファンドに直接投資した場合には適用されない追加の事務手数料を負担することとなる。但し、前記に関わらず、管理会社は当ファンドについて手数料を受領するのみであり、マスターファンドへの投資を実行した結果として通常受けられることとなる追加の申込手数料及びその他手数料については放棄する。さらに、マスターファンドは、マスターファンドへの投資の結果として当ファンドに通常課せられることとなる申込手数料は放棄する。アンダーライニング・マスターファンドのレベルでは、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社はマスターファンドのレベルの手数料のみを受領する（アンダーライニング・マスターファンドのレベルではない。）。さらに、ファンドから発生する申込に関し、アンダーライニング・マスターファンドは、アンダーライニング・マスターファンドへの投資を実行した場合において通常マスターファンドが負担することとなる申込手数料については放棄する。（「4 手数料等及び税金」参照）。

偶発的投資集中

同一又は異なる投資顧問会社が運用する複数のファンド（当ファンド、マスターファンド及び／又はアンダーライニング・マスターファンドを含む。）が、同時期に同一の有価証券を相当数組み入れることが起こりうる。この偶発的な投資集中は、アンダーライニング・マスターファンドの、分散目標を妨げるものである。アンダーライニング・マスターファンドはかかる偶発的な投資集中を、定期的な監視及び再分配プロセスの一環で解決している。なお、異なる投資顧問会社により運用されている複数の特定のファンドを選択することが、単独の投資顧問会社により運用されているファンドを選択するよりも、より良い運用結果又は投資分散をもたらすという保証はない。

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社が使用する特別技術のリスク

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンドの投

資に際して特別な投資技術を用いるが、かかる特別な投資技術により、アンダーライニング・マスターファンド（並びに結果としてマスターファンド及び当ファンド）は、株式及び固定利付証券への投資に内在するリスクとは異なるリスクに曝されている。アンダーライニング・マスターファンドの投資は、金融市場全体と相互に関連するように設定されたものではなく、また株式投資又は固定利付債投資の代替とみなされるべきものでもない。

投資の流動性

いくつかの取引市場では、契約価格における1日の変動率が、規制に基づき制限されている（以下「1日当たり価格変動制限」又は「日次制限」という。）。これにより1取引日において、かかる日次制限を超過した価格で取引することはできない。ある市場の価格が日次制限と同等の割合で上昇又は下落した場合、取引業者が当該変動制限と同等又はその範囲内の割合で取引を実行することを希望しない限り、投資ポジションを取得又は換金できない。過去においては、価格が連日日次制限を超えて推移したため、取引がほとんど行われなかったか又は全く行われなかった例もある。同様の状況により、アンダーライニング・マスターファンド又はマスターファンドが速やかに不利なポジションを売却できないおそれがあり、その結果アンダーライニング・マスターファンド又はマスターファンドが多額の損失を被る可能性がある。

ヘッジによる損失

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、為替レートの変動並びに株式市場、市場金利及びその他の事由における変動により生じたポートフォリオ・ポジションの価値の減少をヘッジするために、金融商品（先物契約、オプション及び金利スワップ並びにキャップ・アンド・フロア等）を使用することができる。ポートフォリオ・ポジションの価値の減少に対するヘッジは、かかるポジションの価値が減少してしまった場合、ポートフォリオ・ポジションの価値の変動を抑え、又はかかる価値の変動による損失を回避することはできない。しかしながら、当該ポジションの価値の減少により利益が得られるように作られたその他のポジションにより、ポートフォリオ・ポジションの価値の減少は相殺される。またかかるヘッジ取引は、ヘッジされたポートフォリオ・ポジションの価値が増加した場合、利益幅を制限する。さらに、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドは、価格変動により予想されるポートフォリオ・ポジションの価値の減少を、それぞれの資産価値を保全するのに十分な価格でヘッジすることができない可能性がある。これに加えて、これらすべての特定のリスクをヘッジすることができない可能性もある。

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、ポートフォリオ・ポジションのヘッジを行う義務を負わず、またこれを差控えることができる。ヘッジ取引が成立する限り、ヘッジの成功は、為替レート、金利及び株式市場の動向又はヘッジの対象となるその他の事由の発生及びその時期を正確に予測するアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社の能力に依存する。アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社が不正確な決断をした場合、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドは、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社がかかるヘッジ取引を行っていない場合よりも全体的に低い投資業績となる可能性がある。また、ヘッジ戦略に用いられた商品の価格変動とポートフォリオ・ポジションの価値の変動における相関の度合は異なることがある。さらにアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、様々な理由により、特定のポートフォリオをヘッジし、又はヘッジ商品とヘッジの対象となるポートフォリオ資産の完全な相関関係を築くことを望まない場合がある。不完全な相互関係は企図されるヘッジからマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドが利益を受けることを妨げ、又はマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドをさらなる損失リスクに曝す可能

性がある。ヘッジの使用及びリスク管理取引を成功させるためには、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドにおけるポートフォリオの選択に必要な技量と相互補完的な技量が必要である。

デリバティブ一般

デリバティブ商品又は「デリバティブ」には、1つ以上の原証券、金融ベンチマーク、通貨若しくはインデックスから派生し、又は価値がこれらに連動しているオプション、スワップ、仕組み証券並びにその他商品及び契約が含まれる。一般的にデリバティブは、原資産に投資した場合の費用よりも低い費用で特定の証券、金融ベンチマーク、通貨、インデックス又は商品をヘッジ又は投機対象とすることを可能にする。アンダーライニング・マスターファンドが取得したいと考えるデリバティブが特定の時期に、納得のいく条件で取得できるという保証はなく、またその取得自体も保証はできない。

デリバティブの価格は原資産の価格変動に大きく左右される。したがって、原資産の取引に適用される多くのリスクはかかる資産のデリバティブにおいても適用される。但し、デリバティブ取引にはその他多くのリスクが伴う。例えば、多くのデリバティブはレバレッジがかかっていることから、取引の開始時に支払った、又は預託した金銭よりも多くの市場リスクを伴い、比較的影響力が小さい市場の不利な変動でも投資額すべての損失につながるだけでなく、投資額を超える損失を負うリスクにアンダーライニング・マスターファンドを曝す可能性がある。

クレジットリスク

デリバティブその他の契約（債券その他確定利付証券）は、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドを、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが取引を行う相手方当事者の信用リスクに曝す。財政上又はその他の理由により相手方当事者がかかる契約の不履行をした場合、取引そのものが有益であったか否かを問わず、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドは、またしたがって当ファンドは、損失を被る可能性がある。またデリバティブは、履行されたデリバティブ契約を終了又は処分する流動的な市場がない場合、投資家を流動性リスクに曝す可能性がある。

確定利付証券

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、米国及び米国で以外が発行する債券又はその他の確定利付証券に投資することがある。確定利付証券は、確定、可変又は変動する金利が付されている。マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが投資する確定利付証券の価値は、金利の変動によって変化する。さらに、一定の確定利付証券の価値は、信用度、政治的安定度又は経済政策の健全性の認識に応じて変動する可能性がある。確定利付証券は、発行者の元本及び利息の支払能力が失われるリスク（すなわち信用リスク）、並びに金利感応度当要因による価格のボラティリティ、発行者の信用度に係る市場の認識及び市場の一般的な流動性（すなわち市場リスク）の影響を受ける。

オプション及びスワップ

オプション契約における価格変動及びスワップ契約に基づく支払いは、金利、需給関係の変化、政府による貿易、財政、金融及び為替の管理プログラム並びに方針、並びに国内外における政治的・経済的な事由及び方針に影響を受ける。オプション及びスワップ契約の価値は、それらの原証券及び通貨の価格に依存する。また、アンダーライニング・マスターファンドは、ポジション取引が行われる取引所又はアンダーライニング・マスターファンドの手形交換所若しくは相手方当事者の不履行に伴うリスクに曝されている。

アンダーライニング・マスターファンドは、とりわけ米国及び非米国の商品及び証券取引所並びに米国及び非米国の店頭市場で取引される株式及び通貨に対するオプションを売買することができる。カバード・プット・オプションの売主は、原証券又は通貨の市場価格が、原証券又は通貨の（ショートポジションを設立するための）販売価格に受領したプレミアムを加えた額を上回るリスクを負い、プット・オプションの権利行使価格を下回る価格にて原証券又は通貨の利益を得る機会を逃すこととなる。カバーされていないプット・オプションの売主は、原証券又は通貨の市場価格がオプションの権利行使価格を下回るリスクを負う。プット・オプションの買主は、プット・オプションに対する投資の全額を失うリスクを負う。

カバード・コール・オプションの売主は、対象株式又は通貨の市場価格が、原証券又は通貨の価格から受領したプレミアムを控除した額を下回るリスクを負い、オプションの権利行使価格を上回る価格にて原証券又は通貨の利益を得る機会を放棄することになる。カバーされていないコール・オプションの売主は、原証券又は通貨がオプションの権利行使価格を理論的には無制限に上回るリスクを負う。またカバーされていないコール・オプションの行使に必要な証券が、大幅に高い価格でしか購入できない場合がある。カバーされていないコール・オプションを行使するため証券を購入することは、時としてそれ自体が証券の価格を大幅に上昇させ、それにより損失を増大させる可能性がある。コール・オプションの買主は、投資の全額をコール・オプションによって失うリスクを負う。

店頭市場のオプションは一般的に、それに関与している当事者間での合意でしか譲渡できず、いかなる当事者又は購入者もかかる譲渡を承認する義務を負わない。オプションの店頭市場は特にアンダーライニング・マスターファンドがその投資戦略において行う比較的小規模の取引において、相対的に非流動的である。

レバレッジ

アンダーライニング・マスターファンドの取引活動には、高いレバレッジを有する市場における投資及び／又は投資手法が含まれる。レバレッジには高いリスクを伴うが、より高い利回り及び総利回りを得る機会を与えてくれる。アンダーライニング・マスターファンドは、資本の留保戦略及び投資の分散化により、レバレッジによる取引活動のリスク管理に努める。

一般的に、予期されるアンダーライニング・マスターファンドによる短期証拠金借入の利用は、マスターファンド及びその結果としての当ファンドのリスク増大につながる。例を挙げれば、アンダーライニング・マスターファンドの信用取引口座を担保するためにブローカーに差し入れられた有価証券の価値が減損した場合、又はアンダーライニング・マスターファンドが借入を受けているブローカーがその維持証拠金を引き上げた場合（若しくは融資枠のパーセンテージを引き下げた場合）、アンダーライニング・マスターファンドは追証の差入れを求められることがあり、その場合はブローカーに対し追加資金を預託するか又は担保として差し入れられた有価証券の全部若しくは一部を減損価値の補填のために強制的に清算しなければならない。アンダーライニング・マスターファンドが管理する資産の価値が急落した場合には、かかるファンドが証拠金債務の支払いに間に合うように資産を流動化できるとは限らず、下落傾向の市場において比較的低い価格で強制的にポジションの清算を行った結果相当の損失を被る可能性もある。

金利リスク

アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは金利の変動に伴うリスクに曝されている。金利の下落は、転換社債の利息収入及び空売りの決済を通じてアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが得るべき収益を減少させる可能性がある。一方、金利の上昇はア

ンダーライング・マスターファンド及びマスターファンドが保有する転換証券の価値を減少させる可能性がある。固定利付債券からのキャッシュフローが事前に分かる限りにおいて、当該キャッシュフローの現在価値（すなわち割引価値）は利率が増加するに従い減少する。当該キャッシュフローが偶発的である限りにおいて、支払におけるドルの価値はその当時の一般金利に連動する場合がある。さらに、多くの固定利付証券の価値は、単一の金利だけではなく、利回り曲線に左右される。したがって、例えば、3ヶ月 LIBOR など短期金利による利付償還可能キャッシュフローは、長期金利が低下すると償還期限が短くなる（すなわち償還される）。このように、かかる証券は長期金利と短期金利の差によるリスクに曝されている。またアンダーライング・マスターファンド及びマスターファンドは変動利付証券に投資することができる。これらの投資商品の価値はかかる金利の絶対値又はかかる金利の変動における市場の予測に密接に関係する。これによりヘッジが困難又は不可能である特定の金利の変動によるリスク要因が発生し、当該リスクは前払いリスクと複雑に相互作用する。

相手方当事者のリスク

アンダーライング・マスターファンド及びマスターファンド（場合により。）が取引を行う市場の多くは「店頭」市場又は「ディーラー間」市場である。かかる市場の参加者は、「取引ベース」市場のメンバーであるため、一般的に信用査定又は規制機関による監督の対象外である。アンダーライング・マスターファンド及びマスターファンドは相手方当事者が信用又は流動性の問題により取引を決済しないというリスクを負い、これによりアンダーライング・マスターファンド及びマスターファンドは損失を被ることとなる。これに加えてアンダーライング・マスターファンド及びマスターファンドは、取引のデフォルトに直面した場合、代替取引が実行されるに際し厳しい市場状況に曝される可能性がある。このような「相手方当事者によるリスク」は、長期にわたる契約でその間に取引の決済を妨げる様々な事由が起こりうるもの、またアンダーライング・マスターファンド及びマスターファンドの取引先が単一又は少数のグループの相手方に集中する契約により増大する。しかしながらアンダーライング・マスターファンド及びマスターファンドは、特定の相手方と取引を行うこと、また単一の相手方に一部又はすべての取引を集中させることについて制限を受けない。またアンダーライング・マスターファンド及びマスターファンドは、相手方の信用力を査定する内部の査定機能を有していない。アンダーライング・マスターファンド及びマスターファンドが損失を被る可能性は、アンダーライング・マスターファンド及びマスターファンドが単一又は複数の相手方と取引できること、かかる取引の相手方の財務能力を有意義に、かつ独立して査定する機能を有さないこと、また決済を促進する規制市場が存在しないこと等の理由により、増大する可能性がある。

仲介機関の財政破綻

当ファンド、マスターファンド若しくはアンダーライング・マスターファンドが取引を行い、又は証券の保管を預託している金融機関（ブローカー及び銀行を含む。）には、常に、かかる機関の経営能力を低下させ、又は当ファンド、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドに損失をもたらす財政難に陥る可能性がある。

空売り

空売りとは、売主が所有していない証券（又はこれに交換可能な証券）を後日より低い価格で購入することを予定して売却することである。買主に証券を引き渡すために、売主は証券を一時的に借入れ、後日当該証券を実際に購入して貸主に返却しなければならない。空売りを行った場合、売主は売却代金をブローカーに預け、現行の証拠金取引規則に従い、借りている証券を返却する義務を

担保するために必要な現金又は米国債をブローカーに供託しなければならない。米国外の市場において空売りが行われた場合、当該取引は現地の法律に準拠する。空売りは、理論上証券の市場価格が無制限に上昇するリスクを伴う。空売りのために借入れた証券は、後に市場での購入により返却する必要があるため、かかる証券の市場価格の上昇（潜在的には無制限である。）はすべて、損失につながることになる。空売りポジションの手仕舞いのために証券を購入すること自体、かかる証券の市場価値を上昇させる要因となる可能性があり、その場合さらに損失が増大することになる。さらに空売りは、他の調達源から当該証券を借りることができない時期に貸主に返却しなければならないリスクを伴い、よって不適当な時期に、又は不利な状況で空売りを手仕舞わなければならない可能性がある。アンダーライニング・マスターファンドは、空売りを行った借入証券の返却義務を担保するために必要な資本額を制限しない方針である。

ポートフォリオの投下資本回転率

アンダーライニング・マスターファンドは通常、ポートフォリオ投下資本回転率の制限により取引の実行が制限されることはない。アンダーライニング・マスターファンドの投資目的及び投資方針によると、アンダーライニング・マスターファンドのポートフォリオ投下資本回転率が100%を超える可能性があり、この場合、アンダーライニング・マスターファンドは大幅な取引コストを負うことになる。

投資の集中と分散

アンダーライニング・マスターファンドが一つの企業体、業界又は国に対して投資できる資産について制限は設けられていない。アンダーライニング・マスターファンドが適切な分析に基づき、アンダーライニング・マスターファンドの投資を特定の発行体、業界又は国に集中することを選択した場合、アンダーライニング・マスターファンドは当該発行体、業界又は国に影響を与える不利な経済状況による価格変動に影響を受けやすくなる。

為替リスク

当ファンドのサブファンドの一部は円建てであるが、その資産は米ドル建てのマスターファンドのサブファンドに投資されることがあり、さらにその資産の一部がアンダーライニング・マスターファンドでのクラスBの米ドル建て株式に投資されることがある。マスターファンドは米ドル建てであるが、その資産（アンダーライニング・マスターファンドの株式に投資されていないもの）を、米ドル以外の通貨建ての若しくは米ドル以外の通貨を参照してその価格が決定することのある現金勘定、定期預金、短期金融資産、米国財務省長期債券、OECD加盟国若しくはその地方自治体又はEUの国際機関（規模が局地的か世界的かを問わない。）が発行した債券、また、証券取引所の公式に上場された債券、又は規制された市場において相対で取引される債券にも投資できるものとする。アンダーライニング・マスターファンドの基準通貨は米ドルであり、とりわけ米ドル以外の通貨建ての債券及び株式並びに米ドル以外の通貨を参照してその価格が決定するその他金融商品に投資できるものとする。その価格は米ドル通貨以外の通貨を参照して決定される。マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの資産価値は、米ドルの為替レートの変動及び各国の市場及び通貨におけるアンダーライニング・マスターファンドの投資対象の価格変動に伴い変動する。外国為替市場における変動は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの業績に大きな影響を与える可能性がある。アンダーライニング・マスターファンドが投資する、その他通貨に対する米ドルの価値の上昇は、アンダーライニング・マスターファンドが当該市場において保有する証券の価格上昇の効果を縮小し、価格の下落の効果を米ドル相当額では拡大させる。反対に、米ドルの価値の下落は、アンダーライニング・マスターファンドが保有する米ドル以外の通貨建ての証券

の価格下落の効果を縮小し、価格上昇の効果を拡大する。アンダーライニング・マスターファンドは、為替リスクをヘッジするために各種の金融デリバティブ商品（オプション、先物、先渡し及びスワップを含むが、これに限定されない。）を組込むことができるものとする。かかるヘッジ取引が効果的であるという保証はない。為替リスクの管理により、アンダーライニング・マスターファンドの業績がマイナスの影響を受ける可能性がある。サブファンド、マスターファンドのサブファンド又はアンダーライニング・マスターファンドのクラスと異なる通貨建てのすべての受益証券又は株式のクラスに対し、上記に記載されたところと同様のことが当てはまる。

規制されていないファンド及びファンドの投資顧問会社

当ファンド、管理会社、マスターファンド、アンダーライニング・マスターファンド及び／又はアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、規制当局による実質的又は永続的な規制を受けない可能性がある。投資家は、規制されていないファンド（又は規制されていない投資顧問会社の助言を受けたファンド）への投資は、規制されたファンド（又は規制された投資顧問会社の助言を受けたファンド）への投資よりも高リスクであると認識されていることに留意する必要がある。かかるリスクとしては、特に、会計基準の欠如並びに当ファンド及びそのアドバイザーに諸規則を適用する規制当局の不在が挙げられる。

規制されていない取引

アンダーライニング・マスターファンドにより取引される特定の商品通常、取引所において取引されておらず、かかる取引は政府機関により規制されていない。したがって、投資取引を行うに当たり、かかる規制による保護は受けられない。アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社が適当であると判断した場合、かかる投資取引はアンダーライニング・マスターファンドの資産の相当な部分を占める場合があるが、アンダーライニング・マスターファンドの資産の15%を超えることはない。

取引停止

各取引所は通常、上場しているすべての証券の取引を中止又は制限する権利を有している。かかる取引中止により、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドがポジションを清算することは不可能になり、損害を被ることとなる。また、必ずしも取引所以外の市場がアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドがポジションを清算できる程度の流動性を有するとは限らない。

ヘッジ・ファンドの事業リスク及び規制リスク

当ファンド期間中、当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに悪影響を与える法律、税制及び規制の変更が行われる場合がある。ヘッジ・ファンドの規制環境は変化しており、ヘッジ・ファンドの規制の改正は当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが保有している投資の価値及び当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが通常であれば取得できるレバレッジ又は各々の取引戦略を追求する能力に悪影響を与える場合がある。また、証券市場及び先物市場は総じて法律規則、証拠金率の規制対象となっている。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、その他の規制機関、自主規制組織及び取引所は市場に緊急事態が発生した場合、臨時の措置をとることができる。デリバティブ取引及びかかる取引を行うファンドに関する規制は発展中の法律分野であり、政府及び司法上の行為による変更の対象となる。当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに関する規制の今後の変更は重要かつ不利な影響を及ぼしうる。

アンダーライニング・マスターファンドが基本的に投資を行う市場及び特定の投資手段は、その時々

により非常に不安定になることがある。例えば、政府による税制及び外貨送金に関する突然の政策転換又は企業の外国資本出資率に関連する法律の改正が不安定化要因として挙げられるが、かかる市場の不安定性は、買戻し請求又はその他の資金需要を満たすために流動化されるポジションの価格に影響を与えることがある。また、一部の新興市場は現在急成長の段階にあり、これらの市場は世界のその他の先進株式市場よりも規制が緩くなっている。一般的にかかる新興株式市場は流動性が低く、そのため確立された市場の大半と比べて投資の売買に要する時間が長くなることもあり、また不利な価格にて取引を行う必要が生じることもある。有価証券への投資はすべて、証券市場に係る一般的なリスクに晒される。さらに、個々の有価証券への投資により、市場全体と同規模かそれを上回る損失が生じないという保証はない。

政府規制

当ファンドが、非米国投資信託として構成され、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが、非米国投資会社として構成されているため、米国の1940年投資会社法(その後の改正を含む)(以下「投資会社法」という。)に基づき、投資信託又は投資会社として登録する必要はなく、また登録を行う予定もない。したがって、投資会社法の規定は適用されない。さらに、当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドのいずれも、ケイマン諸島及び日本以外の管轄の証券取引所又は政府当局により登録されておらず、今後も登録される予定はない。また、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドにおける受益証券又は株式は、政府当局により登録されておらず、今後も登録される予定はない。とりわけ、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドにおける株式及び当ファンドの受益証券は、SECに登録される予定はない。アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、日本、米国若しくはいかなる地域の証券取引所又は政府当局による登録もされておらず、規制も受けていない。

受益証券の大量買戻しによる悪影響の可能性

限られた期間内で受益証券又はマスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドの株式が大量に償還又は買戻された場合、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、その資産配分及び取引戦略を、突然削減された運用資産額に適合させることが困難となる場合がある。かかる状況下で、買戻し及び償還に伴う手取金の支払いに必要な資金を手当てするため、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドは、不適切な時間帯における、又は不利な条件でのポジションを解消する必要に迫られ、その結果、間接的に、残りの受益権者にとって受益証券1口当たりの純資産価額が下がり、買戻しの対象証券を保有する受益権者にとっての資産価値が削減されることがある。それ以降、大量の買戻し又は償還が生じた期間にかかわらず、より少ない資産ベースでの運営によってマスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが追加利益を創出することはより困難となり、また、ファンドの買戻し又は償還に資金提供するために資産を整理した結果、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに残されたポートフォリオはより流動性の低いものとなる可能性がある。

受益証券の換金規制

現在、受益証券のための市場はなく、かつその創設も予定されていない。その結果、受益権者は、緊急事態の発生その他の理由により自己の投資資産を換金できないことがあり、受益証券はローンの担保として容易には受諾されない場合がある。

受益権者は、下記「6 手続等の概要、(2)買戻しの手続等」に記載されたとおり、毎月自己の受益証券を処分することができる。受益権者が買戻しの通知を行った時点から次の償還可能日までの間、当ファンドへの投資の価値が低下するリスクは受益権者が負う。受益権者は、相当な期間、自

己の受益証券を所有し、自己の投資のリスクを負う準備をしておかなければならない。管理会社は受益証券の一切の譲渡につき、事前に、書面により同意をしなければならない（かかる同意は管理会社の単独の裁量で留保することができる。）。かかる受益証券は、1933年米国証券法（その後の改正を含む。）（以下「1933年証券法」という。）上、登録されず、又は日本以外の管轄内の法律上、売出し登録はなされない。

管理会社（受託会社から権限を委託された者として）は、信託証書規定の一定の状況下で、買戻権を一時差し止めることができる。受益証券を譲渡した結果、譲渡人が不利な税務上の影響を受ける場合がある。

管理会社の買戻し要求権

管理会社は、一定の条件下（下記「請求目論見書 ファンドの詳細情報、第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、(5)その他、(ii)強制買戻し」に掲げる事由）において、誠意ある判断により、受益権者が保有する受益証券の買戻しを強制することができ、かかる強制的買戻しの結果としてかかる受益権者が損失を伴う売却を余儀なくされる場合がある。

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社の報酬

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、下記「4 手数料等及び税金、(4)その他の手数料等、(i)マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドから支払われるべき手数料」に記載の成功報酬を受領する権限を有する。パフォーマンスベースの報酬を支払うことにより、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社がマスターファンドのサブファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに対し、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社が固定報酬のみの支払いを受ける場合よりも高リスクで投機的な投資を行わせる意欲を生じさせる可能性がある。さらに、成功報酬はマスターファンドのサブファンドの資産の未実現増価を基に計算されるので、かかる手数料額は、成功報酬が実現利益のみを基にした場合より高額になる場合がある。

報酬及び手数料は業績にかかわらず課される

アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドの各サブファンドは、マスターファンドの各サブファンドの業績に基づき支払う成功報酬（マスターファンドのレベルのみ）に加え、業績にかかわらず相当額の費用が課せられる。これらの費用には、管理、編成・募集、仲介手数料及び運営費が含まれる。アンダーライニング・マスターファンドの先物取引の際、アンダーライニング・マスターファンドにより支払われる仲介手数料に加え、アンダーライニング・マスターファンドの先物契約及びスワップ契約の発行条件の決定に、それぞれ当事者により、売買幅及び主要仲介手数料が組み込まれている。アンダーライニング・マスターファンドは、当事者がその先物取引及びスワップ取引において上げている収益を確定することができないため、アンダーライニング・マスターファンドが支払う売買スプレッド及び主要仲介手数料を数値化することは出来ない。かかるスプレッドは、場合によっては大きくなる場合がある。

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社が分析するのは市場のテクニカル・データのみであり、市場価格以外の経済要因は分析対象ではない

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社を使用する取引システムはテクニカルなトレンド追従型戦略であり、過去の実績において相関性のない複数の資産を投資対象としている。この取引システムによる収益性は、とりわけ、先物価格及び先渡価格に継続的な上昇トレンド又は下降トレンドが明確に発生するかどうかに依存する。このような価格トレンドは明確に発生しないこともある。特定の市場では、過去に価格トレンドが発生しない時期があった。市場の外部での要因が価

格トレンドに重要な影響を及ぼすような時期には、収益機会が大幅に失われる可能性がある。そのような時期においては、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社が行う過去の実績に基づく価格分析によって、市場外部の要因による価格動向に沿わないポジションが構築される可能性がある。

運用資産の増加は売買決定に影響を及ぼすことがある

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社が運用する資産が増加するほど、価格及びパフォーマンスに不利益な影響を及ぼすことなく大量のポジションを売買することが難しくなるため、収益性の高い売買をすることが困難になる可能性がある。したがって、運用資産のかかる増加によって、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、売買決定の修正が必要となることもあり、その結果、アンダーライニング・マスターファンドの収益性が悪影響を受ける可能性がある。

売買取引は透明性を有しない

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンドに対する売買決定を行う。アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、決済仲介業者から取引確認書を毎日受け取る一方、投資家には売買・損益を通算したネットの取引結果のみが月単位で報告される。したがって、マスターファンドのサブファンドを通じたアンダーライニング・マスターファンドへの投資では、個人の取引口座で提供されるのと同等の透明性（すなわち、すべての投資ポジションを毎日確認できる）が投資家に提供されない。

パフォーマンス

当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは最近設立された法人であり、サブファンド、マスターファンドのサブファンドは最近設定された分別ポートフォリオである。そのため、当ファンド、マスターファンド、アンダーライニング・マスターファンド、サブファンド及びマスターファンドのサブファンドは、投資家が将来のパフォーマンスを的確に予想するのに十分なトラック・レコードを持っていない。アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社による投資活動では、管理会社が注意深く選定する取引ソフトウェア及び運用対象の分散を通じて、リスクを抑えることを目指す。しかし、アンダーライニング・マスターファンド又はマスターファンドのサブファンドが投資目的を達成する保証はない。機械的なテクニカル・トレーディングを行うソフトウェアを利用することで、一定の状況下では、アンダーライニング・マスターファンドが被る悪影響が増大する可能性がある。

同一又は類似の取引戦略を採用するその他のファンドの過去の実績、又は当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの過去の実績を見る限り、高いリターンを上げるために過去に採用された戦略が好成績を上げ続けるという保証、又は当ファンドのサブファンド、マスターファンドのサブファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに対する投資へのリターンが、同じ又は類似の取引戦略を採用したファンド又は当ファンドのサブファンド若しくはマスターファンドのサブファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドが過去に達成したリターンと類似の結果をあげるといった保証はない。

純資産価額の計算

アンダーライニング・マスターファンドが保有するいかなる資産の最新評価額も、独立又は公式な情報源から入手することはできず、アンダーライニング・マスターファンドの取締役会は、慎重で誠意ある判断に基づき価値を決定することが必要とされる。

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社への依拠

アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドのサブファンドは、日々の取引及び

各々の投資ポートフォリオの投資活動に関するすべての投資助言につき、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社に専ら依拠している。アンダーライニング・マスターファンドの成功、マスターファンドのサブファンドの成功、結果としてサブファンドの成功は、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社の専門性、とりわけ利用された財務分析ソフトの専門性に相当に依拠するものである。

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社のサービスが、いかなる理由においても提供不可能な場合、又はマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドとアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社との間で締結されたいずれかの投資顧問契約が終了する場合、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンド（場合により）の議決権を保有する株主は、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドを解散することがある。また、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドもまたアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社以外の顧問を選任することができる。かかる顧問の交代は、アンダーライニング・マスターファンド及び／又はマスターファンドのサブファンド並びに、結果として当ファンドのサブファンドの業績に悪影響を及ぼすこともある。

投資家は、クリスチャン・バハ氏のみが、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社の取締役であること、またマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの運営の成功は、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社の業務を行う彼らの能力に依拠することに留意すべきである。

利益相反

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社のその他の活動及び投資に関する制限又は同社により運用されるその他の投資ポートフォリオ活動に関する制限はない。アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社及び／又は同社の取締役は、現在及び将来、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに類似する運用及び目的を有するその他のファンドの運営に関与することを許可されている。かかるその他のファンドの活動はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの活動と競合する可能性があり、かかるその他のファンドの利益となるようなアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社の活動は利益相反とみなされる可能性がある。

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、いつでも、衡平かつ公正な方法で、責務を果たすものとする。上記の一般性を害することなく、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、さらなる事業内容及びアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドのサブファンドの活動に合理的に必要とされる時間にのみ力を注ぐことが要求される。

マスターファンドにより、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社に支払われる報酬は、独立当事者間での交渉により決定されたものではない。マスターファンドにより、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社に支払われる成功報酬は、かかる報酬がない場合よりリスクが高く、より投機的な投資を行わせる意欲を起す可能性がある。

ソフィー・レヴェン氏は、管理会社、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの取締役でもある。ウィリアム・ウォルムスリー氏は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの両方の取締役である。

その他のリスク

市場及び経済状況の悪化、又は税金その他の法令若しくは会計基準の不利な変更は、当ファンドの投資及び受益証券を所有することによる価値及びその結果に悪影響を及ぼすことがある。現在のと

ころ、かかる悪化が生じるのかどうか、またどの程度これらの変化が当ファンドの事業に悪影響を及ぼすのかを予測することはできない。

受益証券1口当たり又は(マスターファンドの)株式1株当たりの純資産価額は、上昇するだけではなく下落することがあり、最悪の想定ベースでは、受益証券又は株式総額の損失となる可能性もあるという事実に留意すべきである。投資家は、特に、受益証券又は株式が発行直後で、手数料を課せられた直後に償還される場合は、投資額元金を受領できないこともある。為替レートの変動もまた、投資家の基準通貨における受益証券1口当たり又は株式1株当たりの純資産価額の上昇又は下落を引き起こし得る。将来の実績又は将来のリターンが、当ファンド、管理会社、マスターファンド、アンダーライニング・マスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社又は上記のいかなる管理者若しくは取締役から得られるという保証はない。

当ファンドは、マスターファンドに投資し、さらにアンダーライニング・マスターファンドに投資するため、当ファンドへの投資はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドに関連して記述されているリスクと同様のリスクを負うものである。

リスク要因の上記列挙は、当ファンドへの投資に関係するすべてのリスク及び重大な事柄の網羅的な列挙又は説明を目的とするものではない。潜在的な投資家は、受益証券に投資を行うことを決定する前に、本書全体を読むべきであり、自身の法律、経済、税務その他の顧問に相談するべきである。

(2) リスク管理

管理会社、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社及びアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネジャーは、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのポートフォリオ運用につき、本書上記「2 投資方針」記載の投資方針を厳格に遵守する。またアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社のコンプライアンス担当者は、マスターファンドが投資方針を遵守していることを監視・確認する。さらに、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネジャーは、特定の投資戦略について投資方針を補完する内部ガイドラインを有する。これらの内部ガイドラインは、戦略及びポジションの分散、ボラティリティの抑制及び適度のレバレッジ等を要求するものである。

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、リスク管理に加えて投資決定についても、完全に系統化された自動取引システムを使用している。アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネジャーは、投資決定に関する決定権を持たず、自動取引システムの要件に正確に従うことが求められる。かかる自動取引システムを使用することにより、経常的な投資決定プロセスにおいて人間の感情はほとんど除外される。

自動取引システムは市場動向に基づいたものであり、また、利益の最大化より資金の維持を優先させるよう設定されている。かかるシステムは、システムリスクを軽減するため、基準となる変数を多様化し、さらに、市場の相関関係及びボラティリティに基づくポジションが形成される前に、かかるポジション毎の最大の未確定リスクを示す。ポジション形成後は、市場のボラティリティ又は相関関係の変化により、取引システムによりあらかじめ独自に示されたリスク尺度に相当する又はこれを超えるようなリスクが見込まれる場合、通常、既存の逆指値注文の値の調整又はポジション規模の縮小を行う。ポジションは、上記の市場のボラティリティ又は相関関係の変化の結果、ストップ・アウト又は調整されて決済されるが、かかるシステムが先例と同様の結果をもたらす保証はない。

またかかるシステムは、世界中の主要な市場にて取引を行うことによる地域市場に関連したリスクの軽減も行っている。市場の効率性は定期的に再査定され、特定の市場がポートフォリオへ追加され、

又はポートフォリオから削除される。アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社が所在する地域における災害に関連するリスクを最小限に抑えるため、かかる自動取引システムの予備システムがアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社とは地理的に異なる場所で保守されている。管理会社又はアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社の従業員は、取引の発注に関与した結果又は自動取引システムに関与した結果得た情報を他の目的に使用してはならない。上記の記載に限らず、管理会社又はアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社の従業員は、自己のため又はその他の第三者のために取引活動を行ってはならない。管理会社又はアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社の従業員は、すべて契約により厳格な秘密保持義務が課せられている。

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社はマスターファンドの月次の運用報告書及びアンダーライニング・マスターファンドの週次の運用報告書を作成するものとし、当該報告書にはマスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドの純資産価額（場合により）、月末又は週末（場合により）の純収益、及び当該会計年度の初めから当該日時点までの純収益が含まれる。管理会社の財務諸表は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの財務諸表と同様、独立会計事務所により毎年監査される。

管理会社の取締役会は、管理会社のために、特定のリスク管理に係る問題についての方針を定め、これを実施するものとし、かかる方針にはカウンターパーティの与信承認、カウンターパーティ制限及び従業員の取引方針が含まれるがこれらに限らない。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

各申込に適用される申込手数料は、申込金額に基づき計算される。各申込に適用される申込手数料は、当該申込金額についての申込金額に上限 5.25%（税抜 5%）の申込手数料率を乗じた額とする。

（注） 上記には、上記申込手数料に課される日本において適用される現行の法定消費税率である 5%の消費税相当額が含まれている。投資家が受益証券について実際に支払う金額（以下「申込金」という。）は、(i) 申込金額及び (ii) 申込手数料（かかる申込手数料に課される消費税相当額を含む。）の合計額となる。

(2) 買戻し手数料

受益証券の買戻し請求が当初の申込時から 12 ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しが当ファンドによってなされた場合、買戻し価格の 2%の買戻し手数料（以下「買戻し手数料」という。）が、当ファンドにより、受益権者に対して、（受託会社から授権を受けた）管理会社の裁量により、課される場合がある。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために行われる。次に、マスターファンドの株式の当ファンドによる償還が申込時から 12 ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しがマスターファンドの取締役によってなされた場合、別途当ファンドに対し支払われる償還価格の 2%の償還手数料が、マスターファンドの取締役の裁量により、マスターファンドのサブファンドによって課される場合がある。かかる償還手数料は、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社（マスターファンドの投資顧問としての資格において）に支払われるものとする。

マスターファンドによる償還につきアンダーライニング・マスターファンドレベルで課される買戻し又は償還費用はない。

(3) 管理報酬等

(i) 管理報酬

管理会社は、受益証券に関し、各サブファンドの純資産価額の 0.1%（年率）相当の管理報酬を受領する権限を有する。かかる報酬は、日々発生し、各評価日において計算され、毎月後払いで支払

われる。

(ii) 受託会社報酬

受託会社は、カストディアン、事務管理人及び名義書換代理人としての月々の報酬を後払いで受領する権限を有するものとする。かかる手数料は、日々生じるものとし、純資産総額 50 百万米ドル（約 4,602.5 百万円）までの部分についてはサブファンドごとに純資産価額の年率 8 ベーシスポイントで、50 百万米ドルを超える部分についてはサブファンドごとに純資産価額の年率 6 ベーシスポイントで計算される（但し、最低報酬はサブファンドにつき四半期毎に 8,750 米ドル（約 805,437.5 円）とする。）。

受託会社はまた、取引報酬を含めて業務遂行において生じた立替費用の清算金を受領する権限を有する。

上記手数料は、サブファンドがそのすべての資産（現金及び通貨ヘッジ目的で行われる取引に係る資産を除く。）をマスターファンドへ投資することを停止した場合、増加する可能性がある。

(iii) 代行協会員報酬

代行協会員は、代行協会員としての役割に関連する報酬（以下「代行協会員報酬」という。）を受領する権限を有する。代行協会員報酬は、当ファンドの純資産価額の 0.5%（年率）とする。かかる報酬は、日々発生し、各評価日において計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

(iv) 販売会社報酬

販売会社は、販売会社としての立場では、フィーダーファンドに関して報酬は受領しない。

しかし、販売会社は、マスターファンドにおいて徴収される販売報酬のうち、販売会社及び販売取次会社（販売会社が随時指名し、副販売会社として行為する会社）を通じて日本において販売された受益証券の価額の 1.8%（年率）に相当する販売会社報酬を受領する権限を有する。日々発生する当該手数料は、マスターファンドのレベルで各評価日に算出され、毎月後払いで支払われる。

(4) その他の手数料等

(i) マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドから支払われるべき手数料

アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、マスターファンドの各サブファンドに属する各クラスのマスターファンド株式の純資産総額の、毎月 0.35%（年 4.2%）相当額を管理報酬として受領する。当該報酬は毎月、当該マスターファンドの各サブファンドから支払われる。

さらに、毎月の最終マスターファンド営業日（以下「マスターファンド評価日」という。）に支払われるマスターファンドの各サブファンドに属する各クラスの株式の純資産価額の増加に対する一定割合（以下「成功報酬」という。）が、マスターファンドの各サブファンドからアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社に対して支払われる。ここで、各クラスの株式の純資産価額の増加とは、各サブファンドに属する当該クラスの株式のマスターファンド評価日毎における純資産価額（成功報酬支払前）が、前月の「ハイウォーターマーク」（以下に定義する）を超えて増加した金額を意味する。疑義を避けるために付言すれば、成功報酬は、累積ベース、すなわち「ハイウォーターマーク」基準で計算され、ある株式の純資産価額が、当該株式の以前の純資産価額の最高値（ハイウォーターマーク）未満である場合には支払われない。成功報酬は新たに設定されたそれぞれのハイウォーターマークから計算される。本項において「ハイウォーターマーク」は、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社に支払われる成功報酬を差し引いた後の、株式の純資産価額を意味する。

マスターファンドのサブファンドの各クラス株式に対して支払われるべき成功報酬額は以下のとおりである。

クラス A 受益証券：スーパーファンド A より、毎月 25%が支払われる。

クラス B 受益証券：スーパーファンド B より、毎月 30%が支払われる。

クラス C 受益証券：スーパーファンド C より、毎月 35%が支払われる。

成功報酬はすべての他の報酬及び費用が支払われた後に算出される。アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、何らかの理由（例えば、株主に対して提供された役務や株主が提供した役務を考慮するため、あるいは受益証券の発行に関連する理由等）により、受領した報酬の一部を第三者（サブファンドの株主等を含む）に対して支払う場合がある。

マスターファンドによる申込につきアンダーライニング・マスターファンドによりアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社に支払われる管理又は成功報酬はない。

マスターファンドの販売会社は、販売会社を通じて日本において販売した受益証券の純資産価額の 1.8%（年率）に相当する販売報酬を受領する権限を有する。日々発生する当該手数料は、マスターファンドレベルで各評価日に算出され、毎月後払いで支払われる。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの事務管理会社（以下「マスターファンド事務管理会社」という。）は、5,000 万米ドル（約 4,602.5 百万円）までについてはアンダーライニング・マスターファンドの純資産価額に対して 18 ベーシスポイント、5,000 万米ドル（約 4,602.5 百万円）を超えて 1 億米ドル（約 9,205 百万円）以下については 15 ベーシスポイント、1 億米ドルを超える部分については 10 ベーシスポイントの年間報酬（但し、25,000 米ドル（約 2,301,250 円）を最低四半期報酬とする。）を受領する権限を有する。マスターファンド事務管理会社はまた、マスターファンドのサブファンドにつき 2,500 米ドル（約 230,125 円）の四半期定額報酬を受領する資格を有する。また、マスターファンド事務管理会社は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの登録事務所としての活動並びに役員及び秘書役サービスの提供に対する報酬を受領することもできる。

さらにマスターファンド事務管理会社は、その職務における自己負担費用（取引手数料を含む。）の支弁を受ける権利を有する。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、通常の業務においてマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンド（場合により）により負担されるべき、又はマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンド（場合により）のために負担されたすべての費用を支払う。かかる費用には、コンサルティング費、調査費、投資関連旅費、サービスその他の運営費、継続募集関連費用、保管及び管理事務代行費、印刷費、弁護士費用、会計・監査費用、支払利息、銀行手数料、仲介手数料、短期配当金、その他同様の費用並びに臨時費用が含まれる（但し、これらに限られるものではない。）。

(ii) 諸費用

当ファンド及びそのサブファンドの設立に関連するすべての経費及び費用は（政府が徴収する設立費用、本書並びにその設立関連文書及び契約書に関する専門家報酬及び経費並びに、管理会社又はアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社による自己負担費用を含む。）、サブファンドによる受益証券の当初募集の収益から支払われる。設立費用及び販売費用は、すべてのサブファンド間で均等に負担される。これらの設立経費は、各サブファンドにより資産勘定に計上され、その後 5 年間、定額法に基づき償却される。かかる会計方針は、管理会社が適切と判断しているものの、米国の一般会計原則とは異なるものであり、財務諸表においてかかる経費計上が重要であると監査人が判断した場合、サブファンドの財務諸表に対する監査報告書における意見が、留保付き意見となる可能性がある。

各サブファンドは、その運用及び業務に付帯するその他すべての費用を負担し、かかる費用には、(i) 仲介手数料及び費用、引受手数料並びに類似の費用、(ii) カストディアン費用及び決済機関費用、(iii) 貸付金及び貸付残高の利息及び約定手数料、(iv) 所得税、源泉徴収税、譲与税及びその他政府により課される費用及び税、(v) 当ファンドの法律顧問及び独立監査人への報酬、(vi) ケイマン諸島に登記された、当ファンドの主たる事務所の維持費、(vii) 受益権者に対する募集資料並びに報告書及び通知の印刷並びに分配費用、(viii) 設立費用並びに、(ix) 各サブファンドが投資したファンド（マスターファンドを含むがそれに限られない）の費用が含まれる。

(5) 課税上の取扱い

本書の内容は、情報の提供のみを目的として、受益権者となるべき投資家に対するケイマン諸島及び日本の税効果について記載したものである。当ファンドへの投資に関する課税上の問題については、それぞれの専門の税務アドバイザーに相談されることを推奨する。税効果は、受益権者となるべき各投資家の状況によって異なる。また、当ファンドの直接的受益権者ではないが、特定のルールが適用された結果、受益証券の保有者とみなされる投資家については、(本書に記載されていない) 特別な検討が必要となる場合がある。本書の議論は、課税上のアドバイスではなく、また、受益権者は課税上のアドバイスとして、本書の議論の一部に依拠することのないように留意されたい。

(i) ケイマン諸島の課税上の取扱い

現行のケイマン諸島の法律においては、当ファンドが支払義務を負う所得税、相続税、譲渡税、売上税その他の税金、又は当ファンドによる分配金若しくは受益証券の買戻代金の支払に適用される源泉徴収税はない。

当ファンドはケイマン諸島の信託法（改正済）第 74 条に基づき、課税免除ファンドとして登録されている。前述した通り、納税義務を課す税制は現在のところケイマン諸島にはないが、当ファンドは、法律の改正の有無を問わず、信託証書の日付より 50 年以内であれば、所得又はキャピタル・ゲインについて将来課されるいかなる税金又は義務からもファンドが免除されるという旨の、ケイマン諸島の総督が署名した誓約の適用を受けている。

(ii) 日本の課税上の取扱い

2008 年 4 月 30 日付で、日本の投資家が所持する有価証券に関して税制が変更された。日本の投資家は、各受益証券の申込の時点において適用される有価証券税制を個別に確認されたい。本書の日付現在、日本の税法で定義されている、日本で公募される外国株式投資信託（いわゆる「公募外国株式投資信託」）に関する新たな税制は、下記のとおりである。日本の投資家は、所得税法、法人税法、租税特別措置法及びその他の税法の変更により、課税率及び課税方法も変更の対象となることに留意すべきである。

(1) 当ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

(2) 個人に支払われる当ファンドの分配金について、その課税方法は以下のとおりとなる。

a) 2008 年 12 月 31 日まで

2008 年 12 月 31 日までの間に個人に支払われる当ファンドの分配金については、10%（所得税 7%、地方税 3%）の税率による源泉徴収が行われる。受益権者の選択により、分配金額にかかわらず申告不要とすることも、確定申告により配当所得として総合課税とすることもできる。申告不要を選択した場合は、源泉徴収された税額のみで課税関係が終了する。

b) 2009 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日まで

2009 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日までの間に個人に支払われる当ファンドの分配金については、10%（所得税 7%、地方税 3%）の税率で、源泉徴収が行われる。

受益権者は、申告不要を選択した場合、10%（所得税7%、地方税3%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了するが、その年における当ファンドの分配金を含む上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の一定の配当等の金額の合計額が100万円を超える受益権者は、当該受益権者がその年中に受取った当ファンドの分配金について、申告不要を選択することはできない。

なお、申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、当ファンドの分配金について、総合課税又は申告分離課税を選択することになる。

申告分離課税を選択した場合、当ファンドの分配金を含む配当所得から、その年分の上場株式等の譲渡損失又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除く。）を控除することができる。2009年1月1日から2010年12月31日までの間は、その年分に申告分離課税を選択した当ファンドの分配金を含む上場株式等の配当所得の金額のうち、100万円以下の部分の税率は10%（所得税7%、地方税3%）、100万円を超える部分の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる。

c) 2011年1月1日以降

2011年1月1日以降に個人に支払われる当ファンドの分配金については、20%（所得税15%、地方税5%）の税率で、源泉徴収が行われる。

申告不要を選択した場合は、20%（所得税15%、地方税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

なお、申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、申告する当ファンドの分配金を含む上場株式等の配当所得の金額の合計額について、総合課税又は申告分離課税を選択することになる。

申告分離課税を選択した場合、当ファンドの分配金を含む配当所得から、その年分の上場株式等の譲渡損失又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除く。）を控除することができる。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、地方税5%）となる。

(3) 法人（公共法人等を除く。）が分配金を受け取る場合は、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われる（2009年4月1日以降の源泉徴収税率については、15%（所得税のみ）とされる。）。法人の益金不算入の適用は認められない。

(4) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、その課税方法は以下のとおりとなる。

a) 2008年12月31日まで

2008年12月31日までに生ずる受益証券の譲渡損益（譲渡価額（邦貨換算額）から当該受益者の取得価額（邦貨換算額）を控除した金額をいう。以下同じ。）は、上場株式等の譲渡所得として10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、他の株式等の譲渡損益との損益通算が可能となる。

源泉徴収選択口座における受益証券の譲渡による所得については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率で源泉徴収が行われ、確定申告は不要となる。

b) 2009年1月1日から2010年12月31日まで

2009年1月1日から2010年12月31日までの間に生ずる受益証券の譲渡損益は、その年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額のうち500万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となる。また、2009年1月1日以後に生じた譲渡損益につ

いては、他の株式等の譲渡による所得及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能である。

源泉徴収選択口座における受益証券の譲渡による所得について申告不要を選択した場合には、10%（所得税7%、地方税3%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了するが、その年における上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える受益者については、当該譲渡所得等につき、申告不要を選択することはできない。

c) 2011年1月1日以降

2011年1月1日以降に生じた譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%（所得税15%、地方税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(5) 分配金及び譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(6) 当ファンドの終了又は解約による償還損益については、以下のとおりに取り扱われる。

a) 2008年12月31日までの償還損益については、2つに区分して取り扱われる。

(i) 表示通貨ベースの償還価額が元本相当額（管理会社が算出する。）を上回る額は配当所得とされ、分配金と同じ扱いとなる（上記(2)及び(3)参照）。

(ii) 償還価額から配当所得を差し引いた金額（邦貨換算額）と取得価額（邦貨換算額）との差額が譲渡所得として取り扱われる（上記(4)参照）。

b) 2009年1月1日以降に支払われる当ファンドの終了又は解約により、個人が、交付を受ける金額については、その全額が譲渡所得等の収入金額として取り扱われる（上記(4)参照）。

当ファンドは、日本で公募される株式投資信託（「公募外国株式投資信託」）として取扱われる。但し、かかる取扱いは課税当局による承認を得ておらず、当ファンドの受益権者が課税当局により異なる扱いを受ける可能性があることに留意するべきである。上記の課税上の取扱いは、税法又は課税当局の決定の変更によって影響を受けることがある。

5 運用状況

サブファンドA、サブファンドB及びサブファンドCの3つのサブファンドのそれぞれにつき、米ドル建てクラス及び円建てクラスの2つのクラスが、第1シリーズから第12シリーズについては米ドル建てクラス1口当たり100米ドル及び円建てクラス1口当たり10,000円で、第13シリーズから第21シリーズについては米ドル建てクラス1口当たり1.00米ドル及び円建てクラス1口当たり100円で、2006年3月1日からシリーズで発行された。サブファンドA、サブファンドB及びサブファンドCは、2007年12月1日から2008年11月30日までの期間において、受益証券の発行手取金により、マスターファンドであるスーパーファンドSPCのそれぞれの区分されたポートフォリオ（クラスA、クラスB及びクラスC）に対応する株式それぞれ合計64,046.38株、377,412.56株及び431,007.97株を購入し、その対価として合計9,514,500.10米ドル（875,809,734.21円）を使用した。

(1) 投資状況

(2008年11月30日現在)

| サブファンド | 資産の種類 | 国名 | 時価合計 | 投資比率 |
|-------------|-----------------------------|--------|-------------------------------|---------|
| | | | 米ドル (円) | |
| サブファンド A | スーパーファンド SPC の株式 (クラス A) | ケイマン諸島 | 3,689,620 (339,629,521) | 100.32% |
| | 現金、受取債権及びその他の 資産 (負債控除後) | 該当なし | -11,779 (-1,084,257) | -0.32% |
| | 純資産総額 | | 3,677,841 (338,545,264) | 100.00% |
| | | | | |
| サブファンド | 資産の種類 | 国名 | 時価合計 | 投資比率 |
| | | | 米ドル (円) | |
| サブファンド B | スーパーファンド SPC の株式 (クラス B) | ケイマン諸島 | 33,467,639 (3,080,696,170) | 100.10% |
| | 現金、受取債権及びその他の 資産 (負債控除後) | 該当なし | -32,578 (-2,998,805) | -0.10% |
| | 純資産総額 | | 33,435,061 (3,077,697,365) | 100.00% |
| | | | | |
| サブファンド | 資産の種類 | 国名 | 時価合計 | 投資比率 |
| | | | 米ドル (円) | |
| サブファンド C | スーパーファンド SPC の株式 (クラス C) | ケイマン諸島 | 42,858,866 (3,945,158,615) | 100.05% |
| | 現金、受取債権及びその他の 資産 (負債控除後) | 該当なし | -22,251 (-2,048,205) | -0.05% |
| | 純資産総額 | | 42,836,615 (3,943,110,411) | 100.00% |
| | | | | |

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年11月30日現在)

| サブ ファンド | 発行地 | 銘柄 | 業種 | 数量 | 金額(簿価) 米ドル (円) | 金額(時価) 米ドル (円) | 投資 比率 |
|-----------------|------------|----------------------------------|-----------------|--------------|-------------------------------|-------------------------------|----------|
| サブ ファンド A | ケイマン 諸島 | スーパー ファンドSPCの 株式 (クラスA) | 分別ポート フォリオ会社 | 282,482.71 | 2,760,521 (254,105,958) | 3,689,620 (339,629,521) | 100% |
| | | | | | 単価 9.7724 (900) | 単価 13.0614 (1,202) | |
| サブ ファンド B | ケイマン 諸島 | スーパー ファンドSPCの 株式 (クラスB) | 分別ポート フォリオ会社 | 2,308,845.52 | 22,225,508 (2,045,858,011) | 33,467,639 (3,080,696,170) | 100% |
| | | | | | 単価 9.6262 (886) | 単価 14.4954 (1,334) | |
| サブ ファンド C | ケイマン 諸島 | スーパー ファンドSPCの 株式 (クラスC) | 分別ポート フォリオ会社 | 3,078,079.12 | 24,751,723 (2,278,396,102) | 42,858,866 (3,945,158,615) | 100% |
| | | | | | 単価 8.0413 (740) | 単価 13.9239 (1,282) | |

② 投資不動産物件

該当なし

③ その他投資資産の主要なもの

該当なし

(3) 運用実績

① 純資産の推移

(a) 純資産総額の推移

| | | 純資産総額 (円) | | | | | | | |
|---------------------------------|--------------|--------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|-----------|
| | | 当初シリーズ | 第2シリーズ | 第3シリーズ | 第4シリーズ | 第5シリーズ | 第6シリーズ | 第7シリーズ | 第8シリーズ |
| サブ ファンド A 円建て クラス | 2006年12月 | 54,096,655 | 39,706,466 | 32,022,600 | 7,503,258 | 16,540,699 | - | - | - |
| | 2007年11月 | 46,021,234 | 33,099,800 | 27,218,402 | 6,644,770 | 13,333,560 | 16,463,160 | 29,364,480 | 2,001,150 |
| | 12月 | 47,112,685 | 34,021,953 | 27,489,792 | 6,829,790 | 13,706,160 | 16,921,880 | 29,972,800 | 2,056,950 |
| | 2008年1月 | 43,120,582 | 31,010,312 | 25,400,320 | 6,310,922 | 12,664,260 | 15,635,427 | 27,695,788 | 1,900,575 |
| | 2月 | 47,931,650 | 34,541,633 | 28,292,352 | 6,919,304 | 14,106,360 | 16,489,920 | 30,527,210 | 2,117,025 |
| | 3月 | 46,341,146 | 33,303,624 | 27,354,340 | 6,690,084 | 13,638,540 | 15,942,454 | 29,514,070 | 2,046,825 |
| | 4月 | 47,075,470 | 31,499,850 | 27,294,888 | 6,795,588 | 13,853,820 | 15,921,500 | 29,981,020 | 2,079,225 |
| | 5月 | 203,685,253 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 6月 | 217,989,380 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7月 | 191,230,419 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 8月 | 178,157,623 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 9月 | 170,355,946 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 10月 | 192,321,238 | - | - | - | - | - | - | - |
| 11月 | 179,634,879 | - | - | - | - | - | - | - | |
| | | 純資産総額 (米ドル) | | | | | | | |
| | | 当初シリーズ | 第2シリーズ | 第3シリーズ | 第4シリーズ | 第5シリーズ | 第6シリーズ | 第7シリーズ | 第8シリーズ |
| サブ ファンド A 米ドル建て クラス | 2006年12月 | 303,479.92 | 132,633.96 | 91,203.11 | 91,605.62 | 139,564.48 | - | - | - |
| | 2007年11月 | 281,806.45 | 116,184.56 | 82,552.36 | 86,841.78 | 132,306.64 | 31,354.39 | 96,453.11 | 9,733.71 |
| | 12月 | 288,420.08 | 118,911.33 | 82,190.14 | 88,879.90 | 135,411.78 | 32,090.26 | 98,716.86 | 9,962.16 |
| | 2008年1月 | 279,668.59 | 110,745.79 | 79,696.27 | 86,183.00 | 131,302.92 | 31,116.56 | 95,721.47 | 9,659.88 |
| | 2月 | 319,656.30 | 125,538.59 | 91,091.41 | 98,505.65 | 150,076.95 | 35,565.65 | 109,407.95 | 11,041.07 |
| | 3月 | 321,604.45 | 126,303.76 | 91,646.53 | 99,105.99 | 148,324.35 | 35,782.43 | 110,074.66 | 11,108.35 |
| | 4月 | 313,430.12 | 123,093.40 | 77,364.71 | 95,364.36 | 144,554.24 | 34,872.92 | 107,276.89 | 10,826.01 |
| | 5月 | 1,030,695.65 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 6月 | 1,121,637.19 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7月 | 976,982.44 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 8月 | 896,326.85 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 9月 | 929,258.64 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 10月 | 1,087,295.24 | - | - | - | - | - | - | - |
| 11月 | 1,071,372.61 | - | - | - | - | - | - | - | |

| | | 純資産総額 (円) | | | | | | | |
|---------------------------------|----------|-------------|-----------|------------|----------|-----------|------------|------------|------------|
| | | 第9シリーズ | 第10シリーズ | 第11シリーズ | 第12シリーズ | 第13シリーズ | 第14シリーズ | 第15シリーズ | 第16シリーズ |
| サブ ファンド A 円建て クラス | 2006年12月 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2007年11月 | 6,264,420 | 3,327,720 | 15,350,000 | - | - | - | - | - |
| | 12月 | 6,438,957 | 3,317,120 | 15,778,265 | - | - | - | - | - |
| | 2008年1月 | 5,495,215 | 3,064,960 | 14,579,430 | 600,000 | - | - | - | - |
| | 2月 | 6,121,390 | 3,414,080 | 16,238,765 | 668,340 | - | - | - | - |
| | 3月 | 5,820,290 | 3,300,800 | 15,699,980 | 646,140 | 6,090,000 | - | - | - |
| | 4月 | 5,912,515 | 3,352,960 | 15,948,650 | 656,400 | 6,186,222 | - | - | - |
| | 5月 | - | - | - | - | 6,674,031 | 13,170,000 | - | - |
| | 6月 | - | - | - | - | 7,318,962 | 14,443,539 | - | - |
| | 7月 | - | - | - | - | 6,607,041 | 13,038,300 | 14,030,000 | - |
| | 8月 | - | - | - | - | 6,189,267 | 12,213,858 | 13,143,304 | - |
| | 9月 | - | - | - | - | 6,265,392 | 12,363,996 | 13,304,649 | 18,550,000 |
| | 10月 | - | - | - | - | 6,802,530 | 13,422,864 | 14,445,288 | 20,139,735 |
| | 11月 | - | - | - | - | 6,691,692 | 13,204,242 | 14,209,584 | 19,811,400 |
| | | 純資産総額 (米ドル) | | | | | | | |
| | | 第9シリーズ | 第10シリーズ | 第11シリーズ | 第12シリーズ | 第13シリーズ | 第14シリーズ | 第15シリーズ | 第16シリーズ |
| サブ ファンド A 米ドル建て クラス | 2006年12月 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2007年11月 | 27,533.14 | 7,285.69 | 15,000.00 | - | - | - | - | - |
| | 12月 | 28,179.33 | 7,456.68 | 15,352.05 | - | - | - | - | - |
| | 2008年1月 | 27,324.30 | 7,230.43 | 14,886.23 | 7,000.00 | - | - | - | - |
| | 2月 | 31,231.17 | 8,264.25 | 17,014.68 | 8,000.87 | - | - | - | - |
| | 3月 | 31,421.52 | 8,314.61 | 17,118.38 | 8,049.64 | 11,000.00 | - | - | - |
| | 4月 | 30,622.86 | 8,103.28 | 16,683.27 | 7,845.03 | 10,720.60 | - | - | - |
| | 5月 | - | - | - | - | 11,389.40 | 101,000.00 | - | - |
| | 6月 | - | - | - | - | 12,408.00 | 110,029.40 | - | - |
| | 7月 | - | - | - | - | 11,025.30 | 97,768.00 | 87,900.00 | - |
| | 8月 | - | - | - | - | 10,243.20 | 90,829.30 | 81,667.89 | - |
| | 9月 | - | - | - | - | 10,631.50 | 94,283.50 | 84,770.76 | 28,200.00 |
| | 10月 | - | - | - | - | 12,439.90 | 110,312.20 | 99,186.36 | 32,996.82 |
| | 11月 | - | - | - | - | 12,613.70 | 111,857.50 | 100,575.18 | 33,456.48 |

| | | 純資産総額 (円) | | | | | | | |
|---------------------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-------------|-------------|------------|--------------|------------|
| | | 当初シリーズ | 第2シリーズ | 第3シリーズ | 第4シリーズ | 第5シリーズ | 第6シリーズ | 第7シリーズ | 第8シリーズ |
| サブ ファンド B 円建て クラス | 2006年12月 | 422,968,742 | 263,285,826 | 261,111,807 | 110,583,528 | 152,357,793 | - | - | - |
| | 2007年11月 | 335,212,080 | 217,746,112 | 213,781,974 | 80,332,432 | 116,484,867 | 43,731,360 | 193,223,511 | 31,478,400 |
| | 12月 | 346,058,965 | 227,179,107 | 223,057,170 | 83,816,949 | 121,537,468 | 45,629,184 | 201,618,144 | 32,846,400 |
| | 2008年1月 | 304,522,227 | 206,415,129 | 188,489,097 | 76,470,833 | 104,286,588 | 41,629,328 | 183,944,212 | 29,966,400 |
| | 2月 | 354,458,587 | 241,491,276 | 215,914,224 | 89,835,793 | 117,992,597 | 47,944,656 | 214,920,014 | 35,204,400 |
| | 3月 | 340,201,568 | 232,245,337 | 204,462,370 | 70,175,333 | 113,582,188 | 46,593,226 | 206,232,595 | 34,210,800 |
| | 4月 | 314,936,861 | 225,542,700 | 200,520,824 | 69,419,696 | 113,304,279 | 45,986,304 | 206,549,646 | 34,455,600 |
| | 5月 | 1,502,652,215 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 6月 | 1,669,040,623 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7月 | 1,381,790,248 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 8月 | 1,219,320,193 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 9月 | 1,257,679,796 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 10月 | 1,435,016,848 | - | - | - | - | - | - | - |
| 11月 | 1,347,302,269 | - | - | - | - | - | - | - | |
| | | 純資産総額 (米ドル) | | | | | | | |
| | | 当初シリーズ | 第2シリーズ | 第3シリーズ | 第4シリーズ | 第5シリーズ | 第6シリーズ | 第7シリーズ | 第8シリーズ |
| サブ ファンド B 米ドル建て クラス | 2006年12月 | 4,364,640.83 | 1,726,279.56 | 1,840,726.16 | 681,665.83 | 770,388.26 | - | - | - |
| | 2007年11月 | 3,859,008.39 | 1,394,403.66 | 1,574,076.78 | 584,755.35 | 705,257.95 | 671,027.56 | 1,187,692.35 | 181,824.30 |
| | 12月 | 3,934,276.31 | 1,439,086.57 | 1,635,290.12 | 607,495.54 | 732,684.75 | 644,296.56 | 1,222,303.88 | 188,895.15 |
| | 2008年1月 | 3,705,898.14 | 1,350,433.26 | 1,553,980.88 | 581,643.25 | 691,065.77 | 616,878.61 | 1,170,287.90 | 180,856.63 |
| | 2月 | 4,434,330.06 | 1,611,401.09 | 1,873,295.93 | 701,160.85 | 833,068.09 | 743,636.25 | 1,340,744.69 | 218,019.68 |
| | 3月 | 4,434,871.06 | 1,618,460.33 | 1,794,686.05 | 664,909.34 | 791,571.51 | 752,034.54 | 1,288,321.79 | 220,481.89 |
| | 4月 | 4,261,250.69 | 1,508,940.67 | 1,622,122.66 | 606,901.21 | 764,854.74 | 726,652.15 | 1,244,839.13 | 213,040.16 |
| | 5月 | 13,113,777.97 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 6月 | 14,658,522.11 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7月 | 12,221,461.12 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 8月 | 10,719,967.72 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 9月 | 11,301,727.43 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 10月 | 14,188,581.04 | - | - | - | - | - | - | - |
| 11月 | 11,586,392.65 | - | - | - | - | - | - | - | |

| | | 純資産総額 (円) | | | | | | | |
|---------------------------------|----------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 第9シリーズ | 第10シリーズ | 第11シリーズ | 第12シリーズ | 第13シリーズ | 第14シリーズ | 第15シリーズ | 第16シリーズ |
| サブ ファンド B 円建て クラス | 2006年12月 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2007年11月 | 69,945,600 | 74,860,256 | 11,300,000 | - | - | - | - | - |
| | 12月 | 71,974,976 | 78,106,784 | 11,790,420 | - | - | - | - | - |
| | 2008年1月 | 65,668,152 | 71,262,752 | 10,756,470 | 14,010,000 | - | - | - | - |
| | 2月 | 76,075,296 | 83,722,400 | 12,636,790 | 16,458,948 | - | - | - | - |
| | 3月 | 73,928,238 | 81,360,787 | 12,280,840 | 15,995,217 | 158,350,000 | - | - | - |
| | 4月 | 74,459,688 | 69,617,884 | 12,368,980 | 16,108,698 | 159,490,120 | - | - | - |
| | 5月 | - | - | - | - | 176,861,115 | 102,480,000 | - | - |
| | 6月 | - | - | - | - | 200,771,965 | 116,335,296 | - | - |
| | 7月 | - | - | - | - | 170,859,650 | 99,005,928 | 179,400,000 | - |
| | 8月 | - | - | - | - | 151,932,300 | 89,731,488 | 162,608,160 | - |
| | 9月 | - | - | - | - | 157,214,200 | 92,857,128 | 168,259,260 | 101,500,000 |
| | 10月 | - | - | - | - | 183,872,260 | 107,548,504 | 196,801,800 | 118,714,400 |
| 11月 | - | - | - | - | 178,165,780 | 105,835,584 | 181,534,950 | 117,993,750 | |
| | | 純資産総額 (米ドル) | | | | | | | |
| | | 第9シリーズ | 第10シリーズ | 第11シリーズ | 第12シリーズ | 第13シリーズ | 第14シリーズ | 第15シリーズ | 第16シリーズ |
| サブ ファンド B 米ドル建て クラス | 2006年12月 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2007年11月 | 416,803.81 | 491,361.78 | 51,100.00 | - | - | - | - | - |
| | 12月 | 433,012.82 | 510,470.03 | 53,087.23 | - | - | - | - | - |
| | 2008年1月 | 414,585.79 | 488,746.62 | 50,828.05 | 0.00 | - | - | - | - |
| | 2月 | 499,776.11 | 589,175.93 | 61,272.37 | 0.00 | - | - | - | - |
| | 3月 | 505,420.30 | 595,829.61 | 61,964.32 | 0.00 | 79,000.00 | - | - | - |
| | 4月 | 488,361.48 | 575,719.29 | 59,872.95 | 0.00 | 76,329.80 | - | - | - |
| | 5月 | - | - | - | - | 83,368.70 | 150,000.00 | - | - |
| | 6月 | - | - | - | - | 94,010.00 | 169,155.00 | - | - |
| | 7月 | - | - | - | - | 78,747.20 | 141,690.00 | 584,900.00 | - |
| | 8月 | - | - | - | - | 70,791.90 | 127,365.00 | 525,825.10 | - |
| | 9月 | - | - | - | - | 75,113.20 | 135,150.00 | 557,877.62 | 508,000.00 |
| | 10月 | - | - | - | - | 94,673.60 | 170,355.00 | 703,225.27 | 640,334.00 |
| 11月 | - | - | - | - | 96,996.20 | 174,525.00 | 720,421.33 | 643,067.40 | |

| | | 純資産総額 (円) | | | | | | | |
|---------------------------------|---------------|---------------|--------------|---------------|-------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| | | 当初シリーズ | 第2シリーズ | 第3シリーズ | 第4シリーズ | 第5シリーズ | 第6シリーズ | 第7シリーズ | 第8シリーズ |
| サブ ファンド C 円建て クラス | 2006年12月 | 402,044,394 | 455,853,063 | 1,008,752,003 | 462,386,484 | 133,233,447 | - | - | - |
| | 2007年11月 | 184,569,600 | 275,744,040 | 808,848,000 | 36,276,000 | 89,532,000 | 89,122,000 | 130,596,000 | 16,722,000 |
| | 12月 | 195,206,400 | 282,546,212 | 844,997,456 | 38,367,000 | 94,689,000 | 94,248,000 | 138,120,000 | 17,686,000 |
| | 2008年1月 | 175,296,000 | 253,727,476 | 742,009,561 | 34,455,000 | 85,032,000 | 84,645,000 | 124,032,000 | 15,882,000 |
| | 2月 | 225,830,400 | 316,388,724 | 955,976,000 | 44,388,000 | 109,548,000 | 109,043,000 | 159,804,000 | 20,462,000 |
| | 3月 | 222,643,200 | 311,925,942 | 9,424,730,030 | 43,762,659 | 108,003,797 | 107,503,000 | 157,545,217 | 20,174,000 |
| | 4月 | 222,240,000 | 301,024,678 | 917,035,200 | 29,122,000 | 95,832,000 | 107,316,000 | 117,945,000 | 20,136,000 |
| | 5月 | 2,167,777,527 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 6月 | 2,528,800,155 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7月 | 1,996,107,222 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 8月 | 1,682,177,333 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 9月 | 1,752,159,641 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 10月 | 2,189,521,500 | - | - | - | - | - | - | - |
| 11月 | 2,139,295,913 | - | - | - | - | - | - | - | |
| | | 純資産総額 (米ドル) | | | | | | | |
| | | 当初シリーズ | 第2シリーズ | 第3シリーズ | 第4シリーズ | 第5シリーズ | 第6シリーズ | 第7シリーズ | 第8シリーズ |
| サブ ファンド C 米ドル建て クラス | 2006年12月 | 1,169,188.26 | 1,404,704.69 | 1,325,556.22 | 435,574.54 | 975,761.54 | - | - | - |
| | 2007年11月 | 827,704.44 | 1,147,211.79 | 1,165,426.35 | 255,304.00 | 857,887.28 | 1,053,579.78 | 2,533,096.95 | 186,855.05 |
| | 12月 | 871,617.52 | 1,208,075.91 | 1,227,256.53 | 268,849.00 | 903,401.38 | 1,109,476.62 | 2,546,084.69 | 196,768.55 |
| | 2008年1月 | 622,692.25 | 1,051,357.64 | 1,156,567.48 | 253,363.60 | 851,366.64 | 1,045,571.70 | 2,399,431.69 | 185,434.84 |
| | 2月 | 823,203.67 | 1,389,903.05 | 1,528,991.56 | 334,948.60 | 1,125,513.14 | 978,592.02 | 3,172,067.43 | 245,146.39 |
| | 3月 | 844,552.83 | 1,425,949.20 | 1,432,406.31 | 343,635.20 | 1,154,701.86 | 1,003,970.66 | 3,254,332.20 | 251,503.95 |
| | 4月 | 808,790.19 | 1,244,922.80 | 1,043,752.00 | 329,083.80 | 1,105,806.08 | 961,457.41 | 3,116,527.28 | 240,853.90 |
| | 5月 | 10,340,082.34 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 6月 | 11,807,741.60 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7月 | 9,108,817.50 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 8月 | 7,492,844.19 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 9月 | 7,989,355.20 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 10月 | 10,821,686.76 | - | - | - | - | - | - | - |
| 11月 | 10,853,071.05 | - | - | - | - | - | - | - | |

| | | 純資産総額 (円) | | | | | | | |
|---------------------------------|----------|-------------|-------------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| | | 第9シリーズ | 第10シリーズ | 第11シリーズ | 第12シリーズ | 第13シリーズ | 第14シリーズ | 第15シリーズ | 第16シリーズ |
| サブ ファンド C 円建て クラス | 2006年12月 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2007年11月 | 57,120,000 | 299,791,800 | 0 | - | - | - | - | - |
| | 12月 | 60,414,000 | 317,054,680 | 0 | - | - | - | - | - |
| | 2008年1月 | 54,252,000 | 207,714,917 | 0 | 10,000,000 | - | - | - | - |
| | 2月 | 69,894,000 | 254,888,760 | 0 | 12,884,000 | - | - | - | - |
| | 3月 | 68,910,000 | 251,292,738 | 0 | 12,702,000 | 123,500,000 | - | - | - |
| | 4月 | 68,784,000 | 66,334,800 | 0 | 12,679,000 | 123,277,700 | - | - | - |
| | 5月 | - | - | - | - | 140,617,100 | 140,000,000 | - | - |
| | 6月 | - | - | - | - | 164,045,050 | 163,324,000 | - | - |
| | 7月 | - | - | - | - | 130,910,000 | 130,326,000 | 261,000,000 | - |
| | 8月 | - | - | - | - | 75,948,400 | 113,890,000 | 228,061,800 | - |
| | 9月 | - | - | - | - | 80,220,600 | 120,288,000 | 240,876,900 | 115,400,000 |
| | 10月 | - | - | - | - | 100,819,000 | 151,172,000 | 302,733,900 | 145,034,720 |
| 11月 | - | - | - | - | 101,065,000 | 151,550,000 | 303,490,800 | 145,392,460 | |
| | | 純資産総額 (米ドル) | | | | | | | |
| | | 第9シリーズ | 第10シリーズ | 第11シリーズ | 第12シリーズ | 第13シリーズ | 第14シリーズ | 第15シリーズ | 第16シリーズ |
| サブ ファンド C 米ドル建て クラス | 2006年12月 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2007年11月 | 203,021.40 | 536,424.00 | 0.00 | - | - | - | - | - |
| | 12月 | 213,792.60 | 564,883.50 | 0.00 | - | - | - | - | - |
| | 2008年1月 | 201,478.20 | 532,346.50 | 0.00 | 0.00 | - | - | - | - |
| | 2月 | 266,355.80 | 703,766.50 | 0.00 | 0.00 | - | - | - | - |
| | 3月 | 273,263.60 | 722,018.00 | 0.00 | 0.00 | 200,000.00 | - | - | - |
| | 4月 | 261,692.20 | 691,444.00 | 0.00 | 0.00 | 191,540.00 | - | - | - |
| | 5月 | - | - | - | - | 215,160.00 | 200,000.00 | - | - |
| | 6月 | - | - | - | - | 249,340.00 | 231,780.00 | - | - |
| | 7月 | - | - | - | - | 195,840.00 | 182,040.00 | 320,000.00 | - |
| | 8月 | - | - | - | - | 169,740.00 | 157,780.00 | 277,344.00 | - |
| | 9月 | - | - | - | - | 183,820.00 | 170,860.00 | 300,352.00 | 947,700.00 |
| | 10月 | - | - | - | - | 248,980.00 | 231,440.00 | 406,816.00 | 1,283,564.88 |
| 11月 | - | - | - | - | 257,280.00 | 239,140.00 | 420,384.00 | 1,326,400.92 | |

(注) 第2シリーズから第12シリーズまでの各シリーズは、2008年5月1日より当初シリーズに統合された。

(b) 1口当たりの純資産額の推移

| | | 1口当たりの純資産額 (円) | | | | | | | |
|---------------------------------|----------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 当初シリーズ | 第2シリーズ | 第3シリーズ | 第4シリーズ | 第5シリーズ | 第6シリーズ | 第7シリーズ | 第8シリーズ |
| サブ ファンド A 円建て クラス | 2006年12月 | 10,636 | 10,134 | 10,724 | 11,761 | 10,911 | - | - | - |
| | 2007年11月 | 9,419 | 8,975 | 9,497 | 10,415 | 9,662 | 8,757 | 10,196 | 8,894 |
| | 12月 | 9,682 | 9,225 | 9,762 | 10,705 | 9,932 | 9,001 | 10,480 | 9,142 |
| | 2008年1月 | 8,946 | 8,524 | 9,020 | 9,892 | 9,177 | 8,317 | 9,684 | 8,447 |
| | 2月 | 9,965 | 9,495 | 10,047 | 11,018 | 10,222 | 9,264 | 10,787 | 9,409 |
| | 3月 | 9,634 | 9,180 | 9,714 | 10,653 | 9,883 | 8,956 | 10,429 | 9,097 |
| | 4月 | 9,787 | 9,325 | 9,868 | 10,821 | 10,039 | 9,098 | 10,594 | 9,241 |
| | 5月 | 105.58 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 6月 | 115.79 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7月 | 104.52 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 8月 | 97.91 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 9月 | 99.12 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 10月 | 107.61 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 11月 | 105.86 | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 1口当たりの純資産額 (米ドル) | | | | | | | |
| | | 当初シリーズ | 第2シリーズ | 第3シリーズ | 第4シリーズ | 第5シリーズ | 第6シリーズ | 第7シリーズ | 第8シリーズ |
| サブ ファンド A 米ドル建て クラス | 2006年12月 | 103.5768 | 96.8838 | 103.0544 | 115.9565 | 107.1924 | - | - | - |
| | 2007年11月 | 98.1904 | 91.8455 | 97.6951 | 109.9263 | 101.6180 | 95.0133 | 108.0102 | 97.3371 |
| | 12月 | 100.4948 | 94.0011 | 99.9880 | 112.5062 | 104.0029 | 97.2432 | 110.5452 | 99.6216 |
| | 2008年1月 | 97.4455 | 91.1488 | 96.9541 | 109.0924 | 100.8471 | 94.2926 | 107.1909 | 96.5988 |
| | 2月 | 111.3785 | 104.1814 | 110.8168 | 124.6907 | 115.2665 | 107.7747 | 122.5173 | 110.4107 |
| | 3月 | 112.0573 | 104.8164 | 111.4921 | 125.4506 | 115.9690 | 108.4316 | 123.2639 | 111.0835 |
| | 4月 | 109.2091 | 102.1522 | 108.6583 | 122.2620 | 113.0213 | 105.6755 | 120.1309 | 108.2601 |
| | 5月 | 1.1603 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 6月 | 1.2641 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7月 | 1.1231 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 8月 | 1.0435 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 9月 | 1.0831 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 10月 | 1.2673 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 11月 | 1.2850 | - | - | - | - | - | - | - |

| | | 1口当たりの純資産総額 (円) | | | | | | | |
|---------------------------------|----------|-------------------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|
| | | 第9シリーズ | 第10シリーズ | 第11シリーズ | 第12シリーズ | 第13シリーズ | 第14シリーズ | 第15シリーズ | 第16シリーズ |
| サブ ファンド A 円建て クラス | 2006年12月 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2007年11月 | 9,564 | 10,084 | 10,000 | - | - | - | - | - |
| | 12月 | 9,830 | 10,366 | 10,279 | - | - | - | - | - |
| | 2008年1月 | 9,083 | 9,578 | 9,498 | 10,000 | - | - | - | - |
| | 2月 | 10,118 | 10,669 | 10,579 | 11,139 | - | - | - | - |
| | 3月 | 9,782 | 10,315 | 10,228 | 10,769 | 100.00 | - | - | - |
| | 4月 | 9,937 | 10,478 | 10,390 | 10,940 | 101.58 | - | - | - |
| | 5月 | - | - | - | - | 109.59 | 100.00 | - | - |
| | 6月 | - | - | - | - | 120.18 | 109.67 | - | - |
| | 7月 | - | - | - | - | 108.49 | 99.00 | 100.00 | - |
| | 8月 | - | - | - | - | 101.63 | 92.74 | 93.68 | - |
| | 9月 | - | - | - | - | 102.88 | 93.88 | 94.83 | 100.00 |
| | 10月 | - | - | - | - | 111.70 | 101.92 | 102.96 | 108.57 |
| 11月 | - | - | - | - | 109.88 | 100.26 | 101.28 | 106.80 | |
| | | 1口当たりの純資産総額 (米ドル) | | | | | | | |
| | | 第9シリーズ | 第10シリーズ | 第11シリーズ | 第12シリーズ | 第13シリーズ | 第14シリーズ | 第15シリーズ | 第16シリーズ |
| サブ ファンド A 米ドル建て クラス | 2006年12月 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2007年11月 | 101.9746 | 104.0813 | 100.0000 | - | - | - | - | - |
| | 12月 | 104.3679 | 106.5240 | 102.3470 | - | - | - | - | - |
| | 2008年1月 | 101.2011 | 103.2918 | 99.2415 | 100.0000 | - | - | - | - |
| | 2月 | 115.6710 | 118.0607 | 113.4312 | 114.2982 | - | - | - | - |
| | 3月 | 116.3760 | 118.7802 | 114.1225 | 114.9948 | 1.0000 | - | - | - |
| | 4月 | 113.4180 | 115.7611 | 111.2218 | 112.0719 | 0.9746 | - | - | - |
| | 5月 | - | - | - | - | 1.0354 | 1.0000 | - | - |
| | 6月 | - | - | - | - | 1.1280 | 1.0894 | - | - |
| | 7月 | - | - | - | - | 1.0023 | 0.9680 | 1.0000 | - |
| | 8月 | - | - | - | - | 0.9312 | 0.8993 | 0.9291 | - |
| | 9月 | - | - | - | - | 0.9665 | 0.9335 | 0.9644 | 1.0000 |
| | 10月 | - | - | - | - | 1.1309 | 1.0922 | 1.1284 | 1.1701 |
| 11月 | - | - | - | - | 1.1467 | 1.1075 | 1.1442 | 1.1864 | |

| | | 1口当たりの純資産額 (円) | | | | | | | |
|---------------------------------|----------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 当初シリーズ | 第2シリーズ | 第3シリーズ | 第4シリーズ | 第5シリーズ | 第6シリーズ | 第7シリーズ | 第8シリーズ |
| サブ ファンド B 円建て クラス | 2006年12月 | 11,306 | 10,343 | 11,378 | 13,254 | 11,498 | - | - | - |
| | 2007年11月 | 9,813 | 8,977 | 9,874 | 11,504 | 9,979 | 8,595 | 10,519 | 8,744 |
| | 12月 | 10,238 | 9,366 | 10,302 | 12,003 | 10,412 | 8,968 | 10,976 | 9,124 |
| | 2008年1月 | 9,341 | 8,545 | 9,400 | 10,951 | 9,499 | 8,182 | 10,014 | 8,324 |
| | 2月 | 10,974 | 10,039 | 11,043 | 12,865 | 11,160 | 9,612 | 11,764 | 9,779 |
| | 3月 | 10,665 | 9,756 | 10,731 | 12,502 | 10,845 | 9,341 | 11,433 | 9,503 |
| | 4月 | 10,741 | 9,825 | 10,808 | 12,592 | 10,923 | 9,408 | 11,514 | 9,571 |
| | 5月 | 119.11 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 6月 | 135.21 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7月 | 115.07 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 8月 | 104.30 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 9月 | 107.93 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 10月 | 126.23 | - | - | - | - | - | - | - |
| 11月 | 125.46 | - | - | - | - | - | - | - | |
| | | 1口当たりの純資産額 (米ドル) | | | | | | | |
| | | 当初シリーズ | 第2シリーズ | 第3シリーズ | 第4シリーズ | 第5シリーズ | 第6シリーズ | 第7シリーズ | 第8シリーズ |
| サブ ファンド B 米ドル建て クラス | 2006年12月 | 109.9276 | 98.8745 | 109.3244 | 130.6852 | 112.9582 | - | - | - |
| | 2007年11月 | 102.1334 | 91.8640 | 101.5730 | 121.4193 | 104.9491 | 93.2600 | 111.4367 | 95.6970 |
| | 12月 | 106.1052 | 95.4365 | 105.5230 | 126.1411 | 109.0305 | 96.8867 | 115.7704 | 99.4185 |
| | 2008年1月 | 101.5899 | 91.3751 | 101.0325 | 120.7731 | 104.3906 | 92.7637 | 110.8437 | 95.1877 |
| | 2月 | 122.4649 | 110.1511 | 121.7929 | 145.5899 | 125.8411 | 111.8250 | 133.6202 | 114.7472 |
| | 3月 | 123.8479 | 111.3952 | 123.1684 | 147.2341 | 127.2623 | 113.0879 | 135.1292 | 116.0431 |
| | 4月 | 119.6678 | 107.6354 | 119.0112 | 142.2647 | 122.9670 | 109.2710 | 130.5684 | 112.1264 |
| | 5月 | 1.3070 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 6月 | 1.4739 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7月 | 1.2345 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 8月 | 1.1098 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 9月 | 1.1775 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 10月 | 1.4843 | - | - | - | - | - | - | - |
| 11月 | 1.5206 | - | - | - | - | - | - | - | |

| | | 1口当たりの純資産総額 (円) | | | | | | | |
|---------------------------------|----------|-------------------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 第9シリーズ | 第10シリーズ | 第11シリーズ | 第12シリーズ | 第13シリーズ | 第14シリーズ | 第15シリーズ | 第16シリーズ |
| サブ ファンド B 円建て クラス | 2006年12月 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2007年11月 | 9,600 | 10,238 | 10,000 | - | - | - | - | - |
| | 12月 | 10,016 | 10,682 | 10,434 | - | - | - | - | - |
| | 2008年1月 | 9,138 | 9,746 | 9,519 | 10,000 | - | - | - | - |
| | 2月 | 10,736 | 11,450 | 11,183 | 11,748 | - | - | - | - |
| | 3月 | 10,433 | 11,127 | 10,868 | 11,417 | 100.00 | - | - | - |
| | 4月 | 10,508 | 11,207 | 10,946 | 11,498 | 100.72 | - | - | - |
| | 5月 | - | - | - | - | 111.69 | 100.00 | - | - |
| | 6月 | - | - | - | - | 126.79 | 113.52 | - | - |
| | 7月 | - | - | - | - | 107.90 | 96.61 | 100.00 | - |
| | 8月 | - | - | - | - | 97.80 | 87.56 | 90.64 | - |
| | 9月 | - | - | - | - | 101.20 | 90.61 | 93.79 | 100.00 |
| | 10月 | - | - | - | - | 118.36 | 105.98 | 109.70 | 116.96 |
| 11月 | - | - | - | - | 117.64 | 105.33 | 109.03 | 116.25 | |
| | | 1口当たりの純資産総額 (米ドル) | | | | | | | |
| | | 第9シリーズ | 第10シリーズ | 第11シリーズ | 第12シリーズ | 第13シリーズ | 第14シリーズ | 第15シリーズ | 第16シリーズ |
| サブ ファンド B 米ドル建て クラス | 2006年12月 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2007年11月 | 102.3585 | 105.6692 | 100.0000 | - | - | - | - | - |
| | 12月 | 106.3391 | 109.7785 | 103.8889 | - | - | - | - | - |
| | 2008年1月 | 101.8138 | 105.1068 | 99.4678 | 0.0000 | - | - | - | - |
| | 2月 | 122.7348 | 126.7045 | 119.9068 | 0.0000 | - | - | - | - |
| | 3月 | 124.1209 | 128.1354 | 121.2609 | 0.0000 | 1.0000 | - | - | - |
| | 4月 | 119.9316 | 123.8106 | 117.1682 | 0.0000 | 0.9662 | - | - | - |
| | 5月 | - | - | - | - | 1.0553 | 1.0000 | - | - |
| | 6月 | - | - | - | - | 1.1900 | 1.1277 | - | - |
| | 7月 | - | - | - | - | 0.9968 | 0.9446 | 1.0000 | - |
| | 8月 | - | - | - | - | 0.8961 | 0.8491 | 0.8990 | - |
| | 9月 | - | - | - | - | 0.9508 | 0.9010 | 0.9538 | 1.0000 |
| | 10月 | - | - | - | - | 1.1984 | 1.1357 | 1.2023 | 1.2605 |
| 11月 | - | - | - | - | 1.2278 | 1.1635 | 1.2317 | 1.2913 | |

| | | 1口当たりの純資産額 (円) | | | | | | | |
|---------------------------------|----------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 当初シリーズ | 第2シリーズ | 第3シリーズ | 第4シリーズ | 第5シリーズ | 第6シリーズ | 第7シリーズ | 第8シリーズ |
| サブ ファンド C 円建て クラス | 2006年12月 | 11,704 | 10,446 | 11,980 | 14,726 | 12,112 | - | - | - |
| | 2007年11月 | 9,613 | 8,580 | 9,840 | 12,092 | 9,948 | 8,102 | 10,883 | 8,361 |
| | 12月 | 10,167 | 9,074 | 10,406 | 12,789 | 10,521 | 8,568 | 11,510 | 8,843 |
| | 2008年1月 | 9,130 | 8,148 | 9,345 | 11,485 | 9,448 | 7,695 | 10,336 | 7,941 |
| | 2月 | 11,762 | 10,498 | 12,040 | 14,796 | 12,172 | 9,913 | 13,317 | 10,231 |
| | 3月 | 11,596 | 10,350 | 11,870 | 14,588 | 12,000 | 9,773 | 13,129 | 10,087 |
| | 4月 | 11,575 | 10,331 | 11,848 | 14,561 | 11,979 | 9,756 | 13,105 | 10,068 |
| | 5月 | 132.04 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 6月 | 154.03 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7月 | 122.92 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 8月 | 107.41 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 9月 | 113.44 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 10月 | 142.58 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 11月 | 142.93 | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 1口当たりの純資産額 (米ドル) | | | | | | | |
| | | 当初シリーズ | 第2シリーズ | 第3シリーズ | 第4シリーズ | 第5シリーズ | 第6シリーズ | 第7シリーズ | 第8シリーズ |
| サブ ファンド C 米ドル建て クラス | 2006年12月 | 113.8783 | 99.8653 | 115.1256 | 145.1915 | 118.9953 | - | - | - |
| | 2007年11月 | 100.1215 | 87.8013 | 101.2182 | 127.6520 | 104.6204 | 87.9082 | 115.2875 | 91.5059 |
| | 12月 | 105.4334 | 92.4595 | 106.5882 | 134.4245 | 110.1709 | 92.5721 | 121.4040 | 96.3607 |
| | 2008年1月 | 99.3605 | 87.1339 | 100.4488 | 126.6818 | 103.8252 | 87.2400 | 114.4112 | 90.8104 |
| | 2月 | 131.3553 | 115.1917 | 132.7941 | 167.4743 | 137.2577 | 115.3320 | 151.2525 | 120.0521 |
| | 3月 | 134.7619 | 118.1791 | 136.2380 | 171.8176 | 140.8173 | 118.3230 | 155.1751 | 123.1655 |
| | 4月 | 129.0554 | 113.1748 | 130.4690 | 164.5419 | 134.8544 | 113.3126 | 148.6042 | 117.9500 |
| | 5月 | 1.4498 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 6月 | 1.6802 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7月 | 1.3197 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 8月 | 1.1437 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 9月 | 1.2386 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 10月 | 1.6777 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 11月 | 1.7336 | - | - | - | - | - | - | - |

| | | 1口当たりの純資産総額 (円) | | | | | | | |
|---------------------------------|----------|-------------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 第9シリーズ | 第10シリーズ | 第11シリーズ | 第12シリーズ | 第13シリーズ | 第14シリーズ | 第15シリーズ | 第16シリーズ |
| サブ ファンド C 円建て クラス | 2006年12月 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2007年11月 | 9,520 | 10,395 | 0 | - | - | - | - | - |
| | 12月 | 10,069 | 10,994 | 0 | - | - | - | - | - |
| | 2008年1月 | 9,042 | 9,872 | 0 | 10,000 | - | - | - | - |
| | 2月 | 11,649 | 12,719 | 0 | 12,884 | - | - | - | - |
| | 3月 | 11,485 | 12,540 | 0 | 12,702 | 100.00 | - | - | - |
| | 4月 | 11,464 | 12,516 | 0 | 12,679 | 99.82 | - | - | - |
| | 5月 | - | - | - | - | 113.86 | 100.00 | - | - |
| | 6月 | - | - | - | - | 132.83 | 116.66 | - | - |
| | 7月 | - | - | - | - | 106.00 | 93.09 | 100.00 | - |
| | 8月 | - | - | - | - | 92.62 | 81.35 | 87.38 | - |
| | 9月 | - | - | - | - | 97.83 | 85.92 | 92.29 | 100.00 |
| | 10月 | - | - | - | - | 122.95 | 107.98 | 115.99 | 125.68 |
| 11月 | - | - | - | - | 123.25 | 108.25 | 116.28 | 125.99 | |
| | | 1口当たりの純資産総額 (米ドル) | | | | | | | |
| | | 第9シリーズ | 第10シリーズ | 第11シリーズ | 第12シリーズ | 第13シリーズ | 第14シリーズ | 第15シリーズ | 第16シリーズ |
| サブ ファンド C 米ドル建て クラス | 2006年12月 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2007年11月 | 101.5107 | 107.2848 | 0.0000 | - | - | - | - | - |
| | 12月 | 106.8963 | 112.9767 | 0.0000 | - | - | - | - | - |
| | 2008年1月 | 100.7391 | 106.4693 | 0.0000 | 0.0000 | - | - | - | - |
| | 2月 | 133.1779 | 140.7533 | 0.0000 | 0.0000 | - | - | - | - |
| | 3月 | 136.6318 | 144.4036 | 0.0000 | 0.0000 | 1.0000 | - | - | - |
| | 4月 | 130.8461 | 138.2888 | 0.0000 | 0.0000 | 0.9577 | - | - | - |
| | 5月 | - | - | - | - | 1.0758 | 1.0000 | - | - |
| | 6月 | - | - | - | - | 1.2467 | 1.1589 | - | - |
| | 7月 | - | - | - | - | 0.9792 | 0.9102 | 1.0000 | - |
| | 8月 | - | - | - | - | 0.8487 | 0.7889 | 0.8667 | - |
| | 9月 | - | - | - | - | 0.9191 | 0.8543 | 0.9386 | 1.0000 |
| | 10月 | - | - | - | - | 1.2449 | 1.1572 | 1.2713 | 1.3544 |
| 11月 | - | - | - | - | 1.2864 | 1.1957 | 1.3137 | 1.3996 | |

(注1) 1口当たりの純資産総額は、円では小数点以下第2位まで、米ドルでは小数点以下第4位まで計算されている。

(注2) 第2シリーズから第12シリーズまでの各シリーズは、2008年5月1日より当初シリーズに統合された。

② 分配の推移

該当なし

③ 収益率の推移

| | | 2006年3月1日～ 2006年12月31日 | 2007年1月1日～ 2007年12月31日 | 2008年1月1日～ 2008年11月30日 | |
|-----------------|---------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------|
| サブ ファンド A | 当初シリーズ | 円建てクラス | 6.36% | -8.97% | 9.34% |
| | | 米ドル建てクラス | 3.58% | -2.98% | 27.87% |
| | 第2シリーズ | 円建てクラス | 1.34% | -8.97% | - |
| | | 米ドル建てクラス | -3.12% | -2.98% | - |
| | 第3シリーズ | 円建てクラス | 7.24% | -8.97% | - |
| | | 米ドル建てクラス | 3.05% | -2.98% | - |
| | 第4シリーズ | 円建てクラス | 17.61% | -8.98% | - |
| | | 米ドル建てクラス | 15.96% | -2.98% | - |
| | 第5シリーズ | 円建てクラス | 9.11% | -8.97% | - |
| | | 米ドル建てクラス | 7.19% | -2.98% | - |
| | 第6シリーズ | 円建てクラス | - | -9.99% | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | -2.76% | - |
| | 第7シリーズ | 円建てクラス | - | 4.80% | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | 10.55% | - |
| | 第8シリーズ | 円建てクラス | - | -8.58% | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | -0.38% | - |
| | 第9シリーズ | 円建てクラス | - | -1.70% | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | 4.37% | - |
| | 第10シリーズ | 円建てクラス | - | 3.66% | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | 6.52% | - |
| | 第11シリーズ | 円建てクラス | - | 2.79% | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | 2.35% | - |
| | 第12シリーズ | 円建てクラス | - | - | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | - | - |
| | 第13シリーズ | 円建てクラス | - | - | 9.88% |
| | | 米ドル建てクラス | - | - | 14.67% |
| | 第14シリーズ | 円建てクラス | - | - | 0.26% |
| | | 米ドル建てクラス | - | - | 10.75% |
| | 第15シリーズ | 円建てクラス | - | - | 1.28% |
| | | 米ドル建てクラス | - | - | 14.42% |
| | 第16シリーズ | 円建てクラス | - | - | 6.80% |
| | | 米ドル建てクラス | - | - | 18.64% |

| | | 2006年3月1日～ 2006年12月31日 | 2007年1月1日～ 2007年12月31日 | 2008年1月1日～ 2008年11月30日 | |
|------------|----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------|
| サブ ファンド | 当初シリーズ | 円建てクラス | 13.06% | -9.45% | 22.54% |
| | | 米ドル建てクラス | 9.93% | -3.48% | 43.31% |
| B | 第2シリーズ | 円建てクラス | 3.43% | -9.45% | - |
| | | 米ドル建てクラス | -1.13% | -3.48% | - |
| 第3シリーズ | 円建てクラス | 13.78% | -9.46% | - | |
| | 米ドル建てクラス | 9.32% | -3.48% | - | |
| 第4シリーズ | 円建てクラス | 32.54% | -9.44% | - | |
| | 米ドル建てクラス | 30.69% | -3.48% | - | |
| 第5シリーズ | 円建てクラス | 14.98% | -9.45% | - | |
| | 米ドル建てクラス | 12.96% | -3.48% | - | |
| 第6シリーズ | 円建てクラス | - | -10.32% | - | |
| | 米ドル建てクラス | - | -3.11% | - | |
| 第7シリーズ | 円建てクラス | - | 9.76% | - | |
| | 米ドル建てクラス | - | 15.77% | - | |
| 第8シリーズ | 円建てクラス | - | -8.76% | - | |
| | 米ドル建てクラス | - | -0.58% | - | |
| 第9シリーズ | 円建てクラス | - | 0.16% | - | |
| | 米ドル建てクラス | - | 6.34% | - | |
| 第10シリーズ | 円建てクラス | - | 6.82% | - | |
| | 米ドル建てクラス | - | 9.78% | - | |
| 第11シリーズ | 円建てクラス | - | 4.34% | - | |
| | 米ドル建てクラス | - | 3.89% | - | |
| 第12シリーズ | 円建てクラス | - | - | - | |
| | 米ドル建てクラス | - | - | - | |
| 第13シリーズ | 円建てクラス | - | - | 17.64% | |
| | 米ドル建てクラス | - | - | 22.78% | |
| 第14シリーズ | 円建てクラス | - | - | 5.33% | |
| | 米ドル建てクラス | - | - | 16.35% | |
| 第15シリーズ | 円建てクラス | - | - | 9.03% | |
| | 米ドル建てクラス | - | - | 23.17% | |
| 第16シリーズ | 円建てクラス | - | - | 16.25% | |
| | 米ドル建てクラス | - | - | 29.13% | |

| | | | 2006年3月1日～ | 2007年1月1日～ | 2008年1月1日～ |
|-----------------|----------|----------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 2006年12月31日 | 2007年12月31日 | 2008年11月30日 |
| サブ ファンド C | 当初シリーズ | 円建てクラス | 17.04% | -13.13% | 40.58% |
| | | 米ドル建てクラス | 13.88% | -7.42% | 64.43% |
| | 第2シリーズ | 円建てクラス | 4.46% | -13.13% | - |
| | | 米ドル建てクラス | -0.13% | -7.42% | - |
| | 第3シリーズ | 円建てクラス | 19.80% | -13.14% | - |
| | | 米ドル建てクラス | 15.13% | -7.42% | - |
| | 第4シリーズ | 円建てクラス | 47.26% | -13.15% | - |
| | | 米ドル建てクラス | 45.19% | -7.42% | - |
| | 第5シリーズ | 円建てクラス | 21.12% | -13.14% | - |
| | | 米ドル建てクラス | 19.00% | -7.42% | - |
| | 第6シリーズ | 円建てクラス | - | -14.32% | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | -7.43% | - |
| | 第7シリーズ | 円建てクラス | - | 15.10% | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | 21.40% | - |
| | 第8シリーズ | 円建てクラス | - | -11.57% | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | -3.64% | - |
| | 第9シリーズ | 円建てクラス | - | 0.69% | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | 6.90% | - |
| | 第10シリーズ | 円建てクラス | - | 9.94% | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | 12.98% | - |
| | 第11シリーズ | 円建てクラス | - | - | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | - | - |
| | 第12シリーズ | 円建てクラス | - | - | - |
| | | 米ドル建てクラス | - | - | - |
| | 第13シリーズ | 円建てクラス | - | - | 23.25% |
| | | 米ドル建てクラス | - | - | 28.64% |
| | 第14シリーズ | 円建てクラス | - | - | 8.25% |
| | | 米ドル建てクラス | - | - | 19.57% |
| | 第15シリーズ | 円建てクラス | - | - | 16.28% |
| | | 米ドル建てクラス | - | - | 31.37% |
| 第16シリーズ | 円建てクラス | - | - | 25.99% | |
| | 米ドル建てクラス | - | - | 39.96% | |

(注1) 各シリーズの収益率の推移は、各運用開始時からの収益率の推移を表わしている。第13シリーズ、第14シリーズ、第15シリーズ及び第16シリーズの運用開始日は、それぞれ2008年4月1日、2008年6月1日、2008年8月1日及び2008年10月1日である。

(注2) 第2シリーズから第12シリーズまでの各シリーズは、2008年5月1日より当初シリーズに統合された。

6 手続等の概要

(1) 受益証券の販売

(i) 申込（販売）期間

| | |
|---------|---------------------------|
| 第19シリーズ | 2009年1月27日から2009年3月25日まで。 |
| 第20シリーズ | 2009年3月26日から2009年5月25日まで。 |
| 第21シリーズ | 2009年5月26日から2009年6月24日まで。 |

(ii) 受益証券の価格

円建てクラス：受益証券1口当たり100円

米ドル建てクラス：受益証券1口当たり1米ドル（約92.05円）

(iii) 申込

最低申込単位は、サブファンドAについては1,000口以上、サブファンドBについては10,000口以上、サブファンドCについては100,000口以上とする。

(iv) 申込手数料

各申込に適用する申込手数料は当該申込についての申込金額に上限5.25%（税抜5%）の申込手数料率を乗じた額とする。

(v) 申込手続

投資家は、各申込期間において特定のシリーズの受益証券を購入するにあたり、該当する評価日より3ファンド営業日前の日（以下「投資家支払日」という。）までに申込金を支払うものとする。投資家支払日において、販売会社は、当該申込期間において当ファンドに申込まれた受益証券の確定数及び、かかる受益証券に投資家が支払った金額の合計を受託会社に知らせるものとする。

投資家支払日（ケイマン諸島時間）において、受託会社は、販売会社から通知された受益証券の数に対応する受益証券を発行し、販売会社の名前をかかるとして名簿に登録するものとする。但し、かかる受益証券の発行及び登録は、当該評価日の2ファンド営業日前の日（以下「申込金受領期日」という。）の午後3時（東京時間）頃、かかる申込金の全額の支払が当ファンドのために確認されたときに法的に有効となる。同時に、受託会社は受益証券の発行及び登録の事実を販売会社に通知するものとする。

販売会社（販売取次会社を含む。）は、申込金受領期日の午後3時（東京時間）までに、投資家によって支払われた資金を受託会社に送金し、販売会社のそれぞれの顧客口座に当該受益証券の数を貸方記入する。受託会社が当ファンドにかかわって申込金全額を受領を確認した上で、受益証券の発行及びかかる受益証券の名目上の所有者の登録が、申込金受領期日の3時（東京時間）頃に法的に有効となる。各受益証券は、当ファンドの資産の不可分の権利を表す。当ファンドの資産は、当ファンドがマスターファンドの株式を買い付けるまでは、販売会社により送金された現金から構成される。

上記手続に従ってなされる申込は、申込金の受領が当ファンドによって確認されたことをもって有効となる。マスターファンドは、申込が当ファンドによって受け付けられた場合でも申込を拒否する裁量を持ち、したがって、申込がマスターファンドにより受け付けられる保証はない。マスターファンドに受け付けられなかった金額、及びマスターファンド内の当ファンドの持分につき強制買戻しされた場合の金員は、管理会社の裁量で、現金等価物又はマスターファンドと実質的に類似したトレーディング戦略を持つその他のファンドに投資できる。

（注）販売会社又は販売取次会社は、上記申込期間中になされた申込であっても、関係国の銀行営業日その他の事情により当該申込を行った者に対する該当シリーズの発行日における発行が困難である場合には、当該申込を受け付けないことがある。

(2) 買戻しの手続等

(i) 買戻しの方法

受益権者は、当ファンドの販売会社又は販売取次会社に対して買戻し期日の「5ファンド営業日+2本邦営業日」前に書面による通知をもって、各買戻し期日（以下に定義する。）に保有す

る受益証券のすべて又は一部の買戻しを請求することができる。かかる買戻しは、当該買戻し期日に決定された受益証券1口当たりの純資産価額から買戻し手数料（もしあれば）（以下に定義する。）を差し引いた額で行われるものとする。受益証券の「買戻し期日」は、各暦月の最終評価日及び管理会社が買戻し期日として定めるその他の日である。

受益証券の買戻し請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しが当ファンドによってなされた場合、買戻し価格の2%の買戻し手数料（以下「買戻し手数料」という。）が、当ファンドにより、受益権者に対して、（受託会社から授權を受けた）管理会社の裁量により課される場合がある。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために行われる。次に、マスターファンドの株式の当ファンドによる償還が申込時から12ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しがマスターファンドの取締役によってなされた場合、別途当ファンドに対し支払われる償還価格の2%の償還手数料が、マスターファンドの取締役の裁量により、マスターファンドのサブファンドによって課される場合がある。かかる償還手数料は、アンダーライン・マスターファンド投資顧問会社（マスターファンドの投資顧問としての資格において）に支払われるものとする。

マスターファンドによる償還につきアンダーライン・マスターファンドレベルで課される買戻し又は償還費用はない。

本書に記載される一定の条件に従い、当ファンドは、当該サブファンドのために当該サブファンドに代わり、買戻し実行日以降、受託会社は取引計算書及び適用される買戻し価格を事前に販売会社に送付した翌々本邦営業日（2本邦営業日目）に買戻し代金を送金する。日本における買戻しの約定日は、販売会社が受託会社から取引計算書及び適用される買戻し価格を同日の正午（東京時間）までに受領した日である。買戻し金は、販売会社又は販売取次会社が約定日（同日を含む。）から4本邦営業日以内に受益権者に支払う。

なお、買戻し期日から実際の支払日までの間については、利息は付されない。

（ii）買戻額

受益権者は、管理会社による単独の裁量で承諾されない限り、当該買戻し請求の結果、当該受益権者が保有する受益証券が、各シリーズについて当初投資の最低額未満になるような場合には、部分的な買戻し請求を行うことはできない。

7 管理及び運営の概要

（1）純資産額の計算

（i）資産の評価

純資産価額及び受益証券1口当たりの純資産価額の計算は、受託会社により各サブファンドのシリーズごとに別個に行われ、帳簿及び記録上で分別して保管される。

サブファンドの「純資産価額」とは、かかるサブファンドの受益証券の各クラス及び各シリーズに帰属せしめられるサブファンドの資産を公正な市場価格で評価したものをいい、既発生かつ未払の費用及び特定の状況のための留保金を含む一切の負債を差し引いて評価される。「受益証券1口当たりの純資産価額」とは、当該受益証券がその一部を形成する、受益証券の各クラス及び各シリーズに適正に帰属せしめられる当該サブファンドの純資産価額を、発行済未償還の各クラス及び各シリーズの受益証券数で除したものをいう。受益証券1口当たりの純資産価額は、円建てクラスについては小数点第2位、米ドル建てクラスについては小数点第4位までの計算となる。受託会社は、翌月の最初の8営業日間に、かかる計算結果が入手可能となるよ

う努める。純資産価額の計算結果は、代行協会員によって日本証券業協会（JSDA）に報告され、受益権者に開示される。費用、手数料及びその他の負債は、実行可能な限り、米国の一般会計原則に従って処理されるものとする。

各サブファンドの資産の評価において、市場の相場が容易に入手可能である上場株式については、その購入価格に関わらず、決定する日の最終の売値で評価されるものとする。かかる売値が付かなかつた上場有価証券及び非上場株式は、現在の取引値、又はブルームバーク（取得可能な場合）での現在の気配値（もしあれば）における売り注文及び買い注文の仲値で決定される。60日以下の償還期限の短期投資は、経過利息を加えた償却原価で評価される。市場の相場が容易に入手可能であるその他の証券は、時価で評価される。その他の証券及び資産は、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社により誠実に決定された公正な価格で評価される。サブファンドが投資会社へ投資し、当該投資会社の現在の純資産価額の計算値が入手できない場合、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、かかる投資会社により提供される計算日現在において直近の純資産価額の見積額を決定し、かかる見積額を、当該サブファンドの純資産価額の決定に用いるものとする。アンダーライニング・マスターファンドの取締役会（以下「取締役会」という。）、マスターファンドの取締役会、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社、管理会社及び受託会社は、サブファンドが資産を投資している投資会社のマネージャーにより提供された、純資産価額の見積額等の評価に依拠することができる。サブファンドの純資産価額を決定することができない又は上記の従ってサブファンドの純資産価額を決定することが実行不可能若しくは不適切である場合、募集価格は取締役会が規定する方法で誠実に決定された公正な評価額によるものとする。アンダーライニング・マスターファンドの取締役会、マスターファンドの取締役会、管理会社受託会社又はアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、その下した決定又はその他の作為若しくは不作為につき、意図的な不正行為、悪意又は過失によらないものについては、一切責任を負わない。

(注) 直近に計算された当ファンドの純資産価額は、代行協会員により、毎月10日又は10日が本邦営業日でない場合その直前の本邦営業日にJSDAに報告される。

(ii) 評価及び取引の停止

受託会社は、以下の期間中、純資産価額の計算及びサブファンドの受益証券の買戻しを停止することができる。

- (a) 当該サブファンドの投資について相場が決定される証券取引所若しくは商品取引所が通常の休業日又は週末以外で閉鎖されている期間及び取引が制限又は停止されている期間
- (b) 関連するサブファンドによる投資対象の処分が、合理的に実行不可能である又は買戻しをしていないサブファンドの受益権者を害する可能性があるとして受託会社が考える事象が発生している期間
- (c) 関連するサブファンドの投資対象の価格若しくは価値又は前述した証券取引所若しくは商品取引所における時価につき、これらの決定に通常用いられる通信手段に支障が生じている期間
- (d) 資金移動又は投資対象の取得に伴う換金を通常の為替レートで行うことができないと取締役会が判断する期間
- (e) マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが純資産価額の計算又は当ファンド若しくはマスターファンド（場合により）が投資している株式の買戻しの制限を

宣言した期間

受託会社が停止を宣言した場合、販売会社は宣言後可及的速やかに、受益証券の実質的所有者及び受益証券の買戻しの申込停止により影響を受ける一切の者に対して、停止が宣言された旨の通知を行うべく、販売会社に通知するものとする。停止期間中に受益証券は買戻されず、また買戻代金は支払われない。

(2) 保管

受益証券の所有権について、証券は発行されない。受託会社は、販売会社による受益証券の申込及び買戻しについてのすべての記録を維持する。

(3) 信託期間

信託証券に従って関連する当事者により終了された場合を除き、当ファンドは、信託証券の日付より150年後の日に終了するものとする。

(4) 受益権者の権利

発行された受益証券の数は、受益権者の名簿（以下「受益権者名簿」という。）に記載され、当名簿は受託会社又は正規に任命された受託会社の代理人が管理するものとする。受益権者名簿には、受益証券の保有者として販売会社が登録される。受益権者の要請に応じて、受益権者には受益証券の所有権を証明する書面が発行されることがあるが、受益証券証券は発行されない。

当ファンドの法的所有権及び当ファンドにより何らかの取引を行う権利は、受託会社又はその代理人に授与されており、受益権者はこの権利を有せず、ただ受益証券により付与される受益権のみを持つ。受益権者は当ファンドの財産、収入、権利又は持分を分割又は分配するよう要求するいかなる権利も有せず、また一方、受益権者が当ファンドの損失を分担若しくは負担するよう要求されること又は受益証券の所有権を理由として何らかの負担を要求されることはない。受益証券は個人的財産であって、当ファンドを構成する信託証券に存する権利のみを与えるものとする。受益権者は、自身の受益証券を用いた自身の取引に由来するものを除き、個人として、当ファンド又は当ファンドの取引、債務若しくは事務に関連して、いかなる債務をも負うことはないものとする。

受益権者は、有価証券届出書及び信託証券の規定するところに従い、書面による通知後、自らの受益証券を償還することができる。

受益権者は、当ファンドの受託会社の事前の書面による承認なしに、自らの受益証券を譲渡してはならない。

第2 財務ハイライト情報

1. 「財務ハイライト情報」においては、「請求目論見書 ファンドの詳細情報、第4 ファンドの経理状況、1 財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」及び「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、「請求目論見書 ファンドの詳細情報、第4 ファンドの経理状況、1 財務諸表」に記載すべき財務書類から抜粋して記載されたものである。
2. ファンドの2007年及び2006年12月31日に終了した期間の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された財務書類を、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第127条第5項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成されたものである。
3. ファンドの2007年及び2006年12月31日に終了した期間の原文の財務書類は、本国の独立監査人であるケーピーエムジー（KPMG）の監査を受けており、その監査報告書を受領している。なお、この財務書類は、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第35条の規定に基づく「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の3の規定が適用されるため、日本の公認会計士または監査法人による監査は必要とされない。
4. ファンドの2007年及び2006年12月31日に終了した期間の原文の財務書類は、米ドルで開示されている。翻訳された日本語の財務書類には主要な金額について円換算額が併記されている。この日本円による金額は、2008年6月2日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝105.30円）を用いて換算され、千円未満を四捨五入して表示されている。したがって、合計数値は関係数値の合計額と必ずしも一致しない。

1 貸借対照表

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン・サブファンド A

貸借対照表

2007年12月31日現在

(単位:米ドル、但し、ユニット当たり価額を除く。)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|-------------------|---------|------------------|----------------|------------------|----------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| マスター・ポートフォリオAへの投資 | 7 | 2,770,511 | 291,735 | 2,041,040 | 214,922 |
| 現金 | | 6,395 | 673 | 1,505 | 158 |
| その他の資産 | | 18,027 | 1,898 | 23,716 | 2,497 |
| | | <u>2,794,933</u> | <u>294,306</u> | <u>2,066,261</u> | <u>217,577</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 4, 5, 6 | 66,370 | 6,989 | 49,105 | 5,171 |
| | | <u>66,370</u> | <u>6,989</u> | <u>49,105</u> | <u>5,171</u> |
| 純資産 | | | | | |
| | | <u>2,728,563</u> | <u>287,318</u> | <u>2,017,156</u> | <u>212,407</u> |
| 純資産の内訳 | | | | | |
| ユニット保有者資本 | 3 | 2,691,163 | 283,379 | 1,957,631 | 206,139 |
| 利益剰余金 | | 37,400 | 3,938 | 59,525 | 6,268 |
| | | <u>2,728,563</u> | <u>287,318</u> | <u>2,017,156</u> | <u>212,407</u> |

2007年12月31日現在

(単位:米ドル、但し、ユニット当たり価額を除く。)

| ユニット毎の純資産価額 | 原通貨 | 2007年 | | 2006年 | |
|--|-----|--------|--------|--------|--------|
| | | 米ドル/円 | 円 | 米ドル/円 | 円 |
| 米ドル建てクラスー当初シリーズ (発行済 2,870.00 ユニット (2006年: 2,930.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 100.49 | 10,582 | 103.58 | 10,907 |
| 米ドル建てクラスー第2シリーズ (発行済 1,265.00 ユニット (2006年: 1,369.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 94.00 | 9,898 | 96.88 | 10,201 |
| 米ドル建てクラスー第3シリーズ (発行済 822.00 ユニット (2006年: 885.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 99.99 | 10,529 | 103.05 | 10,851 |
| 米ドル建てクラスー第4シリーズ (発行済 790.00 ユニット (2006年: 790.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 112.51 | 11,847 | 115.96 | 12,211 |
| 米ドル建てクラスー第5シリーズ (発行済 1,302.00 ユニット (2006年: 1,302.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 104.00 | 10,951 | 107.19 | 11,287 |
| 米ドル建てクラスー第6シリーズ (発行済 330.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 97.24 | 10,239 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第7シリーズ (発行済 893.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 110.55 | 11,641 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第8シリーズ (発行済 100.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 99.62 | 10,490 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第9シリーズ (発行済 270.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 104.37 | 10,990 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第10シリーズ (発行済 70.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 106.52 | 11,217 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第11シリーズ (発行済 150.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 102.35 | 10,777 | - | - |
| 日本円建てクラスー当初シリーズ (発行済 4,866.00 ユニット (2006年: 5,086.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,682 | 9,682 | 10,636 | 10,636 |
| 日本円建てクラスー第2シリーズ (発行済 3,688.00 ユニット (2006年: 3,918.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,225 | 9,225 | 10,134 | 10,134 |
| 日本円建てクラスー第3シリーズ (発行済 2,816.00 ユニット (2006年: 2,986.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,762 | 9,762 | 10,724 | 10,724 |
| 日本円建てクラスー第4シリーズ (発行済 638.00 ユニット (2006年: 638.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,705 | 10,705 | 11,761 | 11,761 |
| 日本円建てクラスー第5シリーズ (発行済 1,380.00 ユニット (2006年: 1,516.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,932 | 9,932 | 10,911 | 10,911 |
| 日本円建てクラスー第6シリーズ | 日本円 | 9,001 | 9,001 | - | - |

| | | | | | |
|--|-----|--------|--------|---|---|
| (発行済 1,880.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | | | | | |
| 日本円建てクラスー第7シリーズ (発行済 2,860.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,480 | 10,480 | - | - |
| 日本円建てクラスー第8シリーズ (発行済 225.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,142 | 9,142 | - | - |
| 日本円建てクラスー第9シリーズ (発行済 655.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,830 | 9,830 | - | - |
| 日本円建てクラスー第10シリーズ (発行済 320.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,366 | 10,366 | - | - |
| 日本円建てクラスー第11シリーズ (発行済 1,535.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,279 | 10,279 | - | - |

添付の財務諸表注記参照。

2008 年 6 月 2 日に受託会社である UBS ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドによって承認された。

ブライアン・バークホルダー (署名)

シェルドン・サリバン (署名)

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン-サブファンド A

損益計算書

2007年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|---|----|-----------|----------|-----------|----------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| マスター・ポートフォリオAから配分された純投資損失 | | | | | |
| 受取利息 | | 65,243 | 6,870 | 60,107 | 6,329 |
| 費用 | | (174,649) | (18,391) | (100,428) | (10,575) |
| | | (109,406) | (11,520) | (40,321) | (4,246) |
| ファンド収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 439 | 46 | 907 | 96 |
| | | 439 | 46 | 907 | 96 |
| ファンド費用 | | | | | |
| 信託報酬 | 6 | 36,501 | 3,844 | 29,170 | 3,072 |
| 代行報酬 | 5 | 11,889 | 1,252 | 5,775 | 608 |
| 一般管理費 | | 6,730 | 709 | 4,740 | 499 |
| 専門家報酬 | | 5,414 | 570 | 9,494 | 1,000 |
| 管理報酬 | 4 | 2,379 | 251 | 1,156 | 122 |
| | | 62,913 | 6,625 | 50,335 | 5,300 |
| 純投資損失 | | (171,880) | (18,099) | (89,749) | (9,451) |
| 投資及び外貨に係るファンド正味実現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 935 | 98 | 9,229 | 972 |
| マスター・ポートフォリオAから配分された投資及び外貨に係る正味実現及び未実現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 103,971 | 10,948 | 26,337 | 2,773 |
| 投資に係る未実現利益の変動 | | 44,849 | 4,723 | 113,708 | 11,973 |
| | | 148,820 | 15,671 | 140,045 | 14,747 |
| 営業活動から生じた純資産の正味(減少)/増加額 | | (22,125) | (2,330) | 59,525 | 6,268 |

添付の財務諸表注記参照。

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン－サブファンド B

貸借対照表

2007年12月31日現在

(単位:米ドル、但し、ユニット当たり価額を除く。)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|-------------------|---------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| マスター・ポートフォリオBへの投資 | 7 | 24,430,253 | 2,572,506 | 19,589,148 | 2,062,737 |
| 現金 | | 26,044 | 2,742 | 6,482 | 683 |
| 未収利息 | | 244 | 26 | - | - |
| その他の資産 | | 18,028 | 1,898 | 23,716 | 2,497 |
| | | <u>24,474,569</u> | <u>2,577,172</u> | <u>19,619,346</u> | <u>2,065,917</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 4, 5, 6 | 150,845 | 15,884 | 70,971 | 7,473 |
| | | <u>150,845</u> | <u>15,884</u> | <u>70,971</u> | <u>7,473</u> |
| 純資産 | | | | | |
| | | <u>24,323,724</u> | <u>2,561,288</u> | <u>19,548,375</u> | <u>2,058,444</u> |
| 純資産の内訳 | | | | | |
| ユニット保有者資本 | 3 | 22,728,521 | 2,393,313 | 17,926,623 | 1,887,673 |
| 利益剰余金 | | 1,595,203 | 167,975 | 1,621,752 | 170,770 |
| | | <u>24,323,724</u> | <u>2,561,288</u> | <u>19,548,375</u> | <u>2,058,444</u> |

2007年12月31日現在

(単位:米ドル、但し、ユニット当たり価額を除く。)

| ユニット毎の純資産価額 | 原通貨 | 2007年 | | 2006年 | |
|--|-----|--------|--------|--------|--------|
| | | 米ドル/円 | 円 | 米ドル/円 | 円 |
| 米ドル建てクラスー当初シリーズ (発行済 37,079.00 ユニット (2006年: 39,704.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 106.11 | 11,173 | 109.93 | 11,576 |
| 米ドル建てクラスー第2シリーズ (発行済 15,079.00 ユニット (2006年: 17,459.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 95.44 | 10,050 | 98.87 | 10,411 |
| 米ドル建てクラスー第3シリーズ (発行済 15,497.00 ユニット (2006年: 16,837.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 105.52 | 11,111 | 109.32 | 11,511 |
| 米ドル建てクラスー第4シリーズ (発行済 4,816.00 ユニット (2006年: 5,216.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 126.14 | 13,283 | 130.69 | 13,762 |
| 米ドル建てクラスー第5シリーズ (発行済 6,720.00 ユニット (2006年: 6,820.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 109.03 | 11,481 | 112.96 | 11,895 |
| 米ドル建てクラスー第6シリーズ (発行済 6,650.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 96.89 | 10,203 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第7シリーズ (発行済 10,558.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 115.77 | 12,191 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第8シリーズ (発行済 1,900.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 99.42 | 10,469 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第9シリーズ (発行済 4,072.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 106.34 | 11,198 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第10シリーズ (発行済 4,650.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 109.78 | 11,560 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第11シリーズ (発行済 511.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 103.89 | 10,940 | - | - |
| 日本円建てクラスー当初シリーズ (発行済 33,800.00 ユニット (2006年: 37,410.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,238 | 10,238 | 11,306 | 11,306 |
| 日本円建てクラスー第2シリーズ (発行済 24,256.00 ユニット (2006年: 25,456.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,366 | 9,366 | 10,343 | 10,343 |
| 日本円建てクラスー第3シリーズ (発行済 21,651.00 ユニット (2006年: 22,951.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,302 | 10,302 | 11,378 | 11,378 |
| 日本円建てクラスー第4シリーズ (発行済 6,983.00 ユニット (2006年: 8,343.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 12,003 | 12,003 | 13,254 | 13,254 |
| 日本円建てクラスー第5シリーズ (発行済 11,673.00 ユニット (2006年: 13,251.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,412 | 10,412 | 11,498 | 11,498 |
| 日本円建てクラスー第6シリーズ | 日本円 | 8,968 | 8,968 | - | - |

| | | | | | |
|--|-----|--------|--------|---|---|
| (発行済 5,088.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | | | | | |
| 日本円建てクラスー第 7 シリーズ (発行済 18,369.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,976 | 10,976 | - | - |
| 日本円建てクラスー第 8 シリーズ (発行済 3,600.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,124 | 9,124 | - | - |
| 日本円建てクラスー第 9 シリーズ (発行済 7,186.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,016 | 10,016 | - | - |
| 日本円建てクラスー第 10 シリーズ (発行済 7,312.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,682 | 10,682 | - | - |
| 日本円建てクラスー第 11 シリーズ (発行済 1,130.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,434 | 10,434 | - | - |

添付の財務諸表注記参照。

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン-サブファンド B

損益計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|--|----|-------------|-----------|-----------|----------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| マスター・ポートフォリオBから配分された純投資損失 | | | | | |
| 受取利息 | | 376,913 | 39,689 | 549,176 | 57,828 |
| 費用 | | (1,594,551) | (167,906) | (821,233) | (86,476) |
| | | (1,217,638) | (128,217) | (272,057) | (28,648) |
| ファンド収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 5,908 | 622 | 9,378 | 988 |
| | | 5,908 | 622 | 9,378 | 988 |
| ファンド費用 | | | | | |
| 代行報酬 | 5 | 109,971 | 11,580 | 53,338 | 5,616 |
| 信託報酬 | 6 | 36,498 | 3,843 | 29,169 | 3,071 |
| 管理報酬 | 4 | 21,994 | 2,316 | 10,667 | 1,123 |
| 専門家報酬 | | 19,510 | 2,054 | 9,494 | 1,000 |
| 一般管理費 | | 6,955 | 732 | 4,740 | 499 |
| | | 194,928 | 20,526 | 107,408 | 11,310 |
| 純投資損失 | | (1,406,658) | (148,121) | (370,087) | (38,970) |
| 投資及び外貨に係るファンド正味実現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 135,036 | 14,219 | 59,581 | 6,274 |
| マスター・ポートフォリオBから配分された投資及び外貨に係る正味実現及び未実現利益/(損失) | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益/(損失) | | 954,315 | 100,489 | (240,154) | (25,288) |
| 投資に係る未実現利益の変動 | | 290,758 | 30,617 | 2,172,412 | 228,755 |
| | | 1,245,073 | 131,106 | 1,932,258 | 203,467 |
| 営業活動から生じた純資産の正味(減少)/増加額 | | (26,549) | (2,796) | 1,621,752 | 170,770 |

添付の財務諸表注記参照。

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン－サブファンド C

貸借対照表

2007年12月31日現在

(単位:米ドル、但し、ユニット当たり価額を除く。)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|-------------------|---------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| マスター・ポートフォリオCへの投資 | 7 | 27,891,800 | 2,937,007 | 26,026,089 | 2,740,547 |
| 現金 | | 1,158 | 122 | 19,187 | 2,020 |
| 未収利息 | | 353 | 37 | - | - |
| その他の資産 | | 32,428 | 3,415 | 23,716 | 2,497 |
| | | <u>27,925,739</u> | <u>2,940,580</u> | <u>26,068,992</u> | <u>2,745,065</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 4, 5, 6 | 166,239 | 17,505 | 79,032 | 8,322 |
| | | <u>166,239</u> | <u>17,505</u> | <u>79,032</u> | <u>8,322</u> |
| 純資産 | | | | | |
| | | <u>27,759,500</u> | <u>2,923,075</u> | <u>25,989,960</u> | <u>2,736,743</u> |
| 純資産の内訳 | | | | | |
| ユニット保有者資本 | 3 | 25,003,639 | 2,632,883 | 22,499,636 | 2,369,212 |
| 利益剰余金 | | 2,755,861 | 290,192 | 3,490,324 | 367,531 |
| | | <u>27,759,500</u> | <u>2,923,075</u> | <u>25,989,960</u> | <u>2,736,743</u> |

2007年12月31日現在

(単位:米ドル、但し、ユニット当たり価額を除く。)

| ユニット毎の純資産価額 | 原通貨 | 2007年 | | 2006年 | |
|--|-----|--------|--------|--------|--------|
| | | 米ドル/円 | 円 | 米ドル/円 | 円 |
| 米ドル建てクラスー当初シリーズ (発行済 8,267.00 ユニット (2006年: 10,267.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 105.43 | 11,102 | 113.88 | 11,992 |
| 米ドル建てクラスー第2シリーズ (発行済 13,066.00 ユニット (2006年: 14,066.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 92.46 | 9,736 | 99.87 | 10,516 |
| 米ドル建てクラスー第3シリーズ (発行済 11,514.00 ユニット (2006年: 11,514.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 106.59 | 11,224 | 115.13 | 12,123 |
| 米ドル建てクラスー第4シリーズ (発行済 2,000.00 ユニット (2006年: 3,000.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 134.42 | 14,154 | 145.19 | 15,289 |
| 米ドル建てクラスー第5シリーズ (発行済 8,200.00 ユニット (2006年: 8,200.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 110.17 | 11,601 | 119 | 12,531 |
| 米ドル建てクラスー第6シリーズ (発行済 11,985.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 92.57 | 9,748 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第7シリーズ (発行済 20,972.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 121.40 | 12,783 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第8シリーズ (発行済 2,042.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 96.36 | 10,147 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第9シリーズ (発行済 2,000.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 106.90 | 11,257 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第10シリーズ (発行済 5,000.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 112.98 | 11,897 | - | - |
| 日本円建てクラスー当初シリーズ (発行済 19,200.00 ユニット (2006年: 34,350.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,167 | 10,167 | 11,704 | 11,704 |
| 日本円建てクラスー第2シリーズ (発行済 31,138.00 ユニット (2006年: 43,638.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,074 | 9,074 | 10,446 | 10,446 |
| 日本円建てクラスー第3シリーズ (発行済 81,200.00 ユニット (2006年: 84,200.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,406 | 10,406 | 11,980 | 11,980 |
| 日本円建てクラスー第4シリーズ (発行済 3,000.00 ユニット (2006年: 31,400.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 12,789 | 12,789 | 14,726 | 14,726 |
| 日本円建てクラスー第5シリーズ (発行済 9,000.00 ユニット (2006年: 11,000.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,521 | 10,521 | 12,112 | 12,112 |
| 日本円建てクラスー第6シリーズ (発行済 11,000.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 8,568 | 8,568 | - | - |
| 日本円建てクラスー第7シリーズ | 日本円 | 11,510 | 11,510 | - | - |

| | | | | | |
|---|-----|---------------|---------------|----------|----------|
| (発行済 12,000.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | | | | | |
| 日本円建てクラスー第 8 シリーズ (発行済 2,000.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 8,843 | 8,843 | - | - |
| 日本円建てクラスー第 9 シリーズ (発行済 6,000.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,069 | 10,069 | - | - |
| 日本円建てクラスー第 10 シリーズ (発行済 28,840.00 ユニット (2006 年 : 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | <u>10,994</u> | <u>10,994</u> | <u>-</u> | <u>-</u> |

添付の財務諸表注記参照。

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン－サブファンド C

損益計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|---|----|-------------|-----------|-----------|----------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| マスター・ポートフォリオCから配分された純投資損失 | | | | | |
| 受取利息 | | 238,734 | 25,139 | 615,966 | 64,861 |
| 費用 | | (1,982,687) | (208,777) | (902,164) | (94,998) |
| | | (1,743,953) | (183,638) | (286,198) | (30,137) |
| ファンド収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 10,466 | 1,102 | 7,560 | 796 |
| ファンド費用 | | | | | |
| 代行報酬 | 5 | 127,000 | 13,373 | 58,457 | 6,156 |
| 信託報酬 | 6 | 36,502 | 3,844 | 29,168 | 3,071 |
| 管理報酬 | 4 | 25,400 | 2,675 | 11,690 | 1,231 |
| 専門家報酬 | | 24,683 | 2,599 | 9,494 | 1,000 |
| 一般管理費 | | 7,074 | 745 | 4,740 | 499 |
| | | 220,659 | 23,235 | 113,549 | 11,957 |
| 純投資損失 | | (1,954,146) | (205,772) | (392,187) | (41,297) |
| 投資及び外貨に係るファンド正味実現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 526,141 | 55,403 | 98,410 | 10,363 |
| マスター・ポートフォリオCから配分された投資及び外貨に係る正味実現及び未実現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 130,768 | 13,770 | 1,406,660 | 148,121 |
| 投資に係る未実現利益の変動 | | 562,774 | 59,260 | 2,377,441 | 250,345 |
| | | 693,542 | 73,030 | 3,784,101 | 398,466 |
| 営業活動から生じた純資産の正味(減少)/増加額 | | (734,463) | (77,339) | 3,490,324 | 367,531 |

添付の財務諸表注記参照。

重要な会計方針

当該財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。当信託が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(i) 見積りの使用

米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額及び偶発資産及び負債の開示、並びに当期中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それら見積りとは異なる可能性がある。

(ii) マスターファンドへの投資

当信託は、マスターファンドへの投資を公正価値で計上している。マスターファンドの投資の評価はマスターファンドの財務諸表注記に記載されている。

(iii) 投資収益及び費用

各サブファンドは、期首現在のマスターファンドの純資産価額の各持分価額に基づいて、マスターファンドの収益、費用並びに実現及び未実現利益及び損失の持分相当額を毎月、損益計算書に計上している。また、各サブファンドはサブファンドの収益及び費用を発生主義で計上している。

(iv) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現及び未実現利益及び損失は、損益計算書に含まれる。

(v) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当信託は、信託法の条文に従って、2055年11月28日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての地方税を免除する旨の誓約を受け取っている。よって、法人所得税に関する引当金は当該財務諸表に含まれていない。

(vi) 収益及び費用の配分

特定のサブファンド、クラス又はシリーズに特定される収益及び費用は、純資産価額の算定において、各サブファンド、クラス又はシリーズに対して配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、サブファンド、クラス又はシリーズ間で比例配分されるか、あるいは、それ以外の場合は受託会社の判断により配分される。サブファンド、クラス又はシリーズの負債又は費用が、サブファンド、クラス又はシリーズの資産を超過する場合、サブファンド、クラス又はシリーズの資産から回収できない可能性のある金額については、その他すべてのサブファンド、クラス又はシリーズの残存資産に対して、比例配分で費用計上される。

1. 本書記載のスーパーファンド・ジャパン（以下「当ファンド」という。）の2008年6月30日に終了した期間に係る日本文の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第74条第4項ただし書の規定を適用して、米国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された当ファンドの中間財務書類の原文を翻訳したものである。
2. 当ファンドの原文の中間財務書類は、独立監査人の監査を受けていない。
3. 当ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで開示されている。日本円は原文の財務書類には記載されていない。日本文の財務書類には、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2008年9月1日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.64円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド A

貸借対照表(未監査)

2008 年及び 2007 年6月 30 日現在
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2008 年 | | 2007 年 | |
|-----------------------------------|---------|------------------|----------------|------------------|----------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| スーパーファンド SPC-クラス A への投資 (公正価値) | | 3,517,649 | 382,157 | 2,651,666 | 288,077 |
| 現金 | | 10,174 | 1,105 | 6,695 | 727 |
| その他の資産 | | 15,184 | 1,650 | 21,265 | 2,310 |
| | | <u>3,543,007</u> | <u>384,912</u> | <u>2,679,626</u> | <u>291,115</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 3, 4, 5 | 41,660 | 4,526 | 79,078 | 8,591 |
| | | <u>41,660</u> | <u>4,526</u> | <u>79,078</u> | <u>8,591</u> |
| 純資産 | | <u>3,501,347</u> | <u>380,386</u> | <u>2,600,548</u> | <u>282,524</u> |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド A

損益計算書(未監査)

2008年1月1日から2008年6月30日(及び2007年1月1日から2007年6月30日)

(単位:米ドル)

| 注記 | 2008年6月30日 に終了した6ヶ月 | | 2007年6月30日 に終了した6ヶ月 | |
|---------------------------------|------------------------|----------|------------------------|----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益 | | | | |
| 受取利息 | 213 | 23 | 290 | 32 |
| 費用 | | | | |
| 受託会社報酬 | 5 | 17,502 | 1,901 | 17,502 |
| 代行協会員報酬 | 4 | 7,503 | 815 | 5,597 |
| 管理報酬 | 3 | 1,501 | 163 | 1,120 |
| 一般管理費 | | 4,631 | 503 | 13,173 |
| | | 31,137 | 3,383 | 37,392 |
| 純投資費用 | | (30,924) | (3,360) | (37,102) |
| 投資及び外貨に係る実現及び未実現利益/(損失) | | | | |
| 外貨建て取引に係る正味実現利益/(損失) | | 793 | 86 | (2,844) |
| スーパーファンドSPC-クラスAへの投資に係る正味実現利益 | | 18,285 | 1,986 | 1,081 |
| スーパーファンドSPC-クラスAへの投資に係る未実現利益の変動 | | 712,254 | 77,379 | 108,175 |
| | | 731,332 | 79,452 | 106,412 |
| 営業活動から生じた純資産の正味増加額 | | 700,408 | 76,092 | 69,310 |
| | | | | 7,530 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド A

純資産変動計算書(未監査)

2008年1月1日から2008年6月30日(及び2007年1月1日から2007年6月30日)

(単位:米ドル)

| 事業 | 2008年 | | 2007年 | |
|-----------------|-------------|-----------|-----------|---------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 正味投資費用 | (30,924) | (3,360) | (37,102) | (4,031) |
| 投資に係る純利益 | 731,332 | 79,452 | 106,412 | 11,561 |
| | 700,408 | 76,092 | 69,310 | 7,530 |
| 資本取引 | | | | |
| ユニットの発行による収入 | 3,201,062 | 347,763 | 550,974 | 59,858 |
| ユニットの買戻しに係る支払額 | (3,128,686) | (339,900) | (36,892) | (4,008) |
| | 72,376 | 7,863 | 514,082 | 55,850 |
| 当期純資産増加額 | 772,784 | 83,955 | 583,392 | 63,380 |
| 期首純資産残高 | 2,728,563 | 296,431 | 2,017,156 | 219,144 |
| 期末純資産残高 | 3,501,347 | 380,386 | 2,600,548 | 282,524 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド B

貸借対照表(未監査)

2008 年及び 2007 年6月 30 日現在
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2008 年 | | 2007 年 | |
|-----------------------------------|---------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| スーパーファンド SPC-クラス B への投資 (公正価値) | | 33,664,236 | 3,657,283 | 25,370,673 | 2,756,270 |
| 現金 | | 22,626 | 2,458 | 37,882 | 4,116 |
| その他の資産 | | 15,258 | 1,658 | 24,880 | 2,703 |
| | | <u>33,702,120</u> | <u>3,661,398</u> | <u>25,433,435</u> | <u>2,763,088</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 3, 4, 5 | 80,292 | 8,723 | 157,150 | 17,073 |
| | | <u>80,292</u> | <u>8,723</u> | <u>157,150</u> | <u>17,073</u> |
| 純資産 | | | | | |
| | | <u>33,621,828</u> | <u>3,652,675</u> | <u>25,276,285</u> | <u>2,746,016</u> |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド B

損益計算書(未監査)

2008年1月1日から2008年6月30日(及び2007年1月1日から2007年6月30日)

(単位:米ドル)

| 注記 | 2008年6月30日 に終了した6ヶ月 | | 2007年6月30日 に終了した6ヶ月 | |
|-------------------------------------|------------------------|-----------|------------------------|---------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益 | | | | |
| 受取利息 | 2,236 | 243 | 3,653 | 397 |
| 費用 | | | | |
| 受託会社報酬 | 5 17,502 | 1,901 | 17,502 | 1,901 |
| 代行協会員報酬 | 4 69,384 | 7,538 | 52,437 | 5,697 |
| 管理報酬 | 3 13,877 | 1,508 | 10,487 | 1,139 |
| 一般管理費 | 17,637 | 1,916 | 14,223 | 1,545 |
| | 118,400 | 12,863 | 94,649 | 10,283 |
| 純投資費用 | (116,164) | (12,620) | (90,996) | (9,886) |
| 投資及び外貨に係る実現及び未実現利益／ (損失) | | | | |
| 外貨建て取引に係る正味実現(損失) | (3,464) | (376) | (18,690) | (2,030) |
| スーパーファンドSPC-クラスBへの投資 に係る正味実現利益 | 229,891 | 24,975 | 8,344 | 906 |
| スーパーファンドSPC-クラスBへの投資 に係る未実現利益の変動 | 9,172,592 | 996,510 | 1,381,671 | 150,105 |
| | 9,399,019 | 1,021,109 | 1,371,325 | 148,981 |
| 営業活動から生じた純資産の正味増加額 | 9,282,855 | 1,008,489 | 1,280,329 | 139,095 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド B

純資産変動計算書(未監査)

2008年1月1日から2008年6月30日(及び2007年1月1日から2007年6月30日)

(単位:米ドル)

| | 2008年 | | 2007年 | |
|-----------------|--------------|-------------|------------|-----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 事業 | | | | |
| 正味投資費用 | (116,164) | (12,620) | (90,996) | (9,886) |
| 投資に係る純利益 | 9,399,019 | 1,021,109 | 1,371,325 | 148,981 |
| | 9,282,855 | 1,008,489 | 1,280,329 | 139,095 |
| 資本取引 | | | | |
| ユニットの発行による収入 | 29,816,723 | 3,239,289 | 4,781,453 | 519,457 |
| ユニットの買戻しに係る支払額 | (29,801,474) | (3,237,632) | (333,871) | (36,272) |
| | 15,249 | 1,657 | 4,447,582 | 483,185 |
| 当期純資産増加額 | 9,298,104 | 1,010,146 | 5,727,911 | 622,280 |
| 期首純資産残高 | 24,323,724 | 2,642,529 | 19,548,374 | 2,123,735 |
| 期末純資産残高 | 33,621,828 | 3,652,675 | 25,276,285 | 2,746,016 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド C

貸借対照表(未監査)

2008年及び2007年6月30日現在
(単位:米ドル)

| 注記 | 2008年 | | 2007年 | |
|--------------------------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | |
| スーパーファンド SPC-クラス C への投資 (公正価値) | 39,244,307 | 4,263,502 | 28,428,615 | 3,088,485 |
| 現金 | 9,608 | 1,044 | 107,062 | 11,631 |
| その他の資産 | 15,116 | 1,642 | 27,276 | 2,963 |
| | 39,269,031 | 4,266,188 | 28,562,953 | 3,103,079 |
| 負債 | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 3,4,5 | 89,174 | 179,468 | 19,497 |
| | | 89,174 | 179,468 | 19,497 |
| 純資産 | | | | |
| | 39,179,857 | 4,256,500 | 28,383,485 | 3,083,582 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド C

損益計算書(未監査)

2008年1月1日から2008年6月30日(及び2007年1月1日から2007年6月30日)

(単位:米ドル)

| 注記 | 2008年6月30日 に終了した6ヶ月 | | 2007年6月30日 に終了した6ヶ月 | |
|-------------------------------------|------------------------|-----------|------------------------|----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益 | | | | |
| 受取利息 | 2,187 | 238 | 7,913 | 860 |
| 費用 | | | | |
| 受託会社報酬 | 5 17,502 | 1,901 | 17,502 | 1,901 |
| 代行協会員報酬 | 4 79,467 | 8,633 | 64,318 | 6,988 |
| 管理報酬 | 3 15,893 | 1,727 | 12,862 | 1,397 |
| 一般管理費 | 19,701 | 2,140 | 14,638 | 1,590 |
| | 132,563 | 14,402 | 109,320 | 11,877 |
| 純投資費用 | (130,376) | (14,164) | (101,407) | (11,017) |
| 投資及び外貨に係る実現及び未実現利益／ (損失) | | | | |
| 外貨建て取引に係る正味実現利益／(損失) | 21,837 | 2,372 | (15,125) | (1,643) |
| スーパーファンド SPC-クラス C への投資に係る正味実現利益 | 1,037,585 | 112,723 | 429,011 | 46,608 |
| スーパーファンド SPC-クラス C への投資に係る未実現利益の変動 | 13,914,522 | 1,511,674 | 1,426,674 | 154,994 |
| | 14,973,944 | 1,626,769 | 1,840,560 | 199,958 |
| 営業活動から生じた純資産の正味増加額 | 14,843,568 | 1,612,605 | 1,739,153 | 188,942 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド C

純資産変動計算書(未監査)

2008年1月1日から2008年6月30日(及び2007年1月1日から2007年6月30日)

(単位:米ドル)

| | 2008年 | | 2007年 | |
|-----------------|--------------|-------------|-------------|-----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 事業 | | | | |
| 正味投資費用 | (130,376) | (14,164) | (101,407) | (11,017) |
| 投資に係る純利益 | 14,973,944 | 1,626,769 | 1,840,560 | 199,958 |
| | 14,843,568 | 1,612,605 | 1,739,153 | 188,942 |
| 資本取引 | | | | |
| ユニットの発行による収入 | 34,826,803 | 3,783,584 | 6,218,381 | 675,565 |
| ユニットの買戻しに係る支払額 | (38,250,014) | (4,155,482) | (5,564,009) | (604,474) |
| | (3,423,211) | (371,898) | 654,372 | 71,091 |
| 当期純資産増加額 | 11,420,357 | 1,240,708 | 2,393,525 | 260,033 |
| 期首純資産残高 | 27,759,500 | 3,015,792 | 25,989,960 | 2,823,549 |
| 期末純資産残高 | 39,179,857 | 4,256,500 | 28,383,485 | 3,083,582 |

添付の財務諸表注記参照。

重要な会計方針

当該財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。当ファンドが適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示金額、並びに当期中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それら見積りとは異なる可能性がある。

(b) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は、発生主義で計上される。

(c) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現及び未実現利益及び損失は、損益計算書に含まれる。

(d) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当ファンドは、租税特別措置法の条文に従って、2055年12月6日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての地方税を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人所得税に関する引当金は当該財務諸表に含まれていない。

2 損益計算書

当ファンドの損益計算書については、「1 貸借対照表」の項目に記載したファンドの損益計算書を参照されたい。

第3 外国投資信託受益証券事務の概要

1 受益証券の名義書換

本書により募集の対象となる受益証券については、該当事項なし。

2 受益権者名簿の閉鎖期間

該当事項なし。

3 受益権者に付与される特権

該当事項なし。

4 受益証券の譲渡制限

管理会社及び受託会社は、受益証券の譲渡を制限する権利を留保する。

第4 ファンドの詳細情報の項目

ファンドの詳細情報

第1 ファンドの追加情報

- 1 ファンドの沿革
- 2 ファンドに係る法制度の概要
- 3 監督官庁の概要

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
- 2 開示制度の概要
- 3 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

第5 販売及び買戻しの実績

投資信託説明書(請求日論見書)
2009.1

Superfund

スーパーファンド・ジャパン



ケイマン籍 オープンエンド契約型 外国投資信託(円建て、米ドル建て)

■管理・運用は
クアドリガ・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド

SUPERFUND
THE FUTURE OF INVESTING

1. この目論見書により行うスーパーファンド・ジャパン（以下「当ファンド」といいます。）の受益証券の募集については、受託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 1 月 26 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 1 月 27 日にその届出の効力が生じております。
2. 請求目論見書は、金融商品取引法第 15 条第 3 項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨を記録しておくこととなっております。なお、便宜上、前記の交付目論見書と合わせて掲載しておりますのでご注意ください。
3. 本書において用いられている用語は、本書中で別段の定めがある場合を除いて、交付目論見書において使用される用語と同様の意味を有するものとします。
4. 当ファンドは投資信託であり、投資元本が保証されている商品ではありません。当ファンドの受益証券の価格は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

請 求 目 論 見 書

スーパーファンド・ジャパン (Superfund Japan)

平成 21 年 1 月 26 日 有価証券届出書提出

| | |
|-------------|---|
| 発行者名 | UBS ファンド・サービシズ (ケイマン) リミテッド ^(注1) (UBS Fund Services (Cayman) Ltd.) |
| 代表者の役職氏名 | エグゼクティブ・ディレクター ブライアン・バークホルダー ディレクター シェルドン・サリバン (Executive Director, Brian Burkholder / Director, Sheldon Sullivan) |
| 本店の所在の場所 | ケイマン諸島、KY1-1103、グランド・ケイマン、私書箱 852、 エルジン・アヴェニュー227、UBS ハウス (UBS House, 227 Elgin Avenue PO Box 852, Grand Cayman, KY1-1103, Cayman Islands) |
| 代理人の氏名又は名称 | 弁護士 森 下 国 彦 |
| 代理人の住所又は所在地 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 電話番号 03 (6888) 1000 |

届出の対象とした募集

| | |
|----------------------------------|--|
| 募集 (売出) 外国投資信託受益証券に係る ファンドの名称 | スーパーファンド・ジャパン (Superfund Japan) |
| 募集 (売出) 外国投資信託受益証券の金額 | 日本において届出の対象とされる募集受益証券の総額は、各シリーズにつき 500 億円、合計 3,000 億円を限度とする。 |

- (注1) UBS ファンド・サービシズ (ケイマン) リミテッドは、スーパーファンド・ジャパンの受託会社であり、受益証券の発行者として行為する。
- (注2) 本書中における米ドル及びユーロの円貨換算は、平成21年1月5日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行によって公表された東京外国為替相場の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=92.05円、1ユーロ=128.41円) による。
- (注3) 円通貨への換算は、本書において該当する各数値につき、所定の換算率で単純計算の上、必要に応じて四捨五入している。したがって、本書中の同一情報につき異なった数値で円貨表示がなされている場合がある。
- (注4) 第13シリーズから第21シリーズまでは、円建てクラスについては1口100円で、ドル建てクラスについては1口1米ドルで発行される、又はされている。ただし、当初シリーズから第12シリーズまでに関しては、円建てクラスについては1口10,000円で、ドル建てクラスについては1口100米ドルで発行されている。本書におけるこれらのシリーズに係る数値 (1口当たりの純資産価額を含むがこれに限られない。) は、別段の表示のない限り、かかる発行価額を基礎として計算・表示されており、修正・再表示等は行われていない。第2シリーズから第12シリーズまでの各シリーズは、2008年5月1日より当初シリーズに統合された。

有価証券届出書及び有価証券届出書の訂正届出書の写しを閲覧に供する場所

該当事項なし

目 次

| | 頁 |
|---------------------|-----|
| ファンドの詳細情報 | |
| 第1 ファンドの追加情報 | 1 |
| 第2 手続等 | 1 |
| 第3 管理及び運営 | 5 |
| 第4 ファンドの経理状況 | 12 |
| 第5 販売及び買戻しの実績 | 105 |
| 信託証書 | |

ファンドの詳細情報

第1 ファンドの追加情報

1 ファンドの沿革

- 平成17年11月28日 信託証書締結及び当ファンドの設立
- 平成17年12月 6日 ケイマン諸島における適用免除会社としての当ファンドの登録
- 平成17年12月28日 修正済及び更新済信託証書締結
- 平成18年 1月 2日 ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンドとしての当ファンドの登録
- 平成18年 3月 1日 当ファンドの運用開始

2 ファンドに係る法制度の概要

当ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)項に基づき登録されている。

3 監督官庁の概要

規制下にあるミューチュアル・ファンドとして、当ファンドはケイマン諸島の金融当局（以下「金融当局」という。）の監督下であり、金融当局は、金融当局が指定する期間内におけるその計算書類の監査及びその提出をいつでも当ファンドに指示することができる。ミューチュアル・ファンド法に基づき、当ファンドは届出書及び一定の追加的な所定の明細（及びその重要な変更）を、監査済の計算書類とともに提出しなければならない。また、当ファンドは登録及び年次更新費用として約3,050米ドル（約280,753円）を支払わなければならない。さらに金融当局は、ミューチュアル・ファンド法に基づく自らの義務を履行するために金融当局が合理的に必要とする当ファンドに関する情報又は説明を受託会社に求めることができる。

受託会社は、合理的な期間をもって当ファンドに関する一切の記録を金融当局が利用できるようにし、また金融当局は、閲覧に供された記録を複製又は抜粋することができる。金融当局の要求に従わなければ、受託会社には多額の罰金が科せられ、金融当局は裁判所に対して当ファンドの清算を申し立てる可能性がある。金融当局は、規制下にあるミューチュアル・ファンドが、履行すべき義務を履行することができず若しくはそのように見込まれ、又は投資家（すなわち受益権者）若しくは債権者に不利益となる業務を行っている若しくは行おうとしているか又は事業を任意清算していると確信する場合には、一定の措置を取ることができる。金融当局の権限には、受託会社の交替を要求する権限、当ファンドの業務に関する適正な行動について当ファンドに助言する者を選任する権限、又は当ファンドの業務を管理する者を選任する権限が含まれる。これ以外にも、その他の措置について承認を得るために裁判所に申し立てを行うことができる等、金融当局が利用することができる救済手段がある。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 申込（販売）期間

| | |
|---------|---------------------------|
| 第19シリーズ | 2009年1月27日から2009年3月25日まで。 |
| 第20シリーズ | 2009年3月26日から2009年5月25日まで。 |
| 第21シリーズ | 2009年5月26日から2009年6月24日まで。 |

(2) 受益証券の価格

円建てクラス：受益証券1口当たり100円

米ドル建てクラス：受益証券1口当たり1米ドル（約92.05円）

(3) 申込

最低申込単位は、サブファンド A については 1,000 口以上、サブファンド B については 10,000 口以上、サブファンド C については 100,000 口以上とする。

(4) 申込手数料

各申込に適用する申込手数料率は、当該申込についての申込金額に上限 5.25% (税抜 5%) の申込料率を乗じた額とする。

(5) 申込手続

投資家は、各申込期間において特定のシリーズの受益証券を購入するにあたり、該当する評価日より 3 ファンド営業日前の日 (以下「投資家支払日」という。) までに申込金を支払うものとする。投資家支払日において、販売会社は、当該申込期間において当ファンドに申込まれた受益証券の確定数及び、かかる受益証券に投資家が支払った金額の合計を受託会社に知らせるものとする。投資家支払日 (ケイマン諸島時間) において、受託会社は、販売会社から通知された受益証券の数に対応する受益証券を発行し、販売会社の名前をかかるとして名簿に登録するものとする。但し、かかる受益証券の発行及び登録は、当該評価日の 2 ファンド営業日前の日 (以下「申込金受領期日」という。) の午後 3 時 (東京時間) 頃、かかる申込金の全額の支払が受託会社により、当ファンドに代わって確認されたときに法的に有効となる。同時に、受託会社は受益証券の発行及び登録の事実を販売会社に通知するものとする。

販売会社 (販売取次会社を含む。) は、申込金受領期日の午後 3 時 (東京時間) までに、投資家によって支払われた資金を受託会社に送金し、販売会社のそれぞれの顧客口座に当該受益証券の数を貸方記入する。受託会社が当ファンドにかかわって申込金全額の受領を確認した上で、受益証券の発行及びかかる受益証券の名目上の所有者の登録が、申込金受領期日の午後 3 時 (東京時間) 頃に法的に有効となる。各受益証券は、当ファンドの資産の不可分の権利を表す。当ファンドの資産は、当ファンドがマスターファンドの株式を買い付けるまでは、販売会社が支払った現金から構成される。

上記手続に従ってなされる申込は、申込金の受領が当ファンドによって確認されたことをもって有効となる。マスターファンドは、申込が当ファンドによって受け付けられた場合でも申込を拒否する裁量を有しており、したがって、申込がマスターファンドにより受け付けられる保証はない。マスターファンドに受け付けられなかった金額、及びマスターファンド又は当ファンドの持分につき強制買戻しされた場合の金員は、管理会社の裁量で、現金等価物又はマスターファンドと実質的に類似したトレーディング戦略を有するその他のファンドに投資できる。

(注) 販売会社又は販売取次会社は、上記申込期間中になされた申込であっても、関係国の銀行営業日その他の事情により当該申込を行った者に対する該当シリーズの発行日における発行が困難である場合には、当該申込を受け付けないことがある。

2 買戻し手続等

(1) 買戻しの方法

受益権者は、当ファンドの販売会社又は販売取次会社に対して買戻し期日 (以下に定義する。) の「5 ファンド営業日+2 本邦営業日」前に書面による通知をもって、各買戻し期日に保有する受益証券のすべて又は一部の買戻しを請求することができる。かかる買戻しは、当該買戻し期日に決定された受益証券 1 口当たりの純資産価額から買戻し手数料 (本書に定義する。) を差し引いた額で行われるものとする。

受益証券の買戻し請求が当初の申込時から 12 ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しが当ファンドによってなされた場合、買戻し価格の 2% の買戻し手数料 (以下「買戻し手数料」という。) が、

当ファンドにより、受益権者に対して、(受託会社から授権を受けた) 管理会社の裁量により、課される場合がある。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために行われる。次に、マスターファンドの株式の当ファンドによる償還が申込時から 12 ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しがマスターファンドの取締役によってなされた場合、別途当ファンドに対し支払われる償還価格の 2% の償還手数料が、マスターファンドの取締役の裁量により、マスターファンドのサブファンドによって課される場合がある。かかる償還手数料は、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社(マスターファンドの投資顧問としての資格において。) に支払われるものとする。

本書に記載される一定の条件に従い、当ファンドは、当該サブファンドのために当該サブファンドに代わり、買戻し実行日以降、受託会社は取引計算書及び適用される買戻し価格を事前に販売会社に送付した翌々本邦営業日(2 本邦営業日目) に買戻し代金を送金する。日本における買戻しの約定日は、販売会社が受託会社から取引計算書及び適用される買戻し価格を同日の正午(東京時間)までに受領した日である。買戻し金は、販売会社又は販売取次会社が約定日(同日を含む。) から 4 本邦営業日以内に受益権者に支払う。支払日が確定した場合、受託会社は取引計算書を事前に販売会社に送付した後、買戻し代金を送金する。なお、買戻日から実際の支払日までの間については、利息は付されない。

マスターファンドによる償還につきアンダーライニング・マスターファンドレベルで課される買戻し又は償還費用はない。

(2) 買戻額

受益権者は、管理会社による単独の裁量で承諾されない限り、当該買戻し請求の結果、当該受益権者が保有する受益証券が、各シリーズについて当初投資の最低額未満になるような場合には、部分的な買戻し請求を行うことはできない。

受益権者は、いずれの買戻し期日(以下に定義する。)においても、買戻し期日の「5 フォンド営業日+2 本邦営業日」前までに、書面により通知(以下「買戻し通知」という。)を送付して、当該受益権者の保有する受益証券の全部の買戻し又は本書に記載の投資最低額の規制に従った一部の買戻しにつき、販売会社(販売取次会社を含む。)を通じて受託会社に対して請求することができる。かかる買戻し通知は、受託会社の書面による事前の承認がある場合を除き、取り消すことができない。

受益証券の「買戻し期日」は、各暦月の最終評価日及び管理会社が買戻し期日として定めるその他の日である。受益証券の買戻し請求が当初の申込時から 12 ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しが当ファンドによってなされた場合、買戻し価格の 2% の買戻し手数料(もしあれば)(本書に定義する。)が、当ファンドにより、受益権者に対して、(受託会社から授権を受けた) 管理会社の裁量により、課される場合がある。販売会社は、発行済み受益証券につき、各買戻し期日の管理を行う責任を負う。

各シリーズの受益証券の買戻し価格は、各買戻し期日のいずれにおいても、該当するシリーズの受益証券 1 口当たりの純資産価額から買戻し手数料(もしあれば)(本書に定義する。)を差し引いた額とする。受益証券 1 口当たりの純資産価額は、当該評価日において以下のとおり決定される。

- (i) 各クラスのそれぞれのシリーズの純資産価額は、次の(a)及び(b)のとおり決定されるものとする。
 - (a) 各クラスの純資産価額を、当該クラスに属するシリーズ間で、各シリーズのアカウントに計上されている額に応じた按分比例により割り当てる。
 - (b) 各シリーズに固有の資産であって、該当する評価日において当該シリーズに属するものと認められる資産は、当該シリーズのアカウントに計上され、また各シリーズ

に固有の負債（成功報酬を含むがこれに限られない）であって、該当する評価日において当該シリーズに属するものと認められる負債は、当該シリーズのアカウントに借方計上される。

- (ii) 該当する評価日における各シリーズの受益証券 1 口当たりの純資産価額は、当該シリーズの純資産価額を、当該シリーズの発行済み受益証券の数で除した数値を四捨五入して該当する通貨の整数値にしたものとする。四捨五入による誤差は、該当するサブファンドに帰属するものとする。

本書に記載される一定の条件に従い、当ファンドは、当該サブファンドのために当該サブファンドに代わり、買戻実行日以降、受託会社は取引計算書及び適用される買戻し価格を事前に販売会社に送付した翌々本邦営業日（2 本邦営業日目）に買戻代金を送金する。日本における買戻しの約定日は、販売会社が受託会社から取引計算書及び適用される買戻し価格を同日の正午（東京時間）までに受領した日である。買戻し金は、販売会社又は販売取次会社が約定日（同日を含む。）から 4 本邦営業日以内に受益権者に支払う。上述の手續、及び最低保有額（又は最低保有口数）に関する規定は、将来変更される可能性がある。

（注） 買戻請求の手續及び買戻し代金の支払等に関する詳細については、販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、管理会社は、受益権者の保有する受益証券を当ファンドが買戻すために、将来発生しうる債務（訴訟費用その他の費用を含む。）のための準備金を設けたり、償還された受益証券について、上記のとおり支払われる額から一定額を留保したりする必要があると判断する場合がある。かかる準備金は、例えば、受益権者が保有する受益証券の販売、買戻し又はその他の取引に関して当ファンドが訴訟の対象になった場合に設置することがある。管理会社はまた、当ファンド又は受益権者の利益を保全するのに最良の方法であると確信する場合は、買戻し返戻金の支払を遅らせる権利を留保する。

（注） 受益証券は、各買戻し期日において消却されることとなるが、買戻し代金は支払が完了するまで、当ファンド中に利息を付さずに保持されることになる。

(3) 管理会社が買戻しを制限する権利

管理会社は、全受益権者の利益を保護するため、1 以上のクラスにおける買戻可能受益証券総数、又は特定の買戻し期日に買戻される可能性のあるサブファンドに関する各クラスにおける買戻可能受益証券総数を、発行済の当該クラスの各受益証券の純資産価額総額の 20%に相当する数まで制限することができる。かかる制限が行われた場合、通常、当該買戻し請求が販売会社に受領された順に、買戻しが有効となる。又は、販売会社の裁量により、該当するクラスの受益権者の受益証券保有割合に応じて按分比例により買戻制限を適用することもできるものとする。特定の買戻し期日に、管理会社による買戻し制限を理由として買戻請求が受け付けられなかった受益証券は、次回の当該クラス受益証券の買戻し期日に買戻されるものとするが、20%制限は引き続き適用されるものとする。買戻請求がこうして繰り延べられた場合、管理会社は販売会社に対して、当該買戻し期日から 7 日以内に、当該受益証券の買戻しがなされなかったこと及び当該受益証券は次回の該当クラスの買戻し期日に買戻されるが、20%の買戻制限の適用を引き続き受ける旨の通知を行う。販売会社は、当該受益権者に通知を回送するものとする。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(i) 資産の評価

純資産価額及び受益証券1口当たりの純資産価額の計算は、受託会社により各サブファンドのシリーズごとに別個に行われ、帳簿及び記録上で分別して保管される。

サブファンドの「純資産価額」とは、かかるサブファンドの受益証券の各クラス及び各シリーズに帰属せしめられるサブファンドの資産を公正な市場価格で評価したものをいい、既発生かつ未払の費用及び特定の状況のための留保金を含む一切の負債を差し引いて評価される。「受益証券1口当たりの純資産価額」とは、当該受益証券がその一部を形成する、受益証券の各クラス及び各シリーズに適正に帰属せしめられる当該サブファンドの純資産価額を、発行済未償還の各クラス及び各シリーズの受益証券数で除したものをいう。受益証券1口当たりの純資産価額は、円建てクラスについては小数点第2位、米ドル建てクラスについては小数点第4位までの計算となる。受託会社は、翌月の最初の8営業日間に、かかる計算結果が入手可能となるよう努める。純資産価額の計算結果は、代行協会員によって日本証券業協会（JSDA）に報告され、受益権者に開示される。費用、手数料及びその他の負債は、実行可能な限り、米国の一般会計原則に従って処理されるものとする。

各サブファンドの資産の評価において、市場の相場が容易に入手可能である上場株式については、その購入価格に関わらず、決定する日の最終の売値で評価されるものとする。かかる売値が付かなかつた上場有価証券及び非上場株式は、現在の取引値、又はブルームバーグ（取得可能な場合。）での現在の気配値（もしあれば）における売り注文及び買い注文の仲値で決定される。60日以下の償還期限の短期投資は、経過利息を加えた償却原価で評価される。市場の相場が容易に入手可能であるその他の証券は、時価で評価される。その他の証券及び資産は、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社により誠実に決定された公正な価格で評価される。サブファンドが投資会社へ投資し、当該投資会社の現在の純資産価額の計算値が入手できない場合、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、かかる投資会社により提供される計算日現在において直近の純資産価額の見積額を決定し、かかる見積額を、当該サブファンドの純資産価額の決定に用いるものとする。アンダーライニング・マスターファンドの取締役会（以下「取締役会」という。）、マスターファンドの取締役会、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社、管理会社及び受託会社は、サブファンドが資産を投資している投資会社のマネージャーにより提供された、純資産価額の見積額等の評価に依拠することができる。

サブファンドの純資産価額を決定することができない又は上記の手続に従ってサブファンドの純資産価額を決定することが実行不可能若しくは不適切である場合、募集価格は取締役会が規定する方法で誠実に決定された公正な評価額によるものとする。取締役会、マスターファンドの取締役会、管理会社、受託会社又はアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、その下した決定又はその他の作為若しくは不作為につき、意図的な不正行為、悪意又は過失によらないものについては、一切責任を負わない。

（注）直近に計算された純資産価額は、代行協会員により、毎月10日又は10日が本邦営業日でない場合その直前の本邦営業日にJSDAに報告される。

(ii) 評価及び取引の停止

受託会社は、下記の期間中、純資産価額の計算及びサブファンドの受益証券の買戻しを停止

することができる。

- (a) 当該サブファンドの投資について相場が決定される証券取引所又は商品取引所が通常の休業日又は週末以外で閉鎖されている期間及び取引が制限又は停止されている期間
- (b) 関連するサブファンドによる投資対象の処分が、合理的に実行不可能である又は買戻しをしていないサブファンドの受益権者を害する可能性があるとして受託会社が考える事象が発生している期間
- (c) 関連するサブファンドの投資対象の価格若しくは価値又は前述した証券取引所若しくは商品取引所における時価につき、これらの決定に通常用いられる通信手段に支障が生じている期間
- (d) 資金の移動又は投資対象の取得に伴う換金を通常の為替レートで行うことができないと受託会社が判断する期間
- (e) マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが純資産価額の計算又は当ファンド若しくはマスターファンド（場合に応じて。）が投資している株式の買戻しの制限を宣言した期間

受託会社が停止を宣言した場合、販売会社は宣言後可及的速やかに、受益証券の実質的所有者及び受益証券の買戻しの申込停止により影響を受ける一切の者に対して、停止が宣言された旨の通知を行うべく、販売会社に通知するものとする。停止期間中に受益証券は買戻されず、また買戻代金は支払われない。

(2) 保管

受益証券の所有権について、証書は発行されない。受託会社は、販売会社による受益証券の申込及び買戻しについてのすべての記録を維持するものとする。

(3) 信託期間

信託証書に従って関連する当事者により終了された場合を除き、当ファンドは、信託証書の日付より 150 年後の日に終了するものとする。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年 12 月 31 日に終了する。

(5) その他

(i) 報告

当ファンドの各シリーズの純資産価額は、受託会社によって毎月計算され、代行協会員によって日本証券業協会（JSDA）に報告され、受益権者に開示される。なお、販売会社は、法令に従って、取引残高報告書及び年次運用報告書を受益権者に交付する。当ファンドの監査済財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従い、KPMG（ケイマン）により作成される。

(ii) 強制買戻し

当ファンドは、当該サブファンドが下記について決定した場合又は下記のとおりとする理由が存すると判断した場合、10 日を下回らない書面による通知の上で、販売会社に対してその受益証券のすべて又は一部を買戻すよう要求する権利を留保する。

- (a) 当該受益権者が信託証書に反して当該サブファンドにおけるその受益証券の一部を移転した又は移転を試みた場合
- (b) 当該受益証券の所有により、当ファンド又はサブファンドが、米国若しくはその他該当する法域の有価証券若しくは商品に関する法又は当ファンド若しくはサブファ

ンドに適用のある自主規制機関の規則に違反する場合、又はそれに基づきサブファンドの受益証券の登録が必要となり又は当ファンド、サブファンド、管理会社、販売会社、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社若しくは受託会社がさらなる規制に服することとなる場合

- (c) 受益証券の継続的な所有が、当ファンド、サブファンド、管理会社、販売会社、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社若しくは受託会社の事業若しくは世評に悪影響を及ぼす等有害である場合、又は当ファンド、サブファンド若しくはその他の受益権者に過度のリスク若しくは不利な税効果若しくは会計上の効果をもたらす可能性のある場合
- (d) それぞれの受益証券の取得に関する表明及び保証が、行われた時点において事実と反する場合、又は重要な点において事実と反することとなった場合
- (e) 受益証券の部分的な償還により、その発行済償還対象受益証券の属するサブファンドについて必要とされる最小投資単位に満たない純資産価額総額のみ保有することとなる場合

さらに、当ファンドは、当該サブファンドの資産の一部の投資を実行できないと判断した場合、その受益証券の強制買戻しを要求する権利を有する。かかる状況の下で、サブファンドは、販売会社の名義で、適当と認められる方法により受益証券を償還する権利を有し、かかる権利は撤回されないものとする。

強制買戻しにおいて、買戻価格は、買戻し手数料（本書に定義される。）を差し引いた、買戻し期日の営業終了時の当該サブファンドの受益証券1口当たりの純資産価額をいう。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために行われる。

強制買戻しが行われた場合は、販売会社は、買戻価格を利息の支払いなく受領する権利を除き、買戻価格が計算される日の営業終了時の後に買戻される受益証券に関する権利を有しない。

(iii) 主要契約等の変更に関する開示

販売会社は、管理会社と引き続き協議の上、新たなサブファンドの設立その他、当ファンドに影響を与える契約等の重要なすべての変更について、受益権者に対して適切に開示する。

(iv) ファンドの終了

(a) 受託会社による終了

受託会社は、以下のいずれかの事由の場合に、当ファンド又はいずれかのサブファンドを終了させることができる。

- i) 当ファンドの運用を違法と定める法律が成立し、又は受託会社が当ファンドを継続させるのは実行不可能又は得策ではないと合理的に判断する場合。但し、管理会社及び販売会社が受託会社から後任受託会社を任命する機会を与えられる。
- ii) 信託証書の定めるところにより管理会社が解任され、かかる解任から30日以内に、後任の管理会社が任命されていない場合。
- iii) 販売会社の破産その他信託証書に記載された事由に基づき、管理会社又は受託会社により販売会社が解任されてから30日以内に、後任の販売会社が任命されない場合。
- iv) 受託会社が辞任することを選択したものの、受託会社が管理会社及び販売会社に対して辞任することを選択した旨を通知してから90日以内に、管理会社及び販売会社が後任の受託会社を任命していない場合。

v) 販売会社が辞任することを選択したものの、販売会社が管理会社及び受託会社に対して辞任することを選択した旨を通知してから6ヶ月日以内に、管理会社及び受託会社が後任の販売会社を任命していない場合。

(b) 管理会社による終了

管理会社は、一定の場合に、受託会社に対して通知を行うことにより、その絶対的な裁量をもって当ファンド又はいずれかのサブファンドを終了させることができる。

(c) 共同での終了

受託会社は、販売会社及び管理会社から当ファンドを終了するよう共同で指図する書面を受領した場合、当ファンドを速やかに終了させる。

受託会社、管理会社及び販売会社が信託証書の規定に基づき解任され、当該当事者の職務を遂行する後任の者が解任の効力発生日より30日以内に任命されない場合、信託証書の残りの当事者は合意により当ファンドを終了させることができる。

(d) 販売会社による終了

販売会社は、販売会社が辞任する旨を選択したにもかかわらず、管理会社及び受託会社に対しかかる選択について通知してから6ヶ月以内に、管理会社及び受託会社が後任販売会社を任命していない場合に、受託会社及び管理会社に対して通知を行うことにより、その絶対的かつ自由な裁量をもって当ファンドを終了させることができる。

(e) 終了の通知

信託証書の規定に基づき、受託会社、管理会社又は販売会社が、当ファンド又はサブファンドを終了させる場合、当該当事者は、終了する旨の通知をその他の当事者に対し交付し、かかる通知において当ファンドの終了の効力発生日を定めるものとする（当該日は、当該通知の送達後6ヶ月以内とする）。但し、信託証書の特定の規定に基づき終了した場合には、かかる終了は終了する旨の通知の交付後、実行可能となり次第効力が発生する。販売会社は、受益権者に通知を行い、また清算日の1ヶ月前までに一つの日本の主要新聞紙上にかかる清算に関する公告を掲載し、かかる公告に要する経費は受託会社が当ファンドの資産から支払う。

(f) 終了手続

当ファンドが終了した場合、受託会社は以下に従って手続を行うものとする。

(i) 管理会社は、当該時点において当ファンドを構成するすべての証券を換価するものとし、かかる換価は、受託会社及び管理会社が望ましいと判断する当ファンドの終了後の期間において、望ましいと判断する方法により遂行され、完了する。

(ii) 換価が行われた場合、受託会社は、その手取金（下記(vi)項に服することを条件とする。）を、当ファンドのクラス及びシリーズ間で、当該終了日の直前の評価日現在における各純資産価額の比例割合にて割り当てる。

(iii) 受託会社は、販売会社に対して、上記(ii)項に従い得られた正味の手取金のうち（下記(iv)及び(v)に従うことを条件として）分配の目的のために供される金額を適宜分配し、かかる分配は、販売会社が有するクラス及びシリーズの受益証券数との比例割合にて行われる。

(iv) 分配に関する一切の支払いは、信託証書に従って行われる。

(v) 受託会社は、最終の分配の場合を除き、当該時点においてサブファンドを構成する金員のうち、受益証券1口につき1米ドルに満たない金額については分配の義務を負わない。

- (vi) 受託会社は、サブファンドを構成する金員から、受託会社が当ファンド、又は当ファンドの終了に関して負担し、行い、開始し、認識したあらゆる経費、賦課金、費用、請求、要求、訴訟及び手続の全額に充当することを受託会社が決定する金額を留保する権利を有し、かつ留保した金員から、当該経費、賦課金、費用、請求、要求、訴訟及び手続についての補償及び免責を受ける。
- (vii) 関連する受益権者の同意を得ることを条件として、受託会社は、受益権者が受領すべき金額の全部又は一部を、現物で分配することができる。
- (viii) 受取請求のなされない手取金、その他本書の規定に基づき受託会社が保有する本書に記載する金員は、当該金員が支払可能となった日から12ヶ月の期間が満了した時点で、裁判所に供託することができる。この場合、受託会社は、供託に際して受託会社が負担した費用を、受取請求のなされない手取金から控除することができる。

販売会社は、上記(iii)項に従って支払われた手取金を、当ファンドの各クラスの受益権を保有する受益権者に対して分配する。かかる手取金は当該クラス又はシリーズについて販売会社が各受益権者に代わって保有している受益権の口数に応じて配分される。

2 開示制度の概要

(1) ケイマン諸島における開示

(i) 監督官庁に対する開示

当ファンドは唯一の登録された受益権者（すなわち、販売会社）を有する一方、当ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)項に基づき登録される。

規制下にあるミューチュアル・ファンドとして、当ファンドはケイマン諸島の金融当局（以下「金融当局」という。）の監督下にあり、金融当局は、金融当局が指定する期間内におけるその計算書類の監査及びその提出をいつでも当ファンドに指示することができる。ミューチュアル・ファンド法に基づき、当ファンドは届出書及び一定の追加的な所定の明細（及びその重要な変更）を、監査済の計算書類とともに提出しなければならない。また、当ファンドは登録及び年次更新費用として約3,050米ドル（約280,753円）を支払わなければならない。さらに金融当局は、ミューチュアル・ファンド法に基づく自らの義務を履行するために金融当局が合理的に必要とする当ファンドに関する情報又は説明を受託会社に求めることができる。

受託会社は、合理的な期間をもって当ファンドに関する一切の記録を金融当局が利用できるようにし、また金融当局は、閲覧に供された記録を複製又は抜粋することができる。金融当局の要求に従わなければ、受託会社には多額の罰金が科せられ、金融当局は裁判所に対して当ファンドの清算を申し立てる可能性がある。金融当局は、規制下にあるミューチュアル・ファンドが、履行すべき義務を履行することができず若しくはそのように見込まれ、又は投資家若しくは債権者に不利益となる業務を行っている若しくは行おうとしているか又は事業を任意清算していると確信する場合には、一定の措置を取ることができる。金融当局の権限には特に、受託会社の代替を要求する権限、当ファンドの業務に関する適正な行動について当ファンドに助言する者を選任する権限、又は当ファンドの業務を管理する者を選任する権限が含まれる。これ以外にも、その他の措置について承認を得るために裁判所に申し立てを行うことができる等、金融当局が利用することのできる救済手段がある。

(ii) 受益権者に対する報告

受託会社は、販売会社に対して、各受益権者の受益証券の純資産価額を明記した月次の計算

書及び当ファンドの年次の運用報告書を提出するものとする。監査済財務諸表を含む当ファンドの年次報告書及び、未監査の財務諸表を含む半期報告書は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムで開示される。受益権者及びその他の希望者は、これらの報告書を閲覧することができる。

(2) 日本における開示

(i) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法により要求される開示

一定の金額を上回る当ファンドの受益証券を日本において募集する場合、信託証書の写しを添付書類として添付した上で有価証券届出書を関東財務局長に提出する。投資家及びその他の希望者は、財務局及び福岡財務支局の閲覧室並びに電子開示システム上でこれらの文書を閲覧することができる。日本における代理人は、当ファンドに関して必要なすべての書類の提出を財務省関東財務局に対して行うことに同意した。

販売会社は、有価証券届出書の第一部及び第二部と概ね同一の内容を記載した目論見書（交付目論見書）を投資家に交付することがある。また、投資家から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と概ね同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を投資家に交付することがある。受託会社は、当ファンドの財務状況等を開示するため、各会計年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、各会計年度の上半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、日本における代理人を通して関東財務局長に提出するほか、当ファンドにつき重要な変更が生じた場合には、遅滞なく臨時報告書を関東財務局長に提出する。投資家及びその他の希望者は、財務局及び福岡財務支局の閲覧室並びに電子開示システム上で、これらの文書を閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく届出書等

当ファンドの受益証券の募集を開始する前に、受託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法第198号）（以下「投資信託法」という。）に基づいて、日本における代理人を通じて、当ファンドに関する特定の情報を金融庁長官に提出しなければならない。さらに、信託証書につき重要な変更がされる場合には、受託会社は、日本における代理人を通してその旨及びその変更内容をあらかじめ金融庁長官に届け出る。また、管理会社及び販売会社の協力の下、受託会社は、投資信託法に基づいて、当ファンドの計算期間の末日後直ちに当ファンドの資産に関する事項を記載した運用報告書を作成し、受託会社は日本における代理人を通じて金融庁長官に提出する。

(ii) 受益権者に対する開示

信託証書に重要な変更が行われる場合には、受託会社は日本における代理人を通じて当該変更の2週間以上前に、日本における知れたる受益権者に当該変更について書面による通知をしなければならない。

日本の受益権者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益権者に通知される。

販売会社は、当ファンドに関する上記の運用報告書を日本における知れたる受益権者に交付する。

3 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

当ファンドの発行済受益権数は、受益権者の名簿（以下「受益権者名簿」という。）に記載され、当名簿は受託会社又は正規に任命された受託会社の代理人が管理するものとする。受益権者名簿に

は、受益権の保有者として販売会社が登録される。受益権者の要請に応じて、受益権者には受益証券の所有権を証明する書面が発行されることがあるが、受益証券証書は発行されない。

当ファンドの法的所有権及び当ファンドにより何らかの取引を行う権利は、受託会社又はその代理人に授与されており、受益権者はこの権利を有せず、ただ受益証券が付与する受益権のみを持つ。受益権者は当ファンドの財産、収入、権利又は持分を分割又は分配するよう要求するいかなる権利を持たない一方、受益権者が当ファンドの損失を分担若しくは負担するよう要求されること、又は受益証券の所有を理由として何らかの負担を課されることはない。受益証券は個人的財産であって、当ファンドを構成する信託証書に存する権利のみを与えるものとする。受益権者は、自身の受益証券を用いた自身の取引に由来するものを除き、個人として、当ファンド又は当ファンドの取引、債務若しくは事務に関連して、いかなる債務をも負うことはないものとする。

受益権者は、本書の記載及び信託証書の規定するところに従い、書面による通知後、自らの受益証券を償還することができる。

受益権者は、当ファンドの受託会社の事前の書面による承認なしに、自らの受益証券を譲渡してはならない。

(2) 為替管理上の取扱い

ケイマン諸島には、日本その他の国における受益権者に係る受益証券に関する配当及び償還金の支払いについて外国為替管理規制はない。

(3) 本邦における代理人

下記法律事務所は、以下の目的のために日本において当ファンドを代理する真正かつ合法的な代理人である。

(i) 法律上及び JSDA の規則上の問題に関する、一切の書簡、請求、訴状その他訴訟関係書類を受領する権限

(ii) 当ファンドの受益証券の日本における募集、販売及び買戻しに関係する取引に関する、一切の紛争、論争又は意見の差違に関連して裁判上及び裁判外の行為を行う権限

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

財務省関東財務局長に対する受益証券の当初募集に関する届出及び継続開示に関する代理人は、下記のとおりとする。

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 森 下 国 彦

電話番号 03 (6888) 1000

(4) 裁判管轄等

当ファンドの受益証券の日本における募集、販売及び買戻しに関連する取引に関して、日本の投資家が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、日本法が適用される。

東京都千代田区霞ヶ関一丁目 1 番 4 号

東京地方裁判所

第4 ファンドの経理状況

1. ファンドの2007年及び2006年12月31日に終了した期間の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された財務書類を、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第127条第5項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成されたものである。
2. ファンドの2007年及び2006年12月31日に終了した期間の原文の財務書類は、本国の独立監査人であるケーピーエムジー（KPMG）の監査を受けており、その監査報告書を受領している。なお、この財務書類は、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第35条の規定に基づく「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の3の規定が適用されるため、日本の公認会計士または監査法人による監査は必要とされない。
3. ケーピーエムジー（KPMG）の監査報告書は、専らファンドによる利用にのみ供される。また、同監査報告書は、2007年6月11日付及び2008年6月2日付で作成されており、ケーピーエムジーは、同日以降、それぞれの日付を延長するようないかなる性質の手続も行っていない。
4. ファンドの2007年及び2006年12月31日に終了した期間の原文の財務書類は、米ドルで開示されている。翻訳された日本語の財務書類には主要な金額について円換算額が併記されている。この日本円による金額は、2008年6月2日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝105.30円）を用いて換算され、千円未満を四捨五入して表示されている。したがって、合計数値は関係数値の合計額と必ずしも一致しない。

(翻訳)
独立監査人の監査報告書

ユニット保有者各位

我々は、クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン（それぞれサブファンドA、サブファンドB及びサブファンドCで構成されている。）（以下、「当信託」という。）の添付の財務諸表の監査を行った。当該財務諸表は、2007年12月31日現在の貸借対照表及び2007年12月31日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、並びに重要な会計方針の要約及びその他の注記で構成されている。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣には、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任がある。経営陣の責任には、不正または誤りによる重要な虚偽記載のない財務諸表の作成及び公正な表示に関する内部統制の整備、実行及び維持、適切な会計方針の選定及び適用、並びにその状況下において合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。我々は、国際監査基準に準拠して、監査を行った。それらの基準は、我々が関連する倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽の記載がないかについて合理的な保証を得るための監査を計画し、実行することを要求している。

監査には、財務諸表の数値及び開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれる。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤りによる財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれる。我々は、それらのリスク評価を行う際に当信託の財務諸表の作成及び公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を整備するためであり、当信託の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。また監査には、経営陣により採用された会計方針の妥当性及び経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、並びに財務諸表全般の表示を検討することが含まれる。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々の意見によれば、当該財務諸表は、すべての重要な点において2007年12月31日現在の当信託の財政状態及び2007年12月31日に終了した年度の当信託の財務業績を米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

KPMG（署名）

2008年6月2日



KPMG

PO Box 493
Century Yard
Grand Cayman KY1-1106
CAYMAN ISLANDS

Telephone: +1 345 949-4800
Fax: +1 345 949-7164
Internet: www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Unitholders

We have audited the accompanying financial statements of Quadriga Superfund Japan (comprising Sub-Fund A, Sub-Fund B and Sub-Fund C, respectively) (the "Trust"), which comprise the statement of assets and liabilities as at December 31, 2007, and the related statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with relevant ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Trust's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting principles used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as at December 31, 2007, and its financial performance for the year then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

KPMG

June 2, 2008

(翻訳)
独立監査人の監査報告書

ユニット保有者各位

我々は、クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン（それぞれサブファンドA、サブファンドB及びサブファンドCで構成されている。）（以下、「当信託」という。）の添付の財務諸表の監査を行った。当該財務諸表は、2006年12月31日現在の貸借対照表及び2005年11月28日（設立日）から2006年12月31日までの期間の損益計算書及び純資産変動計算書、並びに重要な会計方針の要約及びその他の注記で構成されている。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣には、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任がある。経営陣の責任には、不正または誤りによる重要な虚偽記載のない財務諸表の作成及び公正な表示に関する内部統制の整備、実行及び維持、適切な会計方針の選定及び適用、並びにその状況下において合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。我々は、国際監査基準に準拠して、監査を行った。それらの基準は、我々が関連する倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽の記載がないかについて合理的な保証を得るための監査を計画し、実行することを要求している。

監査には、財務諸表の数値及び開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれる。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤りによる財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれる。我々は、それらのリスク評価を行う際に当信託の財務諸表の作成及び公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を整備するためであり、当信託の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。また監査には、経営陣により採用された会計方針の妥当性及び経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、並びに財務諸表全般の表示を検討することが含まれる。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々の意見によれば、当該財務諸表は、すべての重要な点において2006年12月31日現在の当信託の財政状態及び2005年11月28日（設立日）から2006年12月31日までの期間の当信託の財務業績を米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

KPMG（署名）

2007年6月11日



KPMG
PO Box 493
Century Yard
Grand Cayman KY1-1106
CAYMAN ISLANDS

Telephone: +1 345 949-4800
Fax: +1 345 949-7164
Internet: www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Unitholders

We have audited the accompanying financial statements of Quadriga Superfund Japan (comprising Sub-Fund A, Sub-Fund B and Sub-Fund C, respectively) (the "Trust"), which comprise the statements of assets and liabilities as at December 31, 2006, and the related statements of operations and changes in net assets for the period from November 28, 2005 (date of establishment) to December 31, 2006, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with relevant ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Trust's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting principles used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as at December 31, 2006, and its financial performance for the period from November 28, 2005 (date of establishment) to December 31, 2006, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.



June 11, 2007

KPMG, a Cayman Islands partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International, a Swiss cooperative.

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン・サブファンド A

貸借対照表

2007年12月31日現在

(単位:米ドル、但し、ユニット当たり価額を除く。)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|-------------------|---------|------------------|----------------|------------------|----------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| マスター・ポートフォリオAへの投資 | 7 | 2,770,511 | 291,735 | 2,041,040 | 214,922 |
| 現金 | | 6,395 | 673 | 1,505 | 158 |
| その他の資産 | | 18,027 | 1,898 | 23,716 | 2,497 |
| | | <u>2,794,933</u> | <u>294,306</u> | <u>2,066,261</u> | <u>217,577</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 4, 5, 6 | 66,370 | 6,989 | 49,105 | 5,171 |
| | | <u>66,370</u> | <u>6,989</u> | <u>49,105</u> | <u>5,171</u> |
| 純資産 | | | | | |
| | | <u>2,728,563</u> | <u>287,318</u> | <u>2,017,156</u> | <u>212,407</u> |
| 純資産の内訳 | | | | | |
| ユニット保有者資本 | 3 | 2,691,163 | 283,379 | 1,957,631 | 206,139 |
| 利益剰余金 | | 37,400 | 3,938 | 59,525 | 6,268 |
| | | <u>2,728,563</u> | <u>287,318</u> | <u>2,017,156</u> | <u>212,407</u> |

2007年12月31日現在

(単位:米ドル、但し、ユニット当たり価額を除く。)

| ユニット毎の純資産価額 | 原通貨 | 2007年 | | 2006年 | |
|--|-----|--------|--------|--------|--------|
| | | 米ドル/円 | 円 | 米ドル/円 | 円 |
| 米ドル建てクラスー当初シリーズ (発行済 2,870.00 ユニット (2006年: 2,930.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 100.49 | 10,582 | 103.58 | 10,907 |
| 米ドル建てクラスー第2シリーズ (発行済 1,265.00 ユニット (2006年: 1,369.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 94.00 | 9,898 | 96.88 | 10,201 |
| 米ドル建てクラスー第3シリーズ (発行済 822.00 ユニット (2006年:885.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 99.99 | 10,529 | 103.05 | 10,851 |
| 米ドル建てクラスー第4シリーズ (発行済 790.00 ユニット (2006年:790.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 112.51 | 11,847 | 115.96 | 12,211 |
| 米ドル建てクラスー第5シリーズ (発行済 1,302.00 ユニット (2006年: 1,302.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 104.00 | 10,951 | 107.19 | 11,287 |
| 米ドル建てクラスー第6シリーズ (発行済 330.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 97.24 | 10,239 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第7シリーズ (発行済 893.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 110.55 | 11,641 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第8シリーズ (発行済 100.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 99.62 | 10,490 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第9シリーズ (発行済 270.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 104.37 | 10,990 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第10シリーズ (発行済 70.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 106.52 | 11,217 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第11シリーズ (発行済 150.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 102.35 | 10,777 | - | - |
| 日本円建てクラスー当初シリーズ (発行済 4,866.00 ユニット (2006年: 5,086.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,682 | 9,682 | 10,636 | 10,636 |
| 日本円建てクラスー第2シリーズ (発行済 3,688.00 ユニット (2006年: 3,918.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,225 | 9,225 | 10,134 | 10,134 |
| 日本円建てクラスー第3シリーズ (発行済 2,816.00 ユニット (2006年: 2,986.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,762 | 9,762 | 10,724 | 10,724 |
| 日本円建てクラスー第4シリーズ (発行済 638.00 ユニット (2006年:638.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,705 | 10,705 | 11,761 | 11,761 |
| 日本円建てクラスー第5シリーズ (発行済 1,380.00 ユニット (2006年: 1,516.00 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,932 | 9,932 | 10,911 | 10,911 |
| 日本円建てクラスー第6シリーズ (発行済 1,880.00 ユニット (2006年: 0 日本円 | | 9,001 | 9,001 | - | - |

| | | | | | |
|--|-----|--------|--------|---|---|
| ユニットに基づく)) | | | | | |
| 日本円建てクラスー第7シリーズ (発行済 2,860.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,480 | 10,480 | - | - |
| 日本円建てクラスー第8シリーズ (発行済 225.00 ユニット (2006年: 0ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,142 | 9,142 | - | - |
| 日本円建てクラスー第9シリーズ (発行済 655.00 ユニット (2006年: 0ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,830 | 9,830 | - | - |
| 日本円建てクラスー第10シリーズ (発行済 320.00 ユニット (2006年: 0ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,366 | 10,366 | - | - |
| 日本円建てクラスー第11シリーズ (発行済 1,535.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,279 | 10,279 | - | - |

添付の財務諸表注記参照。

2008年6月2日に受託会社であるUBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドによって承認された。

ブライアン・バークホルダー (署名)

シェルドン・サリバン (署名)

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン－サブファンド A

損益計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|---|----|-----------|----------|-----------|----------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| マスター・ポートフォリオ A から配 分された純投資損失 | | | | | |
| 受取利息 | | 65,243 | 6,870 | 60,107 | 6,329 |
| 費用 | | (174,649) | (18,391) | (100,428) | (10,575) |
| | | (109,406) | (11,520) | (40,321) | (4,246) |
| ファンド収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 439 | 46 | 907 | 96 |
| | | 439 | 46 | 907 | 96 |
| ファンド費用 | | | | | |
| 信託報酬 | 6 | 36,501 | 3,844 | 29,170 | 3,072 |
| 代行報酬 | 5 | 11,889 | 1,252 | 5,775 | 608 |
| 一般管理費 | | 6,730 | 709 | 4,740 | 499 |
| 専門家報酬 | | 5,414 | 570 | 9,494 | 1,000 |
| 管理報酬 | 4 | 2,379 | 251 | 1,156 | 122 |
| | | 62,913 | 6,625 | 50,335 | 5,300 |
| 純投資損失 | | (171,880) | (18,099) | (89,749) | (9,451) |
| 投資及び外貨に係るファンド正味実 現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 935 | 98 | 9,229 | 972 |
| マスター・ポートフォリオ A から配 分された投資及び外貨に係る正味 実現及び未実現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 103,971 | 10,948 | 26,337 | 2,773 |
| 投資に係る未実現利益の変動 | | 44,849 | 4,723 | 113,708 | 11,973 |
| | | 148,820 | 15,671 | 140,045 | 14,747 |
| 営業活動から生じた純資産の正味 (減少) / 増加額 | | (22,125) | (2,330) | 59,525 | 6,268 |

添付の財務諸表注記参照。

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン－サブファンド A

純資産変動計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 2007年 | | 2006年 | |
|-----------------|-----------|----------|-----------|---------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 事業 | | | | |
| 正味投資損失 | (171,880) | (18,099) | (89,749) | (9,451) |
| 投資に係る正味実現利益 | 104,906 | 11,047 | 35,566 | 3,745 |
| 投資に係る未実現利益の変動 | 44,849 | 4,723 | 113,708 | 11,973 |
| | (22,125) | (2,330) | 59,525 | 6,268 |
| 資本取引 | | | | |
| 株式の発行による収入 | 821,950 | 86,551 | 1,983,924 | 208,907 |
| 株式の買戻し | (88,418) | (9,310) | (26,293) | (2,769) |
| | 733,532 | 77,241 | 1,957,631 | 206,139 |
| 当期純資産増加額 | 711,407 | 74,911 | 2,017,156 | 212,407 |
| 期首純資産残高 | 2,017,156 | 212,407 | - | - |
| 期末純資産残高 | 2,728,563 | 287,318 | 2,017,156 | 212,407 |

添付の財務諸表注記参照。

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン－サブファンド B

貸借対照表

2007年12月31日現在

(単位:米ドル、但し、ユニット当たり価額を除く。)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|-------------------|---------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| マスター・ポートフォリオBへの投資 | 7 | 24,430,253 | 2,572,506 | 19,589,148 | 2,062,737 |
| 現金 | | 26,044 | 2,742 | 6,482 | 683 |
| 未収利息 | | 244 | 26 | - | - |
| その他の資産 | | 18,028 | 1,898 | 23,716 | 2,497 |
| | | <u>24,474,569</u> | <u>2,577,172</u> | <u>19,619,346</u> | <u>2,065,917</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 4, 5, 6 | 150,845 | 15,884 | 70,971 | 7,473 |
| | | <u>150,845</u> | <u>15,884</u> | <u>70,971</u> | <u>7,473</u> |
| 純資産 | | | | | |
| | | <u>24,323,724</u> | <u>2,561,288</u> | <u>19,548,375</u> | <u>2,058,444</u> |
| 純資産の内訳 | | | | | |
| ユニット保有者資本 | 3 | 22,728,521 | 2,393,313 | 17,926,623 | 1,887,673 |
| 利益剰余金 | | 1,595,203 | 167,975 | 1,621,752 | 170,770 |
| | | <u>24,323,724</u> | <u>2,561,288</u> | <u>19,548,375</u> | <u>2,058,444</u> |

2007年12月31日現在

(単位:米ドル、但し、ユニット当たり価額を除く。)

| ユニット毎の純資産価額 | 原通貨 | 2007年 | | 2006年 | |
|--|-----|--------|--------|--------|--------|
| | | 米ドル/円 | 円 | 米ドル/円 | 円 |
| 米ドル建てクラスー当初シリーズ (発行済 37,079.00 ユニット (2006 米ド 年: 39,704.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 106.11 | 11,173 | 109.93 | 11,576 |
| 米ドル建てクラスー第2シリーズ (発行済 15,079.00 ユニット (2006 米ド 年: 17,459.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 95.44 | 10,050 | 98.87 | 10,411 |
| 米ドル建てクラスー第3シリーズ (発行済 15,497.00 ユニット (2006 米ド 年: 16,837.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 105.52 | 11,111 | 109.32 | 11,511 |
| 米ドル建てクラスー第4シリーズ (発行済 4,816.00 ユニット (2006年: 米ド 5,216.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 126.14 | 13,283 | 130.69 | 13,762 |
| 米ドル建てクラスー第5シリーズ (発行済 6,720.00 ユニット (2006年: 米ド 6,820.00 ユニットに基づく)) | 米ドル | 109.03 | 11,481 | 112.96 | 11,895 |
| 米ドル建てクラスー第6シリーズ (発行済 6,650.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 96.89 | 10,203 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第7シリーズ (発行済 10,558.00 ユニット (2006 年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 115.77 | 12,191 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第8シリーズ (発行済 1,900.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 99.42 | 10,469 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第9シリーズ (発行済 4,072.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 106.34 | 11,198 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第10シリーズ (発行済 4,650.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 109.78 | 11,560 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第11シリーズ (発行済 511.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 米ドル | 103.89 | 10,940 | - | - |
| 日本円建てクラスー当初シリーズ (発行済 33,800.00 ユニット (2006 日本 年: 37,410.00 ユニットに基づく)) | 円 | 10,238 | 10,238 | 11,306 | 11,306 |
| 日本円建てクラスー第2シリーズ (発行済 24,256.00 ユニット (2006 日本 年: 25,456.00 ユニットに基づく)) | 円 | 9,366 | 9,366 | 10,343 | 10,343 |
| 日本円建てクラスー第3シリーズ (発行済 21,651.00 ユニット (2006 日本 年: 22,951.00 ユニットに基づく)) | 円 | 10,302 | 10,302 | 11,378 | 11,378 |
| 日本円建てクラスー第4シリーズ (発行済 6,983.00 ユニット (2006年: 日本 8,343.00 ユニットに基づく)) | 円 | 12,003 | 12,003 | 13,254 | 13,254 |
| 日本円建てクラスー第5シリーズ (発行済 11,673.00 ユニット (2006 日本 年: 13,251.00 ユニットに基づく)) | 円 | 10,412 | 10,412 | 11,498 | 11,498 |
| 日本円建てクラスー第6シリーズ (発行済 5,088.00 ユニット (2006年: 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 8,968 | 8,968 | - | - |

| | | | | | |
|---|-----|--------|--------|---|---|
| 日本円建てクラスー第7シリーズ (発行済 18,369.00 ユニット (2006 年: 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,976 | 10,976 | - | - |
| 日本円建てクラスー第8シリーズ (発行済 3,600.00 ユニット (2006 年: 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 9,124 | 9,124 | - | - |
| 日本円建てクラスー第9シリーズ (発行済 7,186.00 ユニット (2006 年: 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,016 | 10,016 | - | - |
| 日本円建てクラスー第10シリーズ (発行済 7,312.00 ユニット (2006 年: 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,682 | 10,682 | - | - |
| 日本円建てクラスー第11シリーズ (発行済 1,130.00 ユニット (2006 年: 0 ユニットに基づく)) | 日本円 | 10,434 | 10,434 | - | - |

添付の財務諸表注記参照。

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン－サブファンド B

損益計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|---|----|-------------|-----------|-----------|----------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| マスター・ポートフォリオ B から配 分された純投資損失 | | | | | |
| 受取利息 | | 376,913 | 39,689 | 549,176 | 57,828 |
| 費用 | | (1,594,551) | (167,906) | (821,233) | (86,476) |
| | | (1,217,638) | (128,217) | (272,057) | (28,648) |
| ファンド収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 5,908 | 622 | 9,378 | 988 |
| | | 5,908 | 622 | 9,378 | 988 |
| ファンド費用 | | | | | |
| 代行報酬 | 5 | 109,971 | 11,580 | 53,338 | 5,616 |
| 信託報酬 | 6 | 36,498 | 3,843 | 29,169 | 3,071 |
| 管理報酬 | 4 | 21,994 | 2,316 | 10,667 | 1,123 |
| 専門家報酬 | | 19,510 | 2,054 | 9,494 | 1,000 |
| 一般管理費 | | 6,955 | 732 | 4,740 | 499 |
| | | 194,928 | 20,526 | 107,408 | 11,310 |
| 純投資損失 | | (1,406,658) | (148,121) | (370,087) | (38,970) |
| 投資及び外貨に係るファンド正味実 現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 135,036 | 14,219 | 59,581 | 6,274 |
| マスター・ポートフォリオ B から配 分された投資及び外貨に係る正味 実現及び未実現利益/ (損失) | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益/ (損失) | | 954,315 | 100,489 | (240,154) | (25,288) |
| 投資に係る未実現利益の変動 | | 290,758 | 30,617 | 2,172,412 | 228,755 |
| | | 1,245,073 | 131,106 | 1,932,258 | 203,467 |
| 営業活動から生じた純資産の正味 (減少) /増加額 | | (26,549) | (2,796) | 1,621,752 | 170,770 |

添付の財務諸表注記参照。

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン－サブファンド B

純資産変動計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 2007年 | | 2006年 | |
|------------------|-------------|-----------|------------|-----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 事業 | | | | |
| 正味投資損失 | (1,406,658) | (148,121) | (370,087) | (38,970) |
| 投資に係る正味実現利益/(損失) | 1,089,351 | 114,709 | (180,573) | (19,014) |
| 投資に係る未実現利益の変動 | 290,758 | 30,617 | 2,172,412 | 228,755 |
| | (26,549) | (2,796) | 1,621,752 | 170,770 |
| 資本取引 | | | | |
| 株式の発行による収入 | 7,057,612 | 743,167 | 17,990,436 | 1,894,393 |
| 株式の買戻し | (2,255,714) | (237,527) | (63,813) | (6,720) |
| | 4,801,898 | 505,640 | 17,926,623 | 1,887,673 |
| 当期純資産増加額 | 4,775,349 | 502,844 | 19,548,375 | 2,058,444 |
| 期首純資産残高 | 19,548,375 | 2,058,444 | - | - |
| 期末純資産残高 | 24,323,724 | 2,561,288 | 19,548,375 | 2,058,444 |

添付の財務諸表注記参照。

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン－サブファンド C

貸借対照表

2007年12月31日現在

(単位:米ドル、但し、ユニット当たり価額を除く。)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|-------------------|---------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| マスター・ポートフォリオCへの投資 | 7 | 27,891,800 | 2,937,007 | 26,026,089 | 2,740,547 |
| 現金 | | 1,158 | 122 | 19,187 | 2,020 |
| 未収利息 | | 353 | 37 | - | - |
| その他の資産 | | 32,428 | 3,415 | 23,716 | 2,497 |
| | | <u>27,925,739</u> | <u>2,940,580</u> | <u>26,068,992</u> | <u>2,745,065</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 4, 5, 6 | 166,239 | 17,505 | 79,032 | 8,322 |
| | | <u>166,239</u> | <u>17,505</u> | <u>79,032</u> | <u>8,322</u> |
| 純資産 | | | | | |
| | | <u>27,759,500</u> | <u>2,923,075</u> | <u>25,989,960</u> | <u>2,736,743</u> |
| 純資産の内訳 | | | | | |
| ユニット保有者資本 | 3 | 25,003,639 | 2,632,883 | 22,499,636 | 2,369,212 |
| 利益剰余金 | | 2,755,861 | 290,192 | 3,490,324 | 367,531 |
| | | <u>27,759,500</u> | <u>2,923,075</u> | <u>25,989,960</u> | <u>2,736,743</u> |

2007年12月31日現在

(単位:米ドル、但し、ユニット当たり価額を除く。)

| ユニット毎の純資産価額 | 原通貨 | 2007年 | | 2006年 | |
|--|-----|--------|--------|--------|--------|
| | | 米ドル/円 | 円 | 米ドル/円 | 円 |
| 米ドル建てクラスー当初シリーズ (発行済 8,267.00 ユニット (2006年: 米ド 10,267.00 ユニットに基づく)) | ル | 105.43 | 11,102 | 113.88 | 11,992 |
| 米ドル建てクラスー第2シリーズ (発行済 13,066.00 ユニット (2006 米ド 年: 14,066.00 ユニットに基づく)) | ル | 92.46 | 9,736 | 99.87 | 10,516 |
| 米ドル建てクラスー第3シリーズ (発行済 11,514.00 ユニット (2006 米ド 年: 11,514.00 ユニットに基づく)) | ル | 106.59 | 11,224 | 115.13 | 12,123 |
| 米ドル建てクラスー第4シリーズ (発行済 2,000.00 ユニット (2006年: 米ド 3,000.00 ユニットに基づく)) | ル | 134.42 | 14,154 | 145.19 | 15,289 |
| 米ドル建てクラスー第5シリーズ (発行済 8,200.00 ユニット (2006年: 米ド 8,200.00 ユニットに基づく)) | ル | 110.17 | 11,601 | 119 | 12,531 |
| 米ドル建てクラスー第6シリーズ (発行済 11,985.00 ユニット (2006 米ド 年: 0 ユニットに基づく)) | ル | 92.57 | 9,748 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第7シリーズ (発行済 20,972.00 ユニット (2006 米ド 年: 0 ユニットに基づく)) | ル | 121.40 | 12,783 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第8シリーズ (発行済 2,042.00 ユニット (2006年: 米ド 0 ユニットに基づく)) | ル | 96.36 | 10,147 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第9シリーズ (発行済 2,000.00 ユニット (2006年: 米ド 0 ユニットに基づく)) | ル | 106.90 | 11,257 | - | - |
| 米ドル建てクラスー第10シリーズ (発行済 5,000.00 ユニット (2006年: 米ド 0 ユニットに基づく)) | ル | 112.98 | 11,897 | - | - |
| 日本円建てクラスー当初シリーズ (発行済 19,200.00 ユニット (2006 日本 年: 34,350.00 ユニットに基づく)) | 円 | 10,167 | 10,167 | 11,704 | 11,704 |
| 日本円建てクラスー第2シリーズ (発行済 31,138.00 ユニット (2006 日本 年: 43,638.00 ユニットに基づく)) | 円 | 9,074 | 9,074 | 10,446 | 10,446 |
| 日本円建てクラスー第3シリーズ (発行済 81,200.00 ユニット (2006 日本 年: 84,200.00 ユニットに基づく)) | 円 | 10,406 | 10,406 | 11,980 | 11,980 |
| 日本円建てクラスー第4シリーズ (発行済 3,000.00 ユニット (2006年: 日本 31,400.00 ユニットに基づく)) | 円 | 12,789 | 12,789 | 14,726 | 14,726 |
| 日本円建てクラスー第5シリーズ (発行済 9,000.00 ユニット (2006年: 日本 11,000.00 ユニットに基づく)) | 円 | 10,521 | 10,521 | 12,112 | 12,112 |
| 日本円建てクラスー第6シリーズ (発行済 11,000.00 ユニット (2006 日本 年: 0 ユニットに基づく)) | 円 | 8,568 | 8,568 | - | - |
| 日本円建てクラスー第7シリーズ (発行済 12,000.00 ユニット (2006 円 | 円 | 11,510 | 11,510 | - | - |

| | | | | | |
|--|---|--------|--------|---|---|
| 年：0ユニットに基づく)) | | | | | |
| 日本円建てクラスー第8シリーズ | | | | | |
| (発行済 2,000.00 ユニット (2006年：日本 0ユニットに基づく)) | 円 | 8,843 | 8,843 | - | - |
| 日本円建てクラスー第9シリーズ | | | | | |
| (発行済 6,000.00 ユニット (2006年：日本 0ユニットに基づく)) | 円 | 10,069 | 10,069 | - | - |
| 日本円建てクラスー第10シリーズ | | | | | |
| (発行済 28,840.00 ユニット (2006年：日本 年：0ユニットに基づく)) | 円 | 10,994 | 10,994 | - | - |

添付の財務諸表注記参照。

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン—サブファンド C

損益計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|---|----|-------------|-----------|-----------|----------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| マスター・ポートフォリオCから配分された純投資損失 | | | | | |
| 受取利息 | | 238,734 | 25,139 | 615,966 | 64,861 |
| 費用 | | (1,982,687) | (208,777) | (902,164) | (94,998) |
| | | (1,743,953) | (183,638) | (286,198) | (30,137) |
| ファンド収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 10,466 | 1,102 | 7,560 | 796 |
| ファンド費用 | | | | | |
| 代行報酬 | 5 | 127,000 | 13,373 | 58,457 | 6,156 |
| 信託報酬 | 6 | 36,502 | 3,844 | 29,168 | 3,071 |
| 管理報酬 | 4 | 25,400 | 2,675 | 11,690 | 1,231 |
| 専門家報酬 | | 24,683 | 2,599 | 9,494 | 1,000 |
| 一般管理費 | | 7,074 | 745 | 4,740 | 499 |
| | | 220,659 | 23,235 | 113,549 | 11,957 |
| 純投資損失 | | (1,954,146) | (205,772) | (392,187) | (41,297) |
| 投資及び外貨に係るファンド正味実現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 526,141 | 55,403 | 98,410 | 10,363 |
| マスター・ポートフォリオCから配分された投資及び外貨に係る正味実現及び未実現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 130,768 | 13,770 | 1,406,660 | 148,121 |
| 投資に係る未実現利益の変動 | | 562,774 | 59,260 | 2,377,441 | 250,345 |
| | | 693,542 | 73,030 | 3,784,101 | 398,466 |
| 営業活動から生じた純資産の正味(減少)/増加額 | | (734,463) | (77,339) | 3,490,324 | 367,531 |

添付の財務諸表注記参照。

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン－サブファンド C

純資産変動計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 2007年 | | 2006年 | |
|-----------------|-------------|-----------|------------|-----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 事業 | | | | |
| 正味投資損失 | (1,954,146) | (205,772) | (392,187) | (41,297) |
| 投資に係る正味実現利益 | 656,909 | 69,173 | 1,505,070 | 158,484 |
| 投資に係る未実現利益の変動 | 562,774 | 59,260 | 2,377,441 | 250,345 |
| | (734,463) | (77,339) | 3,490,324 | 367,531 |
| 資本取引 | | | | |
| 株式の発行による収入 | 9,936,478 | 1,046,311 | 22,585,786 | 2,378,283 |
| 株式の買戻し | (7,432,475) | (782,640) | (86,150) | (9,072) |
| | 2,504,003 | 263,672 | 22,499,636 | 2,369,212 |
| 当期純資産増加額 | 1,769,540 | 186,333 | 25,989,960 | 2,736,743 |
| 期首純資産残高 | 25,989,960 | 2,736,743 | - | - |
| 期末純資産残高 | 27,759,500 | 2,923,075 | 25,989,960 | 2,736,743 |

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2007年12月31日現在（単位：米ドル）

1. 設立及び主な活動

クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン（以下、「当信託」という。）は、2005年11月28日に信託証書に従ってケイマン諸島の信託法に基づいて組織され、2006年1月2日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。受託会社は、UBSファンド・サービス（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」という。）である。

当信託はアンブレラ・ファンドであり、サブファンドA、サブファンドB及びサブファンドCの3つのサブファンドが設立されている。各サブファンドは独立した資産及び負債のプールとして、他のサブファンドと分別して管理されている。サブファンドA、サブファンドB及びサブファンドCは、「マスター・フィーダー」ファンド構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除有限会社であるスーパーファンドSPC（以下、「マスターファンド」という。）のスーパーファンド分別ポートフォリオA（以下、「マスター・ポートフォリオA」という。）、スーパーファンド分別ポートフォリオB（以下、「マスター・ポートフォリオB」という。）及びスーパーファンド分別ポートフォリオC（以下、「マスター・ポートフォリオC」という。）にそれぞれ投資している。マスターファンドの財務諸表（要約投資有価証券明細表を含む）は、当該報告書に含まれており、当信託の財務諸表と共に読まれるべきである。

2007年12月31日現在、サブファンドAはマスター・ポートフォリオAの41%、サブファンドBはマスター・ポートフォリオBの86%及びサブファンドCはマスター・ポートフォリオCの47%を保有していた。

当信託の投資活動は、クアドリガ・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」という。）により管理されている。管理会社は、代行協会員契約に従って、キャピタル・パートナーズ証券株式会社（以下、「販売会社」という。）を当信託の日本における代行協会員に選任している。代行協会員は1ユニット当たり純資産価値を公表し、日本証券業協会（以下、「JSDA」という。）に財務諸表を提出する責任がある。当信託の年次監査済財務諸表は、日本における開示義務の一環として有価証券報告書および有価証券届出書に含まれており、関東財務局に提出されている。

2. 重要な会計方針

当該財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。当信託が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額及び偶発資産及び負債の開示、並びに当期中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらのお見積りとは異なる可能性がある。

(b) マスターファンドへの投資

当信託は、マスターファンドへの投資を公正価値で計上している。マスターファンドの投資の評価はマスターファンドの財務諸表注記に記載されている。

(c) 投資収益及び費用

各サブファンドは、期首現在のマスターファンドの純資産価額の各持分価額に基づいて、マスターファンドの収益、費用並びに実現及び未実現利益及び損失の持分相当額を毎月、損益計算書に計上している。また、各サブファンドはサブファンドの収益及び費用を発生主義で計上している。

(d) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現及び未実現利益及び損失は、損益計算書に含まれる。

(e) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当信託は、信託法の条文に従って、2055年11月28日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての地方税を免除する旨の誓約を受け取っている。よって、法人所得税に関する引当金は当該財務諸表に含まれていない。

(f) 収益及び費用の配分

特定のサブファンド、クラス又はシリーズに特定される収益及び費用は、純資産価額の算定において、各サブファンド、クラス又はシリーズに対して配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、サブファンド、クラス又はシリーズ間で比例配分されるか、あるいは、それ以外の場合は受託会社の判断により配分される。サブファンド、クラス又はシリーズの負債又は費用が、サブファンド、クラス又はシリーズの資産を超過する場合、サブファンド、クラス又はシリーズの資産から回収できない可能性のある金額については、その他すべてのサブファンド、クラス又はシリーズの残存資産に対して、比例配分で費用計上される。

3. ユニット保有者資本

2007年12月31日現在

| | 日本円建てクラス | | 米ドル建てクラス | |
|----------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | ユニット数 | 米ドル | ユニット数 | 米ドル |
| サブファンドA | | | | |
| 当初シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 5,086 | 439,551 | 2,930 | 293,725 |
| 期中の買戻し | (220) | (19,473) | (60) | (6,274) |
| | <u>4,866</u> | <u>420,078</u> | <u>2,870</u> | <u>287,451</u> |
| 第2シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 3,918 | 344,848 | 1,369 | 136,900 |
| 期中の買戻し | (230) | (17,827) | (104) | (9,678) |
| | <u>3,688</u> | <u>327,021</u> | <u>1,265</u> | <u>127,222</u> |
| 第3シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 2,986 | 260,968 | 885 | 88,500 |
| 期中の買戻し | (170) | (14,227) | (63) | (6,408) |
| | <u>2,816</u> | <u>246,741</u> | <u>822</u> | <u>82,092</u> |
| 第4シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 638 | 54,344 | 790 | 79,000 |
| | <u>638</u> | <u>54,344</u> | <u>790</u> | <u>79,000</u> |
| 第5シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 1,516 | 129,595 | 1,302 | 130,200 |
| 期中の買戻し | (136) | (11,791) | - | - |
| | <u>1,380</u> | <u>117,804</u> | <u>1,302</u> | <u>130,200</u> |
| 第6シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 1,880 | 155,771 | 330 | 33,000 |
| | <u>1,880</u> | <u>155,771</u> | <u>330</u> | <u>33,000</u> |
| 第7シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 2,880 | 244,420 | 893 | 89,300 |
| 期中の買戻し | (20) | (1,833) | - | - |
| | <u>2,860</u> | <u>242,587</u> | <u>893</u> | <u>89,300</u> |
| 第8シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 225 | 18,483 | 100 | 10,000 |
| | <u>225</u> | <u>18,483</u> | <u>100</u> | <u>10,000</u> |
| 第9シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 655 | 55,228 | 270 | 27,000 |
| | <u>655</u> | <u>55,228</u> | <u>270</u> | <u>27,000</u> |
| 第10シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 330 | 28,746 | 70 | 7,000 |
| 期中の買戻し | (10) | (907) | - | - |

| | | | | |
|----------|--------------|----------------|------------|---------------|
| | <u>320</u> | <u>27,839</u> | <u>70</u> | <u>7,000</u> |
| 第11シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | <u>1,535</u> | <u>138,002</u> | <u>150</u> | <u>15,000</u> |
| | <u>1,535</u> | <u>138,002</u> | <u>150</u> | <u>15,000</u> |

2006年12月31日現在

| | 日本円建てクラス | | 米ドル建てクラス | |
|---------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | ユニット数 | 米ドル | ユニット数 | 米ドル |
| サブファンドA | | | | |
| 当初シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 5,201 | 448,555 | 3,020 | 302,000 |
| 期中の買戻し | (115) | (9,004) | (90) | (8,275) |
| | <u>5,086</u> | <u>439,551</u> | <u>2,930</u> | <u>293,725</u> |
| 第2シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 4,028 | 353,862 | 1,369 | 136,900 |
| 期中の買戻し | (110) | (9,014) | - | - |
| | <u>3,918</u> | <u>344,848</u> | <u>1,369</u> | <u>136,900</u> |
| 第3シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 2,986 | 260,968 | 885 | 88,500 |
| | <u>2,986</u> | <u>260,968</u> | <u>885</u> | <u>88,500</u> |
| 第4シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 638 | 54,344 | 790 | 79,000 |
| | <u>638</u> | <u>54,344</u> | <u>790</u> | <u>79,000</u> |
| 第5シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 1,516 | 129,595 | 1,302 | 130,200 |
| | <u>1,516</u> | <u>129,595</u> | <u>1,302</u> | <u>130,200</u> |

2007年12月31日現在

| | 日本円建てクラス | | 米ドル建てクラス | |
|----------|---------------|------------------|---------------|------------------|
| | ユニット数 | 米ドル | ユニット数 | 米ドル |
| サブファンドB | | | | |
| 当初シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 37,410 | 3,232,888 | 39,704 | 3,970,400 |
| 期中の買戻し | (3,610) | (308,459) | (2,625) | (275,121) |
| | <u>33,800</u> | <u>2,924,429</u> | <u>37,079</u> | <u>3,695,279</u> |
| 第2シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 25,456 | 2,240,015 | 17,459 | 1,745,900 |
| 期中の買戻し | (1,200) | (103,872) | (2,380) | (236,787) |
| | <u>24,256</u> | <u>2,136,143</u> | <u>15,079</u> | <u>1,509,113</u> |
| 第3シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 22,951 | 2,006,715 | 16,837 | 1,683,700 |
| 期中の買戻し | (1,300) | (112,013) | (1,340) | (142,086) |
| | <u>21,651</u> | <u>1,894,702</u> | <u>15,497</u> | <u>1,541,614</u> |
| 第4シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 8,343 | 710,647 | 5,216 | 521,600 |
| 期中の買戻し | (1,360) | (150,227) | (400) | (49,970) |
| | <u>6,983</u> | <u>560,420</u> | <u>4,816</u> | <u>471,630</u> |
| 第5シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 13,251 | 1,132,758 | 6,820 | 682,000 |
| 期中の買戻し | (1,578) | (144,337) | (100) | (11,355) |
| | <u>11,673</u> | <u>988,421</u> | <u>6,720</u> | <u>670,645</u> |
| 第6シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 5,508 | 456,376 | 6,650 | 665,000 |
| 期中の買戻し | (420) | (38,180) | - | - |
| | <u>5,088</u> | <u>418,196</u> | <u>6,650</u> | <u>665,000</u> |
| 第7シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 23,028 | 1,954,341 | 12,200 | 1,220,000 |
| 期中の買戻し | (4,659) | (485,401) | (1,642) | (189,275) |
| | <u>18,369</u> | <u>1,468,940</u> | <u>10,558</u> | <u>1,030,725</u> |
| 第8シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 3,600 | 295,736 | 1,900 | 190,000 |
| | <u>3,600</u> | <u>295,736</u> | <u>1,900</u> | <u>190,000</u> |
| 第9シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 7,286 | 614,334 | 4,072 | 407,200 |
| 期中の買戻し | (100) | (8,631) | - | - |
| | <u>7,186</u> | <u>605,703</u> | <u>4,072</u> | <u>407,200</u> |
| 第10シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 7,312 | 636,934 | 4,650 | 465,000 |

第11シリーズ：
期中の発行

| | | | |
|--------------|----------------|--------------|----------------|
| <u>7,312</u> | <u>636,934</u> | <u>4,650</u> | <u>465,000</u> |
| <u>1,130</u> | <u>101,591</u> | <u>511</u> | <u>51,100</u> |
| <u>1,130</u> | <u>101,591</u> | <u>511</u> | <u>51,100</u> |

2006年12月31日現在

| | 日本円建てクラス | | 米ドル建てクラス | |
|---------|---------------|------------------|---------------|------------------|
| | ユニット数 | 米ドル | ユニット数 | 米ドル |
| サブファンドB | | | | |
| 当初シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 37,610 | 3,248,684 | 39,704 | 3,970,400 |
| 期中の買戻し | (200) | (15,796) | - | - |
| | <u>37,410</u> | <u>3,232,888</u> | <u>39,704</u> | <u>3,970,400</u> |
| 第2シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 25,756 | 2,262,672 | 17,459 | 1,745,900 |
| 期中の買戻し | (300) | (22,657) | - | - |
| | <u>25,456</u> | <u>2,240,015</u> | <u>17,459</u> | <u>1,745,900</u> |
| 第3シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 23,251 | 2,032,075 | 16,837 | 1,683,700 |
| 期中の買戻し | (300) | (25,360) | - | - |
| | <u>22,951</u> | <u>2,006,715</u> | <u>16,837</u> | <u>1,683,700</u> |
| 第4シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 8,343 | 710,647 | 5,216 | 521,600 |
| | <u>8,343</u> | <u>710,647</u> | <u>5,216</u> | <u>521,600</u> |
| 第5シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 13,251 | 1,132,758 | 6,820 | 682,000 |
| | <u>13,251</u> | <u>1,132,758</u> | <u>6,820</u> | <u>682,000</u> |

2007年12月31日現在

| | 日本円建てクラス | | 米ドル建てクラス | |
|----------|----------|-------------|----------|-----------|
| | ユニット数 | 米ドル | ユニット数 | 米ドル |
| サブファンドC | | | | |
| 当初シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 34,350 | 2,966,814 | 10,267 | 1,026,700 |
| 期中の買戻し | (15,150) | (1,427,336) | (2,000) | (216,098) |
| | 19,200 | 1,539,478 | 8,267 | 810,602 |
| 第2シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 43,638 | 3,833,612 | 14,066 | 1,406,600 |
| 期中の買戻し | (12,500) | (997,918) | (1,000) | (103,012) |
| | 31,138 | 2,835,694 | 13,066 | 1,303,588 |
| 第3シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 84,200 | 7,358,853 | 11,514 | 1,172,108 |
| 期中の買戻し | (3,000) | (261,065) | - | - |
| | 81,200 | 7,097,788 | 11,514 | 1,172,108 |
| 第4シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 31,400 | 2,674,617 | 3,000 | 300,000 |
| 期中の買戻し | (28,400) | (3,386,945) | (1,000) | (145,192) |
| | 3,000 | (712,328) | 2,000 | 154,808 |
| 第5シリーズ： | | | | |
| 期首残高 | 11,000 | 940,332 | 8,200 | 820,000 |
| 期中の買戻し | (2,000) | (184,136) | - | - |
| | 9,000 | 756,196 | 8,200 | 820,000 |
| 第6シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 11,000 | 911,426 | 11,985 | 1,198,500 |
| | 11,000 | 911,426 | 11,985 | 1,198,500 |
| 第7シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 17,000 | 1,442,757 | 22,972 | 2,297,200 |
| 期中の買戻し | (5,000) | (481,914) | (2,000) | (228,859) |
| | 12,000 | 960,843 | 20,972 | 2,068,341 |
| 第8シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 2,000 | 164,298 | 2,042 | 204,200 |
| | 2,000 | 164,298 | 2,042 | 204,200 |
| 第9シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 6,000 | 505,902 | 2,000 | 200,000 |
| | 6,000 | 505,902 | 2,000 | 200,000 |
| 第10シリーズ： | | | | |
| 期中の発行 | 28,840 | 2,512,195 | 5,000 | 500,000 |
| | 28,840 | 2,512,195 | 5,000 | 500,000 |

2006年12月31日現在

| | 日本円建てクラス | | 米ドル建てクラス | |
|---------|---------------|------------------|---------------|------------------|
| | ユニット数 | 米ドル | ユニット数 | 米ドル |
| サブファンドC | | | | |
| 当初シリーズ: | | | | |
| 期中の発行 | 34,450 | 2,973,672 | 10,267 | 1,026,700 |
| 期中の買戻し | (100) | (6,858) | - | - |
| | <u>34,350</u> | <u>2,966,814</u> | <u>10,267</u> | <u>1,026,700</u> |
| 第2シリーズ: | | | | |
| 期中の発行 | 43,638 | 3,833,612 | 14,066 | 1,406,600 |
| | <u>43,638</u> | <u>3,833,612</u> | <u>14,066</u> | <u>1,406,600</u> |
| 第3シリーズ: | | | | |
| 期中の発行 | 84,200 | 7,358,853 | 12,514 | 1,251,400 |
| 期中の買戻し | - | - | (1,000) | (79,292) |
| | <u>84,200</u> | <u>7,358,853</u> | <u>11,514</u> | <u>1,172,108</u> |
| 第4シリーズ: | | | | |
| 期中の発行 | 31,400 | 2,674,617 | 3,000 | 300,000 |
| | <u>31,400</u> | <u>2,674,617</u> | <u>3,000</u> | <u>300,000</u> |
| 第5シリーズ: | | | | |
| 期中の発行 | 11,000 | 940,332 | 8,200 | 820,000 |
| | <u>11,000</u> | <u>940,332</u> | <u>8,200</u> | <u>820,000</u> |

各サブファンドにつき1つ以上のユニット・クラスが発行され、各ユニット・クラスについて、2006年3月1日からの隔月の第1営業日に個別のシリーズが発行される。受託会社は、各シリーズの純資産価額を計算するために、各ユニット・シリーズについて分別された口座を維持している。

当信託は、サブファンドCの第11シリーズを販売したが、まだ申し込みはなかった。

管理会社が受託会社と相談の上で決定した場合、受託会社はサブファンドの全部又は一部のシリーズにおける全部又は一部のユニットを当該サブファンドの当初シリーズに統合させることがある。

ユニット保有者は、少なくとも6営業日前に書面による通知を提示することにより、ユニットの買戻しを要求することができる。買戻し日は、ユニット発行日の1年後の四半期から四半期毎に3月、6月、9月、12月の最終営業日、又はユニットの発行に際して管理会社が指定した日である。

4. 管理報酬

当信託の投資活動は、クアドリガ・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」という。）により管理されている。管理会社は、各サブファンドの純資産価額の0.1%（年率）相当の月次管理報酬を後払いで受領している。

2007年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている各サブファンドの未払管理報酬の概要は以下のとおりである。

| | 2007年 | 2006年 |
|---------|-------|-------|
| | 米ドル | 米ドル |
| サブファンドA | 2,690 | 311 |
| サブファンドB | 7,951 | 2,947 |
| サブファンドC | 8,903 | 3,960 |

5. 代行報酬

キャピタル・パートナーズ証券株式会社（以下、「販売会社」という。）は、代行協会員契約に従って、当信託の日本における代行協会員に選任されており、各サブファンドの純資産価額の0.5%（年率）相当の報酬を受領する権限を有している。

2007年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている各サブファンドの未払代行報酬の概要は以下のとおりである。

| | 2007年 | 2006年 |
|---------|---------|--------|
| | 米ドル | 米ドル |
| サブファンドA | 8,996 | 2,256 |
| サブファンドB | 83,693 | 21,487 |
| サブファンドC | 100,454 | 28,536 |

6. 信託報酬

受託会社は、各サブファンドの純資産価額の50百万米ドルまでの部分については0.08%（年率）、50百万米ドルを超える部分については0.06%（年率）相当の報酬を受領する権限を有している。但し、最低報酬は各サブファンドにつき四半期ごとに8,750米ドルとなっている。

2007年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている各サブファンドの未払信託報酬の概要は以下のとおりである。

| | 2007年 | 2006年 |
|---------|--------|-------|
| | 米ドル | 米ドル |
| サブファンドA | 17,501 | 8,752 |
| サブファンドB | 8,747 | 8,751 |
| サブファンドC | 8,751 | 8,750 |

7. スーパーファンドSPCを通じてのスーパーファンド・ケイマン・マスターへの投資

スーパーファンド・ケイマン・マスター（以下、「最終マスター」という。）への当信託の投資は間接的に、最終マスターの投資対象である金融商品および市場に関連する多様なリスクにさらされている。

当信託がさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。当信託がさらされている金融リスクに関しては、スーパーファンド・ケイマン・マスターの財務諸表の注記4を参照のこと。

最終マスターは、投資管理戦略に基づき、様々なデリバティブおよび非デリバティブ金融商品におけるポジションを維持している。2007年12月31日現在、最終マスターの投資ポートフォリオは先物、先渡および短期債券投資から構成されている。

8. 財務情報

2007年12月31日現在

サブファンドA

| 米ドル建てクラス | 日本円建てクラス |
|----------|----------|
| 米ドル | 円 |

1 ユニット当たりの業績（期中発行済み1ユニットに関して）¹

| | | |
|-------------------------|---------|---------|
| 期首の1ユニット当たりの純資産価額 | 103.58 | 10,636 |
| 投資事業による収益： | | |
| 純投資損失 | (7.17) | (727) |
| 投資取引に係る正味実現及び未実現利益/（損失） | 4.08 | (227) |
| 投資事業による収益合計 | (3.09) | (954) |
| 期末1株当たり純資産価額 | 100.49 | 9,682 |
| 総利回り ² | (2.98%) | (8.97%) |

補足情報：

平均純資産比率

| | | |
|-------|----------|----------|
| 費用合計 | (10.13%) | (10.13%) |
| 純投資損失 | (7.33%) | (7.33%) |

2006年12月31日現在

サブファンドA

| 米ドル建てクラス | 日本円建てクラス |
|----------|----------|
| 米ドル | 円 |

1 ユニット当たりの業績（期中発行済み1ユニットに関して）¹

| | | |
|----------------------|--------|--------|
| 当初引受時の1ユニット当たりの純資産価額 | 100.00 | 10,000 |
| 投資事業による収益： | | |
| 純投資損失 | (6.16) | (714) |
| 投資取引に係る正味実現及び未実現利益 | 9.74 | 1,350 |
| 投資事業による収益合計 | 3.58 | 636 |
| 期末1株当たり純資産価額 | 103.58 | 10,636 |
| 総利回り ² | 3.58% | 6.36% |

補足情報：

平均純資産比率

| | | |
|-------|----------|----------|
| 費用合計 | (10.15%) | (11.77%) |
| 純投資損失 | (6.29%) | (7.28%) |

| 2007年12月31日現在 | | |
|---|-----------------|----------------|
| サブファンドB | 米ドル建てクラス 米ドル | 日本円建てクラス 円 |
| 1ユニット当たりの業績（期中発行済み1ユニットに関して）¹ | | |
| 期首の1ユニット当たりの純資産価額 | 109.93 | 11,306 |
| 投資事業による収益： | | |
| 純投資損失 | (6.64) | (674) |
| 投資取引に係る正味実現及び未実現利益/（損失） | 2.82 | (394) |
| 投資事業による収益合計 | (3.82) | (1,068) |
| 期末1株当たり純資産価額 | 106.11 | 10,238 |
| 総利回り² | (3.47%) | (9.45%) |
| 補足情報： | | |
| 平均純資産比率 | | |
| 費用合計 | (8.28%) | (8.29%) |
| 純投資損失 | (6.51%) | (6.52%) |

| 2006年12月31日現在 | | |
|---|-----------------|---------------|
| サブファンドB | 米ドル建てクラス 米ドル | 日本円建てクラス 円 |
| 1ユニット当たりの業績（期中発行済み1ユニットに関して）¹ | | |
| 当初引受時の1ユニット当たりの純資産価額 | 100.00 | 10,000 |
| 投資事業による収益： | | |
| 純投資損失 | (2.70) | (312) |
| 投資取引に係る正味実現及び未実現利益 | 12.63 | 1,618 |
| 投資事業による収益合計 | 9.93 | 1,306 |
| 期末1株当たり純資産価額 | 109.93 | 11,306 |
| 総利回り² | 9.93% | 13.06% |
| 補足情報： | | |
| 平均純資産比率 | | |
| 費用合計 | (6.61%) | (7.66%) |
| 純投資損失 | (2.74%) | (3.17%) |

2007年12月31日現在
サブファンドC

| | 米ドル建てクラス 米ドル | 日本円建てクラス 円 |
|-------------------------------------|-----------------|---------------|
| 1ユニット当たりの業績（期中発行済み1ユニットに関して） | | |
| 期首の1ユニット当たりの純資産価額 | 113.88 | 11,704 |
| 投資事業による収益： | | |
| 純投資損失 | (7.87) | (799) |
| 投資取引に係る正味実現及び未実現利益 | (0.58) | (738) |
| 投資事業による収益合計 | (8.45) | (1,537) |
| 期末1株当たり純資産価額 | 105.43 | 10,167 |
| 総利回り² | (7.42%) | (13.13%) |
| 補足情報： | | |
| 平均純資産比率 | | |
| 費用合計 | (8.72%) | (8.73%) |
| 純投資損失 | (7.73%) | (7.75%) |

| 2006年12月31日現在 サブファンドC | 米ドル建てクラス 米ドル | 日本円建てクラス 円 |
|--|-----------------|---------------|
| 1 ユニット当たりの業績（期中発行済み1ユニットに関して）¹ | | |
| 当初引受時の1ユニット当たりの純資産価額 | 100.00 | 10,000 |
| 投資事業による収益： | | |
| 純投資損失 | (2.59) | (300) |
| 投資取引に係る正味実現及び未実現利益 | 16.47 | 2,004 |
| 投資事業による収益合計 | 13.88 | 1,704 |
| 期末1株当たり純資産価額 | 113.88 | 11,704 |
| 総利回り² | 13.88% | 17.04% |
| 補足情報： | | |
| 平均純資産比率 | | |
| 費用合計 | (6.42%) | (7.46%) |
| 純投資損失 | (2.66%) | (3.08%) |

1. 期中加重平均発行済み株式に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の引受及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

9. 後発事象

期末日後、当信託の名称は2008年1月29日に「スーパーファンド・ジャパン」に変更された。

2008年1月22日付けの受託会社の改訂後の信託証書に従い、当信託は、すべてのユニット・シリーズを各サブファンドの当初シリーズへと転換した（シリーズ・ロールアップ）。その後、隔月で発行される各新シリーズは、期中は分別された状態で管理され、翌期首に当初シリーズへとロールアップされる予定である。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ A

貸借対照表

2007年12月31日現在

(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|--|-----|------------------|----------------|------------------|----------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| スーパーファンド・ケイマン・マスタートーへの投資 (原価: 2,728,425米ドル) | | 3,461,911 | 364,539 | - | - |
| 投資有価証券 (原価:(2006年:3,653,298米ドル)) | | - | - | 3,664,120 | 385,832 |
| 現金 | 3 | 3,352,742 | 353,044 | 2,008,695 | 211,516 |
| 未決済先物契約に係る未実現利益 | | - | - | 451,094 | 47,500 |
| 未決済先渡契約に係る未実現利益 | | - | - | 49,577 | 5,220 |
| 未収利息 | | 10,793 | 1,137 | 23,582 | 2,483 |
| その他の資産 | | 2,163 | 228 | 4,960 | 522 |
| | | <u>6,827,609</u> | <u>718,947</u> | <u>6,202,028</u> | <u>653,074</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 5,7 | 51,370 | 5,409 | 88,215 | 9,289 |
| 前受株式払込金 | | - | - | 50,000 | 5,265 |
| | | <u>51,370</u> | <u>5,409</u> | <u>138,215</u> | <u>14,554</u> |
| 純資産 | | <u>6,776,239</u> | <u>713,538</u> | <u>6,063,813</u> | <u>638,520</u> |
| 純資産の内訳 | | | | | |
| 払込資本 | 4 | 6,628,734 | 698,006 | 5,955,882 | 627,154 |
| 利益剰余金 | | 147,505 | 15,532 | 107,931 | 11,365 |
| | | <u>6,776,239</u> | <u>713,538</u> | <u>6,063,813</u> | <u>638,520</u> |
| クラスA参加型株式1株当たり純資産 | | | | | |
| : 発行済 677,413.87株に基づく | | | | | |
| (2006年: 605,414.14株) | | | | | |
| | | <u>10.00</u> | <u>1,053</u> | <u>10.02</u> | <u>1,055</u> |

添付の財務諸表注記参照。

2008年5月28日に取締役会を代理して、承認された。

ソフィー・レヴェン (取締役)

ウィリアム・ウォルムスリー (取締役)

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ A

要約投資明細書

2006年12月31日現在

(単位:米ドル)

| 銘柄 (純資産における%) | | 元本 | 公正価値 |
|--|-----|-----------|-----------|
| 負債証券 (60.4%) | | | |
| 米 国 (40.3%) | | | |
| 国債 (40.3%) | | | |
| 米国財務省短期証券、2007年3月1日 | 米ドル | 2,465,000 | 2,446,094 |
| 米国合計 (原価: 2,444,508米ドル) | | | 2,446,094 |
| ドイツ (20.1%) | | | |
| 国債 (20.1%) | | | |
| Bundesschatzanweisungen (ドイツ短期国債)、2.50%、2007年3月23日 | ユーロ | 925,000 | 1,218,026 |
| ドイツ合計 (原価: 1,208,790米ドル) | | | 1,218,026 |
| 投資有価証券合計 (60.4%) | | | |
| (原価: 3,653,298米ドル) | 米ドル | | 3,664,120 |

上記の有価証券は、未決済先物及び未決済先渡契約に対する担保として差し入れられている。

| 銘柄 (純資産における%) | | 公正価値 |
|---------------------|-----|----------|
| 先物契約 (7.4%) | | |
| エネルギー及び環境 (2.7%) | | 163,714 |
| 金融 (2.4%) | | 141,953 |
| インデックス (2.1%) | | 127,807 |
| 通貨 (0.5%) | | 29,969 |
| 畜類 (0.0%) | | 2,160 |
| 穀物 (-0.0%) | | (915) |
| 食品/繊維/木材/ゴム (-0.1%) | | (3,191) |
| 金属 (-0.2%) | | (10,403) |
| 先物契約合計 | 米ドル | 451,094 |
| 先渡契約 (0.8%) | | |
| 多様な通貨 (0.8%) | | 49,577 |
| 先渡契約合計 | 米ドル | 49,577 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ A

損益計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|---|----|-----------|----------|-----------|----------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| スーパーファンド・ケイマン・マスターから配分された純投資収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 97,281 | 10,244 | - | - |
| 費用 | | (161,414) | (16,997) | - | - |
| | | (64,133) | (6,753) | - | - |
| ファンド投資収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 171,564 | 18,066 | 179,328 | 18,883 |
| | | 171,564 | 18,066 | 179,328 | 18,883 |
| ファンド費用 | | | | | |
| 管理報酬 | 5 | 264,877 | 27,892 | 208,870 | 21,994 |
| 販売手数料 | 7 | 113,518 | 11,953 | 89,542 | 9,429 |
| 事務手数料 | | 17,164 | 1,807 | 35,004 | 3,686 |
| 取締役報酬 | | 5,779 | 609 | 5,161 | 543 |
| 一般管理費 | | 3,727 | 392 | 5,488 | 578 |
| 専門家報酬 | | 3,543 | 373 | 18,748 | 1,974 |
| | | 408,608 | 43,026 | 362,813 | 38,204 |
| 正味投資損失 | | (301,177) | (31,714) | (183,485) | (19,321) |
| スーパーファンド・ケイマン・マスターから配分された投資及び外貨に係る実現及び未実現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 659,049 | 69,398 | - | - |
| 投資に係る未実現利益の変動 | | 138,570 | 14,591 | - | - |
| | | 797,619 | 83,989 | - | - |
| 投資及び外貨に係るファンド実現及び未実現利益/(損失) | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 54,625 | 5,752 | 309,854 | 32,628 |
| 投資に係る未実現損失の変動 | | (511,493) | (53,860) | 371,849 | 39,156 |
| | | (456,868) | (48,108) | 681,703 | 71,783 |
| 営業活動から生じた純資産の正味増加 | | 39,574 | 4,167 | 498,218 | 52,462 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ A

純資産変動計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 2007年 | | 2006年 | |
|-----------------|-----------|----------|-----------|----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 事業 | | | | |
| 正味投資損失 | (301,177) | (31,714) | (183,485) | (19,321) |
| 投資に係る正味実現利益 | 713,674 | 75,150 | 309,854 | 32,628 |
| 投資に係る未実現利益の変動 | (372,923) | (39,269) | 371,849 | 39,156 |
| | 39,574 | 4,167 | 498,218 | 52,462 |
| 資本取引 | | | | |
| 株式の発行による収入 | 786,589 | 82,828 | 1,945,817 | 204,895 |
| 株式の買戻しに係る支払 | (113,737) | (11,977) | (6,165) | (649) |
| | 672,852 | 70,851 | 1,939,652 | 204,245 |
| 当期純資産増加額 | 712,426 | 75,018 | 2,437,870 | 256,708 |
| 期首純資産残高 | 6,063,813 | 638,520 | 3,625,943 | 381,812 |
| 期末純資産残高 | 6,776,239 | 713,538 | 6,063,813 | 638,520 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ B

貸借対照表

2007年12月31日現在

(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|--------------------------------------|------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| スーパーファンド・ケイマン・マスタ | | | | | |
| ター (原価: 17,447,052 米ドル) | | 21,513,994 | 2,265,424 | - | - |
| 投資有価証券 (原価: (2006年: 11,521,642 米ドル)) | | - | - | 11,561,717 | 1,217,449 |
| 現金 | 3 | 7,019,910 | 739,197 | 9,458,473 | 995,977 |
| 未決済先物契約に係る未実現利益 | | - | - | 2,641,201 | 278,118 |
| 未決済先渡契約に係る未実現利益 | | - | - | 238,958 | 25,162 |
| 未収利息 | | 21,619 | 2,276 | 96,417 | 10,153 |
| その他の資産 | | 2,171 | 229 | 4,967 | 523 |
| | | <u>28,557,694</u> | <u>3,007,125</u> | <u>24,001,733</u> | <u>2,527,382</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 5, 7 | 199,447 | 21,002 | 271,833 | 28,624 |
| 未払株式買戻金 | | 41,402 | 4,360 | 75,908 | 7,993 |
| 前受株式払込金 | | 8,551 | 900 | 15,279 | 1,609 |
| | | <u>249,400</u> | <u>26,262</u> | <u>363,020</u> | <u>38,226</u> |
| 純資産 | | <u>28,308,294</u> | <u>2,980,863</u> | <u>23,638,713</u> | <u>2,489,156</u> |
| 純資産の内訳 | | | | | |
| 払込資本 | 4 | 26,283,139 | 2,767,615 | 21,707,757 | 2,285,827 |
| 利益剰余金 | | 2,025,155 | 213,249 | 1,930,956 | 203,330 |
| | | <u>28,308,294</u> | <u>2,980,863</u> | <u>23,638,713</u> | <u>2,489,156</u> |
| クラス B 参加型株式 1 株当たり純資産 | | | | | |
| : 発行済 2,829,398.08 株に基づく | | | | | |
| (2006年: 605,414.14 株) | | | | | |
| | | <u>10.01</u> | <u>1,054</u> | <u>10.26</u> | <u>1,080</u> |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ B

要約投資明細書

2006年12月31日現在

(単位:米ドル)

| 銘柄 (純資産における%) | | 元本 | 公正価値 |
|--|-----|-----------|------------|
| 負債証券 (48.9%) | | | |
| 米国 (32.4%) | | | |
| 国債 (32.4%) | | | |
| 米国財務省短期証券、2007年3月1日 | 米ドル | 7,710,000 | 7,650,865 |
| 米国合計 (原価: 7,645,863米ドル) | | | 7,650,865 |
| ドイツ (16.5%) | | | |
| 国債 (16.5%) | | | |
| Bundesschatzanweisungen (ドイツ短期国債)、2.50%、2007年3月23日 | ユーロ | 2,970,000 | 3,910,852 |
| ドイツ合計 (原価: 3,875,779米ドル) | | | 3,910,852 |
| 投資有価証券合計 (48.9%) | | | |
| (原価: 11,521,642米ドル) | 米ドル | | 11,561,717 |

上記の有価証券は、未決済先物及び未決済先渡契約に対する担保として差し入れられている。

| 銘柄 (純資産における%) | | 公正価値 |
|---------------------|-----|-----------|
| 先物契約 (7.4%) | | |
| エネルギー及び環境 (4.5%) | | 1,074,409 |
| インデックス (3.4%) | | 793,511 |
| 金融 (3.1%) | | 737,534 |
| 通貨 (0.7%) | | 156,510 |
| 畜類 (0.1%) | | 11,300 |
| 穀物 (-0.0%) | | (7,110) |
| 食品/繊維/木材/ゴム (-0.1%) | | (17,147) |
| 金属 (-0.5%) | | (107,806) |
| 先物契約合計 | 米ドル | 2,641,201 |
| 先渡契約 (1.0%) | | |
| 多様な通貨 (1.0%) | | 238,958 |
| 先渡契約合計 | 米ドル | 238,958 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ B

損益計算書

2007年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|---|----|-------------|-----------|-----------|----------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| スーパーファンド・ケイマン・マスターから配分された純投資収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 608,746 | 64,101 | - | - |
| 費用 | | (1,003,670) | (105,686) | - | - |
| | | (394,924) | (41,585) | - | - |
| ファンド投資収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 444,791 | 46,836 | 554,435 | 58,382 |
| | | 444,791 | 46,836 | 554,435 | 58,382 |
| ファンド費用 | | | | | |
| 管理報酬 | 5 | 1,083,849 | 114,129 | 610,368 | 64,272 |
| 販売手数料 | 7 | 464,509 | 48,913 | 261,584 | 27,545 |
| 事務手数料 | | 17,163 | 1,807 | 35,005 | 3,686 |
| 専門家報酬 | | 10,172 | 1,071 | 18,476 | 1,946 |
| 取締役報酬 | | 9,420 | 992 | 5,159 | 543 |
| 一般管理費 | | 4,531 | 477 | 6,426 | 677 |
| | | 1,589,644 | 167,390 | 937,018 | 98,668 |
| 正味投資損失 | | (1,539,777) | (162,139) | (382,583) | (40,286) |
| スーパーファンド・ケイマン・マスターから配分された投資及び外貨に係る実現及び未実現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 4,467,780 | 470,457 | - | - |
| 投資に係る未実現損失の変動 | | (5,914) | (623) | - | - |
| | | 4,461,866 | 469,834 | - | - |
| 投資及び外貨に係るファンド実現及び未実現(損失)/利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益/(損失) | | 92,344 | 9,724 | (105,577) | (11,117) |
| 投資に係る未実現利益の変動 | | (2,920,234) | (307,501) | 2,726,495 | 287,100 |
| | | (2,827,890) | (297,777) | 2,620,918 | 275,983 |
| 営業活動から生じた純資産の正味増加 | | 94,199 | 9,919 | 2,238,335 | 235,697 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ B

純資産変動計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 2007年 | | 2006年 | |
|------------------|-------------|-----------|------------|-----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 事業 | | | | |
| 正味投資損失 | (1,539,777) | (162,139) | (382,583) | (40,286) |
| 投資に係る正味実現利益／(損失) | 4,560,124 | 480,181 | (105,577) | (11,117) |
| 投資に係る未実現利益の変動 | (2,926,148) | (308,123) | 2,726,495 | 287,100 |
| | 94,199 | 9,919 | 2,238,335 | 235,697 |
| 資本取引 | | | | |
| 株式の発行による収入 | 6,953,076 | 732,159 | 18,412,362 | 1,938,822 |
| 株式の買戻しに係る支払 | (2,377,694) | (250,371) | (477,475) | (50,278) |
| | 4,575,382 | 481,788 | 17,934,887 | 1,888,544 |
| 当期純資産増加額 | 4,669,581 | 491,707 | 20,173,222 | 2,124,240 |
| 期首純資産残高 | 23,638,713 | 2,489,156 | 3,465,491 | 364,916 |
| 期末純資産残高 | 28,308,294 | 2,980,863 | 23,638,713 | 2,489,156 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ C

貸借対照表

2007年12月31日現在

(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|--|------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| スーパーファンド・ケイマン・マスタ ーへの投資 (原価: 47,952,987 米ドル) | | 59,111,123 | 6,224,401 | - | - |
| 投資有価証券 (原価: (2006年: 43,296,444米ドル)) | | - | - | 43,442,342 | 4,574,479 |
| 現金 | 3 | 444,776 | 46,835 | 17,158,915 | 1,806,834 |
| 未決済先物契約に係る未実現利益 | | - | - | 9,567,553 | 1,007,463 |
| 未決済先渡契約に係る未実現利益 | | - | - | 960,000 | 101,088 |
| 未収利息 | | 4,745 | 500 | 286,564 | 30,175 |
| その他の資産 | | 2,171 | 229 | 4,968 | 523 |
| | | <u>59,562,815</u> | <u>6,271,964</u> | <u>71,420,342</u> | <u>7,520,562</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 5, 7 | 417,271 | 43,939 | 747,919 | 78,756 |
| 未払株式買戻金 | | 218,220 | 22,979 | 1,617,311 | 170,303 |
| 前受株式払込金 | | 4,000 | 421 | - | - |
| | | <u>639,491</u> | <u>67,338</u> | <u>2,365,230</u> | <u>249,059</u> |
| 純資産 | | <u>58,923,324</u> | <u>6,204,626</u> | <u>69,055,112</u> | <u>7,271,503</u> |
| 純資産の内訳 | | | | | |
| 払込資本 | 4 | 48,734,529 | 5,131,746 | 55,722,825 | 5,867,613 |
| 利益剰余金 | | 10,188,795 | 1,072,880 | 13,332,287 | 1,403,890 |
| | | <u>58,923,324</u> | <u>6,204,626</u> | <u>69,055,112</u> | <u>7,271,503</u> |
| クラスC参加型株式1株当たり純資産 | | | | | |
| : 発行済7,016,062.28株に基づく | | | | | |
| (2006年: 7,690,541.12株) | | | | | |
| | | <u>8.40</u> | <u>885</u> | <u>8.98</u> | <u>946</u> |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ C

要約投資明細書

2006年12月31日現在

(単位:米ドル)

| 銘柄 (純資産における%) | | 元本 | 公正価値 |
|--|-----|------------|------------|
| 負債証券 (48.9%) | | | |
| 米国 (42.4%) | | | |
| 国債 (42.4%) | | | |
| 米国財務省短期証券、2007年3月1日 | 米ドル | 29,500,000 | 29,273,735 |
| 米国合計 (原価: 29,254,527 米ドル) | | | 29,273,735 |
| ドイツ (20.5%) | | | |
| 国債 (20.5%) | | | |
| Bundesschatzanweisungen (ドイツ短期国債)、2.50%、2007年3月23日 | ユーロ | 10,760,000 | 14,168,607 |
| ドイツ合計 (原価: 14,041,917 米ドル) | | | 14,168,607 |
| 投資合計 (62.9%) | | | |
| (原価: 43,296,444 米ドル) | | 米ドル | 43,442,342 |

上記の有価証券は、未決済先物及び未決済先渡契約に対する担保として差し入れられている。

| 銘柄 (純資産における%) | | 公正価値 |
|---------------------|-----|-----------|
| 先物契約 (7.4%) | | |
| エネルギー及び環境 (5.7%) | | 3,953,579 |
| 金融 (4.2%) | | 2,933,924 |
| インデックス (4.1%) | | 2,809,561 |
| 通貨 (0.8%) | | 522,133 |
| 畜類 (0.1%) | | 91,450 |
| 穀物 (-0.1%) | | (61,725) |
| 食品/繊維/木材/ゴム (-0.1%) | | (94,704) |
| 金属 (-0.8%) | | (586,665) |
| 先物契約合計 | 米ドル | 9,567,553 |
| 先渡契約 (1.4%) | | |
| 多様な通貨 (1.4%) | | 960,000 |
| 先渡契約合計 | 米ドル | 960,000 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ C

損益計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|--|----|--------------|-------------|-------------|-----------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| スーパーファンド・ケイマン・マスターから配分された純投資収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 1,798,214 | 189,352 | - | - |
| 費用 | | (3,018,920) | (317,892) | - | - |
| | | (1,220,706) | (128,540) | - | - |
| ファンド投資収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 589,881 | 62,114 | 1,840,686 | 193,824 |
| | | 589,881 | 62,114 | 1,840,686 | 193,824 |
| ファンド費用 | | | | | |
| 管理報酬 | 5 | 2,448,502 | 257,827 | 2,152,353 | 226,643 |
| 販売手数料 | 7 | 1,049,359 | 110,498 | 922,436 | 97,133 |
| 専門家報酬 | | 27,277 | 2,872 | 18,751 | 1,974 |
| 事務手数料 | | 22,354 | 2,354 | 64,005 | 6,740 |
| 取締役報酬 | | 20,549 | 2,164 | 5,158 | 543 |
| 一般管理費 | | 4,976 | 524 | 17,036 | 1,794 |
| | | 3,573,017 | 376,239 | 3,179,739 | 334,827 |
| 正味投資損失 | | (4,203,842) | (442,665) | (1,339,053) | (141,002) |
| スーパーファンド・ケイマン・マスターから配分された投資及び外貨に係る実現及び未実現利益 | | | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 10,063,595 | 1,059,697 | - | - |
| 投資に係る未実現利益の変動 | | 2,315,247 | 243,796 | - | - |
| | | 12,378,842 | 1,303,492 | - | - |
| 投資及び外貨に係るファンド実現及び未実現利益／(損失) | | | | | |
| 投資に係る正味実現(損失)／利益 | | (645,041) | (67,923) | 5,704,611 | 600,696 |
| | | (10,673,451) | | | |
| 投資に係る未実現利益の変動 | |) | (1,123,914) | 7,077,073 | 745,216 |
| | | (11,318,492) | | | |
| | |) | (1,191,837) | 12,781,684 | 1,345,911 |
| 営業活動から生じた純資産の正味(減少)／増加 | | (3,143,492) | (331,010) | 11,442,631 | 1,204,909 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ C

純資産変動計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 2007年 | | 2006年 | |
|------------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 事業 | | | | |
| 正味投資損失 | (4,203,842) | (442,665) | (1,339,053) | (141,002) |
| 投資に係る正味実現利益 | 9,418,554 | 991,774 | 5,704,611 | 600,696 |
| 投資に係る未実現利益の変動 | (8,358,204) | (880,119) | 7,077,073 | 745,216 |
| | (3,143,492) | (331,010) | 11,442,631 | 1,204,909 |
| 資本取引 | | | | |
| 株式の発行による収入 | 8,655,995 | 911,476 | 23,707,650 | 2,496,416 |
| 株式の買戻しに係る支払 | (15,644,291) | (1,647,344) | (9,668,984) | (1,018,144) |
| | (6,988,296) | (735,868) | 14,038,666 | 1,478,272 |
| 当期純資産(減少) / 増加額 | (10,131,788) | (1,066,877) | 25,481,297 | 2,683,181 |
| 期首純資産残高 | 69,055,112 | 7,271,503 | 43,573,815 | 4,588,323 |
| 期末純資産残高 | 58,923,324 | 6,204,626 | 69,055,112 | 7,271,503 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ AA

貸借対照表

2007年12月31日現在

(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | |
|--|---------|----------------|---------------|
| | | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | |
| スーパーファンド・ケイマン・マスターへの投資 (原価:184,998米ドル) | | 195,903 | 20,629 |
| 現金 | 3 | 565,000 | 59,495 |
| | | <u>760,903</u> | <u>80,123</u> |
| 負債 | | | |
| 未払金及び未払費用 | 5, 7, 6 | 17,034 | 1,794 |
| | | <u>17,034</u> | <u>1,794</u> |
| 純資産 | | <u>743,869</u> | <u>78,329</u> |
| 純資産の内訳 | | | |
| 払込資本 | 4 | 738,916 | 77,808 |
| 利益剰余金 | | 4,953 | 522 |
| | | <u>743,869</u> | <u>78,329</u> |
| クラス AA 参加型株式 1 株当たり純資産 : 発行済 73,891.63 株に基づく | | <u>10.07</u> | <u>1,060</u> |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ AA

損益計算書

2007年12月3日から2007年12月31日の期間

(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | |
|--|----|----------|---------|
| | | 米ドル | 千円 |
| スーパーファンド・ケイマン・マスターから配分された純投資収益 | | | |
| 受取利息 | | 504 | 53 |
| 費用 | | (811) | (85) |
| | | (307) | (32) |
| ファンド費用 | | | |
| 事務手数料 | | 2,547 | 268 |
| 成功報酬 | 6 | 1,402 | 148 |
| 管理報酬 | 5 | 1,105 | 116 |
| 販売手数料 | 7 | 473 | 50 |
| 取締役報酬 | | 425 | 45 |
| | | 5,952 | 627 |
| 正味投資損失 | | (6,259) | (659) |
| スーパーファンド・ケイマン・マスターから配分された投資及び外貨に係る実現及び未実現利益/(損失) | | | |
| 投資に係る正味実現利益 | | 24,849 | 2,617 |
| 投資に係る未実現損失の変動 | | (13,637) | (1,436) |
| | | 11,212 | 1,181 |
| 営業活動から生じた純資産の正味増加 | | 4,953 | 522 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド SPC - スーパーファンド分別ポートフォリオ AA

純資産変動計算書

2007年12月3日から2007年12月31日の期間

(単位:米ドル)

| | 2007年 | |
|---------------------------|----------------|---------------|
| | 米ドル | 千円 |
| 事業 | | |
| 正味投資損失 | (6,259) | (659) |
| 投資に係る正味実現利益 | 24,849 | 2,617 |
| 投資に係る未実現損失の変動 | (13,637) | (1,436) |
| | <u>4,953</u> | <u>522</u> |
| 資本取引 | | |
| 株式の発行による収入 | 738,916 | 77,808 |
| 株式の買戻しに係る支払 | - | - |
| | <u>738,916</u> | <u>77,808</u> |
| 当期純資産増加額 (期末純資産残高) | <u>743,869</u> | <u>78,329</u> |

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2007年12月31日現在（単位：米ドル）

1. 設立及び主な活動

スーパーファンドSPC（以下、「当社」という。）は、2003年3月24日にケイマン諸島の会社法に基づいて免除適用会社として設立され、2003年4月1日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

当社は分別ポートフォリオ会社として設立され、以下の参加株式の販売を通じて投資家に独立型投資ポートフォリオを提供している。クラスA参加型株式（スーパーファンド分別ポートフォリオAの持分）、クラスB参加型株式（スーパーファンド分別ポートフォリオBの持分）、クラスC参加型株式（スーパーファンド分別ポートフォリオCの持分）、クラスAA参加型株式（スーパーファンド分別ポートフォリオAAの持分）、クラスAAA参加型株式（スーパーファンド分別ポートフォリオAAAの持分）及びクラスC+参加型株式（スーパーファンド分別ポートフォリオC+の持分）（以下、総称して「サブファンド」という。）。2007年12月31日現在、クラスAAA及びクラスC+の参加型株式は発行されていない。

当社は、「マスター・フィーダー」ファンド構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除有限会社であるスーパーファンド・ケイマン・マスター・クラスBマスター株式（以下、「マスターファンド」という。）に投資している。マスターファンドの財務諸表（要約投資有価証券明細表を含む）は、当該報告書に含まれており、当社の財務諸表と共に読まれるべきである。2007年12月31日現在、当社はマスターファンドの95.32%を保有している。

2007年12月31日に終了した年度中、当社は、サブファンドが保有している投資を非関連当事者に売却した。これらの取引の収入は、マスターファンドへの各サブファンドの投資の購入に使用された。

当社の資産は一般的な会社資産と分別ポートフォリオ資産に分けることができる。分別ポートフォリオに帰属する資産の内訳は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本及び剰余金と分別ポートフォリオに帰属する又は保有されるその他の資産である。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではない当社の資産である。特定の分別ポートフォリオに関する取引において負債が生じ、当該分別ポートフォリオの資産が不十分な場合は一般資産が遡求の対象となるが、その他の分別ポートフォリオの資産が遡求対象となることはない。2007年及び2006年12月31日現在の一般資産残高は、発起人株式（注記4を参照）の発行時に受領した現金1米ドルだけであり、今日までに一般資産に帰属する収益又は費用が発生していないため、貸借対照表、損益計算書及び純資産変動計算書において個別に表示されていない。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。当社が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) マスターファンドへの投資の評価

マスターファンドへの投資は、取引日基準で会計処理されている。投資は当初は原価で測定

される。当初認識後は、投資は公正価値で測定される。公正価値は、当社に帰属する純資産（マスターファンドの事務管理会社により報告される）に基づき決定される。投資に係る実現及び未実現利益及び損失は、損益計算書に計上される。マスターファンドの投資の評価は、当報告書に含まれるマスターファンドの財務諸表の注記に記載されている。

(b) 収益及び費用の配分

当社はマスターファンドの収益、費用並びに実現及び未実現利益及び損失の持分相当額を月次で計上している。また、当社で発生する費用について未払計上している。

特定の分別ポートフォリオに特定される収益及び費用は、純資産価額の算定において、該当する分別ポートフォリオに対して配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役会の判断により配分される。

(c) 見積りの使用

米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額及び偶発資産及び負債の開示、並びに当期中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(d) 有価証券への投資

負債証券は公正価値で計上される。当社は取引日基準で投資を計上している。購入した有価証券に関するディスカウント及びプレミアムは各有価証券の期間にわたり償却される。

(e) 先物及びスワップ契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現及び未実現利益及び損失は、損益計算書に計上される。

(f) 先渡契約

先渡契約は、契約価格と、公表された該当するフォワード・レートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現及び未実現利益及び損失は、損益計算書に計上される。

(g) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は発生主義で計上される。

(h) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現及び未実現利益及び損失は、損益計算書に計上される。

当社は投資に係る為替レートの変動により生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は投資に係る正味実現損益及び投資に係る未実現損益の変動に含まれる。

(i) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置の規定に従って、2023年4月1日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての地方税を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人所得税に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

3. 現金及び外貨建て現金

現金は未決済先物契約に関してブローカーに担保として提供された証拠金を含む。当該担保提供額は以下のとおりである。

| | 2007年 米ドル | 2006年 米ドル |
|---------------------|--------------|--------------|
| スーパーファンド分別ポートフォリオA | 0 | 1,447,272 |
| スーパーファンド分別ポートフォリオB | 0 | 4,417,440 |
| スーパーファンド分別ポートフォリオC | 0 | 14,369,470 |
| スーパーファンド分別ポートフォリオAA | 0 | 0 |

4. 払込資本

| | 2007年 米ドル | 2006年 米ドル |
|--|--------------|--------------|
| 授権株式： | | |
| 1株当たり額面0.01米ドルの発起人株式100株 | 1 | 1 |
| 1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式99,999,900株(2006年：99,999,900株) | 999,999 | 999,999 |
| | 1,000,000 | 1,000,000 |

| | 2007年 | | 2006年 | |
|---------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 株式数 | 米ドル | 株式数 | 米ドル |
| 発行済み及び全額払込済み： | | | | |
| 当社一般資産 | | | | |
| 発起人株式 | 100 | 1 | 100 | 1 |
| スーパーファンド分別ポートフォリオA | | | | |
| クラスA参加型株式： | | | | |
| 期首残高 | 605,414 | 5,955,882 | 401,842 | 4,016,230 |
| 期中の発行 | 83,492 | 786,589 | 204,283 | 1,945,817 |
| 期中の買戻し | (11,492) | (113,737) | (711) | (6,165) |
| | 677,414 | 6,628,734 | 605,414 | 5,955,882 |
| スーパーファンド分別ポートフォリオB | | | | |
| クラスB参加型株式： | | | | |
| 期首残高 | 2,303,398 | 21,707,757 | 394,564 | 3,772,870 |
| 期中の発行 | 762,253 | 6,953,076 | 1,961,910 | 18,412,362 |
| 期中の買戻し | (236,253) | (2,377,694) | (53,076) | (477,475) |
| | 2,829,398 | 26,283,139 | 2,303,398 | 21,707,757 |
| スーパーファンド分別ポートフォリオC | | | | |
| クラスC参加型株式： | | | | |
| 期首残高 | 7,690,541 | 55,722,825 | 5,833,525 | 41,684,159 |
| 期中の発行 | 1,192,992 | 8,655,995 | 3,088,459 | 23,707,650 |
| 期中の買戻し | (1,867,471) | (15,644,291) | (1,231,443) | (9,668,984) |
| | 7,016,062 | 48,734,529 | 7,690,541 | 55,722,825 |
| スーパーファンド分別ポートフォリオAA | | | | |
| クラスAA参加型株式： | | | | |
| 期中の発行 | 73,892 | 738,916 | - | - |
| 期中の買戻し | - | - | - | - |
| | 73,892 | 738,916 | - | - |

2006年5月4日、発起人株式の株主は、当社の授権株式資本を、1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式75,000,000株により増加することを決議した。

2007年12月31日現在、共通支配下に置かれている関連当事者であるスーパーファンド・ファンド・マネジメント・インク（旧クアドリガ・ファンド・マネジメント・インク）は、クラスA参加型株式を400,000株（2006年：400,000株）、クラスB参加型株式を300,000株（2006年：300,000株）、クラスC参加型株式を41,370株（2006年：41,370株）保有している。

当該株式に付随する権利は以下のとおりである。

発起人株式

発起人株式は、額面価格でのみ発行することが可能で、株主の選択により買戻すことはできない。発起人株式は、1株当たり1票の議決権を有し、当社の解散時には以下に記載されている権利が与えられるが、当社の利益又は資産に関するその他の権利は与えられていない。

参加型株式

参加型株式は、毎月第1営業日又はそれ以外の場合は取締役の判断により、各分別ポートフォリオの1株当たり純資産価額で買戻すことができるが、定款で認められている事項に関する場合を除き議決権は与えられていない。参加型株式の株主は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、宣言され支払われた配当を受け取る権利が与えられる。

株式に付随する権利は、分別ポートフォリオの発行済み株式のすべての株主による書面での同意をもって、あるいは該当する分別ポートフォリオの株主総会において4分の3以上の同意により可決した特別決議の承認をもって変更される可能性がある。

当社が解散する際に、分別ポートフォリオ及び一般資産はまず、それぞれ分別ポートフォリオの債権者及び一般債権者の債権の弁済に充当される。一般資産の残高がある場合は、発起人株式の払込済みの額面金額返済に使用され、残りは各分別ポートフォリオの純資産価額に基づき、分別ポートフォリオに割り当てられる。各分別ポートフォリオの資産は、保有株式数に応じて各分別ポートフォリオの株主に支払われる。分別ポートフォリオに複数クラスの参加型株式が存在する場合、分別ポートフォリオの資産は、関連する純資産価額に基づき各クラスに比例配分され、保有しているクラスの参加型株式数に応じて株主に支払われる。

5. 管理報酬

当社の投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者であるスーパーファンド・トレーディング・マネジメント・インク（旧クアドリガ・トレーディング・マネジメント・インク）（以下、「投資管理会社」という。）により管理されている。投資顧問契約の条件に基づいて、投資管理会社は、クラスA、B及びCの参加型株式の純資産価額の4.2%（年率）相当並びにクラスAA参加型株式の純資産価額の1.75%（年率）の月次管理報酬を後払いで受領している。

2007年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、スーパーファンド分別ポートフォリオAに関しては23,851米ドル（2006年：41,134米ドル）、スーパーファンド分別ポートフォリオBに関しては99,577米ドル（2006年：157,066米ドル）、スーパーファンド分別ポートフォリオCに関しては207,269米ドル（2006年：452,377米ドル）及びスーパーファンド分別ポートフォリオAAに関しては1,105米ドルである。

6. 成功報酬

また、投資管理会社は、投資顧問契約で定義されているとおり、各株式クラスの1株当たり純資産価額の増加分に対して、スーパーファンド分別ポートフォリオAは25%、スーパーファンド分別ポートフォリオBは30%、スーパーファンド分別ポートフォリオCは35%、スーパーファンド分別ポートフォリオAAは20%を成功報酬として受け取る権利が与えられている。成功報酬は、分別ポートフォリオに関するその他のすべての報酬及び費用を控除後の純資産価額に基づいて計算され、毎月支払われる。

2007年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払成功報酬は、スーパーファンド分別ポートフォリオAAに関しては1,402米ドルである。

7. 販売手数料

共通支配下に置かれている関連当事者であるスーパーファンド・ディストリビューション・アンド・インベストメント・インク（旧クアドリガ・インベスト・インク）（以下、「販売会社」という。）は、当社の株式の販売会社として業務を行っており、各分別ポートフォリオの参加型株式の純資産価額の1.8%（年率）相当の販売手数料を月次で後払いで受け取る権利が与えられている。

スーパーファンド分別ポートフォリオAAの販売手数料は、分別ポートフォリオの参加型株式の純資産価額の0.75%（年率）相当である。

2007年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払販売手数料は、スーパーファンド分別ポートフォリオAに関しては19,971米ドル（2006年：25,335米ドル）、スーパーファンド分別ポートフォリオBに関しては83,934米ドル（2006年：67,413米ドル）、スーパーファンド分別ポートフォリオCに関しては174,658米ドル（2006年：193,876米ドル）及びスーパーファンド分別ポートフォリオAAに関しては473米ドルである。

販売会社は、取締役の判断により、各引受に関して、7%を上限として引受手数料を受け取る権利が与えられる。

2007年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払引受報酬は、スーパーファンド分別ポートフォリオAに関しては41米ドル（2006年：234米ドル）、スーパーファンド分別ポートフォリオBに関しては1,159米ドル（2006年：17,894米ドル）、スーパーファンド分別ポートフォリオCに関しては4,000米ドル（2006年：16,616米ドル）及びスーパーファンド分別ポートフォリオAAに関しては11,084米ドルである。

8. 株式買戻手数料

当初引受から12ヶ月以内に買戻しが行われるか、あるいは取締役による強制的な買戻しが行われる場合、取締役の判断により、買戻価格の2%の買戻手数料が計上され、投資管理会社に支払われる可能性がある。

2007年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている買戻手数料は、スーパーファンド分別ポートフォリオBに関しては0米ドル（2006年：7,956米ドル）及びスーパーファンド分別ポートフォリオCに関しては0米ドル（2006年：52,444米ドル）である。

9. 関連当事者取引

2007年12月31日に終了した年度において、共に共通支配下に置かれている関連当事者であるクアドリガ・アセット・マネジメント・インク及びウィザーズ・アセット・マネジメント・インクは、仲介手数料として総額で、スーパーファンド分別ポートフォリオAに関しては0米ドル（2006年：10,666米ドル）、スーパーファンド分別ポートフォリオBに関しては0米ドル（2006年：53,133米ドル）及びスーパーファンド分別ポートフォリオCに関しては0米ドル（2006年：217,239米ドル）を受け取った。

10. スーパーファンド・ケイマン・マスターへの投資

当社のスーパーファンド・ケイマン・マスター（以下、「マスター」という。）への投資は間接的に、マスターの投資対象である金融商品および市場に関連する多様なリスクにさらされている。

当社がさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。当社がさらされている金融リスクに関しては、スーパーファンド・ケイマン・マスターの財務諸表の注記4を参照のこと。

マスターは、投資管理戦略に基づき、様々なデリバティブおよび非デリバティブ金融商品におけるポジションを維持している。2007年12月31日現在、マスターの投資ポートフォリオは先物、先渡および短期債券投資から構成されている。

11. 財務情報

| スーパーファンド分別ポートフォリオ A | 2007 年 米ドル | 2006 年 米ドル |
|---|---------------|---------------|
| 1 株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）¹ | | |
| 期首 1 株当たり純資産価額 | 10.02 | 9.02 |
| 投資事業による収益： | | |
| 成功報酬控除前純投資損失 | (0.46) | (0.35) |
| 成功報酬 | - | - |
| 投資取引に係る正味実現及び未実現利益/（損失） | 0.44 | 1.35 |
| 投資事業による収益合計 | (0.02) | 1.00 |
| 期末 1 株当たり純資産価額 | 10.00 | 10.02 |
| 成功報酬控除前総利回り | (0.20%) | 11.09% |
| 成功報酬 | - | - |
| 成功報酬控除後総利回り² | (0.20%) | (11.09%) |
| 補足情報： | | |
| 平均純資産比率 | | |
| 成功報酬控除前営業費用及びその他の費用 | (9.09%) | (7.34%) |
| 成功報酬 | - | - |
| 成功報酬控除後費用合計 | (9.09%) | (7.34%) |
| 純投資損失 | (4.80%) | (3.71%) |

| スーパーファンド分別ポートフォリオ B | 2007 年 米ドル | 2006 年 米ドル |
|---|---------------|---------------|
| 1 株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）¹ | 10.26 | 8.78 |
| 期首 1 株当たり純資産価額 | | |
| 投資事業による収益： | | |
| 成功報酬控除前純投資損失 | (0.57) | (0.24) |
| 成功報酬 | - | - |
| 投資取引に係る正味実現及び未実現利益/（損失） | 0.32 | 1.72 |
| 投資事業による収益合計 | (0.25) | 1.48 |
| 期末 1 株当たり純資産価額 | 10.01 | 10.26 |
| 成功報酬控除前総利回り | (2.44%) | 16.86% |
| 成功報酬 | - | - |
| 成功報酬控除後総利回り² | (2.44%) | (16.86%) |
| 補足情報： | | |
| 平均純資産比率 | | |
| 成功報酬控除前営業費用及びその他の費用 | (10.10%) | (6.48%) |
| 成功報酬 | - | - |
| 成功報酬控除後費用合計 | (10.10%) | (6.48%) |
| 純投資損失 | (6.00%) | (2.65%) |

| スーパーファンド分別ポートフォリオC | 2007年 米ドル | 2006年 米ドル |
|--|--------------|--------------|
| 1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）¹ | | |
| 期首1株当たり純資産価額 | 8.98 | 7.47 |
| 投資事業による収益： | | |
| 成功報酬控除前純投資損失 | (0.58) | (0.20) |
| 成功報酬 | - | - |
| 投資取引に係る正味実現及び未実現利益/（損失） | - | 1.71 |
| 投資事業による収益合計 | (0.58) | 1.51 |
| 期末1株当たり純資産価額 | 8.40 | 8.98 |
| | | |
| 成功報酬控除前総利回り | (6.46%) | 20.21% |
| 成功報酬 | - | - |
| 成功報酬後総利回り² | (6.46%) | 20.21% |
| | | |
| 補足情報： | | |
| | | |
| 平均純資産比率 | | |
| 成功報酬控除前営業費用及びその他の費用 | (11.36%) | (6.24%) |
| 成功報酬 | - | - |
| 成功報酬控除後費用合計 | (11.36%) | (6.24%) |
| | | |
| 純投資損失 | (7.25%) | (2.63%) |

2007年

米ドル

スーパーファンド分別ポートフォリオ AA

1 株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）¹

| | |
|-------------------------|---------|
| 発行日現在の1株当たり純資産価額 | 10.00 |
| 投資事業による収益： | |
| 成功報酬控除前純投資損失 | (0.07) |
| 成功報酬 | (0.02) |
| 投資取引に係る正味実現及び未実現利益/（損失） | 0.16 |
| 投資事業による収益合計 | 0.07 |
| 期末1株当たり純資産価額 | 10.07 |
| 成功報酬控除前総利回り | 0.90% |
| 成功報酬 | (0.20%) |
| 成功報酬後総利回り ² | 0.70% |

補足情報：

平均純資産比率

| | |
|--------------------------|----------|
| 成功報酬控除前営業費用及びその他の費用（年換算） | (8.65%) |
| 成功報酬（年換算） | (2.26%) |
| 成功報酬控除後費用合計（年換算） | (10.91%) |

純投資損失（年換算）

(10.10%)

1. 期中加重平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の引受及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

12. 比較数値

過年度の金額の一部は、当期の表示と一致するよう組み替えられている。

スーパーファンド・ケイマン・マスター

貸借対照表

2007年12月31日現在

(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|-------------------------------|-----|--------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| 投資有価証券 | 4 | 85,043,040 | 8,955,032 | 19,905,877 | 2,096,089 |
| 現金 | 3 | 15,014,060 | 1,580,981 | 4,552,072 | 479,333 |
| 外貨建て現金 | 3 | 6,746 | 710 | 377,953 | 39,798 |
| 未決済先物契約に係る未実現利益 | 4 | 3,278,472 | 345,223 | 3,935,111 | 414,367 |
| 未決済先渡契約に係る未実現利益 | 4 | 0 | 0 | 352,768 | 37,146 |
| 未収利息 | | 573,954 | 60,437 | 109,879 | 11,570 |
| | | <u>103,916,272</u> | <u>10,942,383</u> | <u>29,233,660</u> | <u>3,078,304</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 7,8 | 82,221 | 8,658 | 102,877 | 10,833 |
| 未決済先渡契約に係る未実現損失 | 4 | 52,797 | 5,560 | 0 | 0 |
| 未払株式買戻金 | | 0 | 0 | 200,000 | 21,060 |
| | | <u>135,018</u> | <u>14,217</u> | <u>302,877</u> | <u>31,893</u> |
| 純資産 | | <u>103,781,254</u> | <u>10,928,166</u> | <u>28,930,783</u> | <u>3,046,411</u> |
| 純資産の内訳 | | | | | |
| 正味払込資本 | 6 | 74,115,633 | 7,804,376 | 16,180,453 | 1,703,802 |
| 利益剰余金 | | 29,665,621 | 3,123,790 | 12,750,330 | 1,342,610 |
| | | <u>103,781,254</u> | <u>10,928,166</u> | <u>28,930,783</u> | <u>3,046,411</u> |
| クラス A 株式 1 株当たり純資産 | | | | | |
| : 発行済 126,442.16 株に基づく | | | | | |
| (2006年: 191,439.75 株) | | | | | |
| | | 47.81 | 5,034 | 49.85 | 5,249 |
| クラス B マスター株式 1 株当たり純資産 | | | | | |
| : 発行済 706,692.41 株に基づく | | | | | |
| (2006年: 50,190.00 株) | | | | | |
| | | 125.12 | 13,175 | 118.08 | 12,434 |
| | | <u>ユーロ</u> | <u>千円</u> | <u>ユーロ</u> | <u>千円</u> |
| クラス C マスター株式 1 株当たり純資産 | | | | | |
| : 発行済 53,526.52 株に基づく | | | | | |
| (2006年: 87,492.36 株) | | | | | |
| | | 119.27 | 19,533 | 116.56 | 19,089 |

添付の財務諸表注記参照。

2008年5月28日に取締役会を代理して、承認された。

ソフィー・レヴェン (取締役)

ウィリアム・ウォルムスリー (取締役)

スーパーファンド・ケイマン・マスター

要約投資明細書

2007年12月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄 (純資産における%)

| | | 元本 | 公正価値 |
|---|---------|-------------------|-------------------|
| 負債証券 (81.94%) | | | |
| 米 ^国 (46.70%) | | | |
| 国債 (46.70%) | | | |
| 米国財務省短期証券、2008年2月28日 | 米ドル | 48,700,000 | 48,469,832 |
| 米国合計 (原価: 48,456,128米ドル) | | <u>48,700,000</u> | <u>48,469,832</u> |
| スイス (12.25%) | | | |
| 国債 (12.25%) | | | |
| スイス短期国債、2008年1月10日 | スイス・フラン | 6,700,000 | 5,908,862 |
| スイス短期国債、2008年3月20日 | スイス・フラン | 7,750,000 | 6,805,168 |
| スイス合計 (原価: 12,322,123米ドル) | | <u>14,450,000</u> | <u>12,714,030</u> |
| ドイツ (22.99%) | | | |
| 国債 (22.99%) | | | |
| Bundesschatzanweisungen(ドイツ短期国債)、3.00%、2008年3月14日 | ユーロ | 16,380,000 | 23,859,178 |
| ドイツ合計 (原価: 23,638,484米ドル) | | <u>16,380,000</u> | <u>23,859,178</u> |
| 投資合計 (81.94%) | | | |
| (原価: 84,416,735米ドル) | 米ドル | | <u>85,043,040</u> |

上記の有価証券は、未決済先物及び未決済先渡契約に対する担保として差し入れられている。

添付の財務諸表注記参照。

2007年12月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄(純資産における%)

公正価値

先物契約(3.16%)

金属(2.43%)

2,518,899

インデックス(0.76%)

791,066

食品/繊維/木材/ゴム(0.19%)

201,405

畜類(0.32%)

330,540

穀物(-0.27%)

(283,410)

エネルギー(1.20%)

1,246,034

通貨(-1.47%)

(1,526,062)

先物契約合計

米ドル

3,278,472

先渡契約(-0.05%)

多様な通貨(-0.05%)

(52,797)

先渡契約合計

米ドル

(52,797)

添付の財務諸表注記参照。

2006年12月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄 (純資産における%)

| | | 元本 | 公正価値 |
|---|---------|------------|------------|
| 負債証券 (68.8%) | | | |
| <i>米国 (39.5%)</i> | | | |
| 国債 (39.5%) | | | |
| 米国財務省短期証券、2007年3月1日 | 米ドル | 11,500,000 | 11,411,795 |
| 米国合計 (原価: 11,404,468米ドル) | | | 11,411,795 |
| <i>スイス (9.7%)</i> | | | |
| 国債 (9.7%) | | | |
| スイス短期国債、2007年3月29日 | スイス・フラン | 2,100,000 | 1,715,818 |
| スイス短期国債、2007年3月22日 | スイス・フラン | 1,350,000 | 1,102,920 |
| スイス合計 (原価: 2,818,954米ドル) | | | 2,818,738 |
| <i>ドイツ (19.6%)</i> | | | |
| 国債 (19.6%) | | | |
| Bundesschatzanweisungen(ドイツ短期国債)、2.50%、2007年3月23日 | ユーロ | 4,310,000 | 5,675,344 |
| ドイツ合計 (原価: 5,636,856米ドル) | | | 5,675,344 |
| 投資合計 (68.8%) | | | |
| (原価: 19,860,278米ドル) | | 米ドル | 19,905,877 |

上記の有価証券は、未決済先物及び未決済先渡契約に対する担保として差し入れられている。

添付の財務諸表注記参照。

2006年12月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄 (純資産における%)

| | | <u>公正価値</u> |
|---------------------|-----|------------------|
| 先物契約 (13.6%) | | |
| 金属 (-1.3%) | | (368,029) |
| インデックス (4.0%) | | 1,143,639 |
| 食品/繊維/木材/ゴム (-0.1%) | | (41,315) |
| 金融 (4.7%) | | 1,366,513 |
| 畜類 (0.1%) | | 37,370 |
| 穀物 (-0.0%) | | (8,888) |
| エネルギー (5.5%) | | 1,601,230 |
| 通貨 (0.7%) | | 204,591 |
| 先物契約合計 | 米ドル | <u>3,935,111</u> |
| 先渡契約 (1.2%) | | |
| 多様な通貨 (1.2%) | | 352,768 |
| 先渡契約合計 | 米ドル | <u>352,768</u> |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ケイマン・マスター

損益計算書

2007年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2007年 | | 2006年 | |
|--------------------------------|----|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 3,527,290 | 371,424 | 1,141,834 | 120,235 |
| その他の収益 | 11 | 0 | 0 | 890,650 | 93,785 |
| | | <u>3,527,290</u> | <u>371,424</u> | <u>2,032,484</u> | <u>214,021</u> |
| 費用 | | | | | |
| 成功報酬ークラス A | 8 | 978,782 | 103,066 | 475,363 | 50,056 |
| 事務手数料 | | 152,867 | 16,097 | 45,983 | 4,842 |
| 管理報酬ークラス A | 7 | 84,195 | 8,866 | 279,683 | 29,451 |
| 専門家報酬 | | 69,316 | 7,299 | 34,251 | 3,607 |
| 取締役報酬 | | 15,937 | 1,678 | 8,245 | 868 |
| 政府手数料 | | 4,012 | 422 | 4,787 | 504 |
| | | <u>1,305,109</u> | <u>137,428</u> | <u>848,312</u> | <u>89,327</u> |
| 正味投資収益 | | <u>2,222,181</u> | <u>233,996</u> | <u>1,184,172</u> | <u>124,693</u> |
| 投資及び外貨に係る実現及び未実現利益／(損失) | | | | | |
| 投資及び外貨に係る正味実現利益 | | 15,186,601 | 1,599,149 | 10,909,390 | 1,148,759 |
| 投資及び外貨に係る未実現損失の変動 | | (493,491) | (51,965) | (1,879,996) | (197,964) |
| | | <u>14,693,110</u> | <u>1,547,184</u> | <u>9,029,394</u> | <u>950,795</u> |
| 営業活動から生じた純資産の正味増加 | | <u>16,915,291</u> | <u>1,781,180</u> | <u>10,213,566</u> | <u>1,075,488</u> |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ケイマン・マスター

純資産変動計算書

2007年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

| | 2007年 | | 2006年 | |
|----------------------|--------------------|-------------------|---------------------|--------------------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 事業 | | | | |
| 正味投資収益 | 2,222,181 | 233,996 | 1,184,172 | 124,693 |
| 投資に係る正味実現利益 | 15,186,601 | 1,599,149 | 10,909,390 | 1,148,759 |
| 投資に係る未実現損失の変動 | (493,491) | (51,965) | (1,879,996) | (197,964) |
| | <u>16,915,291</u> | <u>1,781,180</u> | <u>10,213,566</u> | <u>1,075,488</u> |
| 資本取引 | | | | |
| 株式の発行による収入 | 84,137,874 | 8,859,718 | 16,277,509 | 1,714,022 |
| 株式の買戻しに係る支払 | (26,202,694) | (2,759,144) | (60,918,397) | (6,414,707) |
| | <u>57,935,180</u> | <u>6,100,574</u> | <u>(44,640,858)</u> | <u>(4,700,682)</u> |
| 当期純資産増加／(減少)額 | <u>74,850,471</u> | <u>7,881,755</u> | <u>(34,427,292)</u> | <u>(3,625,194)</u> |
| 期首純資産残高 | 28,930,783 | 3,046,411 | 63,358,075 | 6,671,605 |
| 期末純資産残高 | <u>103,781,254</u> | <u>10,928,166</u> | <u>28,930,783</u> | <u>3,046,411</u> |
| 期末純資産残高の内訳 | | | | |
| クラス A 株式 | 6,044,901 | 636,528 | 9,543,729 | 1,004,955 |
| クラス B マスター株式 | 88,422,150 | 9,310,852 | 5,926,235 | 624,033 |
| クラス C マスター株式 | 9,314,203 | 980,786 | 13,460,819 | 1,417,424 |
| | <u>103,781,254</u> | <u>10,928,166</u> | <u>28,930,783</u> | <u>3,046,411</u> |

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2007年12月31日現在（単位：米ドル）

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・ケイマン・マスター（以下、「当社」という。）は、2001年3月22日にケイマン諸島の会社法に基づいて免除適用会社として設立され、2001年4月2日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

2006年8月29日、当社はスーパーファンド・ケイマンからスーパーファンド・ケイマン・マスターへと名称変更を行い、すべての発行済株式をクラスA株式として組み替えた。さらに、当社は授權株式資本を変更し、新たに2つの株式クラス（クラスB及びクラスC）を設定し、それぞれクラスBマスター株式及びクラスCマスター株式（以下、総称して「マスター株式」という。）を販売する。マスター株式は、「マスター・フィーダー」ファンド構造の一部として販売され、クラスB及びクラスCは、スーパーファンド・グループの他のファンドのマスターファンドとしての役割を担う。クラスA株式については、今後も追加販売は行わない予定である。

当社の目的は、専門知識を有する投資家に対して、資本・有価証券市場の発展とは関係なく、平均以上の長期的キャピタル・ゲインを達成するための一種の投資を提供することである。当社は投資の機会及び最新の取引戦略を有効に利用する予定であるため、将来の投資の性質に関してあらかじめ見通しを立てておらず、制限条項もない。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。当社が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額及び偶発資産及び負債の開示、並びに当期中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) 有価証券への投資

負債証券は公正価値で計上される。当社は取引日基準で投資を計上する。購入した有価証券に関するディスカウント及びプレミアムは各有価証券の期間にわたり償却される。

(c) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現及び未実現利益及び損失は、損益計算書に計上される。

(d) 先渡契約

先渡契約は、契約価格と、公表された該当するフォワード・レートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現及び未実現利益及び損失は、損益計算書に計上される。

(e) 受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

(f) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現及び未実現利益及び損失は、損益計算書に計上される。

当社は投資及び現金に係る為替レートの変動により生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は投資及び外貨に係る正味実現及び未実現損益に含まれる。

(g) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置第6条の規定に従って、2021年4月17日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての地方税を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人所得税に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

(h) 収益及び費用の配分

異なるクラス間の利益、損失、収益及び費用（特定の株式クラスに帰属する費用以外）の配分は、純資産価額の相対的な割合に基づいて行われている。

3. 現金及び外貨建て現金

2007年12月31日現在、現金及び外貨建て現金は、未決済先物及び先渡契約に関してブローカーに担保として提供された証拠金12,502,643米ドル（2006年：3,453,000米ドル）を含む。

4. 金融商品及び関連するリスク

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、当社は、市場リスク及び信用リスクを招く可能性のある様々な金融商品を購入及び販売しており、その金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及び商品価格の変動が、当社の保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。当社は、市場価格で評価されている金融商品に関する市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、当社は先物及び先渡契約を締結している。先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は有価証券による証拠金（担保）が要求される。証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。先物契約保有者にとって契約

内容の履行に関する相手先は相殺ポジションを保有する事業体ではなく取引所であるため、先物契約に関する契約相手先による債務不履行リスクは極めて小さい。為替先渡契約は、取引所外での取引であり、当社は合意した将来の特定日に合意した価格で定量の外貨を受け取る又は引き渡すことに同意するものである。リスクは、契約相手が契約条件を履行できない可能性並びに通貨及び有価証券の価値並びに金利の変動により生じる。

市場リスクは、商品の基礎となる為替レート、指標、商品及び有価証券の価値の潜在的変動により生じる。その他の市場リスクは、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、商品又は株式指標の価値の変動と直接関連していない可能性を含む。先物契約取引時に、当社の投資収益率は上がるものの、通常の投資リスクを上回るリスクを伴うため、特定のリスクが存在する。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所で取引されていない金融商品が含まれる場合に高くなる。これは、取引所で取引されていない金融商品の契約相手が、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。当社は信用リスクの影響を最小限に抑えるために多数のブローカーを利用している。当社の投資の35.75%（2006年：45%）超を単独で保有するブローカーはいない。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。その結果、先物契約における比較的少額の価格変動がトレーダーに多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性は低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、当社は不利なポジションを即時に処分することを禁じられ、相当な損失を被る可能性がある。

投資戦略の一環として、マスターファンドは、レバレッジを利用している。レバレッジの概念は、マスターファンドの借入費用は、通常、保有する投資の収益率よりも低くなるという前提に基づいている。レバレッジの利用により、マスターファンドに投資した株主資本収益率が上がる可能性があるものの、当該資本の損失リスクも増える。

投資管理会社は、適度なレバレッジ水準を維持するよう内部指針及び制限値を設定している。

5. 株式資本

| | 2007 年 | 2006 年 |
|--------------------------------------|-------------|-------------|
| 授権株式： | | |
| 1 株当たり額面 0.01 米ドルの発起人株式 100 株 | 1 米ドル | 1 米ドル |
| 1 株当たり額面 0.01 米ドルの参加型株式 64,999,900 株 | 649,999 米ドル | 649,999 米ドル |
| | 650,000 米ドル | 650,000 米ドル |
| 1 株当たり額面 0.01 ユーロの参加型株式 25,000,000 株 | 250,000 ユーロ | 250,000 ユーロ |

6. 正味払込資本

| | 2007 年 | | 2006 年 | |
|---------------|-----------|--------------|-------------|--------------|
| | 額面 | 米ドル | 額面 | 米ドル |
| 発行済み及び全額払込済み： | | | | |
| 発起人株式 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 参加型株式： | | | | |
| クラス A 株式： | | | | |
| 期首残高 | 191,440 | 1,914 | 1,544,141 | 34,661,381 |
| 期中の発行 | - | - | - | - |
| 期中の買戻し | (64,998) | (650) | (1,352,701) | (34,659,467) |
| | 126,442 | 1,264 | 191,440 | 1,914 |
| クラス B マスター株式： | | | | |
| 期首残高 | 50,190 | 5,019,000 | - | - |
| 期中の発行 | 796,918 | 83,912,981 | 50,190 | 5,019,000 |
| 期中の買戻し | (140,416) | (17,416,583) | - | - |
| | 706,692 | 71,515,398 | 50,190 | 5,019,000 |
| クラス C マスター株式： | | | | |
| 期首残高 | 87,492 | 11,159,539 | 88,219 | 1,126 |
| 期中の発行 | 1,620 | 224,893 | - | 11,257,383 |
| 期中の買戻し | (35,586) | (8,785,461) | (727) | (98,970) |
| | 53,526 | 2,598,971 | 87,492 | 11,159,539 |
| | | 74,115,633 | | 16,180,453 |

2007年及び2006年12月31日現在、当社の発起人株式は、当社の投資管理会社の株主（当社の元取締役）によって保有されている。

当該株式に付随する権利は以下のとおりである。

発起人株式

発起人株式は、額面価格でのみ発行することが可能で、株主の選択により買戻すことはできない。発起人株式は、1株当たり1票の議決権を有し、当社の解散時には以下に記載されている権利が与えられるが、当社の利益又は資産に関するその他の権利は与えられていない。

参加型株式

参加型株式は、関連する取引日に各株式クラスの1株当たり純資産価額で買戻すことができるが、定款で認められている事項に関する場合を除き議決権は与えられていない。参加型株式の株主は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、宣言され支払われた配当を受け取る権利が与えられる。

株式に付随する権利は、クラスの発行済み株式のすべての株主による書面での同意をもって、あるいは該当するクラスの株主総会において4分の3以上の同意により可決した決議の承認をもって変更される可能性がある。

当社が解散する際に、株主に分配可能な資産は、債権者並びに投資管理会社、事務管理会社、又はその他の専門的アドバイザーに対する未払金の支払いに充当された後、以下の優先順位で支払われる。

- 第一に、参加型株式の保有者に対して、払込済の額面金額相当額が支払われる。
- 第二に、発起人株式の保有者に対して、払込済の額面金額相当額が支払われる。
- 第三に、参加型株式の保有者に対して、各保有者の保有株式数に応じて残高が支払われる。

7. 管理報酬

当社の投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者であるスーパーファンド・トレーディング・マネジメント・インク（以下、「投資管理会社」という。）により管理されている。投資顧問契約の条件に基づいて、投資管理会社は、クラスA株式の純資産価額の1%（年率）相当の月次管理報酬を後払いで受領している。

2007年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、5,719米ドル（2006年：12,882米ドル）である。

8. 成功報酬

また、投資管理会社は、投資顧問契約で定義されているとおり、クラスA株式の純資産価額が過去の高水準を上回った部分について、増加分の35%を成功報酬として受け取る権利が与えられている。成功報酬は月次で計算され、後払いされる。

2007年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払成功報酬は、0米ドル（2006年：55,808米ドル）である。

9. 関連当事者取引

2007年12月31日に終了した年度において、共に共通支配下に置かれている関連当事者であるスーパーファンド・アセット・マネジメント・インク及びウィザーズ・アセット・マネジメント・インクは、仲介手数料として総額で、418,623米ドル（2006年：132,049米ドル）を受け取った。

10. 公正価値

2007年及び2006年12月31日現在、経営陣は、金融商品の各クラスの公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。投資有価証券、現金、未収利息、未払株式買戻金、未払金及び未払

費用を含む当社の一部の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに換金可能又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

先物及び先渡契約の未決済残高は、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づいて、市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。

11. その他の収益

2006年11月1日頃、投資管理会社は、当社の運用資産に関する誤った合計に基づき、ポジション当たりの契約数を計算した。その結果、当社は、過度に積極的な売買を行い、追証のため11月の第一取引日にポジションをクローズし、その後、その誤りを修正するためにポジションを再開することが必要となった。

投資管理会社は、当該誤謬の影響及びその結果生じた当社の損失（追加で発生した取引手数料を含む）を890,650米ドルと算出した。投資管理会社は、当社に対して当該損失を補填し、この金額は損益計算書にその他の収益として表示されている。

12. 新会計基準

2006年9月、財務会計基準審議会（以下、「FASB」という。）は、財務会計基準書第157号「公正価値による測定」（以下、「FAS第157号」という。）を公表した。この基準は財務報告上の公正価値の定義を明確にし、公正価値の測定に関する枠組みを構築し、公正価値による測定の利用に関する追加的な開示を要求している。FAS第157号は2007年11月15日より後に開始する会計年度及び同会計年度の間会計期間について発行される財務諸表より適用される。2007年12月31日現在、当社はFAS第157号の適用による財務諸表上の報告金額への影響はないと考えているが、公正価値の測定に用いられたデータ、及び会計年度の損益計算書上に報告された一部の測定値の影響について追加的な開示が要求される予定である。

13. 財務情報

| 2007 年 | クラス A | クラス B | クラス C |
|-----------------------------------|----------|---------|---------|
| | 米ドル | 米ドル | ユーロ |
| 1 株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して） | | | |
| 1: | | | |
| 期首の参加型株式 1 株当たり純資産価額 | 49.85 | 118.08 | 116.56 |
| 投資事業による収益 | | | |
| 成功報酬控除前純投資収益 | 1.62 | 4.16 | 3.98 |
| 成功報酬 | (5.26) | 0.00 | 0.00 |
| 投資に係る正味実現及び未実現利益 | 1.60 | 2.88 | (1.27) |
| 投資事業による収益合計 | (2.04) | 7.04 | 2.71 |
| 期末の参加型株式 1 株当たり純資産価額 | 47.81 | 125.12 | 119.27 |
| 成功報酬控除前総利回り | 6.46% | 5.96% | 2.32% |
| 成功報酬 | (10.55%) | 0.00% | 0.00% |
| 総利回り² | (4.09%) | 5.96% | 2.32% |
| 補足情報: | | | |
| 平均純資産比率 | | | |
| 営業費用及びその他の費用 | (0.36%) | (0.36%) | (0.36%) |
| 成功報酬 | (11.55%) | 0.00% | 0.00% |
| 費用合計 | (11.91%) | (0.36%) | (0.36%) |
| 純投資収益 | (7.98%) | 3.57% | 3.57% |

1. 期中加重平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の引受及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

| 2006年 | クラス A 米ドル | クラス B ³ 米ドル | クラス C ³ ユーロ |
|-----------------------------------|--------------|---------------------------|---------------------------|
| 1 株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して） | | | |
| 1: | | | |
| 期首／開始時の参加型株式 1 株当たり純資産価額 | 41.03 | 100.00 | 100.00 |
| 投資事業による収益 | | | |
| 成功報酬控除前純投資収益 | 2.13 | 2.29 | 2.28 |
| 成功報酬 | (0.75) | 0.00 | 0.00 |
| 投資に係る正味実現及び未実現利益 | 7.44 | 15.79 | 14.28 |
| 投資事業による収益合計 | 8.82 | 18.08 | 16.56 |
| 期末の参加型株式 1 株当たり純資産価額 | 49.85 | 118.08 | 116.56 |
| 成功報酬控除前総利回り | 23.33% | 18.08% | 16.56% |
| 成功報酬 | (1.83%) | 0.00% | 0.00% |
| 総利回り ² | 21.50% | 18.08% | 16.56% |
| 補足情報: | | | |
| 平均純資産比率 | | | |
| 営業費用及びその他の費用 | (1.31%) | (0.04%) | (0.04%) |
| 成功報酬 | (1.70%) | 0.00% | 0.00% |
| 費用合計 | (3.01%) | (0.04%) | (0.04%) |
| 純投資収益 | 3.10% | 2.26% | 2.26% |

1. 期中加重平均発行済み株式数に基づく。

2. 各投資家の利回りは、株式の引受及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

14. 比較数値

過年度の金額の一部は、当期の表示と一致するよう組み替えられている。

1. 本書記載のスーパーファンド・ジャパン（以下「当ファンド」という。）の2008年6月30日に終了した期間に係る日本文の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第74条第4項ただし書の規定を適用して、米国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された当ファンドの中間財務書類の原文を翻訳したものである。
2. 当ファンドの原文の中間財務書類は、独立監査人の監査を受けていない。
3. 当ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで開示されている。日本円は原文の財務書類には記載されていない。日本文の財務書類には、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2008年9月1日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.64円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド A

貸借対照表(未監査)

2008年及び2007年6月30日現在
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2008年 | | 2007年 | |
|--------------------------------|---------|------------------|----------------|------------------|----------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| スーパーファンドSPC-クラスAへの投資 (公正価値) | | 3,517,649 | 382,157 | 2,651,666 | 288,077 |
| 現金 | | 10,174 | 1,105 | 6,695 | 727 |
| その他の資産 | | 15,184 | 1,650 | 21,265 | 2,310 |
| | | <u>3,543,007</u> | <u>384,912</u> | <u>2,679,626</u> | <u>291,115</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 3, 4, 5 | 41,660 | 4,526 | 79,078 | 8,591 |
| | | <u>41,660</u> | <u>4,526</u> | <u>79,078</u> | <u>8,591</u> |
| 純資産 | | <u>3,501,347</u> | <u>380,386</u> | <u>2,600,548</u> | <u>282,524</u> |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド A

損益計算書(未監査)

2008年1月1日から2008年6月30日(及び2007年1月1日から2007年6月30日)

(単位:米ドル)

| 注記 | 2008年6月30日 に終了した6ヶ月 | | 2007年6月30日 に終了した6ヶ月 | |
|-------------------------------------|------------------------|----------|------------------------|----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益 | | | | |
| 受取利息 | 213 | 23 | 290 | 32 |
| 費用 | | | | |
| 受託会社報酬 | 5 | 17,502 | 1,901 | 17,502 |
| 代行協会員報酬 | 4 | 7,503 | 815 | 5,597 |
| 管理報酬 | 3 | 1,501 | 163 | 1,120 |
| 一般管理費 | | 4,631 | 503 | 13,173 |
| | | 31,137 | 3,383 | 37,392 |
| 純投資費用 | | (30,924) | (3,360) | (37,102) |
| 投資及び外貨に係る実現及び未実現利益／ (損失) | | | | |
| 外貨建て取引に係る正味実現利益／(損失) | | 793 | 86 | (2,844) |
| スーパーファンドSPC-クラスAへの投資に係る正味実現利益 | | 18,285 | 1,986 | 1,081 |
| スーパーファンドSPC-クラスAへの投資に係る未実現利益の変動 | | 712,254 | 77,379 | 108,175 |
| | | 731,332 | 79,452 | 106,412 |
| 営業活動から生じた純資産の正味増加額 | | 700,408 | 76,092 | 69,310 |
| | | | | 7,530 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン－サブファンド A

純資産変動計算書(未監査)

2008年1月1日から2008年6月30日(及び2007年1月1日から2007年6月30日)

(単位:米ドル)

| 事業 | 2008年 | | 2007年 | |
|-----------------|-------------|-----------|-----------|---------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 正味投資費用 | (30,924) | (3,360) | (37,102) | (4,031) |
| 投資に係る純利益 | 731,332 | 79,452 | 106,412 | 11,561 |
| | 700,408 | 76,092 | 69,310 | 7,530 |
| 資本取引 | | | | |
| ユニットの発行による収入 | 3,201,062 | 347,763 | 550,974 | 59,858 |
| ユニットの買戻しに係る支払額 | (3,128,686) | (339,900) | (36,892) | (4,008) |
| | 72,376 | 7,863 | 514,082 | 55,850 |
| 当期純資産増加額 | 772,784 | 83,955 | 583,392 | 63,380 |
| 期首純資産残高 | 2,728,563 | 296,431 | 2,017,156 | 219,144 |
| 期末純資産残高 | 3,501,347 | 380,386 | 2,600,548 | 282,524 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド B

貸借対照表(未監査)

2008年及び2007年6月30日現在
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2008年 | | 2007年 | |
|--------------------------------|---------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| スーパーファンドSPC-クラスBへの投資 (公正価値) | | 33,664,236 | 3,657,283 | 25,370,673 | 2,756,270 |
| 現金 | | 22,626 | 2,458 | 37,882 | 4,116 |
| その他の資産 | | 15,258 | 1,658 | 24,880 | 2,703 |
| | | <u>33,702,120</u> | <u>3,661,398</u> | <u>25,433,435</u> | <u>2,763,088</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 3, 4, 5 | 80,292 | 8,723 | 157,150 | 17,073 |
| | | <u>80,292</u> | <u>8,723</u> | <u>157,150</u> | <u>17,073</u> |
| 純資産 | | | | | |
| | | <u>33,621,828</u> | <u>3,652,675</u> | <u>25,276,285</u> | <u>2,746,016</u> |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド B

損益計算書(未監査)

2008年1月1日から2008年6月30日(及び2007年1月1日から2007年6月30日)

(単位:米ドル)

| 注記 | 2008年6月30日 に終了した6ヶ月 | | 2007年6月30日 に終了した6ヶ月 | |
|-------------------------------------|------------------------|-----------|------------------------|---------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益 | | | | |
| 受取利息 | 2,236 | 243 | 3,653 | 397 |
| 費用 | | | | |
| 受託会社報酬 | 5 17,502 | 1,901 | 17,502 | 1,901 |
| 代行協会員報酬 | 4 69,384 | 7,538 | 52,437 | 5,697 |
| 管理報酬 | 3 13,877 | 1,508 | 10,487 | 1,139 |
| 一般管理費 | 17,637 | 1,916 | 14,223 | 1,545 |
| | 118,400 | 12,863 | 94,649 | 10,283 |
| 純投資費用 | (116,164) | (12,620) | (90,996) | (9,886) |
| 投資及び外貨に係る実現及び未実現利益/ (損失) | | | | |
| 外貨建て取引に係る正味実現(損失) | (3,464) | (376) | (18,690) | (2,030) |
| スーパーファンド SPC-クラス B への投資に係る正味実現利益 | 229,891 | 24,975 | 8,344 | 906 |
| スーパーファンド SPC-クラス B への投資に係る未実現利益の変動 | 9,172,592 | 996,510 | 1,381,671 | 150,105 |
| | 9,399,019 | 1,021,109 | 1,371,325 | 148,981 |
| 営業活動から生じた純資産の正味増加額 | 9,282,855 | 1,008,489 | 1,280,329 | 139,095 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド B

純資産変動計算書(未監査)

2008年1月1日から2008年6月30日(及び2007年1月1日から2007年6月30日)

(単位:米ドル)

| | 2008年 | | 2007年 | |
|-----------------|--------------|-------------|------------|-----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 事業 | | | | |
| 正味投資費用 | (116,164) | (12,620) | (90,996) | (9,886) |
| 投資に係る純利益 | 9,399,019 | 1,021,109 | 1,371,325 | 148,981 |
| | 9,282,855 | 1,008,489 | 1,280,329 | 139,095 |
| 資本取引 | | | | |
| ユニットの発行による収入 | 29,816,723 | 3,239,289 | 4,781,453 | 519,457 |
| ユニットの買戻しに係る支払額 | (29,801,474) | (3,237,632) | (333,871) | (36,272) |
| | 15,249 | 1,657 | 4,447,582 | 483,185 |
| 当期純資産増加額 | 9,298,104 | 1,010,146 | 5,727,911 | 622,280 |
| 期首純資産残高 | 24,323,724 | 2,642,529 | 19,548,374 | 2,123,735 |
| 期末純資産残高 | 33,621,828 | 3,652,675 | 25,276,285 | 2,746,016 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド C

貸借対照表(未監査)

2008年及び2007年6月30日現在
(単位:米ドル)

| | 注記 | 2008年 | | 2007年 | |
|------------------------------------|---------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| スーパーファンド SPC-クラス C への 投資 (公正価値) | | 39,244,307 | 4,263,502 | 28,428,615 | 3,088,485 |
| 現金 | | 9,608 | 1,044 | 107,062 | 11,631 |
| その他の資産 | | 15,116 | 1,642 | 27,276 | 2,963 |
| | | <u>39,269,031</u> | <u>4,266,188</u> | <u>28,562,953</u> | <u>3,103,079</u> |
| 負債 | | | | | |
| 未払金及び未払費用 | 3, 4, 5 | 89,174 | 9,688 | 179,468 | 19,497 |
| | | <u>89,174</u> | <u>9,688</u> | <u>179,468</u> | <u>19,497</u> |
| 純資産 | | | | | |
| | | <u>39,179,857</u> | <u>4,256,500</u> | <u>28,383,485</u> | <u>3,083,582</u> |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド C

損益計算書(未監査)

2008年1月1日から2008年6月30日(及び2007年1月1日から2007年6月30日)

(単位:米ドル)

| 注記 | 2008年6月30日 に終了した6ヶ月 | | 2007年6月30日 に終了した6ヶ月 | |
|-------------------------------------|------------------------|-----------|------------------------|----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益 | | | | |
| 受取利息 | 2,187 | 238 | 7,913 | 860 |
| 費用 | | | | |
| 受託会社報酬 | 5 17,502 | 1,901 | 17,502 | 1,901 |
| 代行協会員報酬 | 4 79,467 | 8,633 | 64,318 | 6,988 |
| 管理報酬 | 3 15,893 | 1,727 | 12,862 | 1,397 |
| 一般管理費 | 19,701 | 2,140 | 14,638 | 1,590 |
| | 132,563 | 14,402 | 109,320 | 11,877 |
| 純投資費用 | (130,376) | (14,164) | (101,407) | (11,017) |
| 投資及び外貨に係る実現及び未実現利益 ／(損失) | | | | |
| 外貨建て取引に係る正味実現利益／(損失) | 21,837 | 2,372 | (15,125) | (1,643) |
| スーパーファンド SPC-クラス C への投資に係る正味実現利益 | 1,037,585 | 112,723 | 429,011 | 46,608 |
| スーパーファンド SPC-クラス C への投資に係る未実現利益の変動 | 13,914,522 | 1,511,674 | 1,426,674 | 154,994 |
| | 14,973,944 | 1,626,769 | 1,840,560 | 199,958 |
| 営業活動から生じた純資産の正味増加額 | 14,843,568 | 1,612,605 | 1,739,153 | 188,942 |

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド C

純資産変動計算書(未監査)

2008年1月1日から2008年6月30日(及び2007年1月1日から2007年6月30日)

(単位:米ドル)

| | 2008年 | | 2007年 | |
|-----------------|--------------|-------------|-------------|-----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 事業 | | | | |
| 正味投資費用 | (130,376) | (14,164) | (101,407) | (11,017) |
| 投資に係る純利益 | 14,973,944 | 1,626,769 | 1,840,560 | 199,958 |
| | 14,843,568 | 1,612,605 | 1,739,153 | 188,942 |
| 資本取引 | | | | |
| ユニットの発行による収入 | 34,826,803 | 3,783,584 | 6,218,381 | 675,565 |
| ユニットの買戻しに係る支払額 | (38,250,014) | (4,155,482) | (5,564,009) | (604,474) |
| | (3,423,211) | (371,898) | 654,372 | 71,091 |
| 当期純資産増加額 | 11,420,357 | 1,240,708 | 2,393,525 | 260,033 |
| 期首純資産残高 | 27,759,500 | 3,015,792 | 25,989,960 | 2,823,549 |
| 期末純資産残高 | 39,179,857 | 4,256,500 | 28,383,485 | 3,083,582 |

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記(未監査)

2008年及び2007年6月30日現在(単位:米ドル)

1. 登録及び主な活動

スーパーファンド・ジャパン(旧クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン)(以下、「ファンド」という。)は、2005年12月6日にケイマン諸島の信託法に基づいて適用免除信託として登録され、2006年1月2日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。当ファンドは下記に詳説する投資活動に従事する目的で組織されている。

当ファンドはアンブレラ・ファンドであり、サブファンドA、サブファンドB及びサブファンドCの3つのサブファンドが設立されている。各サブファンドは独立した資産及び負債のプールとして、他のファンドと分別して管理されている。各サブファンドにつき1つ以上のユニット・クラスが発行され、各ユニット・クラスについて、各発行日に個別のシリーズが発行される。受託会社は、各ユニット・シリーズの純資産価額を他のユニット・シリーズとは別個に計算するために、各ユニット・シリーズについて分別された口座を維持している。なお、管理会社が受託会社と相談の上で決定した場合、受託会社はサブファンドの全部又は一部のシリーズにおける全部又は一部のユニットを当該サブファンドの当初シリーズに統合させることがある。

各サブファンドの資産は管理会社によって運用され、管理会社は各サブファンドの資産のすべてをスーパーファンドSPC(以下、「マスターファンド」という。)の株式に投資する。マスターファンドは、個別ポートフォリオ・ファンドとして登録されたケイマン諸島の適用免除ファンドで、投資ファンドとしての活動を行っており、投資以外の事業は行っていない。

2. 重要な会計方針

当該財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。当ファンドが適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示金額、並びに当期中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それら見積りとは異なる可能性がある。

(b) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は、発生主義で計上される。

(c) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現及び未実現利益及び損失は、損益計算書に含まれる。

(d) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当ファンドは、租税特別措置法の条文に従って、2005年12月6日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての地方税を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人所得税に関する引当金は当該財務諸表に含まれていない。

3. 管理報酬

当ファンドの投資活動は、クアドリガ・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という。)により管理されている。管理会社は、各サブファンドの純資産価額の0.1%(年率)相当の月次管理報酬を後払いで受領している。

2008年及び2007年6月30日現在、未払金及び未払費用に含まれている各サブファンドの未払管理報酬の概要は以下のとおりである。

| | | 2008年 | 2007年 |
|---------|-----|-------|--------|
| サブファンドA | 米ドル | 538 | 1,431 |
| サブファンドB | 米ドル | 5,159 | 13,434 |
| サブファンドC | 米ドル | 5,888 | 16,822 |

4. 代行協会員報酬

キャピタル・パートナーズ証券株式会社(以下、「販売会社」という。)は、代行協会員契約に従って、当ファンドの日本における代行協会員に選任されており、各サブファンドの純資産価額の0.5%(年率)相当の報酬を受領する権限を有している。

2008年及び2007年6月30日現在、未払金及び未払費用に含まれている各サブファンドの未払代行協会員報酬の概要は以下のとおりである。

| | | 2008年 | 2007年 |
|---------|-----|--------|--------|
| サブファンドA | 米ドル | 2,688 | 7,853 |
| サブファンドB | 米ドル | 25,795 | 73,924 |
| サブファンドC | 米ドル | 29,444 | 92,854 |

5. 受託会社報酬

UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という。)は、信託証書に従って、当ファンドの受託会社を選任されており、各サブファンドの純資産価額の50百万米ドルまでの部分については0.08%(年率)、50百万米ドルを超える部分については0.06%(年率)相当の報酬を受領する権限を有している。但し、最低報酬は各サブファンドにつき四半期ごとに8,750米ドルとなっている。

2008年及び2007年6月30日現在、未払金及び未払費用に含まれている各サブファンドの未払受託会社報酬の概要は以下のとおりである。

| | | 2008年 | 2007年 |
|---------|-----|-------|--------|
| サブファンドA | 米ドル | 8,752 | 23,337 |
| サブファンドB | 米ドル | 8,748 | 23,337 |
| サブファンドC | 米ドル | 8,752 | 23,337 |

6. 純資産価額

各サブファンドの各クラス及びシリーズのユニット別純資産価額の概要は以下のとおりである。2008年5月1日に、受託会社は一部のシリーズのロールアップを完了した。シリーズのロールアップと同時に株式分割が完了し、保有株式1株が100株に分割された。以下のシリーズ(当初シリーズ、第2シリーズ、第3シリーズ、第4シリーズ、第5シリーズ、第6シリーズ、第7シリーズ、第8シリーズ、第9シリーズ、第10シリーズ、第11シリーズ及び第12シリーズ)は、2008年第1シリーズに統合された。

サブファンドA

2008年

| ユニット毎の純資産価額 | | 原通貨 | 米ドル/円 |
|----------------------|----------------|-----|--------|
| 米ドル建てクラス-2008年第1シリーズ | 887,301 ユニット | 米ドル | 1.2641 |
| 米ドル建てクラス-第13シリーズ | 11,000 ユニット | 米ドル | 1.1280 |
| 米ドル建てクラス-第14シリーズ | 101,000 ユニット | 米ドル | 1.0894 |
| 日本円建てクラス-2008年第1シリーズ | 1,882,627 ユニット | 日本円 | 115.79 |
| 日本円建てクラス-第13シリーズ | 60,900 ユニット | 日本円 | 120.18 |
| 日本円建てクラス-第14シリーズ | 131,700 ユニット | 日本円 | 109.67 |

2007年

| ユニット毎の純資産価額 | | 原通貨 | 米ドル/円 |
|-----------------|------------|-----|----------|
| 米ドル建てクラス-当初シリーズ | 2,930 ユニット | 米ドル | 104.5543 |
| 米ドル建てクラス-第2シリーズ | 1,305 ユニット | 米ドル | 97.7982 |
| 米ドル建てクラス-第3シリーズ | 885 ユニット | 米ドル | 104.0270 |
| 米ドル建てクラス-第4シリーズ | 790 ユニット | 米ドル | 117.0509 |
| 米ドル建てクラス-第5シリーズ | 1,302 ユニット | 米ドル | 108.2041 |
| 米ドル建てクラス-第6シリーズ | 330 ユニット | 米ドル | 101.1714 |
| 米ドル建てクラス-第7シリーズ | 893 ユニット | 米ドル | 115.0106 |
| 米ドル建てクラス-第8シリーズ | 100 ユニット | 米ドル | 103.6458 |
| 日本円建てクラス-当初シリーズ | 5,026 ユニット | 日本円 | 11,107 |
| 日本円建てクラス-第2シリーズ | 3,788 ユニット | 日本円 | 10,583 |
| 日本円建てクラス-第3シリーズ | 2,936 ユニット | 日本円 | 11,199 |
| 日本円建てクラス-第4シリーズ | 638 ユニット | 日本円 | 12,281 |
| 日本円建てクラス-第5シリーズ | 1,380 ユニット | 日本円 | 11,394 |
| 日本円建てクラス-第6シリーズ | 1,880 ユニット | 日本円 | 10,326 |
| 日本円建てクラス-第7シリーズ | 2,880 ユニット | 日本円 | 12,023 |
| 日本円建てクラス-第8シリーズ | 225 ユニット | 日本円 | 10,488 |

サブファンドB

2008年

| ユニット毎の純資産価額 | | | 原通貨 | 米ドル/円 |
|----------------------|------------|------|-----|--------|
| 米ドル建てクラス-2008年第1シリーズ | 9,945,398 | ユニット | 米ドル | 1.4739 |
| 米ドル建てクラス-第13シリーズ | 79,000 | ユニット | 米ドル | 1.1900 |
| 米ドル建てクラス-第14シリーズ | 150,000 | ユニット | 米ドル | 1.1277 |
| 日本円建てクラス-2008年第1シリーズ | 12,344,062 | ユニット | 日本円 | 135.21 |
| 日本円建てクラス-第13シリーズ | 1,583,500 | ユニット | 日本円 | 126.79 |
| 日本円建てクラス-第14シリーズ | 1,024,800 | ユニット | 日本円 | 113.52 |

2007年

| ユニット毎の純資産価額 | | | 原通貨 | 米ドル/円 |
|-----------------|--------|------|-----|----------|
| 米ドル建てクラス-当初シリーズ | 39,184 | ユニット | 米ドル | 112.8676 |
| 米ドル建てクラス-第2シリーズ | 17,459 | ユニット | 米ドル | 101.5188 |
| 米ドル建てクラス-第3シリーズ | 16,587 | ユニット | 米ドル | 112.2482 |
| 米ドル建てクラス-第4シリーズ | 5,216 | ユニット | 米ドル | 134.1803 |
| 米ドル建てクラス-第5シリーズ | 6,820 | ユニット | 米ドル | 115.9792 |
| 米ドル建てクラス-第6シリーズ | 6,650 | ユニット | 米ドル | 103.0615 |
| 米ドル建てクラス-第7シリーズ | 12,200 | ユニット | 米ドル | 123.1486 |
| 米ドル建てクラス-第8シリーズ | 1,900 | ユニット | 米ドル | 105.7547 |
| 日本円建てクラス-当初シリーズ | 36,610 | ユニット | 日本円 | 12,009 |
| 日本円建てクラス-第2シリーズ | 25,156 | ユニット | 日本円 | 10,986 |
| 日本円建てクラス-第3シリーズ | 22,251 | ユニット | 日本円 | 12,084 |
| 日本円建てクラス-第4シリーズ | 7,943 | ユニット | 日本円 | 14,079 |
| 日本円建てクラス-第5シリーズ | 12,573 | ユニット | 日本円 | 12,213 |
| 日本円建てクラス-第6シリーズ | 5,508 | ユニット | 日本円 | 10,519 |
| 日本円建てクラス-第7シリーズ | 23,028 | ユニット | 日本円 | 12,874 |
| 日本円建てクラス-第8シリーズ | 3,600 | ユニット | 日本円 | 10,701 |

サブファンドC

2008年

| ユニット毎の純資産価額 | | | 原通貨 | 米ドル/円 |
|----------------------|------------|------|-----|--------|
| 米ドル建てクラス-2008年第1シリーズ | 7,027,581 | ユニット | 米ドル | 1.6802 |
| 米ドル建てクラス-第13シリーズ | 200,000 | ユニット | 米ドル | 1.2467 |
| 米ドル建てクラス-第14シリーズ | 200,000 | ユニット | 米ドル | 1.1589 |
| 日本円建てクラス-2008年第1シリーズ | 16,417,582 | ユニット | 日本円 | 154.03 |
| 日本円建てクラス-第13シリーズ | 1,235,000 | ユニット | 日本円 | 132.83 |
| 日本円建てクラス-第14シリーズ | 1,400,000 | ユニット | 日本円 | 116.66 |

2007年

| ユニット毎の純資産価額 | | | 原通貨 | 米ドル/円 |
|-----------------|--------|------|-----|----------|
| 米ドル建てクラス-当初シリーズ | 10,267 | ユニット | 米ドル | 117.4660 |
| 米ドル建てクラス-第2シリーズ | 14,066 | ユニット | 米ドル | 103.0115 |
| 米ドル建てクラス-第3シリーズ | 11,514 | ユニット | 米ドル | 118.7526 |
| 米ドル建てクラス-第4シリーズ | 2,000 | ユニット | 米ドル | 149.7657 |
| 米ドル建てクラス-第5シリーズ | 8,200 | ユニット | 米ドル | 122.7442 |
| 米ドル建てクラス-第6シリーズ | 11,985 | ユニット | 米ドル | 103.1369 |
| 米ドル建てクラス-第7シリーズ | 22,972 | ユニット | 米ドル | 135.2592 |
| 米ドル建てクラス-第8シリーズ | 2,042 | ユニット | 米ドル | 107.3579 |
| 日本円建てクラス-当初シリーズ | 21,200 | ユニット | 日本円 | 12,490 |
| 日本円建てクラス-第2シリーズ | 34,638 | ユニット | 日本円 | 11,147 |
| 日本円建てクラス-第3シリーズ | 83,200 | ユニット | 日本円 | 12,784 |
| 日本円建てクラス-第4シリーズ | 4,400 | ユニット | 日本円 | 15,712 |
| 日本円建てクラス-第5シリーズ | 9,000 | ユニット | 日本円 | 12,925 |
| 日本円建てクラス-第6シリーズ | 11,000 | ユニット | 日本円 | 10,526 |
| 日本円建てクラス-第7シリーズ | 17,000 | ユニット | 日本円 | 14,140 |
| 日本円建てクラス-第8シリーズ | 2,000 | ユニット | 日本円 | 10,864 |

(2) 損益計算書

当ファンドの損益計算書については、「1 財務諸表、(1)貸借対照表」の項目に記載したファンドの損益計算書を参照されたい。

(3) 投資有価証券明細表等

① 投資株式明細表

該当なし

② 株式以外の投資有価証券明細表

(2008年11月30日現在)

| | | 国 | 公正価額 米ドル (円) |
|---------|--------------------------|--------|-------------------------------|
| サブファンドA | スーパーファンドSPCの株式 (クラスA) | ケイマン諸島 | 3,689,620 (339,629,521) |
| サブファンドB | スーパーファンドSPCの株式 (クラスB) | ケイマン諸島 | 33,467,639 (3,080,696,170) |
| サブファンドC | スーパーファンドSPCの株式 (クラスC) | ケイマン諸島 | 42,858,866 (3,945,158,615) |

③ 投資不動産明細表

該当なし

④ その他投資資産明細表

該当なし

⑤ 借入金明細表

該当なし

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2008年11月30日現在)

| | | |
|-------------|------------------------------------|-------------------------------|
| サブファンド A | I 資産総額 (米ドル (円)) | 4,020,908 (370,124,581) |
| | II 負債総額 (米ドル (円)) | 343,067 (31,579,317) |
| | III 総資産総額 (I - II) (米ドル (円)) | 3,677,841 (338,545,264) |
| | IV 発行済数量 | 3,189,510 |
| | V 1単位あたり純資産額 (III/IV) (米ドル (円)) | (*) |
| サブファンド B | I 資産総額 (米ドル (円)) | 36,044,472 (3,317,893,648) |
| | II 負債総額 (米ドル (円)) | 2,609,411 (240,196,283) |
| | III 総資産総額 (I - II) (米ドル (円)) | 33,435,061 (3,077,697,365) |
| | IV 発行済数量 | 24,869,718 |
| | V 1単位あたり純資産額 (III/IV) (米ドル (円)) | (*) |
| サブファンド C | I 資産総額 (米ドル (円)) | 44,640,985 (4,109,202,669) |
| | II 負債総額 (米ドル (円)) | 1,804,370 (166,092,259) |
| | III 総資産総額 (I - II) (米ドル (円)) | 42,836,615 (3,943,110,411) |
| | IV 発行済数量 | 28,879,562 |
| | V 1単位あたり純資産額 (III/IV) (米ドル (円)) | (*) |

(*) 各シリーズに係る1単位あたり純資産額についての詳細な情報は、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、5 運用状況、(3) 運用実績、① 純資産の推移、(b) 1口当たりの純資産額の推移」を参照されたい。

第5 販売及び買戻しの実績

(自2006年3月1日至2006年12月31日)

| | | 販売受益証券数 (口) | 買戻受益証券数 (口) | 発行済受益証券数 (口) |
|-----------------------|--------|--------------------|----------------|--------------------|
| サブファンドA (円建てクラス) | 当初シリーズ | 5,201 (5,201) | 115 (115) | 5,086 (5,086) |
| | 第2シリーズ | 4,028 (4,028) | 110 (110) | 3,918 (3,918) |
| | 第3シリーズ | 2,986 (2,986) | 0 (0) | 2,986 (2,986) |
| | 第4シリーズ | 638 (638) | 0 (0) | 638 (638) |
| | 第5シリーズ | 1,516 (1,516) | 0 (0) | 1,516 (1,516) |
| サブファンドA (米ドル建てクラス) | 当初シリーズ | 3,020 (3,020) | 90 (90) | 2,930 (2,930) |
| | 第2シリーズ | 1,369 (1,369) | 0 (0) | 1,369 (1,369) |
| | 第3シリーズ | 885 (885) | 0 (0) | 885 (885) |
| | 第4シリーズ | 790 (790) | 0 (0) | 790 (790) |
| | 第5シリーズ | 1,302 (1,302) | 0 (0) | 1,302 (1,302) |
| サブファンドB (円建てクラス) | 当初シリーズ | 37,610 (37,610) | 200 (200) | 37,410 (37,410) |
| | 第2シリーズ | 25,756 (25,756) | 300 (300) | 25,456 (25,456) |
| | 第3シリーズ | 23,251 (23,251) | 300 (300) | 22,951 (22,951) |
| | 第4シリーズ | 8,343 (8,343) | 0 (0) | 8,343 (8,343) |
| | 第5シリーズ | 13,251 (13,251) | 0 (0) | 13,251 (13,251) |
| サブファンドB (米ドル建てクラス) | 当初シリーズ | 39,704 (39,704) | 0 (0) | 39,704 (39,704) |
| | 第2シリーズ | 17,459 (17,459) | 0 (0) | 17,459 (17,459) |
| | 第3シリーズ | 16,837 (16,837) | 0 (0) | 16,837 (16,837) |
| | 第4シリーズ | 5,216 (5,216) | 0 (0) | 5,216 (5,216) |
| | 第5シリーズ | 6,820 (6,820) | 0 (0) | 6,820 (6,820) |

| | | | | |
|-----------------------|--------|--------------------|------------------|--------------------|
| サブファンドC (円建てクラス) | 当初シリーズ | 34,450 (34,450) | 100 (100) | 34,350 (34,350) |
| | 第2シリーズ | 43,638 (43,638) | 0 (0) | 43,638 (43,638) |
| | 第3シリーズ | 84,200 (84,200) | 0 (0) | 84,200 (84,200) |
| | 第4シリーズ | 31,400 (31,400) | 0 (0) | 31,400 (31,400) |
| | 第5シリーズ | 11,000 (11,000) | 0 (0) | 11,000 (11,000) |
| サブファンドC (米ドル建てクラス) | 当初シリーズ | 10,267 (10,267) | 0 (0) | 10,267 (10,267) |
| | 第2シリーズ | 14,066 (14,066) | 0 (0) | 14,066 (14,066) |
| | 第3シリーズ | 12,514 (12,514) | 1,000 (1,000) | 11,514 (11,514) |
| | 第4シリーズ | 3,000 (3,000) | 0 (0) | 3,000 (3,000) |
| | 第5シリーズ | 8,200 (8,200) | 0 (0) | 8,200 (8,200) |

(注) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(自2007年1月1日至2007年12月31日)

| | | 販売受益証券数 (口) | 買戻受益証券数 (口) | 発行済受益証券数 (口) |
|---------------------|---------|------------------|----------------|------------------|
| サブファンドA (円建てクラス) | 当初シリーズ | 0 (0) | 220 (220) | 4,866 (4,866) |
| | 第2シリーズ | 0 (0) | 230 (230) | 3,688 (3,688) |
| | 第3シリーズ | 0 (0) | 170 (170) | 2,816 (2,816) |
| | 第4シリーズ | 0 (0) | 0 (0) | 638 (638) |
| | 第5シリーズ | 0 (0) | 136 (136) | 1,380 (1,380) |
| | 第6シリーズ | 1,880 (1,880) | 0 (0) | 1,880 (1,880) |
| | 第7シリーズ | 2,880 (2,880) | 20 (20) | 2,860 (2,860) |
| | 第8シリーズ | 225 (225) | 0 (0) | 225 (225) |
| | 第9シリーズ | 655 (655) | 0 (0) | 655 (655) |
| | 第10シリーズ | 330 (330) | 10 (10) | 320 (320) |
| | 第11シリーズ | 1,535 (1,535) | 0 (0) | 1,535 (1,535) |

| | | | | |
|-----------------------|---------|--------------------|------------------|--------------------|
| サブファンドA (米ドル建てクラス) | 当初シリーズ | 0 (0) | 60 (60) | 2,870 (2,870) |
| | 第2シリーズ | 0 (0) | 104 (104) | 1,265 (1,265) |
| | 第3シリーズ | 0 (0) | 63 (63) | 822 (822) |
| | 第4シリーズ | 0 (0) | 0 (0) | 790 (790) |
| | 第5シリーズ | 0 (0) | 0 (0) | 1,302 (1,302) |
| | 第6シリーズ | 330 (330) | 0 (0) | 330 (330) |
| | 第7シリーズ | 893 (893) | 0 (0) | 893 (893) |
| | 第8シリーズ | 100 (100) | 0 (0) | 100 (100) |
| | 第9シリーズ | 270 (270) | 0 (0) | 270 (270) |
| | 第10シリーズ | 70 (70) | 0 (0) | 70 (70) |
| | 第11シリーズ | 150 (150) | 0 (0) | 150 (150) |
| サブファンドB (円建てクラス) | 当初シリーズ | 0 (0) | 3,610 (3,610) | 33,800 (33,800) |
| | 第2シリーズ | 0 (0) | 1,200 (1,200) | 24,256 (24,256) |
| | 第3シリーズ | 0 (0) | 1,300 (1,300) | 21,651 (21,651) |
| | 第4シリーズ | 0 (0) | 1,360 (1,360) | 6,983 (6,983) |
| | 第5シリーズ | 0 (0) | 1,578 (1,578) | 11,673 (11,673) |
| | 第6シリーズ | 5,508 (5,508) | 420 (420) | 5,088 (5,088) |
| | 第7シリーズ | 23,028 (23,028) | 4,659 (4,659) | 18,369 (18,369) |
| | 第8シリーズ | 3,600 (3,600) | 0 (0) | 3,600 (3,600) |
| | 第9シリーズ | 7,286 (7,286) | 100 (100) | 7,186 (7,186) |
| | 第10シリーズ | 7,312 (7,312) | 0 (0) | 7,312 (7,312) |
| | 第11シリーズ | 1,130 (1,130) | 0 (0) | 1,130 (1,130) |
| サブファンドB (米ドル建てクラス) | 当初シリーズ | 0 (0) | 2,625 (2,625) | 37,079 (37,079) |

| | | | | |
|-----------------------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 第2シリーズ | 0 (0) | 2,380 (2,380) | 15,079 (15,079) |
| | 第3シリーズ | 0 (0) | 1,340 (1,340) | 15,497 (15,497) |
| | 第4シリーズ | 0 (0) | 400 (400) | 4,816 (4,816) |
| | 第5シリーズ | 0 (0) | 100 (100) | 6,720 (6,720) |
| | 第6シリーズ | 6,650 (6,650) | 0 (0) | 6,650 (6,650) |
| | 第7シリーズ | 12,200 (12,200) | 1,642 (1,642) | 10,558 (10,558) |
| | 第8シリーズ | 1,900 (1,900) | 0 (0) | 1,900 (1,900) |
| | 第9シリーズ | 4,072 (4,072) | 0 (0) | 4,072 (4,072) |
| | 第10シリーズ | 4,650 (4,650) | 0 (0) | 4,650 (4,650) |
| | 第11シリーズ | 511 (511) | 0 (0) | 511 (511) |
| サブファンドC (円建てクラス) | 当初シリーズ | 0 (0) | 15,150 (15,150) | 19,200 (19,200) |
| | 第2シリーズ | 0 (0) | 12,500 (12,500) | 31,138 (31,138) |
| | 第3シリーズ | 0 (0) | 3,000 (3,000) | 81,200 (81,200) |
| | 第4シリーズ | 0 (0) | 28,400 (28,400) | 3,000 (3,000) |
| | 第5シリーズ | 0 (0) | 2,000 (2,000) | 9,000 (9,000) |
| | 第6シリーズ | 11,000 (11,000) | 0 (0) | 11,000 (11,000) |
| | 第7シリーズ | 17,000 (17,000) | 5,000 (5,000) | 12,000 (12,000) |
| | 第8シリーズ | 2,000 (2,000) | 0 (0) | 2,000 (2,000) |
| | 第9シリーズ | 6,000 (6,000) | 0 (0) | 6,000 (6,000) |
| | 第10シリーズ | 28,840 (28,840) | 0 (0) | 28,840 (28,840) |
| | 第11シリーズ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| サブファンドC (米ドル建てクラス) | 当初シリーズ | 0 (0) | 2,000 (2,000) | 8,267 (8,267) |
| | 第2シリーズ | 0 (0) | 1,000 (1,000) | 13,066 (13,066) |

| | | | |
|---------|--------------------|------------------|--------------------|
| 第3シリーズ | 0 (0) | 0 (0) | 11,514 (11,514) |
| 第4シリーズ | 0 (0) | 1,000 (1,000) | 2,000 (2,000) |
| 第5シリーズ | 0 (0) | 0 (0) | 8,200 (8,200) |
| 第6シリーズ | 11,985 (11,985) | 0 (0) | 11,985 (11,985) |
| 第7シリーズ | 22,972 (22,972) | 2,000 (2,000) | 20,972 (20,972) |
| 第8シリーズ | 2,042 (2,042) | 0 (0) | 2,042 (2,042) |
| 第9シリーズ | 2,000 (2,000) | 0 (0) | 2,000 (2,000) |
| 第10シリーズ | 5,000 (5,000) | 0 (0) | 5,000 (5,000) |
| 第11シリーズ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |

(注) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(自2008年1月1日至2008年11月30日)

| | | 販売受益証券数 (口) | 買戻受益証券数 (口) | 発行済受益証券数 (口) |
|---------------------|---------|--------------------------|----------------------|--------------------------|
| サブファンドA (円建てクラス) | 当初シリーズ | 1,929,203 (1,929,203) | 324,812 (324,812) | 1,609,257 (1,609,257) |
| | 第2シリーズ | 0 (0) | 3,688 (3,688) | 0 (0) |
| | 第3シリーズ | 0 (0) | 2,816 (2,816) | 0 (0) |
| | 第4シリーズ | 0 (0) | 638 (638) | 0 (0) |
| | 第5シリーズ | 0 (0) | 1,380 (1,380) | 0 (0) |
| | 第6シリーズ | 0 (0) | 1,880 (1,880) | 0 (0) |
| | 第7シリーズ | 0 (0) | 2,860 (2,860) | 0 (0) |
| | 第8シリーズ | 0 (0) | 225 (225) | 0 (0) |
| | 第9シリーズ | 0 (0) | 655 (655) | 0 (0) |
| | 第10シリーズ | 0 (0) | 320 (320) | 0 (0) |
| | 第11シリーズ | 0 (0) | 1,535 (1,535) | 0 (0) |
| | 第12シリーズ | 60 (60) | 60 (60) | 0 (0) |

| | | | | |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------------|--------------------------|
| | 第 13 シリーズ | 60,900 (60,900) | 0 (0) | 60,900 (60,900) |
| | 第 14 シリーズ | 131,700 (131,700) | 0 (0) | 131,700 (131,700) |
| | 第 15 シリーズ | 140,300 (140,300) | 0 (0) | 140,300 (140,300) |
| | 第 16 シリーズ | 185,500 (185,500) | 0 (0) | 185,500 (185,500) |
| サブファンド A (米ドル建て クラス) | 当初シリーズ | 888,301 (888,301) | 57,418 (57,418) | 833,753 (833,753) |
| | 第 2 シリーズ | 0 (0) | 1,265 (1,265) | 0 (0) |
| | 第 3 シリーズ | 0 (0) | 822 (822) | 0 (0) |
| | 第 4 シリーズ | 0 (0) | 790 (790) | 0 (0) |
| | 第 5 シリーズ | 0 (0) | 1,302 (1,302) | 0 (0) |
| | 第 6 シリーズ | 0 (0) | 330 (330) | 0 (0) |
| | 第 7 シリーズ | 0 (0) | 893 (893) | 0 (0) |
| | 第 8 シリーズ | 0 (0) | 100 (100) | 0 (0) |
| | 第 9 シリーズ | 0 (0) | 270 (270) | 0 (0) |
| | 第 10 シリーズ | 0 (0) | 70 (70) | 0 (0) |
| | 第 11 シリーズ | 0 (0) | 150 (150) | 0 (0) |
| | 第 12 シリーズ | 70 (70) | 70 (70) | 0 (0) |
| | 第 13 シリーズ | 11,000 (11,000) | 0 (0) | 11,000 (11,000) |
| | 第 14 シリーズ | 101,000 (101,000) | 0 (0) | 101,000 (101,000) |
| | 第 15 シリーズ | 87,900 (87,900) | 0 (0) | 87,900 (87,900) |
| | 第 16 シリーズ | 28,200 (28,200) | 0 (0) | 28,200 (28,200) |
| | サブファンド B (円建てクラス) | 当初シリーズ | 12,615,668 (12,615,668) | 1,910,569 (1,910,569) |
| 第 2 シリーズ | | 0 (0) | 24,256 (24,256) | 0 (0) |
| 第 3 シリーズ | | 0 (0) | 21,651 (21,651) | 0 (0) |

| | | | | |
|---------------------------|---------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 第4シリーズ | 0 (0) | 6,983 (6,983) | 0 (0) |
| | 第5シリーズ | 0 (0) | 11,673 (11,673) | 0 (0) |
| | 第6シリーズ | 0 (0) | 5,088 (5,088) | 0 (0) |
| | 第7シリーズ | 0 (0) | 18,369 (18,369) | 0 (0) |
| | 第8シリーズ | 0 (0) | 3,600 (3,600) | 0 (0) |
| | 第9シリーズ | 0 (0) | 7,186 (7,186) | 0 (0) |
| | 第10シリーズ | 0 (0) | 7,312 (7,312) | 0 (0) |
| | 第11シリーズ | 0 (0) | 1,130 (1,130) | 0 (0) |
| | 第12シリーズ | 1,401 (1,401) | 1,401 (1,401) | 0 (0) |
| | 第13シリーズ | 1,583,500 (1,583,500) | 69,000 (69,000) | 1,514,500 (1,514,500) |
| | 第14シリーズ | 1,024,800 (1,024,800) | 20,000 (20,000) | 1,004,800 (1,004,800) |
| | 第15シリーズ | 1,794,000 (1,794,000) | 129,000 (129,000) | 1,665,000 (1,665,000) |
| | 第16シリーズ | 1,015,000 (1,015,000) | 0 (0) | 1,015,000 (1,015,000) |
| サブファンドB (米ドル建て クラス) | 当初シリーズ | 10,033,495 (10,033,495) | 2,450,955 (2,450,955) | 7,619,619 (7,619,619) |
| | 第2シリーズ | 0 (0) | 15,079 (15,079) | 0 (0) |
| | 第3シリーズ | 0 (0) | 15,497 (15,497) | 0 (0) |
| | 第4シリーズ | 0 (0) | 4,816 (4,816) | 0 (0) |
| | 第5シリーズ | 0 (0) | 6,720 (6,720) | 0 (0) |
| | 第6シリーズ | 0 (0) | 6,650 (6,650) | 0 (0) |
| | 第7シリーズ | 0 (0) | 10,558 (10,558) | 0 (0) |
| | 第8シリーズ | 0 (0) | 1,900 (1,900) | 0 (0) |
| | 第9シリーズ | 0 (0) | 4,072 (4,072) | 0 (0) |
| | 第10シリーズ | 0 (0) | 4,650 (4,650) | 0 (0) |

| | | | | |
|---------------------|-----------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
| | 第 11 シリーズ | 0 (0) | 511 (511) | 0 (0) |
| | 第 12 シリーズ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 第 13 シリーズ | 79,000 (79,000) | 0 (0) | 79,000 (79,000) |
| | 第 14 シリーズ | 150,000 (150,000) | 0 (0) | 150,000 (150,000) |
| | 第 15 シリーズ | 584,900 (584,900) | 0 (0) | 584,900 (584,900) |
| | 第 16 シリーズ | 508,000 (508,000) | 10,000 (10,000) | 498,000 (498,000) |
| サブファンドC (円建てクラス) | 当初シリーズ | 16,417,582 (16,417,582) | 1,469,344 (1,469,344) | 14,967,438 (14,967,438) |
| | 第 2 シリーズ | 0 (0) | 31,138 (31,138) | 0 (0) |
| | 第 3 シリーズ | 0 (0) | 81,200 (81,200) | 0 (0) |
| | 第 4 シリーズ | 0 (0) | 3,000 (3,000) | 0 (0) |
| | 第 5 シリーズ | 0 (0) | 9,000 (9,000) | 0 (0) |
| | 第 6 シリーズ | 0 (0) | 11,000 (11,000) | 0 (0) |
| | 第 7 シリーズ | 0 (0) | 12,000 (12,000) | 0 (0) |
| | 第 8 シリーズ | 0 (0) | 2,000 (2,000) | 0 (0) |
| | 第 9 シリーズ | 0 (0) | 6,000 (6,000) | 0 (0) |
| | 第 10 シリーズ | 0 (0) | 28,840 (28,840) | 0 (0) |
| | 第 11 シリーズ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 第 12 シリーズ | 1,000 (1,000) | 1,000 (1,000) | 0 (0) |
| | 第 13 シリーズ | 1,235,000 (1,235,000) | 415,000 (415,000) | 820,000 (820,000) |
| | 第 14 シリーズ | 1,400,000 (1,400,000) | 0 (0) | 1,400,000 (1,400,000) |
| | 第 15 シリーズ | 2,610,000 (2,610,000) | 0 (0) | 2,610,000 (2,610,000) |
| | 第 16 シリーズ | 1,154,000 (1,154,000) | 0 (0) | 1,154,000 (1,154,000) |

| | | | | |
|---------------------------|---------|--------------------------|----------------------|--------------------------|
| サブファンドC (米ドル建て クラス) | 当初シリーズ | 7,132,075 (7,132,075) | 879,918 (879,918) | 6,260,424 (6,260,424) |
| | 第2シリーズ | 0 (0) | 13,066 (13,066) | 0 (0) |
| | 第3シリーズ | 0 (0) | 11,514 (11,514) | 0 (0) |
| | 第4シリーズ | 0 (0) | 2,000 (2,000) | 0 (0) |
| | 第5シリーズ | 0 (0) | 8,200 (8,200) | 0 (0) |
| | 第6シリーズ | 0 (0) | 11,985 (11,985) | 0 (0) |
| | 第7シリーズ | 0 (0) | 20,972 (20,972) | 0 (0) |
| | 第8シリーズ | 0 (0) | 2,042 (2,042) | 0 (0) |
| | 第9シリーズ | 0 (0) | 2,000 (2,000) | 0 (0) |
| | 第10シリーズ | 0 (0) | 5,000 (5,000) | 0 (0) |
| | 第11シリーズ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 第12シリーズ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 第13シリーズ | 200,000 (200,000) | 0 (0) | 200,000 (200,000) |
| | 第14シリーズ | 200,000 (200,000) | 0 (0) | 200,000 (200,000) |
| | 第15シリーズ | 320,000 (320,000) | 0 (0) | 320,000 (320,000) |
| | 第16シリーズ | 947,700 (947,700) | 0 (0) | 947,700 (947,700) |

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第12シリーズまでの各シリーズは、2008年5月1日より当初シリーズに統合された。

(訳 文)

日付：2008年1月22日

スーパーファンド・ジャパン
(旧名称：クアドリガ・スーパーファンド・ジャパン) の
修正改訂信託証書

受託会社：UBS ファンド・サービスズ (ケイマン) リミテッド

管理会社：クアドリガ・ジャパン・トレーディング (ケイマン) リミテッド

キャンベルズ
ケイマン諸島グランド・ケイマン KY1-1103
私書箱 884
スコシア・センター 4 階
電話：(+1) 345 949 2648
ファクシミリ：(+1) 345 949 8613
www.campbells.com.ky

スーパーファンド・ジャパン

目次

| | |
|--|----|
| 1. 定 義 | 1 |
| 2. ファンドの設定..... | 5 |
| 3. 管理会社の投資権限..... | 6 |
| 4. 信託財産の所有権..... | 8 |
| 5. 受託会社、管理会社、販売会社及び代行協会員..... | 8 |
| 6. 販売代理人及びディーラー..... | 9 |
| 7. その他の委任権限..... | 10 |
| 8. 借入権限 | 10 |
| 9. 回収及び支払の権限..... | 10 |
| 10. 費用負担の権限..... | 10 |
| 11. その他の権限..... | 11 |
| 12. 将来の権限 | 11 |
| 13. 受託会社の責任の制限..... | 12 |
| 14. 受益権者の責任の制限..... | 13 |
| 15. 受益証券 | 13 |
| 16. 募集期間中の発行..... | 13 |
| 17. 受益証券の追加発行..... | 14 |
| 18. 申込の拒絶 | 14 |
| 19. 引受の払込 | 14 |
| 20. 純資産価額 | 15 |
| 21. 純資産価額の計算の停止..... | 16 |
| 22. 受益証券の償還..... | 16 |
| 23. 強制買戻 | 18 |
| 24. 受益権者名簿..... | 19 |
| 25. 受益証券の名義書換..... | 19 |
| 26. 受益証券の移転..... | 20 |
| 27. 通 知 | 20 |
| 28. 報告、会計及び監査..... | 21 |
| 29. 本信託証書及び契約並びに受益権者の権利の変更..... | 21 |
| 30. 本信託証書及び財務諸表の写し..... | 21 |
| 31. 受託会社、カストディアン、販売会社、代行協会員及び管理会社の報酬及び費用 | 21 |
| 32. 公租公課 | 22 |
| 33. 新規の受託会社の任命..... | 23 |
| 34. 新規の管理会社の任命..... | 24 |
| 35. 本ファンドの終了..... | 24 |
| 36. 受託会社による投資の換価..... | 26 |
| 37. 準 拠 法 | 27 |
| 38. 裁判管轄の変更..... | 27 |
| 39. 第三者による依拠..... | 27 |
| 40. 法令への抵触..... | 27 |
| 41. その他の信託..... | 27 |
| 42. 秘密保持 | 28 |
| 別紙 1 受託会社の管理権限..... | 29 |
| 別紙 2 信託報酬..... | 36 |

本修正改訂信託証書は、2008年1月22日付で

ケイマン諸島の法律に基づき設立され、登録上の事務所をケイマン諸島、KY1-1103、グランド・ケイマン、私書箱 852、エルジン・アベニュー227、UBS ハウスに有する認可信託会社である **UBS ファンド・サービスズ (ケイマン) リミテッド** (以下「**受託会社**」という。)

及び

ケイマン諸島の法律に基づき設立され、登録上の事務所をケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、私書箱 268、スコシア・センター、キャンベル・コーポレート・サービスズ・リミテッドに有する**クアドリガ・ジャパン・トレーディング (ケイマン) リミテッド** (以下「**管理会社**」という。)

により作成され、

- A. 受託会社は、2005年11月28日付信託証書（「当初信託証書」）に従い「クアドリガ・スーパーフンド・ジャパン」（以下「**本ファンド**」という。）を設定し、本ファンドに対して拠出される資金の投資及び再投資を行っている。
- B. 2005年12月28日付修正改訂信託証書（「**第一修正改訂信託証書**」）に従い、受託会社は修正改訂信託証書を承認した。
- C. 2007年1月18日付修正改訂信託証書（「**第二修正改訂信託証書**」）に従い、受託会社は修正改訂信託証書を承認した。
- D. 受託会社は以下に記載するとおりに第二修正改訂信託証書を修正することを望んでおり、かかる修正は2008年1月29日付けでなされる。
- E. 必要な届出書が日本国金融庁長官に対し2008年1月29日又はこれに近接する日に提出されることを、本信託証書の効力が生ずるための前提条件とする。

よって、以下を証し、次のとおり合意する。

1. 定 義

本書及び各別紙において用いられる次の用語は、文脈上適切な場合にはそれぞれ以下に記載する意味を有する。

「**決算日**」とは、2006年12月31日及びこれ以降の各12月31日、又は受託会社が随時決定し受益権者に通知するその他の日をいう。

「**代行協会員**」とは、東京都中央区日本橋三丁目12-2に所在するキャピタル・パートナーズ証券株式会社、又はその時々の管理会社により代行協会員として随時指名されるその他の者をいう。

「**関係者**」とは、ある会社との関係において、(a)直接間接を問わず、当該会社の普通株式資本の20%以上を実質的に所有する者、又は直接間接を問わず、当該会社の議決権株式資本に帰属する議決権総数の20%以上を行使することのできる者、(b)上記(a)に記載される者の支配を受ける会社、(c)直接間接を問わず、普通株式資本総額の20%以上が当該会社により

実質的に所有される者、及び直接間接を問わず、議決権株式資本に帰属する議決権総数の20%以上が当該会社により行使可能である者、又は(d)当該会社の取締役その他の役員、又は上記(a)、(b)もしくは(c)により当該会社の関係者となる会社の取締役その他の役員をいう。

「**会計監査人**」とは、KPMG ケイマン・アイランド、又は受託会社が選定する他の独立の公認会計士事務所をいう。

「**クラス**」とは、サブファンドに関して米ドル又は日本円で発行される受益証券のクラスであって、本信託証書及び当該クラスに関連する募集書類に記載される権利を伴うものをいう。

「**カストディアン**」とは、本ファンドの資産の全部又は一部につき保管会社として行為するために随時指名される者をいい、「カストディアン」として指名される者のない場合は、受託会社が本ファンドの資産保管業務を行う。

「**資産保管契約**」とは、本ファンド及び各サブファンドの資産の保管に関してカストディアン（指名がある場合）及び受託会社の間で締結される契約をいう。

「**販売会社**」とは、日本国東京都中央区日本橋三丁目2-2に所在するキャピタル・パートナーズ証券株式会社、又は（募集書類の条件に従うものとして）、本ファンドの販売会社として随時適法に指名されるその他の者をいう。

「**販売契約**」とは、受益証券の販売及び流通にかかる販売会社の責務に関連して販売会社及び受託会社の間で締結する契約をいう。

「**会計年度**」とは、決算日をもって終結する年度をいう。

「**ファンド営業日**」とは、銀行が日本国東京、ニューヨーク州ニューヨーク市及びケイマン諸島において営業を行う日（土曜日及び日曜日を除く。）、又は受託会社が随時決定する基準によりファンド営業日とされるその他の日をいう。

「**GAAP**」とは、受託会社が管理会社の助言を得て決定する、国際会計基準又は米国 GAAP 等の一般に公正妥当と認められる会計原則をいう。

「**初回シリーズ**」とは、募集期間中における受益証券の各クラスの初回の発行をいう。

「**投資運用契約**」とは、本ファンド及び各サブファンドの資産の運用に関する受託会社及び管理会社の間で締結する契約をいう。

「**投資資産**」とは、ある国、州もしくは地域における者、団体（法人化されているかを問わない。）、ファンド、信託、政府もしくは政府機関が発行する株式、債券、債務証券、社債、転換社債、抵当証券、不動産担保証券、契約型投資信託スキームにおけるユニットもしくはサブ・ユニット、オプション、先物取引、通貨先渡取引、キャップもしくはフロア、金利スワップもしくは通貨スワップ、レポ取引、ワラント、譲渡性預金証券、為替手形、約束手形、もしくはあらゆる種類の証券、又は上記の者に対する融資（もしくはローン・パーティシペーション）、及びミューチュアル・ファンド又は類似スキームへの参加をいう。

「**発行日**」とは、2007年4月2日に開始する、隔月の第1ファンド営業日、又は受託会社が随時決定するその他の日をいう。

「**日本営業日**」とは、銀行が日本国東京において営業を行う日（土曜日及び日曜日を除く。）をいう。

「**日本円**」又は「**円**」とは、日本国の通貨をいう。

「**管理会社**」とは、ケイマン諸島の法律に基づき適法に設立され、登録上の事務所をケイマン諸島グランド・ケイマン KY1-1104、私書箱 268、スコシア・センター、キャンベル・コーポレート・サービスズ・リミテッドに有するクアドリガ・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド、又は本ファンドの管理会社として随時指名される他の者をいう。

「**マスターファンド**」とは、分別ポートフォリオ会社として登録されたケイマン諸島における適用免除会社である、スーパーファンド SPC をいう。

「**マスターファンド営業日**」とは、銀行がニューヨーク州ニューヨーク市及びケイマン諸島において営業を行う日（土曜日及び日曜日を除く。）をいう。

「**マスターファンド投資顧問会社**」とは、マスターファンドの投資顧問会社をいう。

「**月**」とは、暦月をいう。

「**純資産価額**」とは、米ドル建て又は日本円建てで決定される本信託の各クラス及びシリーズの純資産価額をいい、本信託の関連クラス及びシリーズにおける全投資資産の合計額（場合により、本信託の関連クラス及びシリーズの現金及び現金同等物、並びに他のすべての資産の時価を含む。）から、一切の負債（手数料及び報酬等）を差し引いた額に等しい金額とし、いずれの場合も GAAP に従い決定される。負債には、支払の実績にかかわらず、一切の未払の負債が含まれる。受託会社は、偶発債務に対する引当金を設定することができる。

「**受益証券 1 口当たりの純資産価額**」とは、関連する受益証券のシリーズに帰する純資産価額を、当該時点において発行済であるか発行済であるとみなされる当該シリーズの受益証券数で除したものをいう。

「**募集書類**」とは、本ファンドの受益証券の発行に関連して作成され、随時修正及び更新されることのある 1 つ以上の有価証券届出書をいう。

「**募集期間**」とは、募集書類において特定されるか又はその他の方法により受託会社が特定する、投資家に対して受益証券の募集を行う期間をいい、受託会社はその裁量においてこれを延長又は短縮することができる。

「**者**」とは、個人、会社、パートナーシップ、信託、組合、合弁事業その他の事業体（法人であるかを問わない。）、並びに政府及び政府機関並びにその下部機関をいう。

「**受益権者名簿**」とは、ファンドの受益証券の法的所持人本人であることを表す、受託会社によって管理される受益権者の名簿をいう。

「**買戻日**」とは、2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の各最終評価日、並びに／又は受託会社が随時決定するその他の日をいう。

「**買戻価格**」とは、募集書類及び本信託証書に従い計算される買戻価格をいう。

「別紙」とは、本信託証書の一部を構成する別紙をいう。

「シリーズ」とは、受託会社はその発行日を参照して随時設定及び指定する各サブファンドの受益証券の各クラスの各シリーズをいう。

「サブファンド」とは、本ファンドのサブファンドであって本ファンドの他のサブファンドとは切り離された資産及び負債のプールを表章するものをいい、サブファンド A、サブファンド B 及びサブファンド C を含む。各サブファンドは、米ドル建てクラス及び円建てクラスの、2クラスの受益証券を設定できる。各サブファンドは、互いに分別して管理され、管理会社は、本ファンドの投資目的及び投資戦略に従いその投資を行う。

「本信託」とは、本信託証書により設定されるスーパーファンド・ジャパンをいう。

「本信託証書」とは、本修正改訂信託証書をいい、適宜受託会社により変更又は修正される。

「信託財産」とは、ある特定の時点における、あるサブファンドのシリーズのクラスに相当するすべての有形無形の不動産又は動産であって、当該時点において本信託証書に基づき受託会社により、又はこれに代わって所有され、当該クラスに関する受益証券の発行により生じたものをいう。

「信託事務所」とは、受託会社の登録事務所に所在する本ファンドの主たる事務所をいう。

「受託会社」とは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、登録上の事務所をケイマン諸島、KY1-1103、グランド・ケイマン、私書箱 852、エルジン・アベニュー227、UBS ハウスに有する認可信託会社である UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド、及び受託会社が本信託証書作成後に指名するその承継会社をいう。

「受益証券」とは、信託財産の未配当株式1株当たりの受益権を表章する本ファンドの単位をいい、ある時点におけるサブファンドのクラス及びシリーズにかかる信託財産の純資産価額を、受益権者が保有する当該クラス及びシリーズの発行済受益証券の総数で除したものに等しい価額を有する。

「受益権者」とは、当該時点の受益証券の保有者であってその氏名が受益権者名簿に記載されている者をいう。

「ユニット・トラスト」とは、本信託証書により設定され、スーパーファンド・ジャパン、又は受託会社が随時決定する他の名称で称される本ファンドをいう。

「合衆国居住者」とは、(a)合衆国市民又は合衆国の「居住者」（米国連邦所得税関連法規において定義される。）、(b)合衆国の法域において組織又は組成される会社、パートナーシップ、ファンドその他の事業体、又は(c)上記(a)又は(b)に記載される者により直接もしくは間接に支配される組織もしくは事業体、又はかかる者がその実質的持分の過半数の保有者であると認められる組織もしくは事業体をいう。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の通貨をいう。また、

「評価日」とは、各月の最終営業日の営業終了時、及び／又は受託会社が決定するその他の日をいう。

男性を意味する語は女性も含み、単数を意味する語は複数も含み、また「書面の」及び「書面による」とは、印刷、彫刻、リトグラフその他の可視的な製版物を含む。

各条項における表題及びタイトルは、便宜のためにのみ付されているものであって、本信託証書の解釈に影響を及ぼすものではない。

2. ファンドの設定

- (a) 受託会社は、信託上において 10 米ドル、並びに受託会社が信託上で保有しているか保有するとみなされるすべての現金その他の財産及び資産を保有する。
- (b) 受託会社は、本信託証書の定めに従いかつこれに服することを条件として、受益権者の利益のために、信託財産を分離分別された信託上で保有し、信託財産を構成する金員は、本信託証書、並びに今後設定されるサブファンド及び／又は受益証券のクラスに関する追補証書の定めに従い管理会社の一任勘定で随時投資される。
- (c) 本信託証書の条項及び規定は受託会社を拘束し、また受益権者及びこれを通じて請求を行う者についても、本信託証書の当事者に対するのと同様に拘束する。
- (d) 受益権者は、本信託証書により明示的に付与されたもの以外は、受益証券に関して受託会社に対する何らの権利も有さず、また取得しない。
- (e) 各受益権者の信託財産に対する持分は、かかる受益権者が当該時点において有する受益証券によって表章される。いずれの受益権者も、信託財産の特定の一部の持分権は有しない。
- (f) 本ファンドは、サブファンド A、サブファンド B 及びサブファンド C の 3 つのサブファンドにより構成され、これらについて、それぞれ米ドル建て及び日本円建ての 2 クラスの受益証券が発行される。各クラスは、募集書類に記載される指定により、各発行日にシリーズで受益証券を発行する。受益証券の各シリーズに関しては、当該シリーズの資産及び負債を割り当てる個別の勘定が管理される。各クラスの新たな受益証券のシリーズは、受託会社及び管理会社が販売会社と協議のうえで決定する各発行日に発行される。受託会社は、管理会社が決定した場合、あらゆるクラスの全部又は一部のシリーズにおける受益証券の全部又は一部を当該クラスの初回シリーズに併合することができる。かかる併合にあたっては、割り当てられるシリーズの口数の最小単位（1 口）に満たない端数は、管理会社の定める方法により取り扱われる。
- (g) 各クラス及びシリーズの純資産価額は個別に計算される。かかる個別の各クラス及びシリーズは受益証券の当該クラス又はシリーズの受益権者により拠出されたか、又はこれらに帰せられる資本の拠出額を表章する。当該クラス及びシリーズについては個別の勘定が設けられ、本ファンドの帳簿上で管理される。当該クラス及びシリーズのかかる個別の勘定は、当該クラス及びシリーズの受益証券の純資産価額の総額を表章し、当該受益証券に関して本ファンドに払い込まれる資本の額及び当該受益証券に帰する純資産の比例割合部分の金額を反映する。クラス又はシリーズの特定の取引、契約又は取り決めに起因する損益は、当該クラス及びシリーズに割り当てられる。

- (h) 受託会社は、その裁量により、追加のサブファンド、クラス又はシリーズを設定することができる。各サブファンド、クラス又はシリーズに帰せられるべき資産及び負債、並びに収益及び費用は、他のサブファンド、クラス又はシリーズの資産の充当を求める前に、まず当該サブファンド、クラス又はシリーズに対して適用される。サブファンド、クラス又はシリーズに帰せられるべき負債又は費用が当該サブファンド、クラス又はシリーズの資産額を超える場合、当該サブファンド、クラス又はシリーズの資産により填補されない金額は、残る他のすべてのサブファンド、クラス又はシリーズの資産に対して比例配分により請求される。
- (i) すべての受益証券は、本信託証書に別段の記載がある場合を除き、同順位であり、実質的に同一の権利、条項及び条件を有する。
- (j) 本ファンド及びサブファンドに帰属する資産は、受益権者のために、受託会社により、又はこれに代わり信託に基づき保有される。
- (k) 受取申込金、償還金、及び会計記録については、当該クラスの受益証券に応じて米ドル建て及び日本円建てで充当、支払、及び記載がなされる。
- (l) サブファンドのために本ファンドが受領した全申込金は、（本信託証書及び募集書類の規定に従い別途投資される場合を除き）マスターファンドの株式の購入に利用され、受益証券の買戻しの資金のために本ファンドが必要とする金員と相殺されないものとする。

3. 管理会社の投資権限

3.1 管理会社は以下を行い、かつ本信託に代わり以下を行う権限を有する。

- (a) 募集書類に適宜記載される本信託の投資目的を達成するべく、信託財産の資産の投資及び再投資を管理及び統制すること。
- (b) 本信託の投資につき、募集書類に適宜記載されるその投資目的に従い投資機会を追求し評価すること。
- (c) 投資資産の実績を分析し、投資傾向、市場動向その他本信託の投資方針に影響を及ぼす可能性があるか、かかる影響が合理的に思料される事項を考慮して、本信託による追加投資に関連して、本信託に対して助言を行うこと。
- (d) 受託会社に対して、受託会社が随時要請する投資資産に関する情報を提供し、かつ3ヶ月に1度以上の頻度で、本信託のために保有する現金の残高の詳細、管理会社の行う投資プログラムにつき前回の報告以降の、又は前回の報告において詳細が記載されなかった全取引にかかる完全な内容、及び本信託の全投資資産の概要を提供すること。
- (e) 受託会社が随時指定する制限の範囲内で、本信託の行う借入につき交渉・監督すること。
- (f) 受託会社の要請に応じて、受託会社の集會に出席するため、又は本信託との関係において、上記に記載する任務に関連して代表者を派遣すること。

- (g) 関係法域の一切の法令に基づく本信託の受益証券の募集に責任を負うこと。
- 3.2 管理会社は、本契約に基づき任務を遂行するにあたり以下を行う。
- (a) 最善の判断、努力及び設備を投入し、いかなる場合も、あらゆる点で十分かつ誠実に本信託の利益を図ること。
 - (b) 本信託証書及び募集書類の適用ある規定（特に、投資制限にかかる記載を含む。）、又は受託者により、もしくはこれを代理して交付される本信託に関するその他の文書の条件を遵守し、かつ（実行可能な場合には）本信託のかかる遵守を確実なものとする。及び
 - (c) 本信託又は受託会社の事業又は評判を何らかの方法により損ないもしくは貶め、又はそのおそれがあると合理的に思料される事柄又は事項を故意に行わず、またこれを約したり許容したりしないこと。
- 3.3 管理会社は、本信託証書の規定に服することを条件として、本信託の投資資産の管理を目的として、本信託の計算及び名義で以下の権限、権能及び権利を有し、かつ本信託証書によりこれを付与される。
- (a) 本信託の保有する証券、現金その他の資産につき、募集書類に適宜記載される本信託の投資目的に応じて引受、購入、売却、転換、償還、預託、引出その他の取引を行うこと。
 - (b) 募集書類に適宜記載される本信託の投資目的を遂行するにあたり管理会社が必要もしくは望ましい、又は付随的であると合理的に判断する役務提供者との間で、あらゆる契約、合意その他の約束を締結、作成、変更及び履行すること。
 - (c) 管理会社が望ましいとみなす期間、通貨で、望ましいとみなす国の銀行その他の者に対して、本信託に代わり金員を現金で留保し、又は本信託の名義で預託すること。
 - (d) 本信託に代わり行為するために、受託会社が行う場合と同様の方法及び効果をもって、本信託証書に基づく管理会社の権利を必要な範囲で適切に行使し、義務を適切に履行することができるようにすること。
- 3.4 管理会社は、本信託に代わり受領した一切の金員を、受領後直ちに受託者又はその指図人に対して支払うか又は預託し、すべての投資が受託会社又はその指名を受けた者の名義により（いずれの場合も本信託の計算で）登録されていることを確実なものとする。
- 3.5 管理会社は、本信託に代わり、保護預り業務及び銀行業務を行う受託会社の承認する機関を手配する。
- 3.6 管理会社が本信託証書に基づき従事するすべての活動は、いかなる場合も受託会社の管理及び検査に服し、管理会社は、通知を受けた受託会社の一切の決議、並びにその他受託会社により随時付与される適法な命令及び決定に従う。
- 3.7 前項の一般的妥当性に抵触しない限度で、受託会社は随時以下を行う。

- (a) 管理会社が、特定の投資対象もしくはそのクラスに対して投資を行い、又は特定の者、法人もしくは会社、もしくはその一部に対して、又はいずれか特定の地域において預託を行うことを禁ずること。
- (b) 管理会社に対して、いずれかの投資対象もしくはそのクラスを売却し、又は（資金が利用可能である場合は）いずれかの投資対象もしくはそのクラスを購入し、これを特定の者、法人又は会社に預託することを要求すること。
- (c) 本信託の投資方針を見直し、管理会社による当該方針の実施の方法を指定すること。
- (d) 管理会社が実施するか又は本信託による実施を推奨する投資方針に関して、受託会社の承認に服するよう管理会社に対して要求すること。

また管理会社は、本信託証書に基づく自己の任務のいずれかを委任する者、法人又は会社が、かかる決定のすべてを実施することを確実なものとしなければならない。

- 3.8 本信託証書に基づくかその他によるかを問わず別段の明示的な記載又は権限の付与がある場合を除き、管理会社は、本信託のために何らかの方法により行為しもしくはこれを代理する権限を有さず、またその他の受託会社の代理人とみなされないものとする。
- 3.9 信託財産の一部を構成する現金が、受託会社又は受託会社の関係者（銀行等の金融機関とする。）の預金その他の口座に移転された場合、かかる銀行等の金融機関は、これと同様の条件の預金に関する通常の銀行業務の慣行に従い、同等の水準の金融機関に同等の金額、期間、通貨で預け入れられている預金に適用される実勢金利を下回らない利率により利息を付す。上記に服することを条件として、かかる銀行その他の金融機関は、自己の利用及び利益のために、信託財産の一部として手元に置く（当座預金又は普通預金の別を問わない。）現金から得られる利益を留保する権限を有する。
- 3.10 受託会社は、各受益権者の受益証券に対して、募集書類に記載する条件で本信託から分配を行うことができる。

4. 信託財産の所有権

信託財産の一切に関する法律上の所有権は受託会社に付与される。

5. 受託会社、管理会社、販売会社及び代行協会員

- (a) 受託会社は、委託された権限をもって以下を行う。
 - (i) 本ファンド及び各サブファンドの一般的な管理及び運用について責任を負うこと。
 - (ii) 本ファンドの受益証券にかかる登録機関及び名義書換代理人として行為し、本ファンド及び各サブファンドの受益権者名簿を管理すること。
 - (iii) 受益証券の引受及び償還請求を受諾すること。
 - (iv) 受益証券の引受の受諾確認書を発行すること。

- (v) 本ファンド及び各サブファンドにかかる会計その他の一切の記録を管理し、財務諸表の作成及びその監査の準備又は助言をすること。
 - (vi) 各サブファンドのクラス及びシリーズに関して純資産価額を算定及び決定し、これに対応して受益証券1口当たりの純資産価額を算定及び決定すること。
 - (vii) 本ファンド及び各サブファンドに関する一切の通信、質問及び連絡に対応及び回答すること。並びに、
 - (viii) 本ファンド及び各サブファンドの当初発行者兼支払代理人として行為すること。
- (b) 受託会社は、本ファンドのために別紙1に記載されるすべての事務管理業務を遂行する。
- (c) 管理会社は、投資運用契約の条件及び条項に服することを条件として、かつ委任権限をもって、以下を行う。
- (i) 本ファンド及び各サブファンドの投資を指図し、本ファンド及び各サブファンドの投資資産に関してあらゆる決定を行うこと。
 - (ii) 信託財産の投資資産を選定し、当該投資資産及びこれに影響を及ぼす政治、経済その他の情勢に関して適切な情報を維持すること。
 - (iii) 募集書類において特定される任務を引き受け、募集書類において特定される報酬の支払を受ける代行協会員を指名すること。
- (d) 受託会社は、管理会社と協議して、随時1社又は数社の受益証券の販売会社を指名することができる。販売会社は、販売契約の条項及び条件に服し、かつ委託された権限をもって、募集書類に記載される任務（受益証券に対する実質的権利を有するあらゆる者（以下「**実質的受益権者**」という。）から支払われる申込金の全額の受領、実質的受益権者に関する一切の必要な調査及びマネー・ロンダリング防止手続の引受、実質的受益権者に代わり保有するすべての受益証券の名目上の保有者としての行為等を含む。）を引き受け、これを遂行する。

6. 販売代理人及びディーラー

受託会社は、いかなる場合も募集書類記載の条件に従うことを条件として、販売代理人、ディーラーその他本ファンドの受益証券の販売及び本ファンドに対する支援業務を行う者（以下「**スポンサー**」という。）を、その裁量により決定する条件で随時指名することができる。いずれのスポンサーについても、被指名者はいずれかの役務提供者の関係者、その社員、株主、取締役、役員、従業員又は代理人であってもよく、かかる指名は、この関係の存在を理由に無効とされたり取消可能とされたりすることはなく、また当該関係者は、この関係のみを理由にかかる雇用に基づく本ファンドの損失もしくは費用の責任を負わされたり、又は本ファンドから直接間接に換価された利益の説明責任を負わされたりすることはない。受託会社は、スポンサーに対して、本ファンドへの役務提供に対する手数料を支払うことに同意することができる。

7. その他の委任権限

- (a) 受託会社は、賢明かつ得策であるとみなす他の一切の事項の遂行及び文書の締結その他につき、本ファンド又は受託会社の名義で行うことを代理人に委任する権限を有する。
- (b) 受託会社は、委任先又は再委任先の行為の監督義務を負うが、委任先又は再委任先の過失又は不履行により生じた損害についてはいかなる責任も負わない。但し、当該委任先又は再委任先の選定又は監督において故意の不法行為、背信、重過失、詐欺行為又は不正行為があった場合にはこの限りではない。
- (c) 受託会社に関して本信託証書に記載される免責条項は、自己の行為又は事項にかかる作為もしくは不作為、又は他の者の作為もしくは不作為、あるいは他の事項もしくは事柄に関するものかを問わず、本項に従い委任又は再委任がなされた他の者についても等しく適用される。委任先又は再委任先は、委任を受けた事項に関して、本項に記載される委任及び再委任の権限が行使されなかった場合に受託会社が負うものと同一の責任を負う。

8. 借入権限

- (a) 受託会社は、(i)受益証券の償還に際して支払う買戻価格の調達、(ii)本ファンド及びサブファンドの費用の支払、(iii)緊急時の備え、及び(iv)管理会社が必要とみなす他の事柄を目的として、本ファンド及びサブファンドに代わって管理会社の提案に従い資金を調達し又は借り入れる権限を有する。
- (b) 管理会社は、借入の取決めにあたり、管理会社が借入金額に等しい額とみなす信託財産上の金員を貸付人又はその指図人に対して預託することができる。かかる場合、預託金は借入金の返済と同時期に（又は1回を超えて返済する場合には、いずれの場合も貸付金に対する預託金の比率が維持されるように）弁済されることを条件とする。
- (c) 本項に基づく借入の利息、及び借入の取決めを交渉し、締結し、変更し、変更の有無を問わず実行し、また解除することにより生じる手数料は、信託財産から支払われる。
- (d) 借入は、受託会社が承認する者（受託会社、管理会社、販売会社、又は受託会社、管理会社もしくは販売会社の関係者を含む。）により行うことができる。

9. 回収及び支払の権限

受託会社は、本ファンドに基づき課せられる公租公課等を含むあらゆる債務を支払い、信託財産にかかる一切の債権債務について訴訟の提起、応訴、和解又は請求の放棄・認諾を行い、本ファンドに基づき受託会社に財産を信託した根拠となる義務についての担保権を処分し、また債務免除、契約その他の書面を締結するために、本ファンドに基づき受託会社が受取可能な一切の財産を回収する権限を有する。

10. 費用負担の権限

受託会社は、本ファンドの目的を遂行するために必要であるか、負担することが望ましい、又はこれに付随するとみなす費用を負担し、支払、又は支払わせる権限を有する。上記の一般性に抵触しない限度で、受託会社は特に次の権限を有する。

- (a) 販売会社、管理会社、並びに他の事務管理人、カストディアン、登録機関及び名義書換代理人、その他の代理人、会計士、監査人、弁護士、ブローカー、販売代理人及びディーラーを任用し、これらに対する報酬を信託財産から支払うこと。及び
- (b) 受託会社自身に対する信託報酬、並びに本信託証書に記載する一切の経費及び費用を信託財産から支払うこと。

11. その他の権限

受託会社は以下の権限を有する。

- (a) 本ファンド又はサブファンドの管理及び運用のために受託会社が望ましいとみなす者を雇用又は任用すること。
- (b) 本信託証書に別段の記載がある場合を除き、本ファンドに基づき受託会社が取引を行う者（受託会社自身又はその各社員、株主、取締役、役員、従業員、代理人及びディーラー、並びに管理会社、投資顧問会社、カストディアン、販売会社、ディーラー、代理人及び独立の請負人を含む。）を、法律により許容される範囲で免責すること。但し、受託会社が、当該取引を行う者の故意の不法行為、背信行為、重過失行為、詐欺行為又は不正行為に関するものと判断した場合は、この限りではない。
- (c) 法律、並びにカストディアン及び本ファンドの間で締結する契約により許容される範囲で、カストディアンを免責すること。但し、カストディアンの故意の不法行為、背信行為、重過失行為、詐欺行為又は不正行為に関するものについては、この限りではない。
- (d) 法律、及び投資運用契約の条件により許容される範囲で、投資管理会社を免責すること。但し、管理会社の故意の不法行為、背信行為、重過失行為、詐欺行為又は不正行為に関するものについては、この限りではない。
- (e) 法律、及び販売契約の条件により許容される範囲で、販売会社を免責すること。但し、販売会社の故意の不法行為、背信行為、重過失行為、詐欺行為又は不正行為に関するものについては、この限りではない。
- (f) 本ファンドの事業年度を設定、変更すること。及び
- (g) 本ファンドの勘定を管理し、監査するための方法を確立すること。

12. 将来の権限

受託会社は、本信託証書に特段の記載があるかにかかわらず、本ファンドに関する事項を管理し、いずれかの地域における本ファンドの活動を遂行し、かつ本ファンドの利益を増進するために必要、適切、又は望ましいとみなすすべての手段を講ずる権限を有する。何が本ファンドの利益となるかにつき受託会社が合理的な注意をもって誠実に行った判断は、最終的な決定となる。

13. 受託会社の責任の制限

受託会社には、法律により許容されるか又は本信託証書の他の条項により付与される免責に加えて、次の規定が適用される。なお本項において「受託会社」とは、在任中であるか解任後であるかにかかわらず、受託会社の社員、株主、取締役、役員及び代理人を含む。

- (a) 受託会社は、譲渡証書、申込書、裏書その他受益証券又は信託財産にかかる権原又は移転に影響を及ぼす書面に付された署名又は印鑑の信頼性に誠実かつ合理的に依拠したうえで作為もしくは不作為があったか又は蒙った事項に関しては、何らの責任も負わないものとする。
- (b) 受託会社及びその相続人、遺言執行人、管財人及び遺産管理人のそれぞれは、その職務又は信託における責務（投資顧問会社の選定、カストディアンを選択、及び投資資産の適切性に関連するものを含む。）の遂行上の作為又は不作為を理由に蒙ったか又は蒙ることある訴訟、手続、経費、賦課金、損失、損害及び費用の一切につき、本ファンド及び各サブファンドの資産により補償を受けるものとする。但し、かかる者自身の故意の不法行為、背信行為、重過失行為、詐欺行為又は不正行為により、又はこれを通じて蒙った場合（もしあれば）は上記の限りではない。また受託会社は、他の受託者、管理会社、投資顧問会社の行為、受領、懈怠もしくは不履行、適合性の観点から行う財産受領への参加、本ファンド及びサブファンドに帰属する金銭その他の資産を預託する銀行その他の者の支払能力もしくは信用性、本ファンドもしくはサブファンドの有する金員の投資の際に設定される担保権の不足、又は上記に記載する要因に起因するか、もしくは相続人らの職務や信託の履行に関連して起因する損失もしくは損害に関しては、何らの責任も負わない。但し、これらがかかる受託者又は管理会社の故意の不法行為、背信行為、重過失行為、詐欺行為又は不正行為により生じた場合はこの限りではない。
- (c) 受託会社は、販売会社（受益証券の名目上の保有者）又は受益権者に対する本信託証書に基づく支払その他につき、本信託証書の別段の規定に従い信託財産から支払われる場合を除いては何らの責任も負わない。
- (d) 受託会社は、本信託証書に基づく義務の履行につき、人的保証や物的保証を付与する義務を負わない。
- (e) 受託会社は、会計士、ブローカー、弁護士、代理人又は受託会社の代理人もしくは顧問として行為するその他の者の提供する助言又は情報に依拠して行為することができ、また受託会社の故意の不法行為、背信行為、重過失行為、詐欺行為又は不正行為の場合を除き、かかる助言又は情報に依拠してなされた作為又は不作為につき責任を負わない。受託会社は、受託会社の故意の不法行為、背信行為、重過失行為、詐欺行為又は不正行為の場合を除き、かかる会計士、ブローカー、弁護士又は代理人の不法行為、過失、不注意、軽率な行為の結果については何らの責任も負わない。また受託会社は、受託会社の故意の不法行為、背信行為、重過失行為、詐欺行為又は不正行為の場合を除き、管理会社の不法行為、誤り、過失、不注意な行為の結果については何らの責任も負わない。上記の助言又は情報は書簡、電報、テレックス、海底電信又はファックス送信により受領することができ、受託会社はこれらに誤謬が含まれ、又は真正さを欠いていたとしても、かかる助言又は情報に誠実かつ合理的に依拠して行為した結果については何らの責任も負わない。

- (f) 受託会社は、本信託証書に基づき役務提供者もしくはその委任先から受けたか、もしくは役務提供者との間の契約に従う指図もしくは指示、又は役務提供者もしくはその委任先が受託会社に対して本信託証書に基づく権能、責務もしくは裁量権の行使を要求しなかったことに起因する損失については、これらが受託会社の故意の不法行為、背信行為、重過失行為、詐欺行為又は不正行為の場合を除き、何らの責任も負わない。受託会社は、役務提供者又はその委任先の投資に関する助言又は履行につき、何らの責任も引き受けない。

14. 受益権者の責任の制限

いずれの受益権者も、信託財産に関連し、又は受益権者自身の保有する受益証券の取引以外により生じた本ファンドの行為、義務もしくは業務に関連して、いかなる者に対しても個人的な責任を負わない。

15. 受益証券

- (a) 本信託証書に基づく本ファンドの受益権者の持分は、本信託証書に特段の記載がある場合を除き、互いに優先順位又は優先権のない受益証券に分割される。下記(c)の記載に服することを条件として、本信託証書により授權される受益証券の発行数には制限がない。本信託証書に基づき発行されたすべての受益証券は、全額払込済かつ譲渡不能である。受益証券の端数は、小数点以下二桁まで計算される。
- (b) 管理会社は受託会社の承認をもっていつでも、いずれのクラスのユニットもそれぞれ 2 以上のユニットに分割することを決定することができる（その場合、かかるそれぞれのユニットはかかる決定に従って分割されるものとする。）。かかる分割において、それによって生じた、該当するシリーズの最小単位に満たない端数のユニットは、管理会社の定める方法において取り扱われるものとする。いずれのクラスの受益証券についてもそれぞれ分割されることが決定された上で、受託会社は、関係する受益権者（それによって拘束される者）にかかる分割をそれぞれ通知するものとし、受益権者名簿には適切な記載がなされるものとする。
- (c) 信託財産の所有権、及び本信託証書に記載される行為を行う権利は、受託会社又はその代理人に対して付与され、受益権者は、保有する受益証券により与えられる受益権持分以外は何らの持分も有さず、受益証券の保有によって、本ファンドの財産、収益、権利又は持分の分割又は分配を請求する権利を有することはなく、また、本ファンドの損失を分担しもしくは引き受け、又は何らかの評価を受けることもない。受益証券は、本信託証書に明示的に記載される権利のみを付与する個人財産となる。
- (d) 受託会社は、その絶対的な裁量により、信託財産の取引開始に先行する募集期間において発行される受益証券の総数の下限及び／又は上限、各クラス及び／又はサブファンドに関して募集される受益証券数、並びに各受益権者による受益証券の最低引受数、あるいはその他本信託証書の条件に基づく償還、買戻、譲渡その他の処分後における各受益権者による受益証券の最低保有数を、随時決定することができる。

16. 募集期間中の発行

- (a) 募集期間中の受益証券の当初発行の申込は、募集書類において特定される指図に従い、受託会社が随時作成する引受契約の様式を用いて、受託会社が決定する最低引受額その他の条件により行われ、払込は、受託会社が受益証券の当初発行に先行して決定する日時及び場所にて、その決定する本ファンドの代理人に対して行われる。受益証券の払込は米ドル建てクラスについては米ドル又は日本円建てクラスについては日本円で、電信送金、銀行引受手形、又は募集書類において適宜特定されるその他の手段により行われる。
- (b) 各サブファンドの受益証券は、募集書類において特定される受益証券1口当たりの発行価額に、募集書類に記載される受益証券1口当たりの関連する販売手数料及び公租公課を加算した金額で、募集期間において募集され、各発行日付で発行される。
- (c) 受益証券は、募集期間内であっても関連するサブファンドの純資産価額の計算が停止されている間は発行されない。かかる発行の禁止は、停止期間の開始前に本ファンドにより受領及び受理された受益証券の申込については適用されない。

17. 受益証券の追加発行

- (a) 本信託証書の日付又は当該日付近に本ファンドより発行された募集書類に記載された募集期間満了後における受益証券の追加購入の申込は、本ファンドが発行する募集書類に従い、受託会社が随時作成する引受契約の形態で、受託会社が適宜決定する発行日、最低引受額、支払条件その他の条件に従って行われる。
- (b) いずれの受益証券も、純資産価額の計算が停止される間は、募集期間後においても発行されない。かかる発行の禁止は、停止期間の開始前に本ファンドにより受領及び受理された受益証券の申込については適用されない。

18. 申込の拒絶

- (a) 受託会社は、（募集書類に記載する）委託された権限により、受益証券の申込を拒絶することができ、申込が拒絶された場合には、受領した金額の全額が、利息その他何らの利益を付されることなく申込者に対して返金される。
- (b) 受託会社により受益証券の申込が受入れられた場合においてマスターファンドが本ファンドの引受に対する申込を拒絶した場合又は本ファンドの持分を償還した場合には、かかる受益証券の申込に関する資金又は償還された受益証券は管理会社の裁量で現金等価物又はマスターファンドもしくはマスターファンドがその全資産又は実質的に全資産を投資するアンダーライニング・ファンドと実質的に類似したトレーディング戦略を有するその他のファンドに投資できる。

19. 引受の払込

- (a) 受益証券の申込者から受領した金員は、受託会社により又はその代理人により保管され、申込が受諾された場合には、販売手数料及び公租公課を控除した全額が、募集書類において特定される引受の手續に従い受益証券及びその端数（小数点以下二桁まで計算される。）の購入代金として充当される。

- (b) 受託会社、本ファンド又はその各代理人は、払い込まれた資金のうち受託会社により又はこれに代わって受領する以外の金員については何らの責任も負わない。また、受託会社、本ファンド又はその各代理人は、集められた資金のうち受託会社により又はこれに代わって受領されたものであって、受託会社又はその代理人が申込者又は受益権者に帰属するものである旨特定できないものについては、受託会社がかかる金銭を送金者に対して利息その他の利益を付さずに返金するために最善の努力を尽くすことを除き、何らの責任も負わない。

20. 純資産価額

- (a) 各クラス、各サブファンド、各シリーズ及び各受益証券の純資産価額は、受託会社が管理会社と協議して、各評価日（又は当該受益証券の販売及び償還価格を計算する目的において受託会社が必要とみなす他の日時）においてこれを決定する。純資産価額の計算は、募集書類に記載される会計基準及び計算方法に基づき行われる。

- (b) 純資産価額の計算は、受託会社が管理会社と協議して決定する。純資産価額は、各サブファンド及びシリーズ毎に個別に計算され、個別の帳簿及び記録が保持される。

(i) クラスの純資産価額

特定の評価日におけるクラスの純資産価額の総額は、サブファンドのうち当該クラスに帰属する証券その他の資産の総額から、未払の負債、債務及び義務（未払の運用報酬及び成功報酬、並びに手数料を含む。）、並びに受託会社が引当金の設定又は債務の計上を決定した偶発債務を差し引いて算定される。

(ii) シリーズ当たりの純資産価額

ある評価日におけるシリーズ当たりの純資産価額は、サブファンドの関連クラスにおける関連シリーズの受益証券の純資産価額の総額を、当該クラスに関して当該評価日現在に発行済未償還である関連するシリーズの受益証券数（当該日付で行われる受益証券の販売及び償還の考慮前に計算される。）で除したものに等しい額とする。

- (c) 償還又は買戻がなされる受益証券は、純資産価額が決定される評価日の営業終了時まで（当該時点を含む。）は発行済未償還の受益証券とみなされ、かかる時点以降、償還又は買戻がなされる受益証券の価格が支払われるまでの間は、本ファンドの債務とみなされる。

- (d) 純資産価額の決定については、会計監査人が毎年これを調査する。いずれかのシリーズ、クラス、サブファンド又は受益証券の純資産価額について受託会社及び会計監査人の間で意見の相違が生じ、両者の合意に至ることができない場合、かかる純資産価額は、受託会社、又は受託会社が指定する他の者により最終的に決定される。

- (e) 本信託証書に従い行われる評価はすべての者を拘束する。

- (f) 受託会社は、いかなる場合又は状況においても、上記の決定につき合理的な注意を払って誠実に行った決定その他の措置の作為もしくは不作為については、何らの個人的責任も負わない。

21. 純資産価額の計算の停止

- (a) 受託会社（募集書類に記載される委任権限を条件とする。）は、募集書類において特定される事象が生じた場合には、あるシリーズ、クラス又はサブファンドの純資産価額の決定とその結果の受益証券の引受、償還又は買戻の権利の行使、及び買戻価格又は償還金の支払を停止することができる。
- (b) 本ファンドは、償還又は買戻のために呈示された受益証券を有する受益権者への支払を、停止期間が解除されるまでの間留保することができる。
- (c) 停止の通知は、すべての受益権者に対してなされる。停止通知後においても受益権者が償還請求を撤回しない場合には、償還は停止期間終了後の最初の買戻日付で行われる。停止期間は、可能な場合にはこれをできる限り早期に終了するために合理的なあらゆる措置が講じられる。
- (d) 停止の通知は、受託会社が停止を宣言したとき（当該宣言の翌営業日の営業終了時より後にはならないものとする。）に効力を生じ、かかる時点以降受託会社が停止の終了を宣言するまでは、純資産価額については何らの決定も行われぬ。但し、以下の事由が発生した場合には、かかる停止はその事由が発生した営業日に解除される。
- (i) 停止を発生させた状況がなくなり、かつ
 - (ii) 停止を可能とする他の状況が存在しない場合。

22. 受益証券の償還

- (a) 受益権者は、募集書類において特定される通知（以下「**買戻通知**」という。）を本ファンドに対して行うことにより、受益証券の全部、又は本信託証書に記載される最低買戻額を条件とする受益証券の一部につき、買戻日における買戻を本ファンドに対して請求することができる。本ファンドは、募集書類中の記載に従って買戻手数料を課すことができる。受託会社は、かかる買戻通知の真正さを誠実に信頼した場合には、これに合理的に依拠することができる。一旦なされた買戻通知は、管理会社の書面による同意がある場合を除き、取り消すことができない。
- (b) 受益権者は、管理会社によりその単独の裁量で撤回されない限り、かかる受益権者が保有する受益証券が各クラスについて当初の投資の当該最低額未満である一部の買戻請求を行うことはできない。ある受益権者の保有する受益証券の一部のみにつき買戻が請求された結果、当該受益権者の有する受益証券が各シリーズに対する当初の投資の当該最低額未満となる場合には、買戻が請求されている受益証券数を減じるか、あるいは当該買戻通知を、かかる受益権者が有する当該クラスの受益証券の全部についての買戻請求とみなすことができる。

- (c) 各シリーズの受益証券の当該買戻日における買戻価格は、直近の評価日に決定される当該シリーズの受益証券 1 口当たりの純資産価額（適用される買戻し手数料控除後）となる。
- (d) 本ファンドは、買戻実行日の 8 営業日及び 1 日本営業日以内に買戻価格を支払う努力をする。償還日及び実際に支払が行われる日までの間の利息は支払われないものとする。
- (e) 受託会社はその裁量により、上記の手続、及び最低買戻額（又は受益証券）に関する規定を修正することができる。
- (f) 受託会社（又は募集書類に基づくその委任先）は、受益権者が有する受益証券を買い戻すに際して、弁護士報酬その他の費用を含む潜在的な将来債務に対して引当勘定を設定し、また本ファンドが当該受益権者から買い戻す受益証券につき本来支払う予定の買戻価格の一部を留保することができる。受託会社（又はその委任先）はまた、受託会社（又はその委任先）が本ファンド又は受益権者の最善の利益になると信ずる場合には、買戻価格の支払を遅延させる権利を留保する。
- (g) 管理会社は、すべての受益権者の利益を保護するために、サブファンドに関連するクラスにつき所定の買戻日に買い戻される受益証券の総数を、当該クラスの発行済受益証券の純資産価額の総額の 20% にまで制限することができる。かかる制限がなされた場合、買戻は、通常は販売会社が買戻請求を受領した順に効力を生じ、例外的に、販売会社及び受託会社の裁量により、当該クラスの受益権者が保有する受益証券との比例割合にてかかる制限が適用される。管理会社が買戻制限を設けたことにより所定の買戻日において買い戻されなかった受益証券は、再度 20% の制限の適用に服することを条件として、当該クラスの受益証券にかかる次回の買戻日に買い戻される。このように買戻請求が繰り越された場合、管理会社は、当該買戻日から 7 日以内に当該受益権者に対して、当該受益証券の買戻がなされなかった旨、及びかかる受益証券が、再度 20% の制限に服することを条件として当該クラスの翌買戻日において買い戻される旨を記載した通知を行う。
- (h) 受託会社はその単独の裁量により別段に決定する場合を除き、買戻価格は米ドル建て又は日本円建てで支払われる。
- (i) 償還又は買戻に際して、
 - (i) 受託会社（又はその委任先）が純資産価額の決定を停止する宣言を行ったことにより、買戻価格の決定が、通常決定される日を経過しても停止されたままである場合、受益権者の保有する受益証券にかかる償還権又は買戻権は同様に停止され、かかる停止期間中、当該受益権者は保有する受益証券の償還又は買戻の請求（もしあれば）を取り消すことができる。本項の定めに基づく償還又は買戻請求の取消は書面をもって行われ、停止期間の解除前に販売会社を通じて受託会社が実際に受領した場合にのみ効力を生ずる。かかる請求が上記のとおりに取り消されなかった場合には、当該受益証券の償還又は買戻は、停止期間終了後の最初の評価日付で行われる。また、

- (ii) 本信託証書に従い受益証券の償還又は買戻が効力を生じた場合、受益権者は、当該受益証券に関するいずれの権利も喪失し、これにより当該受益権者の氏名は、関連する受益権者名簿から抹消される。

23. 強制買戻

- (a) 受託会社が以下を決定した場合又は以下を信じる理由がある場合、本ファンド管理会社はその裁量により、受益権者に対する 10 営業日前の書面の通知をもって、販売会社に対して当該受益権者の有する受益証券の全部又は一部を本ファンドにより買い戻すよう指図することができる。
 - (i) かかる受益権者が本信託証書に反して当該サブファンドにおけるその受益証券の一部を移転した又は移転を試みた場合
 - (ii) かかる受益権者の当該受益証券の所有が、米国もしくははその他該当する法域の有価証券もしくは商品に関する法又は当ファンドもしくはサブファンドに適用される自主規制機関の規則に、ファンド又はサブファンドが違反することとなる又はそれらに基づきサブファンドの受益証券の登録を要求し又はファンド、サブファンド、管理会社、販売会社、マスターファンド投資顧問会社もしくは受託会社に更なる規制を受けさせる場合
 - (iii) 受益権者による受益証券の継続的な所有が、本ファンド、サブファンド、管理会社、販売会社、マスターファンド投資顧問会社もしくは受託会社の事業もしくは世評に悪影響を及ぼすもしくは有害である、又はファンド、サブファンドもしくはその他の受益権者に過度のリスクもしくは不利な税金もしくは会計上の結果をもたらす可能性のある場合
 - (iv) それぞれの受益証券の取得に関してかかる受益権者による表明及び保証が、行われた時点において事実と反する又は重要な面において事実と反することとなった場合
 - (v) 受益権者による受益証券の部分的な償還により、かかる受益権者が、その発行された（償還される）受益証券に関して当該サブファンドにより必要とされる最小投資単位を超えない純資産価額総額のみ保有することとなる場合
 - (vi) 当該サブファンドの資産の一部が有効に投資できない場合。なお、かかる状況においては、サブファンドは、受益権者全員の名義で、当該サブファンド内のクラスの受益権者全員に按分して受益証券を償還する、取消不能の権利を有する。

強制償還が行なわれる場合、買戻価格は、上記に記載された買戻し手数料（管理会社の単独の裁量により決定される）の修正を差し引いた、買戻日の営業終了時の当該サブファンドの受益証券 1 口当たりの純資産価額をいう。かかる買戻し手数料は、本ファンドの利益となる。強制償還の後、受益権者は、買戻価格を受領する権利を除き、買戻価格が計算される日の営業終了時の後に買戻される受益証券に関する権利を有しない。

24. 受益権者名簿

- (a) 受益権者名簿は、受託会社、又は受託会社の指図により正当に指名された代理人がこれを管理し、受益権者の氏名、各保有受益証券数、これに関する一切の取引の記録が記載される。受益権者名簿は、本ファンドの受益権者及び配当を受領し又は受益権者の権利を行使もしくは享受する者の特定については確定的なものとする。
- (b) 受託会社及びその代理人は、受益権者名簿に記載される受益権者を、当該受益証券の絶対的な所有者とみなすことができ、法律又は管轄裁判所の命令により要求される場合を除き、いかなる方法によっても（実際の、又は推定による通知を受けているか、また受託会社及びその代理人が、その指名する者の名義で登録されたか又は登録される受益証券の実質的な所有に関して問合せを行うことを要求されるか又は既にかかる問合せを行ったかにかかわらず）受益証券に関する衡平法上の、臨時的、将来の又は部分的な権利を把握する義務を負わず、また把握することを強制されない。
- (c) いずれの受益権者も、受益権者名簿を管理する受託会社又はその代理人に対して、名簿記載のために自己の住所又は住所変更を届け出るまでは、本信託証書に定める受益権者に対する配当を受領し又は通知を受ける権利を有しない。
- (d) 受益権者は、受益証券の所有権を証する書面の発行を請求することができる。受益証券の券面は発行されないものとする。
- (e) 1口の受益証券を複数の受益権者により保有することも可能であるが、いかなる場合も4名を超えないものとする。かかる共同受益権者の場合は、文脈上許容される範囲で、本項の上記の規定において「受益権者」として言及されている部分は、複数の受益権者を含むものとして読み替えるものとする。但し、受益証券1口を複数の受益権者が保有する場合であっても、かかる受益証券に関して発行される券面は1通のみであり、受託会社が共同受益権者の全員から書面で別段の指図を受ける場合を除き、一切の支払、分配、通知及び連絡は、かかる共同受益権者のうち、受益権者名簿の筆頭に記載される者に対してなされ、上記のとおりなされた通知は、全共同受益権者に対する通知として認められる。
- (f) 受益権者名簿は、受益権者がこれを閲覧できなくともよく、また公衆の縦覧に供されることもない。

25. 受益証券の名義書換

いずれの受益証券も、受託会社の事前の同意を得ることなく譲渡することはできない。受益証券は、前項に従い受託会社又はその代理人により維持される記録上で、登録される受益権者又は書面により正当に権限を付与されたその代理人が、受託会社が承認する様式の適式に署名された譲渡証書（並びに引受申込書、及び当該時点において本ファンドに適用される法の規定もしくは政府その他の要件、規則もしくは方針を遵守するために受託会社により、もしくはこれに代わり要求される情報、又は受託会社により、もしくはこれに代わり要求されるその他の情報、並びに受託会社により、又はこれに代わり合理的に要求されるかかる譲渡その他の事項の履行と権限付与の正当性を証する書面）を受託会社又はその代理人に対して交付することにより、譲渡することができる。受託会社は、提案される受益証券の譲渡につき、承認の可否について絶対的な裁量権を有する。上記の書面の交付をもって、受益権者名

簿に名義書換がなされたことが記録される。登録される受益権者は、かかる記録が受益権者名簿になされるまでは本信託証書のいかなる目的においても当該受益証券の保有者とみなされ、受託会社又はその役員、従業員もしくは代理人のいずれも、提案される譲渡に関する通知によっては何らの影響も受けない。

26. 受益証券の移転

法の定めにより受益証券の権利を付与される者は、受託会社又はその代理人に対して適式な権利証書を提出することにより受益権者名簿に受益証券の保有者として登録される。但し、かかる登録が受益権者名簿になされるまでは、本信託証書のいかなる目的においても、名簿上の受益権者が当該受益証券の保有者とみなされ、受託会社及びその役員、従業員又は代理人は、かかる法の定めのある存在によっては何らの影響も受けない。

27. 通 知

- (a) 通知又は書面は、受益権者に対し、直接手交もしくは受益権者名簿に記載される当該受益権者の住所宛の料金前払いの航空書簡もしくは航空クーリエ便、又は、受託会社が適切と判断する場合は、電報、テレックスもしくはファクシミリにより送達することができる。
- (b) 受益権者集会に本人又は代理人により出席する受益権者は、すべての目的において当該集会の正当な通知を受領しているものとみなされ、必要ある場合は、当該総会の招集目的を記載した通知を受領しているものとみなされる。
- (c) 受託会社又は受託会社の役員に送付又は送達することが要求される召喚状、通知、命令その他の書面は、これを受託会社に直接届けるか、又は料金前払いの封書もしくは小包にて受託会社又は信託事務所における役員宛に郵送することにより、送付又は送達することができる。
- (d) 通知その他の書面は、郵送により送付された場合には、これを含む書簡が投函されてから 48 時間後に送達されたものとみなされ、かかる送達の証明は、当該通知又は書面を含む書簡が適切な住所に宛てて正当に投函されたことを証明するのみで足りる。
- (e) 本信託証書に従い受益権者の登録された住所に郵送により交付されたか直接届けられた通知又は書面は、かかる時点で当該受益権者が死亡し、精神的障害を有し、破産し又は解散していた場合であっても、また、受託会社がかかる死亡、精神的障害、破産又は解散の通知を受けているかにかかわらず、単独又は共同の保有者である当該受益権者の名義において登録される受益証券に関して正当に送達されたものとみなされる。但し、当該受益権者の氏名が、かかる通知又は書面の送達の時点で受益権者名簿から当該受益証券の保有者として抹消されている場合はこの限りでなく、またかかる送達は、あらゆる目的において当該受益証券に持分を有するすべての者（かかる者との共同で有するか、又はかかる者を通じてもしくはかかる者にに基づき請求を行うかを問わない。）に対する当該通知又は書面の送達となるものとみなされる。
- (f) 本信託証書の定めに従い、受託会社による承認、指図、同意、要求、通知証明その他の意思表示が要求される場合、その受領者は、その十分な証拠として、受託会社を代理してその各代表者が署名した、かかる承認等を記載した書面を受領することができる。

28. 報告、会計及び監査

- (a) 受託会社及びカストディアンは、本ファンド及びサブファンドの一切の収入、支出、投資その他の取引の勘定、並びに本ファンド及び各サブファンドのすべての勘定の記録を管理する。本ファンドの財務諸表は、貸借対照表、損益計算書及び受託会社が必要と判断するその他の計算書から構成される。かかる財務諸表は、各会計年度末付で作成される。
- (b) 受託会社は、本ファンドの勘定及び財務諸表につき会計年度毎に会計監査人による監査を行う。監査済の財務諸表については、通常、各会計年度末から 180 日以内又はその後可及的速やかに、受託会社により各受益権者に対して写しが送付される。但し、当該受益権者に対してかかる送付を行わないことを受益権者が書面により承認した場合はこの限りではない。また年次報告書についても、受託会社の事務所から入手できるものとする。
- (c) 受託会社は、関連する募集書類において特定される報告書を受益権者に送付するよう手配する。
- (d) 受益証券が発行、償還、転換、名義書換又は移転された場合、当該受益証券を購入、償還、転換又は取得する受益権者に対して確認書を送付する。
- (e) 本信託の財務諸表の作成に当たり用いられる会計方針は、GAAP 又は受託会社が決定するその他の会計基準に従うものとして、受託会社により決定される。

29. 本信託証書及び契約並びに受益権者の権利の変更

受託会社は、受益権者に対して 10 日前までに書面で通知することにより、本信託証書の追補証書の作成をもって、受益証券権保有者の最善の利益になると考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、以下を条件とする。

- (i) 受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと判断する旨を書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、修正、改訂又は追加が行われないこと。及び
- (ii) かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないこと。

30. 本信託証書及び財務諸表の写し

本信託証書及び追補証書の写しは、通常の営業時間内であればいつでも、受託会社により、信託事務所において受益権者の閲覧に供される。受益権者は、受託会社に要請し、かつ発行費用に相当する適切な金額を支払うことにより、受託会社から当該書類の写しを受領することができる。

31. 受託会社、カストディアン、販売会社、代行協会員及び管理会社の報酬及び費用

- (a) 受託会社は、管理会社との間で随時合意する手数料を本ファンドから受領する権利を有する。
- (b) カストディアンは、資産保管契約（修正を含む。）に記載される報酬を本ファンドから受領する。
- (c) 販売会社は、販売契約（修正を含む。）に記載される報酬を本ファンドから受領する。
- (d) 管理会社は、提供する役務に関して投資運用契約及び募集書類（修正を含む。）に記載される報酬を信託財産から受領する権利を有する。
- (e) 受託会社及びその各代理人はまた、本ファンドの設定及び管理の継続に関連して負担する一切の合理的な立替費用（あらゆる弁護士報酬、監査報酬、並びに電話、テレファックス、テレックス及びクーリエの料金を含む。）についても弁済を受けることができる。
- (f) 代行協会員は、募集書類において随時定める報酬を本ファンドから受領することができる。
- (g) 本ファンドが終了した場合、受託会社は、かかる終了に関して本ファンドとの関連で負担した上記に記載する合理的な一切の立替費用の弁済を受けることができる。

32. 公租公課

- (a) 信託財産又はこれに関連する取引に関して課される一切の公租公課は、本項に別段の記載がある場合を除き、信託財産より支払われる。受託会社が選定する法律顧問の意見により、公租公課のいずれかを受益権者が支払うことが適切とされた場合、かかる目的に信託財産は充当されず、本項の金額又は見積額は、受益権者に対する支払金又は分配金から控除することができる。但し、上記にかかわらず、当該法律顧問により、かかる公租公課が通常の場合は当該受益権者により支払われるべきとされるが、受託会社が当該法律顧問により、かかる公租公課は信託財産に対する負担もしくは課徴金となるかもしくはその可能性があること、又は信託財産から回収可能であるかもしくはその可能性があることを助言された場合、あるいは、受託会社はその裁量により、かかる公租公課の不払が、信託財産に不利益な影響を及ぼすか又はその可能性があると判断する場合には、受託会社は、かかる公租公課を信託財産から支払うことがある。かかる場合、受益権者は、当該公租公課の金額を受託会社に対して支払い、これに不履行のあった場合、受託会社は、受益権者に対する爾後の支払金又は分配金から控除するなど、当該金員を回復するための手続を受益権者に対して講じることができる。受託会社の法律顧問の意見により、何らかの公租公課が受益権者に対する支払金又は分配金より控除すべきとされる場合、その金額又は見積額はかかる支払金又は分配金から控除することができ、当該控除については受益権者に対して速やかに書面の通知を付与しなければならない。公租公課にかかる債務につき何らかの資金が、かかる債務の最終決定を待たずに留保されたか又は分離された場合であって、当該債務の最終決定後において、かかる資金の残高があるときは、かかる残高及びこれにかかる受益権者の権利に関して受託会社が行う決定は最終的なものとなる。

- (b) 受託会社は、本信託証書の定めに基づくあらゆる種類の取引に起因又は関連する公租公課その他の課徴金につき、受託会社が合理的な注意を払って管轄財政当局に対して誠実に支払ったか又は負担したものについては、かかる支払又は負担がなされるべきではなく又はその必要がなかった場合であっても、受益権者に対して説明その他の責任を負わない。

33. 新規の受託会社の任命

本信託証書の定めに従うことを条件として、

- (a) 受託会社は、管理会社及び販売会社に対して 90 日前までに書面の通知を行うことにより、任意に辞任することができる。但し、かかる 90 日間が満了する前に承継受託会社が任命されない場合、受託会社は、(i)承継受託会社が任命されておらず、かつ(ii)管理会社が承継受託会社に任命しうる者を確保するべく真摯に努力している限り、更に 90 日間を限度として受託会社としての行為を継続するものとする。
- (b) 受託会社が辞任を希望したか又は任意もしくは強制的に清算したか、あるいは何らかの再建計画もしくは吸収合併に服することとなった場合、管理会社及び販売会社は共同して、受託会社又はその関係会社の解散、再建又は吸収合併の結果これを承継する会社を指名することができる。但し、かかる指名を受ける者は、本信託証書の信託を管理する資格を適法に有する信託会社であるものとする。
- (c) 本ファンドの受託会社を辞任する受託会社はいずれも、本ファンドの信託を受託している期間に関しては、法律又は承継受託会社により辞任受託会社に対して付与された免責、権能及び特権に加えて、本信託証書及びかかる期間において作成された追補証書により受託会社に対して付与された一切の免責、権能及び特権の利益を引き続き享受する。
- (d) 下記の事由の一が生じた場合、受託会社は、管理会社及び販売会社が共同して正当に承継受託会社を指名した時点をもってその任務を辞する。
- (i) 受託会社が強制清算した場合又は受託会社もしくはその一部を引き受ける破産管財人が指名された場合。又は
- (ii) 本ファンドの信託の管理に適用される法廷地法に基づき管轄権を有する司法当局又は政府当局の行為により、受託会社が、本信託証書に基づく受託会社としての行為権限又は機能を遂行する権限を喪失したと判断された場合。
- (e) 管理会社は、90 日前までに書面により受託会社に対して解任を通知し、承継受託会社を指名することができる。
- (f) 受託会社は、その任務を辞した場合いつでも、信託財産の全部、並びに本ファンドに関連する記録及び書類の一切を承継受託会社（もしあれば）に対して譲渡することができるかつその義務を負い、また本信託証書に基づき支払を受けるべき一切の金員、及び譲渡にあたり合理的に負担したあらゆる費用及び経費につき免責され、かつ信託財産から留保することができる。承継受託会社は、自らが当事者となる証書により任命を受け、かかる受託会社の変更は、すべての受益権者に対して書面で通知される。

34. 新規の管理会社の任命

- (a) 管理会社は、受託会社に対して 90 日前までに書面の通知を行うことにより、任意で辞任することができる。
- (b) 管理会社が辞任を希望したか又は任意もしくは強制的に清算したか、あるいは何らかの再建計画もしくは吸収合併に服することとなった場合、受託会社は、管理会社の解散、再建又は吸収合併の結果これを承継する会社を指名することができる。但し、かかる指名を受ける者は、本ファンドの管理を行う資格を適法に有する会社であるものとする。
- (c) 本ファンドの管理会社を辞任する管理会社はいずれも、本ファンドの管理を行う期間に関しては、本信託証書及びかかる期間内に作成された追補証書により管理会社に対して付与された一切の免責、権能及び特権の利益を引き続き享受する。
- (d) 下記の事由の一が生じた場合、管理会社は、受託会社が適正に承継管理会社を指名した時点をもってその任務を辞する。
 - (i) 管理会社が強制清算した場合又は管理会社もしくはその一部を引き受ける破産管財人が指名された場合。又は
 - (ii) 管轄権を有する司法当局又は政府当局の行為により、管理会社が、本信託証書に基づく管理会社としての行為権限又は機能を遂行する権限を喪失したと判断された場合。
 - (iii) 管理会社が、本信託証書に基づく義務又は本信託の主題に関連した合意に基づく管理会社の義務を重要な点において遵守せず、管理会社承継管理会社の正式な任命の時点においてもかかる義務の違反が継続している場合。
- (e) 管理会社は、その任務を辞した場合はいつでも、本ファンドに関連する記録及び書類の一切を承継管理会社（もしあれば）に対して譲渡することができかつその義務を負い、また本信託証書に基づき支払を受けるべき一切の金員、及び譲渡にあたり合理的に負担したあらゆる費用及び経費につき免責され、かつ信託財産から留保する権利を有する。承継管理会社は、自らが当事者となる証書により任命を受け、かかる管理会社の変更は、すべての受益権者に対して書面で通知される。

35. 本ファンドの終了

- (a) 本ファンド及び／又はそのサブファンドは、下記の事由の一が最初に生じたときに終了する。
 - (1) 受託会社による終了

本ファンド又はそのサブファンドは、下記の事由の一が生じた場合に受託会社によって終了されることがある。

 - (i) 本ファンドもしくはそのサブファンドが違法となる法案が可決されたか、又は、本ファンドもしくはそのサブファンドの存続が不可能

もしくは又は不適切であると受託会社が合理的に判断した場合。但し、管理会社及び販売会社は、承継受託会社を任命する機会を受託会社により与えられるものとする。

- (ii) 本信託証書の定めに従い管理会社が解任され、かかる解任から 30 日以内にこれに代わる管理会社が任命されない場合。
- (iii) 販売会社に関して破産事由が生じた結果、販売会社が受託会社又は管理会社により解任され、かかる販売会社が解任された日より 30 日以内に後任の販売会社が任命されていない場合。
- (iv) 受託会社が辞任することを選択し、管理会社及び販売会社に対してかかる辞任の通知を付与してから 90 日以内に、管理会社及び販売会社が承継受託会社を任命しない場合。又は
- (v) 販売会社が辞任することを選択し、管理会社及び受託会社に対してかかる辞任の通知を付与してから 6 ヶ月以内に、管理会社及び受託会社が承継販売会社を任命しない場合。

(2) 管理会社による終了

管理会社は、受託会社及び販売会社に対する通知をもって、その絶対的な裁量で本ファンド又はそのサブファンドを終了することができる。

(3) 共同による終了

- (i) 受託会社は、本ファンドの終了につき販売会社及び管理会社が共同で行う指図を書面で受領した場合には、直ちに本ファンドを終了する。また、
- (ii) 受託会社、管理会社又は販売会社のいずれかが本信託証書の条項に従い解任され、かかる解任の日より 30 日以内に、かかる者の任務を代替する者が任命されない場合、解任された者以外の当事者は、相互の合意により本ファンドを終了することができる。

(4) 販売会社による終了

販売会社が辞任することを選択し、管理会社及び受託会社に対してかかる辞任の通知をしてから 6 ヶ月以内に、管理会社及び受託会社が承継販売会社を任命しない場合、販売会社は、受託会社及び管理会社に対する通知をもって、その絶対的な裁量で本ファンドを終了することができる。

(5) 終了

本ファンドは、上記に従い終了される場合を除き、本信託証書の日付の 150 年後の応当日に終了する。

- (b) 本ファンド又はサブファンドが、上記に記載するとおり受託会社、管理会社及び／又は販売会社のいずれかにより終了された場合、終了する当事者は、本信託証書に基づき、他の当事者に対して、かかる終了の日付（通知送達の日から6ヶ月目以降とする）を定めた終了通知をしなければならない。但し、受託会社、管理会社及び／又は販売会社のいずれかが別段の合意をした場合には、合意された他の日付が終了日となる。
- (c) 本ファンドが本第35項に基づき終了された場合、販売会社は、関連する受益権者に対して通知を付与し、ファンド解散の1ヶ月前までに、日本の有力紙上に公告を掲載するよう手配する。かかる公告の費用は、受託会社が信託財産からこれを支払う。

36. 受託会社による投資の換価

本ファンドが上記第35項に従い終了した場合、以下に従うものとする。

- (a) 管理会社は、当該時点において本ファンドを構成するすべての証券を換価するものとし、かかる換価は、受託会社及び管理会社が望ましいと判断する本ファンドの終了後の期間において、望ましいと判断する方法により遂行され、完了する。
- (b) 換価が行われた場合、受託会社は、その手取金（下記(d)項に服することを条件とする。）を、本ファンドのクラス及びシリーズ間で、当該終了日の直前の評価日現在における各純資産価額の比例割合にて割り当てる。
- (c) 受託会社は、受益権者に対して、上記(b)に従い得られた正味の手取金のうち（下記(d)及び(e)に従うことを条件として）分配の目的のために供される金額を適宜分配し、かかる分配は、受益権者が有するクラス及びシリーズの受益証券数との比例割合にて行われる。
- (d) 分配に関する一切の支払は、本信託証書に従って行われる。
 - (i) 受託会社は、最終の分配の場合を除き、当該時点においてサブファンドを構成する金員のうち、受益証券1口につき1米ドルを支払うに満たない金額については分配の義務を負わない。
 - (ii) 受託会社は、サブファンドを構成する金員から、受託会社が本ファンド、又は本ファンドの終了に関して負担し、行い、開始し、認識したあらゆる経費、賦課金、費用、請求、要求、訴訟及び手続の全額に充当することを受託会社が決定する金額を留保する権利を有し、かつ留保した金員から、当該経費、賦課金、費用、請求、要求、訴訟及び手続についての補償及び免責を受ける。
 - (iii) 関連する受益権者の同意を得ることを条件として、受託会社は、受益権者が受領すべき金額の全部又は一部を、現物で分配することができる。
 - (iv) 受取請求のなされない手取金、その他本信託証書の規定に基づき受託会社が保有する本信託証書に記載する金員は、当該金員が支払可能となった日から12ヶ月の期間が満了した時点で、裁判所に供託することができる。かかる場合、受託会社は、供託に際して負担した費用を、受取請求のなされない支払金から控除することができる。

37. 準拠法

本ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、すべての受益権者及び受託会社の本信託証書に基づく権利並びに本信託証書の各規定の解釈及び効力は、ケイマン諸島の法律に準拠し、ケイマン諸島の裁判所の管轄権に服せしめることができる。

38. 裁判管轄の変更

本信託証書の記載にかかわらず、受託会社はいつでもかつ随時、本信託証書及び本信託証書により設定される本ファンドが、本信託証書の日付又は本信託証書に記載される他の日付をもって、いずれかの地域の法律に基づき効力を生じ、かつかかる日付から、当該地域の法律が本信託証書及び本信託証書に基づく本ファンドの適用法となり、当該地域の裁判所が本信託証書及び本ファンドの管理に関する法廷地となることを、証書をもって宣言することができる（かかる宣言は本項により付与される権限に従うものとし、かつ本信託証書に基づき次に宣言がなされるまで有効とする。）。かかる宣言が行われた場合、受託会社は、信託、権限及び本信託証書の規定が（必要な変更を加えて）、ケイマン諸島の法律に基づく場合も可能な限り現在と同様に有効となることを確約するべく、かかる宣言が行われた時点又はこれ以降本ファンドが存続するいずれかの時点において、信託の権限及び本信託証書の規定について受託会社はその裁量により望ましいか又は必要とみなす間接的な又はその他の変更を、証書をもって行う（いかなる場合も第29項に従うことを条件とする。）権限を有する。

39. 第三者による依拠

本ファンドの事項に何らかの関係を有する事実の存在を証するために、本ファンドの記録に従い本信託証書に基づき受託会社となる者によって作成された証明書は、受託会社と取引を行う者及びその各承継人又は代理人のために、証明された事項に関する最終的な証明書となる。

40. 法令への抵触

- (a) 本信託証書の規定は分離可能であり、受託会社が、その顧問の助言によりかかる規定のいずれかが適用法令に抵触していると判断された場合、抵触する規定は以後本信託証書の一部を構成しないものとみなされる。但し、かかる判断は本信託証書の他の規定に影響を及ぼさず、又はかかる判断に先行してなされた作為もしくは不作為を無効もしくは不適切とするものではない。
- (b) 本信託証書のいずれかの規定がいずれかの法域において無効又は強制履行不能とされた場合、かかる無効又は強制履行不能は、当該規定及び当該法域においてのみ適用され、いかなる方法によっても、他の法域における当該規定、あるいはいずれかの法域における本信託証書の他の規定には影響を及ぼさないものとする。

41. その他の信託

受託会社はその自由裁量により、本ファンドとは別個かつ別異の他の信託又は集合投資媒体の受託者として設立され又は行為し、役務提供者はその自由裁量により、本ファンドとは別個かつ別異の他の信託又は集合投資媒体の役務提供者として設立され又は行為することができる。

42. 秘密保持

管轄政府当局、規制当局もしくは司法当局により開示を要求される場合、又は受益権者により、もしくはこれに代わって開示が要請される場合、及びケイマン諸島の法律により開示を要求される場合を除き、受託会社及び役員提供者は、本ファンド及び本ファンドに関連する各種契約に関する一切の情報の秘密を保持する。

別紙1

受託会社の管理権限

1. 管 理

受託会社は、自己の決定する手続に従って本信託を管理し、管理上の行為は多数決によってこれを行う。

2. 権限の行使

本信託証書に定める受託会社の管理会社と協議する義務に基づき、受託会社の信託、権限、権能及び裁量権は、行使方法に関してであるか又は行使の態様もしくは時期についてであるかを問わず、その絶対的な裁量により行使することができる。複数の目的のために行使しうる本信託の権限を行使する者は、その行使にあたり、本信託証書に記載する制限に従うことを条件に、一又は複数の目的のために他の目的を排除して権限を行使することができる。

3. 一般的な権限

3.1 受託会社は、以下を行うことができる。

- (a) 財産（動産又は不動産の別を問わない。）を、それが譲渡可能又は支払可能となる前に受け入れること。
- (b) 混合された信託の資産又は財産を分離し配分すること。
- (c) 十分な証拠により証される請求債務を支払い又は承認すること。
- (d) 請求された債務又は財産（動産又は不動産の別を問わない。）に関して、構成資産又は証券（動産又は不動産の別を問わない。）を受け取ること。
- (e) 債務の支払時期を容認すること。又は
- (f) 本信託に関連する何らかの債務、勘定、請求その他の事項を、譲歩、折衝、放棄、仲裁付託その他により解決すること。

3.2 上記の目的のいずれかのために、受託会社は、便宜と考える契約、和解又は協定の書面、免責証書その他を締結、付与し、これに署名し、かつこれを履行することができる。

4. 受託会社の請求

4.1 信託の管理業務もしくは管理を含む業務を行う受託会社、又は助言を行う受託者は、本信託に関連して自己又は会社が行った業務（専門家ではない者が個人で行うことのできる業務を含む。）につき請求を行うことができる。かかる請求は、信託財産を構成する資産の投資もしくは再投資、又は収益その他の金員の回収に関連する報酬又は手数料を含むことがある。

4.2 受託会社は、本信託に関連する自己の責務のみを理由に負担した費用につき、信託財産から弁済を受けることができる。

- 4.3 受託会社又はその関係会社（法人とする。）は、銀行として行為し、その顧客に対して行う場合と同等の条件で本信託に関する役務を履行することができ、その結果得られる利益については説明の義務を負わない。受託会社は、関係会社に口座を開設し、また役務の請負契約を締結することができ、かかる取引を利益相反を理由に制限する法律の原則又は規則の適用は免除される。
- 4.4 受託会社又はその委任先（受託会社の関係会社であっても良い。）は、信託財産に関して銀行として行為し、かかる資格において、一切の銀行業務による通常の収益を留保する権限を有する。受託会社又はその委任先が投資資産の購入及び売却につき資産管理人、ブローカー又は管理会社として行為する場合、受託会社はかかる役務に関する一切の通常の報酬及び費用を請求し、これを留保する権限を有する。

5. 自己取引

以下の者については次の自己取引に関する規定が適用される。

- (a) 受託会社は、本信託証書又は法律一般により認められた取引を締結し実施する権限又は裁量権を行使する（かかる権限もしくは裁量権の行使又は取引の方法又は結果において、（個人的な利害であるか、又は単独の受託会社もしくは他の決済における共同受託会社のうちの一社としての資格における利害であるかにかかわらず）自己の利害と異なるか又は利害の衝突が存在するかを問わない。）ことができ、その結果、かかる資格において受託会社により得られたか又は生じた収益については説明責任を負わない。但し、いずれの受託会社も、自己の利害と異なるか又は利害の衝突を生じる事柄においては、形式的な当事者以外の者として行為することを差し控えることができる。
- (b) 受託会社並びにその役員及び従業員は、本信託に何らかの関連性を有する会社、団体又は法人の役員、従業員、代理人又は顧問として得た合理的な報酬その他の利益については、かかる地位又は職務が、受託会社としての地位又は本信託に帰属もしくは関連する株式、財産、権利もしくは権能の当然の結果として、もしくはこれを手段・理由として得られたか又は保有もしくは留保するものであっても、その説明責任を負わない。

6. 信託の記録及び会計に用いる通貨

本信託の記録及び会計は、米ドルによる。

7. マスターファンド

受託会社は、マスターファンドが清算又は解散となることを認識した場合は直ちに受益権者に対してこれを通知する。

8. 受託会社の権限

- 8.1 受託会社は、本信託証書に基づく権利、特権、権能、責務、信託及び裁量権を、委任先として適格とみなす者（管理会社、会計監査人及びその他受託会社が 9 条に従い指名する者、機

関、会社又は法人を含む。) に対して委任し、その役務に対するかかる者の通常の手数料を請求することができる。

- 8.2 受託会社は、自己の決定する条件（委任先による再委任を許容する条件を含む。）によりかかる委任先を指名することができ、また当該委任先の助言に依拠することができる。

9. 受託会社の指名、解任又は辞任

- 9.1 受託会社は、受益権者及び管理会社に対して 90 日以上前に書面で通知することにより、いずれかの月の最終の営業日付で受託会社を辞任し、本信託の義務を免除されることができる。かかる辞任及び義務の免除は、本条に記載する承継受託会社が指名された場合に有効となる。

- 9.2 受託会社が辞任を通知した場合、管理会社が承継受託会社を指名する権限を有する。

10. 投資資産

- 10.1 第 5 条及び管理会社への委任を条件として、受託会社は次の者に、投資資産その他本信託証書に記載する信託上で保有される他の財産の引渡の受領、その保有、及び／又は当該財産の法定上の所有者としての登録をさせることができる。

- (a) 受託会社の役員又は責任者
- (b) 受託会社が指名する者
- (c) 受託会社の指名を受けた者及び受託会社
- (d) 本項の定めに従い指名される資産管理人、共同資産管理人又は副資産管理人、又は
- (e) 投資資産との関係で関与する、公認の預託機関もしくは決済機関として運営する会社又は決済代理人として行為する会社

受託会社は、資産管理人、共同資産管理人又は副資産管理人を指名し、またかかる指名を終了することができる。受託会社はまた、かかる資産管理人又は副資産管理人に対して、受託会社の事前の同意を得て、その副資産管理人を指名する権限を付与することができる。当該資産管理人、共同資産管理人又は副資産管理人の報酬及び費用は、信託財産からこれを支払う。

- 10.2 信託財産を構成する投資資産その他の財産はいつでも換価し、その売却手取金を他の投資資産及び／もしくは他の財産に投資し、又は現金を付与し、あるいは売却手取金を現金もしくは預金、又は一部を現金、一部を預金で留保することができる。

- 10.3 信託財産の一部を構成する現金が、受託会社（銀行等の金融機関とする。）の預金口座に移転された場合、かかる銀行等の金融機関は、これと同様の条件の預金にかかる通常の銀行業務の慣行に従い、同等の水準の金融機関に同等の金額、期間、通貨で預け入れられている預金に適用される実勢金利と同等の利率により利息を付す。上記に服することを条件として、かかる銀行その他の金融機関は、自己の利用及び利益のために、信託財産の一部として手元に置く（当座預金又は普通預金の別を問わない。）現金から得られる利益を留保することができる。

- 10.4 いずれの証券、取引その他の投資手段を投資資産とするか（証券、取引その他の投資手段のいずれかの種類もしくは分類に係るか、又は特定の証券、取引その他の投資手段に係るかを問わない。）の決定にあたっては、受託会社の判断が最終的なものとなる。
- 10.5 受託会社の有する投資資産に付与されるすべての議決権は受託会社の判断に基づき行使され、受託会社は議決権を行使しないこともできる。「議決権」又は「議決権行使」という語は、受益権者集会における議決権の行使のみならず、何らかの取り決め、スキームもしくは決議、又は信託財産のいずれかの部分に伴う権利の変更もしくは放棄に関して同意又は承認を行うこと、及び集会の招集、決議通知の付与又は声明の公表を要求するか又はかかる要求に参加する権利を行使することを含むものとみなされる。

11. 借入

受託会社は、管理会社と協議のうえ、その裁量により借入を行うことができる。

12. 財政上の負担

受託会社は、信託財産又は受益権者に関していずれかの地域において支払う必要が生じた財政上の負担であって、当該時点において本信託の決済が管理されるか、又は受託会社が居住者であるかもしくは住所を有するか、あるいは信託財産が所在する場所の裁判所を通じて強制可能なものについては、信託財産からこれを支払うことができ、当該国の税務当局に対する税務申告の目的に関する情報を利用又は提供することができる。

13. マネー・ロンダリング防止規定

- 13.1 マネー・ロンダリング防止のための受託会社の責任の一部として、受託会社又はその関係会社、子会社もしくは関係者は、受益証券の申込者の身元及び支払の源泉につき詳細を確認することを要する。但し、以下の場合、申込の状況によっては詳細の確認は要求されないことがある。
- (a) 見込み投資者が、その投資にかかる支払を、公認の金融機関における自己名義の口座から行う場合。
 - (b) 見込み投資者が、認知された規制当局の規制を受ける公認の金融機関であり、マネー・ロンダリング防止のための規制が十分になされていると受託会社により判断される国において事業を営む場合。
 - (c) 見込み投資者が、認知された規制当局の規制を受ける公認の仲介業者を通じて投資を行い、マネー・ロンダリング防止のための規制が十分になされていると受託会社により判断される国において事業を営む場合。かかる場合、受託会社は受益証券の申込者の事業に関して要求される身元確認手続が完了している旨の仲介業者の保証書に依拠することができる。
- 13.2 上記の例外は、言及される金融機関又は仲介業者が、マネー・ロンダリングの防止につき十分な規則を備えていると受託会社により判断される国の機関又は業者である場合にのみ適用される。

- 13.3 受託会社は、見込投資者の身元を確認するために必要な情報の提供を要求する権限を有する。受益証券の申込者がかかる身元確認手続のための情報提供に遅滞したか又は提供を行わなかった場合、受託会社は申込を拒絶し、受領済の資金は、当初にかかる資金が借記されていた口座に何らの利息も付さずに返金される。
- 13.4 受託会社は、受益権者に対する償還金の支払が、関連法域における者のマネー・ロンダリング防止法その他の法令違反の結果となると疑われるかもしくはその旨の助言を受けた場合、又は関連法域において受託会社が法令を遵守するために必要もしくは適切であるとみなされる場合には、受益権者に対して償還金の支払を拒絶する権利を留保する。
- 13.5 ケイマン諸島の居住者である者が、本信託に対する引受その他による支払に、犯罪行為による収益が含まれるという疑念を抱いた場合、かかる者はケイマン諸島犯罪行為収益法（2004年度改正）に従いこれを報告するよう要求され、かかる報告は法律その他による情報開示規制の違反とは扱われない。

14. ミューチュアル・ファンド法

- 14.1 本信託の受益権者（その人数の過半数をもって受託会社の指名及び解任を行うことができる者）が 15 名以下である場合、本信託はケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法（2003 年改正）に基づく規制を受けることを要しない。
- 14.2 但し、第 14.1 項に記載する要件が充足されない場合には、本信託はミューチュアル・ファンド法（2003 年改正）及びその後改正に基づく規制を受けなければならない。かつケイマン諸島金融庁（「金融庁」）の監督に服することとなり、また受託会社は、(i)金融庁への登録、(ii)本目論見書に記載される事項及びその変更の金融庁に対する届出、(iii)金融庁に対する年次の計算書類（許可された会計監査人の監査を受けたもの）の提出、及び(iv)所定の登録料及び年間手数料の支払並びに適用法令の遵守に必要な行為を行うことを要求される。

15. 事務管理者としての役務

受託会社は、本信託に代わり、ケイマン諸島において次の会計及び事務管理サービスを行う。

- (a) 本信託の名義において、かつ本信託を代理して、毎月の評価日に本信託の純資産価額及び受益証券 1 口当たりの純資産価額を、本信託証書及び募集書類に従い決定する。
- (b) 本信託が管理会社に対して支払う運用報酬及び成功報酬を、募集書類に従い計算する。
- (c) 本信託の主たる事務所を提供し、本信託の受益権者名簿（「名簿」）及び会計記録等を含む合理的かつ必要な一切の記録及び会計を管理する。
- (d) 受益権者の要請ある場合には、本信託上の持分の証明書を作成し、これを受益権者に提出する。また、監査のために、本信託の報告書、会計記録及び財務諸表を作成する。
- (e) 本信託証書及び募集書類に従い引受契約又は引受の申込（「引受契約」）、及び償還の請求通知（「償還請求通知」）を受け、これに対応し、本信託証書及び募集書

類の定めに従いこれを処理する。特に、所定の金員を受領することにより、当該申込を充足するために適宜受益証券を発行し、割当て、及び／又は発行済受益証券の名義書換を行い（また要求ある場合は、申込があるまで申込金を預託するよう手配し）、受益証券の償還を行う。

- (f) 引受契約及び償還請求通知、又は各種通知を受領する。但し、
 - (i) 受託会社は、関連受益証券にかかる引受契約の署名済原本及び償還請求通知の署名済原本の双方を受領するまでは、受益証券の償還を行わない。
 - (ii) 受益権者が会社その他個人以外の者である場合、受託会社は引受契約とともに提供された、権限ある署名者の認証済署名鑑（又は当初の認証された権限ある署名者の1名により認証されたか又はその他受託会社の合理的に満足の方法で認証された修正署名鑑）に依拠することができ、受託会社は、その法人としての権能並びに受益権者及び認証されたかかる権限ある署名者の権限につき更に調査することを要しない。
- (g) 受託会社が本信託証書に従い発行、送付又は送達を要求される、受益証券の発行にかかるすべての引受確認書、明細書、通知及び証拠を作成し、受益権者に対して提供する。
- (h) 受益証券の償還請求書もしくは譲渡証書、又はその他受益証券の保有者の正式な意思表示の書面に付される受益証券の保有者のあらゆる署名が、引受契約の各原本の署名と一致していることを確認する。
- (i) 受益証券の引受、購入、名義書換又は償還その他に関連して、可能な場合には、本信託の主たる事務所において本信託宛になされた一切の連絡に対応し回答する。但し、受益証券の発行、所有、償還その他に関連して紛争が生じた場合、受託会社は、その単独の裁量で必要とみなす措置を講ずる。
- (j) 本信託に代わり受領した金銭、手形及び債券を、受領後直ちに本信託に預託する。
- (k) 受託会社は、本信託証書の定めに従い預託された引受契約の様式、署名の方法又は有効性につき調査を行う義務を負わず、また当該引受契約に署名した者の身元、権限又は権利についても調査を行う義務を負わない。本信託証書の別段の定めにかかわらず、受託会社は、本信託証書に基づき、本信託証書に明示的に定められる自己の責務を相当な注意をもって履行しなかった場合にのみ責任を負う。
- (l) 矛盾する要求のある場合、受託会社は、本別紙に記載される受託会社の事務管理サービスの履行を、かかる矛盾する要求が撤回され、又は各当事者の権利が裁判所の手続、仲裁又は共同の命令その他により解決されるまで差し控えることができる。
- (m) 本信託に関連してケイマン諸島で支払の要求される一切の行政手数料を支払い、本信託に関連してケイマン諸島で要求される一切の届出を行う。
- (n) 本項(n)の定めに従うことを条件として、受託会社の管理義務及び責任は、本別紙に明示的に記載されるものに限定される。受託会社は、追加の事務管理サービスに合意これを行うことができるがその義務を負うものではなく、かかる追加的なサー

ビスについては本信託証書第 31 条に従い承認される追加の報酬を受けることができる。

別紙 2

信託報酬

本ファンドが四半期毎に UBS に対して支払う報酬額（関連する暦四半期の最終評価日における各サブファンドの純資産価額（本信託証書に従い算定される）に対する料率として計算される。）

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 50 百万ドルまでの部分 | サブファンド毎の純資産価額の年率 8 ベーシ ス・ポイント |
| 残りの部分 | サブファンド毎の純資産価額の年率 6 ベーシ ス・ポイント |

但し、四半期毎の報酬額は各サブファンドにつき、最低 8,750 ドルとする。

上記を証するため、受託会社は、冒頭記載の日付において本信託証書を作成した。

| | | |
|---|-------------|--|
| 下記の者の面前にて UBS ファンド・サービ シズ (ケイマン) リミテッド により署名され た _____ 証人 (署名) _____ 氏名 |))) | _____ 権限ある署名者 _____ 権限ある署名者 |
|---|-------------|--|

| | | |
|---|-------------|----------------------------------|
| 下記の者の面前にて クアドリガ・ジャパン・ トレーディング (ケイマン) リミテッド に より署名された _____ 証人 (署名) _____ 氏名 |))) | _____ 取締役 _____ 取締役 |
|---|-------------|----------------------------------|



インベストメントセンター ウィーン

SINCE



1996